# 大学入試センター年報

## 平成元年度

平成３年３月

大学入試センター

# 大学入試センター年報

## 平成元年度

# 平成元年度大学入試センター年報目次


第１　総　　説

1　事業の概要…… 1

2　定員及び予算…… 3

3　機構…… 4

4　規程等…… 5

5　会議…… 9

(1)　評議員会 …… 9

(2)　運営委員会 …… 11

(3)　専門委員会等 …… 13

ア　教科専門委員会 …… 13

イ　試験問題特別委員会（運営委員会） …… 14

ウ　試験問題特別専門委員会 …… 14

エ　実施方法専門委員会 …… 14

オ　資料公開等特別委員会（運営委員会） …… 14

(4)　大学入試センター試験等連絡協議会 …… 14

ア　総合部会 …… 14

イ　試験問題部会 …… 15

6　広報活動…… 16

(1)　広報資料の刊行 …… 16

(2)　諸資料の発表等 …… 18

第２　平成２年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要…… 21

(1)　利用大学 …… 21

(2)　実施日程 ……22

2　連絡会議の設置及び世話大学の決定…… 24
3　実施要項及び受験案内の決定・発表等…… 24
(1)　実施要項の決定・発表 ……24
(2)　受験案内の決定・発表 …… 25
(3)　実施提要の決定 …… 26
(4)　説明協議会の開催 …… 27
(5)　入試担当者連絡協議会等 …… 27
(6)　受験案内の配布 …… 28
4　試験場・試験室の設定準備 ……29
5　出願受付及び受験票の発行…… 30
(1)　志願状況 …… 30
(2)　確認はがきの発送及び不備出願書類の修正 …… 31
(3)　試験場の指定 …… 31
(4)　受験票等の発行 …… 32
(5)　検定料の収納 …… 32
6　試験実施…… 33
(1)　実施体制等 …… 33
(2)　試験時間 …… 33
(3)　受験状況 …… 34
(4)　身体に障害のある志願者に対する措置 …… 36
(5)　追試験の実施 …… 39
(6)　正解の発表 …… 39
7　実施結果…… 40
(1)　答案の読み取り及び採点 …… 40
(2)　答案のマークもれ等の状況 …… 40
(3)　平均点等 …… 40
(4)　得点調整実施の有無 …… 40
(5)　成績の提供 …… 40
(6)　合格状況資料の提供 ……41



(7)　出願状況資料の提供 ……41
8　試験問題…… 42
(1)　試験問題の作成 …… 42
(2)　科目の平均点等 …… 42
(3)　出題の誤り等について …… 43
(4)　試験問題に対する意見 …… 44

第3　大学情報提供事業
1　「ハートシステム」の運用 …… 45
2　「国公立大学ガイドブック（平成2年度版）」の刊行…… 46
3　「大学ガイダンスセミナー」の開催 …… 46
4　入学広報に関する実態調査の実施…… 46
5　大学情報提供事業について（報告書） …… 47

第4　調査研究
1　調査研究組織…… 57
2　調査研究状況…… 57
3　共同研究…… 60
4　調査研究のための資料の提供…… 61

第5　「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について
1　対応策の検討と策定…… 63
2　平成2年度大学入試センター試験における具体的対応…… 64

第6　資　料
1　平成元年度業務日誌…… 77
2　平成元年度大学入試センター役職員…… 84
3　規程等…… 87

(1) 大学入試センター共通第１次学力試験実施本部規程の一部を改正する規程 …… 89
(2) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程 …… 90
(3) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程 …… 91
(4) 大学入試センター試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程 …… 92
(5) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程 …… 93
(6) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則 …… 94
(7) 大学入試センター共通第１次学力試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則 …… 95
(8) 大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則 …… 96
(9) 大学入試センター文献複写規則の一部を改正する規則 …… 97
(10) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則 …… 98
(11) 大学入試センター大学入試センター試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則 ……100
(12) 大学入試センター大学入試センター試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則 ……101
(13) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則 ……102
(14) 大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則 ……103
(15) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則 ……106
(16) 大学入試センター試験問題特別専門委員会における臨時委員に関する細則 ……107
(17) 大学入試センター研究開発部長の任期に関する内規 ……108
(18) 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正 ……109
(19) 大学情報提供に関する調査検討委員会の設置について ……110
(20) 大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会の設置について ……112
(21) 大学入試センター試験成績委員会について ……114
(22) その他（掲載省略） ……116



4 関係法令 ……117
(1) 大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令 ……118
(2) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 ……119
(3) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 ……125
(4) 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡に関する規則及び国立学校設置法に規定する共通第１次学力試験に係る費用の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令 ……130
(5) 郵政官署において取り扱う国庫金の受入れ及び払渡しに関する省令の一部を改正する省令 ……131
5 実施要項等 ……133
(1) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項 ……135
(2) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄） ……142
(3) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票 ……200
(4) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票 ……201
(5) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験者心得 ……203
(6) 平成２年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について ……221
(7) 平成２年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について ……223
(8) 平成２年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて ……226
(9) 平成２年度大学入試センター試験試験場一覧 ……228
(10) 平成２年度の大学入学者選抜実施要項について（文部省） ……243
6 国公立大学入学者選抜関係統計資料 ……283
(1) 平成２年度国公（私）立大学入学者選抜実施状況 ……285
(2) 平成２年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数 ……290
(3) 平成２年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧 ……291
7 入学広報に関する実態調査報告書 ……293
8 国会における大学入試に関する質疑 ……348
9 大学入試における新聞論調等一覧 ……349

# 第１　総　　説

## 1　事業の概要

大学入試センターは、昭和63年5月の国立学校設置法の一部改正により、その所掌事務が改められ、国公私立大学が共同して実施する「大学入試センター試験」の試験問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うとともに、従前からの調査研究業務に加え、新たに、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供業務を行う新しい機関としてスタートした。

昭和63年度においては、最後の共通第1次学力試験を実施するとともに、「新テスト」（仮称）への移行のための諸準備や「新テスト」（仮称）の試行テストの準備及び実施など多忙を極めた。

平成元年度においては、前年度からの準備に引き続き年度当初から、共通第1次学力試験に代わって実施される「大学入試センター試験」の具体的実施準備に取り組むとともに、第1回目の試験を無事に実施した。なお、最後の共通第1次学力試験において、止むを得ず実施した得点調整に関し、各方面の意見を聴きつつ、そのルール作りを行った。また、新しい業務として付加された大学情報提供事業については、その基本的方向、内容を定めるため、調査検討委員会を設置し、平成2年3月にはその報告を得て、今後の事業展開の基礎を作った。

(1)　平成2年度の大学入試センター試験は、当センターと各国公立大学及び16の私立大学との緊密な連携協力のもとに、平成2年1月13日(土)、14日(日)の両日、全国336会場で、430,542人の志願者について一斉に行われた。

本年度からの大学入試センター試験は、① 私立大学も国公立大学と同じ立場でその試験の成績を利用することができることになった、② 出題教科・科目は、国公私立大学を通じて多様な利活用ができるようにするためなどを考慮して、5教科18科目を出題することとした、③ 出題教科・科目の試験時間割は、各大学の利用を考慮して、数学を2グループに、理科を3グループに分け、数学Ⅰのみの指定、あるいは理科については、物理、化学、生物の3科目の中から2科目選択というような指定が可能となるような組み合わせとした、④ 検定料は、受験生の多様な選択に配慮して二段階制とし、平成2年度の場合は、「2教科以下」を受験する場合は8,000円、「3教科以上」を受験する場合は12,000円としたなど、多様な利活用ができるような仕組みを設け、これを利用するか否か、利用するとした場合、これをどのように利用するかを各大学の判断と創意工

夫に委ねるとともに、国公立だけでなく、私立の大学も含めて、より広い視野で改善を進めようとするものである。

(2) 最後の共通第1次学力試験においては、理科の選択科目間に極端な得点差が生じたために、緊急避難的な措置として、止むを得ず、得点調整の措置を行った。本年度においては、この経験を踏まえ、大学入試センター試験において、どのような結果となった場合はどのような措置をとるかをあらかじめ決定、公表することとし、具体的対応策を策定するため、年度当初から研究開発部を中心に部外の専門家の協力を得ながら、検討を進めた。9月上旬には、センター内に得点調整に関する調査研究委員会を設置し、関係各方面の意見を聴きつつ、4回にわたり調査審議、意見調整を行い、11月末には「大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応策」(案)の成案を得た。大学入試センターでは、部内各種委員会の議を経て、大学入試センター試験協議会に諮り最終的な合意了承を得て、これを発表した。

なお、受験生には「受験者心得(追加)」として受験票とあわせて、12月中旬までにその対応策を志願者に送付し、周知を図った。

(3) 大学情報提供事業については、平成元年8月に「大学情報提供に関する調査検討委員会」を設置し、今後において大学入試センターが実施する大学情報提供事業の基本的方向、内容について検討を進め、平成2年3月にその成案の報告を得た。一方、これと並行して、昭和63年10月から運用を開始している「ハートシステム」については、平成元年10月から国公私立大学を通じた横断的検索を可能にしたことや、国公立大学の情報に加えて、大学入試センター試験を利用する私立大学(16大学)の個別の情報提供も開始するなど、その改善、充実に努めた。

また、この事業の新しい試みとして、大学進学志願者の志望、適性等に応じた適切な進路指導に資するため、大学の教育研究内容の全国的な現状と展望等について、メディアを仲介せずに講演、シンポジウム、パネルディスカッション等直接的な方法で紹介し、大学関係者と高校進路指導担当教員等との直接のコミュニケーションを図る意見交換会「大学ガイダンスセミナー」を岡山県において開催した。

(4) 当センターは、各大学における入学者選抜方法の研究に資するため、大学入試センター試験に係るデータの各大学への提供を積極的に進めるとともに、国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に、各大学との研究と情報の交流を促進した。

なお、当センター研究開発部の調査研究の成果として、大学入試センター研究紀要第25号(通算)を刊行した。





## 2 定員及び予算

### (1) 定　員

平成元年4月1日

| 所長 | 副所長 | 管理部・事業部 | 研究開発部 | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事務官・技官等 | 教授 | 助教授 | 助手 | 小計 | |
| 1人 | 2人 | 79人 | 6人 | 6人 | 6人 | 17人 | 100人 |

ア　研究部門の整備(試験方法研究部門に助手1人増員)を行った。

イ　事業第二課に特殊問題係(事務官1人、一般職員1人)及び情報処理課に業務第三係(事務官1人)を新たに設置した。

### (2) 予　算

大学入試センター試験の実施、進路指導の改善を図るための情報提供及び大学入学者選抜方法の改善に資するための共同研究に必要な経費等が次のとおり計上された。

| | |
|---|---|
| ア　大学入試センター試験経費 | 5,300,351千円 |
| イ　進学情報提供経費 | 171,755千円 |
| ウ　共同研究経費 | 15,191千円 |
| 合　計 | 5,487,297千円 |

### (3) 決　算

| 事　項 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|
| | 千円 | |
| (項) 国立学校 | 5,643,320 | |
| ・人件費 | 562,920 | |
| ・管理運営費 | 1,390,730 | |
| ・大学入試センター試験の実施に必要な経費 | 3,493,925 | |
| (うち各大学分経費) | (1,485,302) | |
| ・進学情報提供経費 | 180,554 | |
| ・共同研究経費 | 15,191 | |
| (項) 施設整備費 | 33,598 | |
| 合　計 | 5,676,918 | |

## 3 機　　構

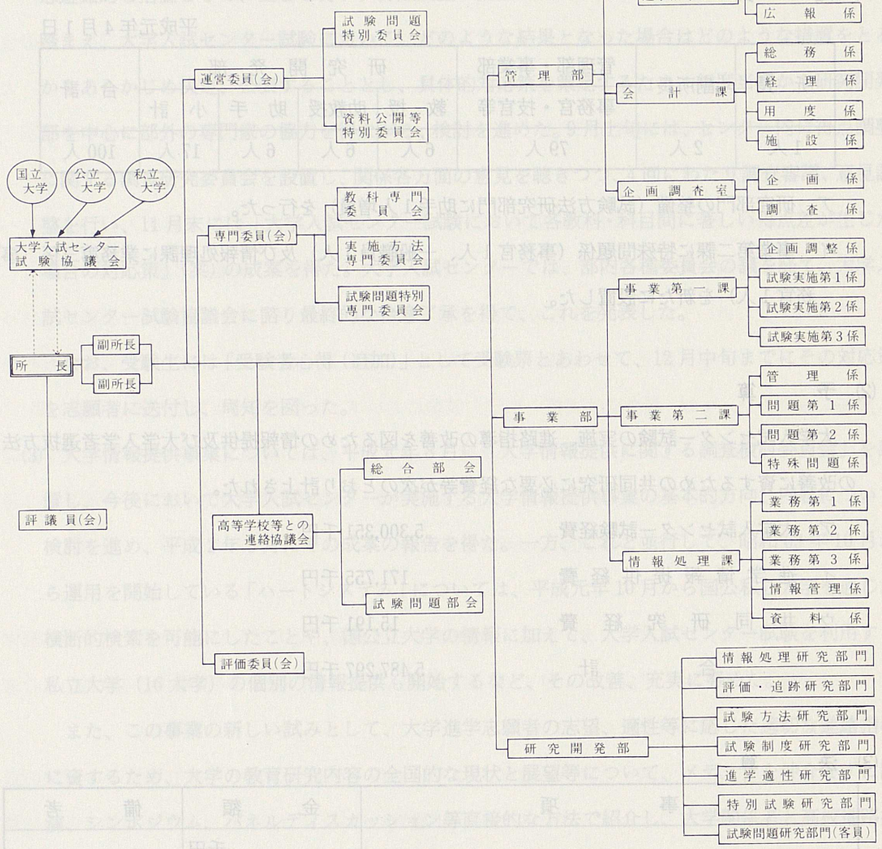






## 4 規　　程　　等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定（一部改正）を行ったが、その主なものは次のとおりである。

### (1) 規　　程

ア　大学入試センター共通第１次学力試験実施本部規程の一部を改正する規程（平成元年４月１日規程第２号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について」(昭和63年８月２日文部大臣裁定)に基づき、「共通第１次学力試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程(平成元年５月29日規程第３号)

「大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令」(平成元年５月29日文部省訓令第14号）の公布により、大学入試センターの「試験実施課」を「事業第一課」に、「問題作成課」を「事業第二課」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ウ　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程（平成元年５月29日規程第４号）

「問題作成課」を「事業第二課」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

エ　大学入試センター試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程(平成元年５月29日規程第５号)

「問題作成課」を「事業第二課」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

オ　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程（平成元年11月28日規程第６号）

委員会に「臨時委員」を置くことができるように改めたことに伴う条文の整備を行った。

### (2) 規　　則

ア　国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部

を改正する規則（平成元年4月12日規則第4号）

「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令」の制定に伴う文部事務次官通達（平成元年4月1日付け文高学第124号）に基づき、国立大学以外の大学から徴収する共通第1次学力試験の成績提供手数料の額を「265円」から「273円」に改正した。

イ　大学入試センター共通第1次学力試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則（平成元年4月1日規則第5号）

「共通第1次学力試験」を「大学入試センター試験」に改めたこと等に伴う条文の整備を行った。

ウ　大学入試センター共通第1次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則（平成元年4月1日規則第6号）

「共通第1次学力試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

エ　大学入試センター文献複写規則の一部を改正する規則（平成元年4月1日規則第7号）

「国立大学附属図書館の文献複写料金について」（平成元年3月17日付け文学情第106号文部事務次官通知）に準じて「45円」を「50円」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

オ　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（平成元年5月29日規則第8号）

「大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令」（平成元年5月29日文部省訓令第14号）の公布により、大学入試センターの「試験実施課」を「事業第一課」に、「問題作成課」を「事業第二課」に改めたこと、また、事業第二課の各係の名称を改めるとともに、事業第二課及び情報処理課に新たに一係加わったことに伴う条文の整備を行った。

カ　大学入試センター大学入試センター試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則（平成元年5月29日規則第9号）

「試験実施課」を「事業第一課」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

キ　大学入試センター大学入試センター試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則（平成元年5月29日規則第10号）

「問題作成課」を「事業第二課」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ク　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（平成元年5月29日規則第11号）

「試験実施課」を「事業第一課」に、「問題作成課」を「事業第二課」に改めたこと、また、事業第二課の各係の名称を改めたことに伴う条文の整備を行った。

ケ　大学入試センター大学入試センター試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則（平成元





年5月29日規則第12号）

「問題作成課」を「事業第二課」に改めたこと、また、事業第二課の係の名称を改めたことに伴う条文の整備を行った（掲載省略）。

コ　大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則（平成元年5月29日規則第13号）

「試験実施課」を「事業第一課」に、「問題作成課」を「事業第二課」に改めたこと、また、事業第二課の各係の名称を改めたことに伴う条文の整備を行った。

サ　国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則（平成元年7月5日規則第14号）

「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令」の制定に伴う文部事務次官通達（平成元年6月5日付け文高学第204号）に基づき、大学入試センター試験に係る検定料の額及びその徴収方法等を改めた。

### (3)　細　　則

ア　大学入試センター試験問題特別専門委員会における臨時委員に関する細則（平成元年11月28日細則第1号）

「大学入試センター試験問題特別専門委員会」に特別な事項を処理するために「臨時委員」を置くことができるように改めたことに伴い、臨時委員に関する事項を定めた。

### (4)　内　　規

ア　大学入試センター研究開発部長の任期に関する内規（平成元年4月1日内規第1号）

研究開発部長の任期を定めた。

### (5)　所長裁定

ア　『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正（平成元年5月29日所長裁定）

「問題作成課」を「事業第二課」に改正した。

イ　大学情報提供に関する調査検討委員会の設置について（平成元年6月15日所長裁定）

大学入試センターの業務の一部である「大学に入学を志願する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」の方向及び内容について調査検討するため、大学情報提供に関する

調査検討委員会を設置し、その委員等について必要な事項を定めた。

ウ　大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会の設置について（平成元年9月26日所長裁定）

大学入試センター試験の試験問題の難易度に格差を生じた場合の取扱い等について調査研究するため、得点調整に関する調査研究委員会を設置し、その委員等について必要な事項を定めた。

エ　大学入試センター試験成績委員会について（平成元年12月20日所長裁定）

所長の諮問に応じ、各年度の大学入試センター試験の実施結果について、総合的かつ専門的な見地から検討・評価するため、大学入試センター試験成績委員会を設置し、その委員等について必要な事項を定めた。





## 5　会　　議

### (1)　評議員会

評議員会は、5回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、大学入試センター試験の実施に関する基本方針、実施結果に基づく諸問題の検討、大学入試に関する情報提供の方向及び内容の検討、概算要求の基本方針等大学入試センターの管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

ア　評　議　員

| 氏　　名 | 現　　職 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 有　馬　朗　人 | 東京大学長 | 平元．5.16から |
| 石　川　忠　雄 | 慶應義塾大学長 | |
| 石田名香雄 | 東北大学長 | 平元．4.30まで |
| 太　田　時　男 | 横浜国立大学長 | 平　2．1．1から |
| 大　谷　茂　盛 | 東北大学長 | 平元．5.16から |
| 岡　本　道　雄 | 神戸市立中央市民病院長 | |
| 奥　田　眞　丈 | 東京都立教育研究所長 | |
| 川　井　　健 | 一橋大学長 | 平元.11.30まで |
| 橘　高　重　義 | 東京理科大学理事長 | |
| 木　村　　等 | 香川大学長 | 平元．8.31まで |
| 熊　谷　信　昭 | 大阪大学長 | |
| 﨑　山　耕　作 | 大阪市立大学長 | 平元．8.31まで |
| 末　松　安　晴 | 東京工業大学長 | 平　2．1．1から |
| 高　井　修　道 | 横浜市立大学長 | |
| 高　橋　克　明 | 岡山大学長 | 平元．9．1から |
| 高　橋　良　平 | 九州大学長 | |
| 田　中　郁　三 | 東京工業大学長 | 平元.11.23まで |
| 新　野　幸次郎 | 神戸大学長 | |
| 西　島　安　則 | 京都大学長 | 平　2．1．1から |
| 西　原　春　夫 | 早稲田大学長 | |
| 早　川　幸　男 | 名古屋大学長 | |
| 伴　　義　雄 | 北海道大学長 | |
| 人　見　楠　郎 | 昭和女子大学長 | |
| 北　條　舒　正 | 信州大学長 | 平元.11．9まで |
| 丸　井　文　男 | 愛知教育大学長 | 平元．6.30まで |
| 前　川　　正 | 群馬大学長 | 平元．9．1から |
| 行　田　良　雄 | 神戸市外国語大学長 | 平元．9．1から |

イ　審議の概要

| 回　（開催期日） | 議　　事 |
|---|---|
| 第　34　回<br>（平成元年 5 月 23 日） | 報告事項<br>(1)　副所長の人事について<br>(2)　顧問について<br>(3)　教科専門委員会委員について<br>(4)　教官人事について<br>(5)　研究開発部研究状況について<br>審議事項<br>(1)　大学入試センター諸規程の改正について<br>(2)　平成 2 年度大学入試センター試験の実施について<br>(3)　大学情報の提供について |
| 第　35　回<br>（平成元年 9 月 26 日） | 報告事項<br>(1)　平成 3 年度大学入試センター試験の実施について<br>審議事項<br>(1)　副所長の選考について<br>(2)　大学入試センター試験における「得点調整」について |
| 第　36　回<br>（平成元年 11 月 28 日） | 報告事項<br>(1)　平成 2 年度大学入試センター試験出願状況について<br>審議事項<br>(1)　試験問題特別専門委員会への臨時委員の配置及びこれに伴う関係規程の一部改正について<br>(2)　大学入試センター試験における得点調整問題について |
| 第　37　回<br>（平成元年 12 月 20 日） | 報告事項<br>(1)　平成 2 年度大学入試センター試験志願者数について<br>審議事項<br>(1)　評価委員会について<br>(2)　大学入試センター試験における成績の取扱いについて<br>(3)　大学情報提供に関する調査検討委員会「中間まとめ」について |
| 第　38　回<br>（平成 2 年 3 月 6 日） | 報告事項<br>(1)　平成 2 年度大学入試センター試験の実施状況等について<br>(2)　平成 2 年度大学入試センター試験のモニターによる調査結果について<br>(3)　教官人事について<br>(4)　平成 2 年度大学入試センター予算（案）の概要について<br>審議事項<br>(2)　前回評議員懇談会（12 月 20 日）議事の追認について<br>(2)　平成 2 年度大学入試センター試験の成績の取扱いについて |





| | |
|---|---|
| | (3)　平成 2 年度大学入試センター試験の実施結果に基づく主な意見について |

### (2)　運営委員会

運営委員会は、8 回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、大学入試センター試験の実施に関する基本方針、大学入学者選抜の改善に係わる諸問題、大学入試に関する情報提供、教官人事、概算要求の基本事項等大学入試センターの管理運営に関する具体的な事項について協議を行った。

ア　運営委員

| 氏　　名 | 現　　職 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 有　江　幹　男 | 大学入試センター所長 | 議長 |
| 潮　木　守　一 | 名古屋大学　教育学部　教授 | |
| 江　藤　　孝 | 熊本大学　法学部　教授 | 平元．5.16 から |
| 緒　方　直　哉 | 上智大学　理工学部　教授 | |
| 小　川　國　治 | 山口大学　教育学部長 | |
| 北　畠　　暁 | 大阪市立大学　医学部　教授 | 平元．8.31 まで |
| 越　田　　豊 | 大阪大学　教養部長 | 平元.10．1 から |
| 小　林　哲　也 | 京都大学　教育学部 教授 | 平　2．3.31 まで |
| 坂　元　　昂 | 東京工業大学<br>大学院総合理工学研究科　教授 | |
| 佐　藤　正　次 | 大阪大学　教養部　教授 | 平元．8.31 まで |
| 佐　藤　泰　正 | 筑波大学　学校教育部長 | |
| 佐　野　博　敏 | 東京都立大学長 | |
| 清　水　畏　三 | 桜美林学園理事長 | |
| 清　水　留三郎 | 大学入試センター　研究開発部長 | |
| 末　松　安　晴 | 東京工業大学長 | 平　2．1．1 から |
| 高　野　文　彦 | 大学入試センター副所長 | 平元.10．1 から |
| 高　村　直　助 | 東京大学　文学部　教授 | 平元．4.20 から<br>平　2．3.31 まで |
| 田保橋　　彬 | 大学入試センター副所長 | |
| 中　島　直　忠 | 大学入試センター　研究開発部　教授 | |
| 中　原　　爽 | 日本歯科大学理事長 | |
| 中　山　和　彦 | 筑波大学　電子・情報工学系　教授 | 平元．8.31 まで |
| 奈　良　　久 | 東北大学　教養部　教授 | 平元．9．1 から |
| 福　田　義　一 | 東北大学　教養部　教授 | 平　2．3.31 まで |
| 前　川　　正 | 群馬大学長 | 平元．9．1 から |

| | | |
|---|---|---|
| | | 平元.12.31まで |
| 松　本　三　郎 | 慶応義塾大学　常任理事 | |
| 丸　井　文　男 | 愛知教育大学長 | 平元. 6.30まで |
| 保　田　淑　郎 | 大阪府立大学　学生部長 | 平元.11. 1から |
| 柳　井　晴　夫 | 大学入試センター　研究開発部　教授 | 平元. 4. 1から |
| 吉　井　　溥 | 横浜市立大学　商学部　教授 | |
| 吉　田　　治 | 千葉大学　教養部　教授 | |

イ　会議の概要

| 回（開催期日） | 議　　事 |
|---|---|
| 第 5 回<br>（平成元年 4 月 24 日） | 報告事項<br>(1) 昭和 63 年度大学入試センター研究開発部研究状況について<br>審議事項<br>(1) 顧問について<br>(2) 教官選考特別委員会委員の補充について<br>(3) 平成 2 年度大学入試センター試験の実施について<br>(4) 大学情報の提供について |
| 第 6 回<br>（平成元年 5 月 23 日） | 報告事項<br>(1) 電子計算機の更新について<br>審議事項<br>(1) 大学入試センター諸規程の改正について<br>(2) 教官人事について<br>(3) 運営委員の会議に置く特別委員会委員について<br>(4) 平成 2 年度大学入試センター試験について |
| 第 7 回<br>（平成元年 6 月 28 日） | 報告事項<br>(1) 平成 2 年度大学入試センター試験について<br>審議事項<br>(1) 教官人事について<br>(2) 平成 2 年度概算要求について |
| 第 8 回<br>（平成元年 9 月 20 日） | 報告事項<br>(1) 平成 3 年度大学入試センター試験について<br>審議事項<br>(1) 副所長の選考等について<br>(2) 教官人事について<br>(3) 大学入試センター試験における「得点調整」について |
| 第 9 回<br>（平成元年 11 月 28 日） | 報告事項<br>(1) 平成 2 年度大学入試センター試験出願状況について |





| | |
|---|---|
| | 審議事項<br>(1) 試験問題特別専門委員会への臨時委員の配置及びこれに伴う関係規程の一部改正について<br>(2) 平成 2 年度大学入試センター試験について<br>(3) 試験問題特別委員会委員の委嘱について<br>(4) 大学入試センター試験における得点調整について |
| 第 10 回<br>（平成元年 12 月 20 日） | 報告事項<br>(1) 平成 2 年度大学入試センター試験志願者数について<br>審議事項<br>(1) 評価委員会について<br>(2) 大学入試センター試験における成績の取扱いについて<br>(3) 大学情報提供に関する調査検討委員会「中間まとめ」について |
| 第 11 回<br>（平成 2 年 3 月 21 日） | 報告事項<br>(1) 平成 2 年度大学入試センター試験の実施状況等について<br>(2) 平成 2 年度大学入試センター予算（案）の概要について<br>審議事項<br>(1) 教官人事について<br>(2) 運営委員の会議に置く特別委員会委員について<br>(3) 研究紀要登載論文について |
| 第 12 回<br>（平成 2 年 3 月 29 日） | 報告事項<br>(1) 評価委員会委員について<br>(2) 教科専門委員会委員について<br>(3) 平成 3 年度大学入試センター試験新規利用大学について<br>審議事項<br>(1) 試験問題研究部門（客員部門）への併任について<br>(2) 平成 2 年度大学入試センター試験実施結果の公表について<br>(3) 平成 3 年度大学入試センター試験の実施について<br>(4) 平成 4 年度大学入試センター試験試験問題作成要領について<br>(5) 大学情報の提供について |

### (3) 専門委員会等

ア　教科専門委員会

大学入試センター試験の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は、18 部会約 260 人（点字試験問題の作成等を任務とする特別問題

作成部会（10 人）を含む）の委員が試験問題の作成等に当たった。

これらの委員は、広く全国の国公私立大学教員の中から委嘱し、各部会とも年間平均約 12 回 36 日以上にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営委員会）

大学入試センター試験の試験問題の文章表現、問題構成、出題方法、解答方法等の一般的原則に関し、総合的に点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員並びに用字・用語の専門家等計 13 人の委員が、年間 2 回会議を開催した。

ウ　試験問題特別専門委員会

大学入試センター試験の試験問題の作成に関し、その構成、内容、解答等について具体的に点検・照合を行い、正確・適正な試験問題の作成を確保することを主たる任務とする。

教科専門委員会委員経験者から委嘱した委員 60 人が科目別の部会に分属し、各部会とも年間 3 回会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

大学入試センター試験の実施方法の検討、情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。国立大学 10 人、公立大学 2 人、私立大学 3 人及び高等学校関係者 2 人並びに大学入試センター関係者 4 人の計 21 人の委員が年間 7 回にわたって会議を開催した。

オ　資料公開等特別委員会（運営委員会）

所長の諮問に応じ、大学入試センターの研究紀要の論文その他入試関係資料の公開範囲等について、調査審議を行うことを任務とする。運営委員 5 人以内で構成し、年間 2 回にわたって会議を開催した。

### (4)　大学入試センター試験等連絡協議会

大学入試センター試験の実施方法、試験問題等について、高等学校、教育委員会側と連絡協議し、その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

大学入試センター試験等に関する一般的、包括的な事項について連絡協議を行う。

全国高等学校長協会代表者、都道府県教育長協議会代表者、大学入試センターの代表者計 20 人が年間 2 回にわたって会議を開催し、次の事項等について協議を行った。

(ｱ)　平成 2 年度大学入試センター試験の実施について





(ｲ)　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会委員について

(ｳ)　大学情報の提供等について

(ｴ)　「大学入試とその改革の在り方について」アンケート結果の中間報告について

(ｵ)　平成 2 年度大学入試センター試験について

イ　試験問題部会

大学入試センター試験に出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について協議検討を行う。各都道府県教育委員会から推薦された 48 人(1 科目につき原則として 3 人、17 科目合計 51 人以内)の高等学校教員と、大学入試センター内の各試験問題作成責任者 17 人が、各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い、高等学校教員の委員は、試験問題の評価について報告をとりまとめた。

平成 2 年度大学入試センター試験の試験問題に関して、試験問題部会から報告された意見・評価は、平成 2 年度から新たに刊行予定の「平成 2 年度大学入試センター試験問題集」及び「平成 2 年度大学入試センター試験 —— 実施結果と試験問題に関する意見・評価 ——」に“試験問題に関する意見・評価”として掲載することとしている。

## 6 広 報 活 動

本年度においては、大学入試センター試験の円滑な実施と定着並びにその趣旨の啓蒙普及のため、例年にない広報活動を展開した。なお、例年刊行している試験問題に関する意見・評価については、昨年12月に実施した大学入試センター試験の「試行テスト」についてもこれを取りまとめ、公表するなど、試験実施結果等の概要、研究活動の紹介などとともに、広報活動のより一層の充実を図った。

### (1) 広報資料の刊行

ア 「これからの大学入試 —— 大学入試センター試験の実施を前に ——」

平成2年度の大学入学者選抜から実施される大学入試センター試験の誕生の背景、経緯、目的(ねらい)、出願から受験までの流れなどをイラストを中心に、判りやすく解説したパンフレット。主な配布先は、次のとおり、

(配布先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

イ 「これからの大学入試 —— 大学入試センター試験のあらまし ——」

平成2年度の大学入学者選抜から実施される大学入試センター試験について体系的に解説した小冊子。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ｱ) 座談会

(ｲ) 大学入試センター試験に関するQ＆A

(ｳ) 大学入試センター試験利用大学における入学者選抜のあらまし

(ｴ) 大学入試センター試験利用大学と入学者選抜実施日程

(ｵ) 大学入試センターの概要

(ｶ) 大学入試改善の経緯

(ｷ) 大学進学状況等諸資料

(配布先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など





ウ 「平成元年度共通第1次学力試験の試験問題に関する意見・評価」

平成元年度共通第1次学力試験の試験問題に関する意見・評価及び問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめたもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ｱ) 高等学校教科担当教員の意見・評価

(ｲ) 教育研究団体の意見・評価

(ｳ) 問題作成部会の見解

(配布先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

エ 「大学入試センター試験試行テストの試験問題に関する意見・評価」

大学入試センター試験試行テストの試験問題に関する意見・評価及び問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめたもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ｱ) 高等学校教科担当教員の意見・評価

(ｲ) 教育研究団体の意見・評価

(ｳ) 問題作成部会の見解

(配布先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

オ 「大学入試センター要覧(平成元年度版)」

大学入試センターの概要を取りまとめ紹介したもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ｱ) 沿革

(ｲ) 組織・機構

(ｳ) 管理・運営

(ｴ) 大学入試センター試験

(ｵ) 大学情報提供事業

(ｶ) 研究活動

(ｷ) 広報活動

(ク)　共通第１次学力試験における統計データ

(ケ)　委員及び職員名簿

(コ)　予算及び施設・設備

（配布先）

各国公私立大学、各関係機関など

### (2)　諸資料の発表等

大学入試センター試験等に関して、当センターが発表した期日・事項は、次のとおりである。

| 発表期日 | 発表事項 |
|---|---|
| 平成元年 | |
| 5月22日(月) | 「国立大学入学者選抜研究連絡協議会第10回大会開催要項」について |
| 6月　6日(火) | 「これからの大学入試―― 大学入試センター試験の実施を前に ――」の刊行 |
| 7月12日(水) | 平成２年度大学入試センター試験の「実施要項」等について<br>・「平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」<br>・「平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」及び「同受験案内（別冊）」について<br>（付）　受験案内の主な内容について |
| 7月31日(月) | 平成３年度大学入試センター試験の実施期日等について |
| 9月22日(金) | 「得点調整」について |
| 9月26日(月) | 「得点調整」について |
| 10月　2日(月) | 「これからの大学入試 ―― 大学入試センター試験のあらまし ――」の刊行 |
| 10月12日(木) | 平成２年度大学入試センター試験の出願受付について<br>・平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（見本） |
| 10月16日(月) | 平成２年度大学入試センター試験の出願状況、出願受付状況について |
| 10月16日(月) | 「得点調整」について |
| 10月17日(火) | 得点調整の方法とそれぞれの方法による変換後の得点（調整点）の特徴等について |
| 10月20日(金) | 平成２年度大学入試センター試験の出願状況について（中間発表） |
| 10月25日(水) | 「国公立大学ガイドブック（平成２年度版）」の刊行 |
| 10月27日(金) | 平成２年度大学入試センター試験の出願状況について（締切日） |
| 10月27日(金) | 入学広報に関する実態調査報告書等について<br>・大学ガイダンスセミナー開催要項<br>・「ハートシステム（大学進学案内）」の改善について |
| 11月10日(金) | 平成２年度大学入試センター試験志願者数について |
| 11月27日(月) | 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について |





| | |
|---|---|
| | ・平成２年度大学入試センター試験受験者心得及び同受験者心得（追加） |
| 11月29日(水) | 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応についての一部修正について |
| 12月12日(火) | 平成２年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について<br>・志願者数（確定）<br>・試験場一覧 |
| 12月21日(木) | 平成２年度大学入試センター試験（本試験）の試験問題ページ数内訳及び発表用正解の大きさについて |
| 12月21日(木) | 「大学入試センターにおける大学情報提供事業について（中間まとめ）」について |
| 12月25日(金) | 「大学入試センター要覧」の刊行 |
| 平成２年 | |
| 1月　8日(月) | 平成２年度大学入試センター試験の実施について |
| 1月10日(水) | 平成２年度大学入試センター試験の準備状況について<br>・電話ファクス及び専用電話の送受信テスト |
| 1月11日(木) | 平成２年度大学入試センター試験における得点調整に関する記者クラブへの連絡等について |
| 1月13日(土) | 平成２年度大学入試センター試験本試験の実施状況について（第１日目）<br>・天候状況<br>・理科(A)、外国語、数学(A)、数学(B)の試験問題及び正解<br>・理科(A)、外国語、数学(A)、数学(B)の受験者数、受験率 |
| 1月14日(日) | 平成２年度大学入試センター試験本試験の実施状況について（第２日目）<br>・天候状況<br>・理科(B)、国語、社会、理科(C)の試験問題及び正解<br>・理科(B)、国語、社会、理科(C)の受験者数、受験率 |
| 1月17日(水) | 平成２年度大学入試センター試験の追試験受験許可者について |
| 1月18日(木) | 平成２年度大学入試センター試験の試験結果について |
| 1月20日(土)<br>1月21日(日) | 平成２年度大学入試センター試験追試験の実施について |
| 1月22日(月) | 平成２年度大学入試センター試験の追試験受験状況について<br>・試験問題及び正解 |

# 第２　平成２年度大学入試センター
# 試験の実施状況

## 1　実施の概要

平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験は、この試験を利用する国公私立大学と大学入試センターとが協力し、平成２年１月13日(土)、14日(日)の両日、全国336試験場において、430,542人の志願者について、共同して実施された。追試験は、その１週間後、１月20日(土)、21日(日)の両日、全国２試験場で実施された。

本試験及び追試験とも試験当日は、全試験場天候に恵まれ、当初の計画のとおり実施された。

平成２年度の大学入試センター試験利用大学及び実施日程は、次のとおりである。

### (1)　利用大学

国立大学　95大学―全大学

公立大学　37大学―全大学

私立大学　16大学19学部―八戸大学　商学部

足利工業大学　工学部

白鷗大学　経営学部

桜美林大学　文学部、国際学部

慶應義塾大学　法学部、医学部

昭和女子大学　文学部

東京理科大学　基礎工学部

東邦大学　理学部

日本歯科大学　歯学部、新潟歯学部

武蔵工業大学　工学部

福井工業大学　工学部

愛知工業大学　工学部　第１部

松阪大学　政治経済学部

松蔭女子学院大学　文学部

流通科学大学　商学部

産業医科大学　医学部

## (2) 実施日程

| | |
|---|---|
| 実施大綱（文部省通知）<br>出題教科・科目の出題方法等（所長通知） | 昭和63年<br>10月12日(月) |
| 実施要項―骨子―（所長通知） | 平成元年<br>3月3日(金) |
| 試験場の確保等―志願者推計数―（所長依頼） | 3月8日(木) |
| 連絡会議の開催（所長依頼） | 3月10日(金) |
| 試験場・試験室設定（所長依頼） | 6月15日(木) |
| 実施要項（所長通知） | 6月27日(火) |
| 説明協議会（高校教員対象）全国7地区 | 7月13日(木)から<br>7月21日(金)まで |
| 入試担当者連絡協議会(第1回）全国7地区 | 8月22日(火)から<br>8月31日(木)まで |
| 受験案内配付開始 | 平成元年<br>9月1日(金)から |
| 検定料納付 | 9月1日(金)から<br>10月27日(金)まで |
| 出願受付 | 10月16日(月)から<br>10月27日(金)まで |
| 試験場・試験室追加設定（所長依頼） | 11月14日(火) |
| 確認はがき送付 | 11月中旬まで |
| 試験場別志願者割当数（所長通知） | 11月27日(月) |
| 試験室別志願者割当状況通知 | 12月4日(月) |
| 受験票等の送付 | 12月中旬まで |
| 入試担当者連絡協議会（第2回） | 12月18日(月) |
| 臨時ファクス等送受信テスト | 平成2年<br>1月10日(水) |
| 試験実施 | 1月13日(土)・14日(日) |
| 正解等を発表 | 1月15日(月) |
| 追試験実施 | 1月20日(土)・21日(日) |
| 成績請求・提供 | 1月31日(木)から |





(参考)

平成2年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程

国公立大学

| | |
|---|---|
| 入学者選抜発表 | 平成元年<br>7月31日(月)まで |
| 募集要項発表 | 12月15日(金)まで |
| 推薦入学（大学入試センター試験を課さない場合）の結果発表（実施大学だけ） | 平成2年<br>1月21日(日)まで |
| 出願受付 | 1月22日(月)<br>1月31日(水)まで |
| 2段階選抜（A日程、B日程及び前期日程）と推薦入学（大学入試センター試験を課す場合）の結果発表（実施大学だけ） | 2月10日(土)まで |
| A日程・前期日程の国公立大学が試験実施 | 2月25日(日)から |
| 2段階選抜の（後期日程）の結果発表（実施大学だけ） | 3月2日(金)まで |
| B日程の国公立大学が試験実施 | 3月5日(月)以降 |
| C日程群の公立大学が試験実施 | 3月8日(木)から |
| 前期日程の国公立大学が合格発表 | 3月10日(土)まで |
| 後期日程の国公立大学が試験実施 | 3月12日(月)以降 |
| A日程の国公立大学が合格発表 | 3月23日(金)まで |
| B日程・後期日程の国公立大学及びC日程群の公立大学が合格発表 | 3月18日(日)から<br>3月23日(金)まで |

（注）① 国立大学の試験実施期日について、例外の取り扱いも認められた。
② 公立大学の実施日程は、一部の公立大学においては上表と異なる。
③ 私立産業医科大学の実施日程は、国立大学とほぼ同じである。

## 2　連絡会議の設置及び世話大学の決定

同一都道府県内に大学入試センター試験を利用する大学が複数ある39地区においては、この試験の円滑な実施を図るため、当該地区内各大学の入学者選抜の実施責任者等で構成する連絡会議を組織し、世話大学が置かれ、大学間の連絡・調整が図られた。

連絡会議においては、主に大学の志願者分担数、試験場の確保、監督者の人的協力等について協議が行われ、当該地区の各大学の分担業務が円滑に処理された。

また、志願者の増加が著しい首都圏においては、従前の試験地区区分の一部調整の協議が行われ、埼玉地区の草加市と越谷市、神奈川地区の横浜市神奈川区と西区の志願者を、東京地区に移して、東京地区の各大学が協力して分担することとなった。

## 3　実施要項及び受験案内の決定・発表等

### (1)　実施要項の決定・発表

ア　実施要項骨子

大学入試センター試験の実施に関する基本的事項を定めた「平成2年度大学入試センター試験実施大綱（文部省高等教育局長通知）」において、大学入試センターは、7月31日までに「実施要項」を定めて発表することになっていたが、第1回目であるので、その実施体制、利用大学の業務分担、その他の基本的事項について早急に検討を進め、実施方法専門委員会、運営委員会、評議員会の審議を経て、実施要項の基本となる事項の実施方針を取りまとめ、実施要項の骨子として平成元年3月3日の大学入試センター試験協議会に諮り、「平成2年度大学入試センター試験の実施について」を決定・発表し、平成元年3月3日に、利用国公私立大学、高等学校等へ通知した。

イ　実施要項

上記の「実施大綱」及び「実施要項の骨子」に基づき、大学入試センター試験のより具体的な実施方法等について検討を進め、実施方法専門委員会、運営委員会、評議員会の審議を経て、その実施方針を取りまとめ、大学入試センター試験協議会に諮り、「平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」を決定・発表し、平成元年6月27日に、利用国公私立大学、高等学





校等へ通知した。

実施要項の主な内容は、次のとおりである。

| 項　　目 | 要　　旨 |
|---|---|
| 1　実施の趣旨等 | ①　高等学校における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とすること。<br>②　大学がそれぞれの判断と創意工夫で、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに役立てるための基礎資料となること。 |
| 2　実施に当たっての業務分担等 | 大学入試センター　問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。<br>大　学　設置者の区分、利用方法にかかわらず、試験場の設定、試験の実施等個別業務を行うこと。<br>また、連絡会議を設置し、試験の円滑な実施を図ること。 |
| 3　出題教科・科目等 | ①　各大学の独自の利用方法による指定に資するため、多様な利用と多様な選択科目を出題すること。<br>②　数学を2教科・科目に、理科を3教科・科目に分割し、5教科18科目出題すること。 |
| 4　出　願 | ①　平成元年10月16日(月)～10月27日(金)<br>②　多様な選択に対応するため、3教科以上受験（12,000円）と2教科以下受験（8,000円）の2種類としたこと。 |
| 5　試験実施期日等 | ①　本試験　平成2年1月13日(土)、14日(日)<br>追試験　1月20日(土)、21日(日)<br>②　時間割は、選択状況を予測し、両日ともに、10時から17時10分までとしたこと。 |
| 6　資料の発表等 | ①　試験問題、正解・配点は、試験実施後速やかに発表すること。<br>②　輪切り、序列化に対応するため、統計数値は、入学者選抜終了後に発表すること。 |
| 7　成績の請求及び提供等 | ①　各大学は、当該大学の志願者から提出された成績請求票に基づき、志願者の成績を、センターに請求すること。<br>②　センターは、各大学の指定教科・科目のうち、志願者が受験したすべての教科・科目の成績を提供すること。 |
| 8　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の注意 | 身体に障害のある志願者に対し、受験上の特別措置を行うこと。 |
| 9　試験の実施経費 | センター試験に係る経費は、国立大学は予算配分、公・私立大学は取り決めを締結し支出すること。 |

### (2)　受験案内の決定・発表

上記の実施要項に基づき、大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続き等を取りま

とめた「平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」を作成し、利用国公私立大学、高等学校等へ通知した。

受験案内の主な内容は、次のとおりである。

| 項　　目 | 要　　旨 |
|---|---|
| 1　検定料の納付 | 受験する教科数によって検定料の額と納付書が異なること。<br>２教科以下 8,000 円　３教科以上 12,000 円 |
| 2　志願票 | ２教科以下受験者について受験教科数を表示させること。及び業務上の基礎資料作成のため志願票記入時点での受験予定の教科・科目を記入させること。 |
| 3　出願期間 | 平成元年 10 月 16 日(月)～10 月 27 日(金) |
| 4　出願方法 | ①　高等学校卒業見込者は、在学中の高等学校を経由して出願すること。<br>②　高等学校卒業者等は、直接大学入試センターに出願すること。 |
| 5　受験票・写真票・成績請求票 | 成績請求票について、新たに私立大学の利用に伴って、私立大学用成績請求票を４枚加えたこと。 |
| 6　試験期日 | ①　本試験は、平成２年１月 13 日(土)・14 日(日)とする。<br>②　追試験は、平成２年１月 20 日(土)・21 日(日)とし、全国２か所で実施する。 |
| 7　試験場の指定 | 首都圏の、試験地区区分表を変更したこと。 |
| 8　受験教科・科目の成績提供方法 | ①　各大学からの請求に基づき、請求した大学が入学者選抜に利用すると指定している教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を、請求した各大学に対して提供すること。<br>②　２教科以下受験者の成績については、受験者が申告した教科に限り、各大学の請求に基づき提供すること。 |
| 9　再試験の実施 | 実施期日は、平成２年１月 20 日(土)、21 日(日)とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。 |
| 10　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置 | ①　受験案内の「別冊」として作成したこと。<br>②　大学入試センター試験の際の出願要件としないこと。<br>③　志望大学へ出願する前に事前相談をすること。 |

### (3)　実施提要の決定

大学入試センターでは、実施要項に基づき、大学入試センター試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、「実施要領」「輸送要領」「監督要領」「成績提供要領」の４つの要領に取りまとめて「実施提要」として作成し、８月下旬の入試担当者連絡協議会で利用国公私立大学の入試担当者に配付し、その具体的内容について説明を行った。





### (4)　説明協議会の開催

大学入試センター試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として、高等学校、教育委員会等の関係者を対象とする説明・協議会を７月中旬～下旬に、全国７会場で開催した。

なお、この説明協議会には、文部省からも担当官の出席を求め、「平成２年度大学入学者選抜実施要項」について説明が行われた。

この説明協議会の開催状況は、次のとおりである。

| 地　区 | 開催協力大学 | 開催日 | 会　場 | 出席者数(高校数) |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道大学 | ７月 19 日 | 北海道大学学術交流会館 | 208 人(　157 校) |
| 東北 | 東北大学 | ７月 21 日 | 勾当台会館 | 322 人(　235 校) |
| 関東・甲信越 | (入試センター) | ７月 13 日 | 国立教育会館虎の門ホール | 1,318 人(　977 校) |
| 東海・北陸 | 名古屋大学 | ７月 17 日 | 名古屋市公会堂 | 576 人(　487 校) |
| 近畿 | 大阪大学 | ７月 17 日 | 茨木市民会館 | 799 人(　539 校) |
| 中国・四国 | 広島大学 | ７月 18 日 | 中国新聞ビル | 449 人(　321 校) |
| 九州・沖縄 | 九州大学 | ７月 20 日 | 九州大学創立50周年記念講堂 | 463 人(　346 校) |
| 計 | | | | 4,135 人(3,062 校) |

### (5)　入試担当者連絡協議会等

ア　大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会

大学入試センター試験の利用予告を行った私立大学の入試担当者を対象として、大学入試センター試験の概要等について、説明・協議を目的とする「大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会」を大学入試センターで、３月１日と４月 26 日の２回に分けて開催した。

この会議には、15 大学 42 人の関係者が出席した。

イ　大学入試センター試験国公立大学入試担当課長会議

大学入試センター試験業務を担当する利用国公立大学の入試担当課長を対象として、大学入試センター試験の実施方法等について、説明・協議を目的とする「国公立大学入試担当課長会議」を大学入試センターで６月１日に開催した。

この会議には、133 大学 133 人の担当課長が出席した。

ウ　入試担当者連絡協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の入試担当者を対象として、試験の実施業務

等について、説明・協議を目的とする「入試担当者連絡協議会」を第1回は全国7会場で8月下旬に、第2回は東京において12月下旬にそれぞれ開催した。

この連絡協議会の開催状況は、次のとおりである。

第1回

| 地　区 | 開催協力大学 | 開催日 | 会　場 | 出席者数(大学数) |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道教育大学 | 8月29日 | ＫＫＲ札幌(札幌共済会館) | 40人（ 9大学) |
| 東北 | 宮城教育大学 | 8月31日 | 宮城教育大学　大会議室 | 42人（ 9大学) |
| 関東・甲信越 | (入試センター) | 8月22日 | 東邦生命ホール | 173人（42大学) |
| 東海・北陸 | 福井大学 | 8月29日 | フェニックス・プラザ | 78人（22大学) |
| 近畿 | 大阪大学 | 8月31日 | 大阪大学基礎工学部国際棟 | 96人（27大学) |
| 中国・四国 | 山口大学 | 8月24日 | 山口大学大学会館 | 82人（18大学) |
| 九州・沖縄 | 長崎大学 | 8月25日 | 長崎大学薬学部大講義室 | 79人（22大学) |
| 計 | | | | 590人（149大学) |

第2回

| 地　区 | 開催日 | 会　場 | 出席者数（大学数） |
|---|---|---|---|
| 全　国 | 12月18日 | イイノホール | 364名　(147大学) |

### (6)　受験案内の配布

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を70万部作成し、9月1日から利用国公私立大学において、入学志願者に配付するとともに、各高等学校、各都道府県教育委員会・同知事部局、その他関係諸機関等にも参考として配付した。





## 4　試験場・試験室の設定準備

試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区に基づき、各大学が設定したが、試験場・試験室の設定準備は、次の日程で行われた。

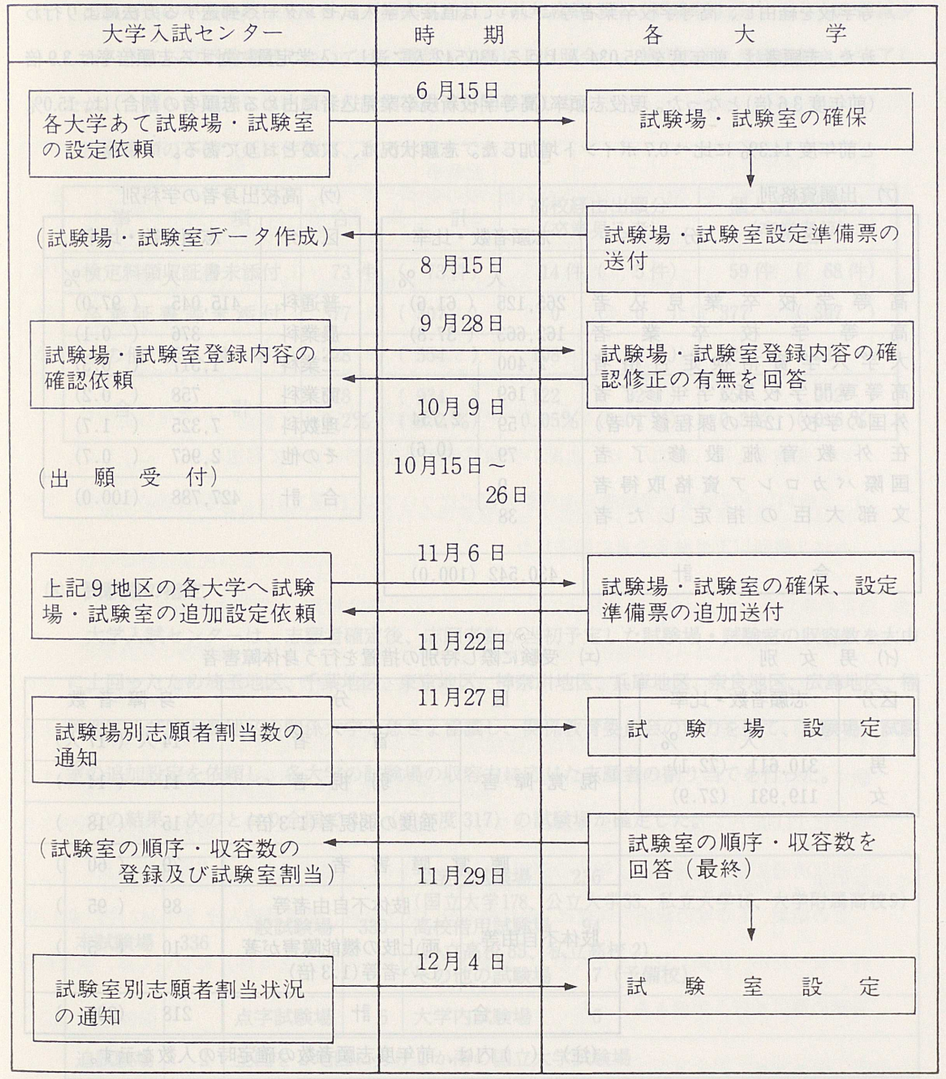

## 5　出願受付及び受験票の発行

### (1)　志願状況

出願受付は、平成元年10月16日から10月27日までの間、高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し、高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行われた。志願者は、前年度を35,034人上回る430,542人に達し、入学定員に対する志願倍率は3.9倍（前年度3.6倍）となった。現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）は、15.0%と前年度14.3%に比べ0.7ポイント増加した。志願状況は、次のとおりである。

(ｱ)　出願資格別

| 区　分 | 志願者数・比率 | | |
|---|---|---|---|
| | 人 | % | |
| 高等学校卒業見込者 | 265,125 | (61.6) | |
| 高等学校卒業者 | 162,663 | (37.8) | |
| 大学入学資格検定合格者 | 2,400 | | |
| 高等専門学校第3学年修了者 | 169 | | 2,754 |
| 外国の学校（12年の課程修了者） | 59 | | (0.6) |
| 在外教育施設修了者 | 79 | | |
| 国際バカロレア資格取得者 | 9 | | |
| 文部大臣の指定した者 | 38 | | |
| 合　計 | 430,542 | (100.0) | |

(ｲ)　男女別

| 区分 | 志願者数・比率 | |
|---|---|---|
| | 人 | % |
| 男 | 310,611 | (72.1) |
| 女 | 119,931 | (27.9) |

(ｳ)　高校出身者の学科別

| 区　分 | 志願者数・比率 | |
|---|---|---|
| | 人 | % |
| 普通科 | 415,045 | (97.0) |
| 農業科 | 376 | (0.1) |
| 工業科 | 1,317 | (0.3) |
| 商業科 | 758 | (0.2) |
| 理数科 | 7,325 | (1.7) |
| その他 | 2,967 | (0.7) |
| 合　計 | 427,788 | (100.0) |

(ｴ)　受験に際し特別の措置を行う身体障害者

| 区　分 | | 身障者数 |
|---|---|---|
| 視覚障害 | 盲者 | 14人（17人） |
| | 弱視者 | 11　（14　） |
| | 強度の弱視者（1.3倍） | 15　（18　） |
| 聴覚障害者 | | 79　（60　） |
| 肢体不自由等 | 肢体不自由者等 | 89　（95　） |
| | 両上肢の機能障害が著しい者等（1.3倍） | 10　（5　） |
| 合　計 | | 218　（209　） |

（注）（　）内は、前年度志願者数の確定時の人数を示す。





### (2)　確認はがきの発送及び不備出願書類の修正

志願者から提出された志願票の記載事項は、電子計算機に入力して登録・管理しているが、志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために、登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者は本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。

出願書類の不備件数は678件（不備率0.2%）で前年度943件（不備率0.2%）より265件減少した。これらの不備書類については、電話・文書により照会し、修正の上、受理手続きを完了したが、これらの処理には出願受付締切後約8日間を要した。

出願書類の不備（延）件数は、次のとおりである。

| 事　項 | 合　計 | 高校経由出願分（卒業見込者） | 個人直接出願分（卒業者等） |
|---|---|---|---|
| 検定料領収証書未添付 | 73件　（73件） | 14件（5件） | 59件　（68件） |
| 卒業証書等未添付 | 377　（307） | 0　（0　） | 377　（307　） |
| その他（記入漏れ等） | 228　（554） | 108　（27　） | 120　（527　） |
| 合　計 | 678　（934　）<br>0.2%　（0.2%） | 122　（32　）<br>0.05%　（0.01%） | 556　（902　）<br>0.3%　（0.6%） |

### (3)　試験場の指定

大学入試センターは、志願者確定後、志願者数が当初予定した試験場・試験室の収容数を大巾に上回ったため埼玉地区、千葉地区、東京地区、神奈川地区、兵庫地区、奈良地区、広島地区、福岡地区及び鹿児島地区の関係大学と急きょ協議し、関係教育委員会の協力を得て、試験場・試験室の追加設定を依頼し、各大学の試験場の収容力に応じた志願者の割り当てを行った。

この結果、次のとおり全国で336（前年度317）の試験場が確定した。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 本試験場 | 336 | 一般試験場 | 330 | 大学内試験場　236<br>（国立大学178、公立大学33、私立大学16、大学附属高校9）<br>高校借用試験場　94<br>（公立高校85、私立高校2）<br>その他の試験場　7（予備校） |
| | | 点字試験場 | 6 | 大学内試験場　6 |
| 追試験場 | 2 | 全国を2地区に分け1か所の国立大学試験場 | | |

### (4) 受験票等の発行

ア　12月7日から13日までの間に、高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接、受験票・写真票・成績請求票、受験者心得を（追加を含む）発送した。

なお、その後、不着、氏名変更、紛失、汚損等による再発行申請が、試験日までに320件(前年度354件)、試験終了後1,675件（前年度1,479件）計1,995件（前年度1,833件）提出され、申請事由を審査の上、再発行し本人に送付した。このほか受験票送付時に「あて所不明」として返送され、調査の上、再送したものが114件（前年度94件）あった。

受験票等の再発行の状況は次のとおりである。

| 再発行申請事由 / 区分 | 不着 | 紛失 | 汚損 | 記載事項の変更 | 内訳 | | | 仮受験票関係 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 氏名 | 生年月日 | 性別 | | |
| 卒見者 | — | 1,116 | 43 | 16 | 15 | 1 | 0 | 141 | 1,316 |
| 既卒者等 | 114 | 457 | 23 | 16 | 14 | 1 | 1 | 69 | 679 |
| 計 | 114 | 1,573 | 66 | 32 | 29 | 2 | 1 | 210 | 1,995 |

イ　大学入試センター試験において、各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の対応についての「受験者心得（追加）」は、上記の受験票等の発送業務に含めて発送した。

ウ　2教科以下受験者の受験教科申告票の提出についての「注意文」は、受験票等の発送後、ただちに2教科以下受験者全員に発送した。

### (5) 検定料の収納

大学入試センター試験の検定料については、志願者が銀行等又は郵便局の窓口で納入し、その領収証書を志願票にはり付けて提出することとされている。なお、大学入試センター試験から受験する教科数によって検定料の額が2教科以下を受験する場合は8,000円、3教科以上を受験する場合は12,000円となり、この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等から送付された領収済通知書とを照合し、納入の確認を行うとともに、二重納入などの点検を行った。

この結果、本年度の総納付件数は、銀行納入分 110,159件、郵便局納入分 321,342件の431,501件となったが、出願しなかったもの、二重納入等959件（前年度275件）については、検定料相当額の還付を行う手続きをとった。





## 6 試　験　実　施

### (1) 実施体制等

ア　大学入試センター

(ｱ)　大学入試センターにおいては、所長を本部長とし、運営委員及び実施方法専門委員会委員等12人で構成する大学入試センター試験実施本部を設置し、臨時電話及び臨時ファクスにより各大学と密接な連携を図るとともに、試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また、実施本部には、教科専門委員会の各部会の部会長を含む委員で構成する試験問題部を置き、試験問題及びその正解の点検や、試験問題に関する疑義の処理に当たった。

(ｲ)　試験の実施に先立ち、試験問題の作成、印刷及び各大学への輸送は、すべて計画どおり実施された。

また、1月10日に大学入試センター（実施本部）と各大学（試験実施本部及び各試験場）との間において、臨時ファクス及び臨時電話の「送受信テスト」を実施した。

イ　各大学

各大学では、学長の下に「実施のための委員会」を設置し、当該大学が設置した試験場における試験の実施に当たった。

なお、一部の大学では、受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため、公立高等学校、教育委員会の教職員（延576人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

ウ　連絡体制

試験実施当日は、実施本部、各大学及び各試験場の緊密な連携を図るため、410台のファクス及び169台の臨時電話からなる連絡体制を組織した。

エ　再試験対策等

北海道地区については、雪害による再試験実施に備えて、再試験問題を輸送し、関係資料を送付した。

### (2) 試験時間

大学入試センター試験の本試験は、平成2月1月13日(土)、14日(日)に全国336試験場で次表の

時間割により一斉に行われた。

また、身体に障害のある入学志願者で盲者の入学志願者に対しては、試験時間の延長(1.5倍程度)及び強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、試験時間の延長(1.3倍程度)の措置を講じた。

なお、追試験は、本試験の1週間後に、本試験と同様の時間帯で実施された。

| 期　日 | 教　科 | 一般の試験時間 | 1.3倍の試験時間 | 1.5倍の試験時間 |
|---|---|---|---|---|
| 平成2年1月13日(土) | 理科(A) | 10:00～11:00(60分) | 10:00～11:20( 80分) | 10:00～11:30( 90分) |
| | 外国語 | 12:10～13:30(80分) | 12:30～14:15(105分) | 12:30～14:30(120分) |
| | 数学(A) | 14:20～15:20(60分) | 15:00～16:20( 80分) | 15:00～16:30( 90分) |
| | 数学(B) | 16:10～17:10(60分) | 17:00～18:20( 80分) | 17:00～18:30( 90分) |
| 1月14日(日) | 理科(B) | 10:00～11:00(60分) | 10:00～11:20( 80分) | 10:00～11:30( 90分) |
| | 国　語 | 12:10～13:30(80分) | 12:30～14:15(105分) | 12:30～14:30(120分) |
| | 社　会 | 14:20～15:20(60分) | 15:00～16:20( 80分) | 15:00～16:30( 90分) |
| | 理科(C) | 16:10～17:10(60分) | 17:00～18:20( 80分) | 17:00～18:30( 90分) |

### (3)　受験状況

大学入試センター試験の受験状況の概要は、次のとおりである。

| | | 前年度 |
|---|---|---|
| ア　志願者数 | 430,542人 | (395,508人) |
| イ　受験者数 | 408,350人(全教科、一部教科) | (376,717人) |
| 本試験 | 408,062人(点字問題受験者を含む) | (376,565人) |
| 追試験 | 217人 | (152人) |
| 本試験＋追試験 | 71人 | |
| ウ　受験率 | 94.85% | (95.25%) |

〔受験者数(全教科、一部教科)/志願者数×100〕

(ア)　教科別受験者数及び受験率(追試験含む)

| | 教　科 | 理科(A) | 外国語 | 数学(A) | 数学(B) |
|---|---|---|---|---|---|
| 第一日目 | 受験者数 | 153,375人 | 407,084人 | 353,211人 | 327,743人 |
| | 受験率 | 35.6% | 94.6% | 82.0% | 76.1% |
| | 教　科 | 理科(B) | 国　語 | 社　会 | 理科(C) |
| 第二日目 | 受験者数 | 167,265人 | 400,331人 | 387,654人 | 122,151人 |
| | 受験率 | 38.8% | 93.0% | 90.0% | 28.4% |





(イ)　理科A, B, Cの受験状況

| 区分 / 受験科目数 | 理科A | | 理科B | | 理科C | 計 延受験者 | 実受験者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 物理 | 地学 | 化学 | 理科Ⅰ | 生物 | | |
| 1科目 | 54,082人 | 17,686人 | 70,876人 | 1,121人 | 101,565人 | 245,330人 | 245,330人 ( 71.6%) |
| 2科目 | 76,696人 | 2,702人 | 91,432人 | 1,634人 | 18,384人 | 190,848人 | 95,424人 ( 27.8%) |
| 3科目 | 1,416人 | 786人 | 1,828人 | 374人 | 2,202人 | 6,606人 | 2,202人 ( 0.6%) |
| 計 | 132,194人 ( 29.9%) | 21,174人 ( 4.8%) | 164,136人 ( 37.0%) | 3,129人 ( 0.7%) | 122,151人 ( 27.6%) | 442,784人 (100.0%) | 342,956人 (100.0%) |

(注)　理科Aで解答科目が特定できなかった7人については、これを除き集計した。

①　2科目受験者(95,424人)の内訳

| 教科・科目 | | 理科B 化学 | 理科B 理科Ⅰ | 理科C 生物 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 理科A | 物理 | 74,512人 (78.0%) | 950人 (1.0%) | 1,234人 (1.3%) | 76,696人 (80.3%) |
| | 地学 | 1,326人 (1.4%) | 252人 (0.3%) | 1,124人 (1.2%) | 2,702人 (2.9%) |
| 理科C | 生物 | 15,594人 (16.3%) | 432人 (0.5%) | —— | 16,026人 (16.8%) |
| 計 | | 91,432人 (95.7%) | 1,634人 (1.8%) | 2,358人 (2.5%) | 95,424人 (100.0%) |

②　3科目受験者(2,202人)の内訳

| | 物・化・生 | 物・理Ⅰ・生 | 地・化・生 | 地・理Ⅰ・生 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受験者数 | 1,285人 (58.4%) | 131人 (5.9%) | 543人 (24.7%) | 243人 (11.0%) | 2,202人 (100.0%) |

| | | |
|---|---|---|
| エ　全教科欠席者数 | 22,192人 | (18,791人) |
| 本試験 | 22,170人 | (18,781人) |
| 追試験 | 21人 | (10人) |
| 本試験＋追試験 | 1人 | |

(参考)

○　2教科以下受験者の受験状況

(1)　志願者数　5,053人

(2)　受験者数　4,500人　〔本試験 4,498人　追試験 2人〕

(3)　欠席者数　553人

### (4) 身体に障害のある志願者に対する措置

大学入試センター試験においては、身体に障害のある志願者からの申請に基づき、その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。

点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち、強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、審査の上、試験時間の延長を認めることとしている。

また、点字問題の作成に当たっては、通常の試験問題を基本とし、点訳に適さない問題については代替問題を出題するとともに、必要に応じて説明文を補足した。

なお、点字試験の試験時間は、通常の1.5倍、点字試験以外の試験時間を延長する試験は、1.3倍としている。大学入試センター試験の実施に当たって、特別の措置をした人数は、次表のとおりである。





身体に障害のある者に対する受験の際の特別措置

| 区分＼年度 | | | | 平成2年度 | | 平成元年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 志願者数 | 受験者数 | 志願者数 | 受験者数 |
| 男 | | | | 162 人 | 149 人 | 162 人 | 150 人 |
| 女 | | | | 56 | 53 | 51 | 50 |
| 計 | | | | 218 | 202 | 213 | 200 |
| 内訳1 障害の種類 | | | | | | | |
| | | 視覚障害 | | 40 | 39 | 50 | 47 |
| | | 聴覚障害 | | 79 | 71 | 60 | 58 |
| | | 肢体不自由等 | | 99 | 92 | 103 | 95 |
| 内訳2 受験の際に行った措置（延数） | | | | | | | |
| | | 視覚障害 | 点字問題を点字で解答 | 14 | 13 | 17 | 16 |
| | | | 一般問題を文字で解答 | 23 | 23 | 28 | 27 |
| | | | 試験時間の延長（1.3倍） | 15 | 15 | 18 | 17 |
| | | | 拡大文字問題の準備 | 15 | 15 | 20 | 18 |
| | | | 拡大鏡等の持参使用 | 17 | 17 | 22 | 21 |
| | | | 窓側の明るい座席を指定 | 15 | 15 | 20 | 18 |
| | | | 照明器具の準備 | 4 | 4 | 2 | 2 |
| | | | 点字器等の試験場での保管 | 3 | 3 | — | — |
| | | 聴覚障害 | 手話通訳者の付与 | — | — | — | — |
| | | | 注意事項等の文書による伝達 | 62 | 56 | 43 | 42 |
| | | | 座席を前列に指定 | 54 | 48 | 44 | 43 |
| | | | 補聴器の持参使用 | 73 | 68 | 51 | 49 |
| | | 肢体不自由・病弱等 | 一般問題をチェックで解答 | 23 | 22 | 23 | 20 |
| | | | 試験時間の延長（1.3倍） | 10 | 10 | 5 | 5 |
| | | | 一般問題を文字で解答 | 1 | 1 | — | — |
| | | | 別室を設定 | 10 | 9 | 2 | 2 |
| | | | 洋式トイレに近接する試験室に指定 | 47 | 44 | 58 | 54 |
| | | | 特製机の持参使用 | 7 | 7 | 38 | 36 |
| | | | 特製机の試験場側での準備 | 18 | 17 | | |
| | | | 車椅子の持参使用 | 38 | 35 | 44 | 41 |
| | | | 杖の持参使用 | 34 | 31 | 28 | 27 |
| | | | タイプライターの持参使用 | — | — | — | — |
| | | | 介助者の付与 | — | — | 1 | 1 |
| | | | 試験室を一階に設定 | 63 | 59 | 67 | 63 |
| | | | 試験室入口までの付添者の同伴 | 37 | 34 | 93 | 86 |
| | | | 試験場への乗用車での入構 | 63 | 59 | | |
| | | その他 | | 40 | 38 | | |

（注） 内訳2は、重複措置を含む延数である。

前表のほか、出願受付締切後の負傷等により、特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上、次表のとおりの措置を講じた。

| 区分 | | 平成2年度 | 平成元年度 |
|---|---|---|---|
| 対象者合計（内女性数） | | 71人(25) | 81人(26) |
| 障害の種類 | 視覚障害 | — | 7② |
| | 聴覚障害 | 1 | 1 |
| | 肢体不自由等 | 70④ | 73⑥ |

（内訳）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受験の際に行った措置（延数） | 視覚障害 | 点字問題を点字で解答 | — | — |
| | | 一般問題を文字で解答 | — | 5② |
| | | 試験時間の延長(1.3倍) | — | 1 |
| | | 拡大文字問題の準備 | — | 4① |
| | | 拡大鏡等の持参使用 | — | 2 |
| | | 窓側の明るい座席を指定 | — | 4② |
| | | 照明器具の準備 | — | — |
| | | 点字器等の試験場での保管 | — | — |
| | 聴覚障害 | 手話通訳者の付与 | — | — |
| | | 注意事項等の文書による伝達 | — | 1 |
| | | 座席を前列に指定 | 1 | — |
| | | 補聴器の持参使用 | 1 | — |
| | 肢体不自由等 | 一般問題をチェックで解答 | 4② | 3 |
| | | 試験時間の延長(1.3倍) | — | — |
| | | 一般問題を文字で解答 | — | — |
| | | 別室を設定 | 30① | 32 |
| | | 洋式トイレに近接する試験室に指定 | 4 | 9① |
| | | 特製机の持参使用 | — | 2 |
| | | 特製机の試験場側での準備 | 2 | |
| | | 車椅子の持参使用 | 1 | 4① |
| | | 杖の持参使用 | 16 | 15② |
| | | タイプライターの持参使用 | — | — |
| | | 介助者の付与 | — | — |
| | | 試験室を一階に設定 | 11 | 11③ |
| | | 試験室入口までの付添者の同伴 | 9 | 37⑥ |
| | | 試験場への乗用車での入構 | 19 | |
| | | その他 | 31① | |

（注1） 内訳は、重複措置を含む延数である。
（注2） ○付数字は、内数で追試験受験者を示す。





### (5) 追試験の実施

追試験は、本試験の1週間後の1月20日(土)、21日(日)に2試験場で実施された。

本年度の追試験対象者数は310人（前年度168人）で、その内訳は次表のとおりである。

なお、「疾病・負傷等」は、主として感冒と腹痛であった。

（ ）内は前年度

| 地区 | 追試験場名 | 追試験受験許可者数 | 性名 | | 事由 | | 卒業区分 | | | | 受験許可大学 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 卒業見込者 | | 既卒者等 | | |
| | | | 男 | 女 | 疾病・負傷 | 事故等 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 大学 |
| 東日本 | 東京水産大学 | 166 (76) | 134 (62) | 32 (14) | 158 (70) | 8 (6) | 43 (21) | 19 (8) | 91 (41) | 13 (6) | 35 (23) |
| 西日本 | 大阪大学 | 144 (92) | 111 (77) | 33 (15) | 138 (92) | 6 (0) | 49 (25) | 19 (9) | 62 (52) | 14 (6) | 44 (33) |
| 計 | | 310 (168) | 245 (139) | 65 (29) | 296 (162) | 14 (6) | 92 (46) | 38 (17) | 153 (93) | 27 (12) | 79 (56) |

（疾病・負傷の内訳）

| 区分 | | 東日本 | 西日本 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 疾病・負傷 | | 158人 | 138人 | 296人 |
| 内訳 | ア 感冒及び類似症 | 127 | 102 | 229 |
| | イ 胃腸炎及び類似症 | 16 | 11 | 27 |
| | ウ その他の疾病 | 14 | 19 | 33 |
| | エ 負傷 | 1 | 6 | 7 |
| 事故等 | | 8 | 6 | 14 |
| 合計 | | 166 | 144 | 310 |

### (6) 正解の発表

本試験の正解は、試験終了後、報道機関を通じて発表した。

また、追試験の正解は、大学入試センター及び追試験を実施した2国立大学において発表するとともに、大学入試センターへ正解表を希望した120人の受験者には直接郵送した。

## 7 実 施 結 果

### (1) 答案の読み取り及び採点

各大学から返送された受験者の答案約232万枚は、大学・試験場別、教科別に枚数等を確認し、1月15日から1月23日までの間に12台の光学式マーク読取装置（OMR）で読み取りを行なった。

読み取られた答案は、大学・試験場及び教科単位に受験番号等に誤りがないことを確認し、1月15日から1月30日までの間に電子計算機処理により採点を行なった。

### (2) 答案のマークもれ等の状況

本試験における受験番号及び解答科目の未記入、重複マーク等によるマーク誤りの発生件数は7件（延受験者数に対する発生率0.0003%）で、前年度（71件、0.004%）より大幅に減少した。

### (3) 平均点等

本試験を受験した408,062人についての科目別平均点等の最終結果を、平成2年度の入学者選抜試験終了後5月2日に発表した。

### (4) 得点調整実施の有無

本年度の大学入試センター試験において、理科、社会の各選択科目間に試験問題の難易差による著しい平均点格差が生じなかったため、得点調整は行わないこととした。

### (5) 成績の提供

本年度の大学入試センター試験（第1回）の成績提供は、1月31日から4月5日までの間に各国公私立大学からの成績請求に基づき行なった。

各大学への第2次試験及び第2次募集に係る成績提供件数は、次のとおりである。

第2次試験：約325,000人　（前年度　約300,200人）

第2次募集：約　9,900人　（前年度　約　9,500人）





### (6) 合格状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、合格状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

・大学別推薦入学入学手続者等に係る合格状況資料（提供期間：2月23日から3月2日まで）…… 122大学

・「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料（提供期間：3月17日から23日まで）…… 98大学

・一般入試合格者等に係る合格状況資料（提供期間：3月26日・27日）…… 132大学

### (7) 出願状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、他大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

提供期間：2月23日から3月2日まで

提供大学数：132大学

## 8 試 験 問 題

### (1) 試験問題の作成

大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、試験問題は、国公私立の大学が、それぞれの判断と創意工夫により、大学教育を受けるにふさわしい能力・適正等を多面的に評価する上での基礎資料として、適切に利用できるよう共通第1次学力試験の経験や研究の成果を活かしながら作成している。

出題に当たる教科専門委員会の委員は、国公私立大学の教員約260人に委嘱し、これらの委員は、科目別等の部会に分属し、年間約12回36日以上にわたって会議を開催し、試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては、各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか、各教科・科目間の調整会議を開催し、試験問題の内容・量、難易度が均衡のとれるものとなるように、また重複による相互推測がおきないように留意している。

また、教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において、文章表現、問題の構成、解答方法の妥当性及び出題の内容の適否等について、具体的に点検・照合を行い、より適正な出題に努めている。

### (2) 科目の平均点等

大学入試センター試験の試験問題の水準については、臨時教育審議会第1次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため設置された大学入試改革協議会の最終報告(63.2.15)の提言の趣旨を踏まえ、当面は、共通第1次学力試験と同程度の水準にすることとし、問題の作成に当たったところである。

第1回の大学入試センター試験の各教科・科目の平均点は、概ね、共通第1次学力試験と同程度の水準とすることができた。

試験問題の作成に当たっては、単なる二者択一的なものでなく、基礎学力を全体的に関連づけながら評価できるように、内容、形式及び構成を工夫することによって、的確な読解力、内容に対する理解力、正解を見出すまでの応用力、総合力など、きめ細かく評価できるように一層の配





慮をしているところである。

また、社会・理科の選択科目間の平均点差が可能な限り少なくなるよう、一層努力を重ねる必要があると考えている。

なお、各大学に大学入試センター試験の成績を提供する際、各大学の最終判定に当たり、大学入試センター試験の成績をより細かく分析し、利用することが可能となるように、受験者各人の得点のほかに、全受験者の各科目ごとの平均点等についての資料を提供した。

### (3) 出題の誤り等について

① 本年度、試験問題印刷後に行った試験問題の訂正及び問題文の補足説明は、次のとおりである。

(本試験)

ア 数学(B)「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」(4ページ下から4行目)

問題訂正

(誤) ② 主要簿 (正) ② 精算表

イ 理科(B)「理科Ⅰ」(17ページ)

問題訂正

(誤) 問2 ガリレイ、ニュートンらは、……①～⑤……。

(正) 問2 ガリレイ、ニュートンらは、……①～④……。

選択肢「⑤ 物体に力が働くと、……増加する。」は、削除する。

ウ 社会「地理」(67ページ 地図イ)

補足説明(印刷不鮮明)

牛島にある数値は、1487である。

エ 理科(C)「生物」(14ページ 問1)

問題訂正

(誤) ⑤ 海藻 (正) ⑤ 大形の海藻

(追試験)

ア 理科(A)「地学」(29ページ 問2)

補足説明

選択肢 ④ 浸食作用の「浸」は、「侵」とも書く。

イ　外国語「フランス語」(6ページ　問7の選択肢)

問題訂正

(誤)　①　que　　②　quel

③　qui est-ce que　　④　qui est-ce qui

(正)　①　Que　　②　Quel

③　Qui est-ce que　　④　Qui est-ce qui

以上のとおりであるが、今後とも問題訂正等を皆無とするため、一層の努力が必要であると考えている。

② 大学入試センター試験実施当日に、次のとおり「正解の訂正」が発生した。

(本試験)

○ 理科(A)「地学」第3問　問5

本問については、受験者の使用した教科書により有利・不利が生じるので、解答番号13発表正解「②」を「②又は③」とした。

今後、このような正解を訂正する等の事態が生じないよう、設問、選択肢の設定及び正解の作成・点検等に当たって一層留意していきたいと考えている。

### (4) 試験問題に対する意見

大学入試センター試験の実施後、各方面から寄せられた試験問題についての意見は、全般的には共通第1次学力試験の出題形式を踏襲し、難易についても基本的には、共通第1次学力試験と同程度であり、教科書の内容・範囲に基づいた基本的、基礎的な出題であるという評価が多かった。

その他いくつかの科目の出題内容についての意見、照会が寄せられたが、これらの意見については、大学入試センター試験の試験問題作成に反映させるため、各試験問題作成部会で検討することとした。また、当センターとしては、共通第1次学力試験と同様、組織的に高等学校側の意見・評価を得るための大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会から意見・評価の提出をいただき、その結果をとりまとめた。大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会の意見等については、教科専門委員会試験問題作成部会の見解を付し、平成2年度から新たに刊行予定の「平成2年度大学入試センター試験問題集」及び「平成2年度大学入試センター試験――実施結果と試験問題に関する意見・評価――」に“試験問題に関する意見・評価”として掲載することとしている。



# 第3　大学情報提供事業

## 大学情報提供事業について

大学入試センターは、昭和63年5月の国立学校設置法の一部改正により、従来の業務に加えて新たに大学に入学を志願する者の進路選択に資するための大学情報の提供業務を開始した。この事業は、高等学校における進路指導や受験生の進路選択の改善に資するため、高等学校との連携協力を深め、高等学校や受験生などに各大学の教育研究活動の状況等の適切な情報を提供することを主な目的としている。

これらの事業の基本的な方向、内容については、平成元年8月に新たに設けた「大学情報提供に関する調査検討委員会」において、大学及び高等学校等の関係団体の意見を求めながら、検討を重ね、平成2年3月のその報告を得た。大学入試センターにおいては、今後、本報告に沿って、関係機関等との連携協力を図りつつ、大学情報提供事業の拡充を図っていくこととした。

また、既に昭和63年10月からその運用を開始した「ハートシステム」は、本年度においては、更に改善、充実するとともに、高等学校進路指導担当教員が、大学の教育研究内容の理解を深め、大学の教員・入学広報担当者等との間で意見交換を行う「大学ガイダンスセミナー」を試行として開催するなど、各大学と高等学校の間での交流を深めるための仲介業務の推進を図った。

### 1 「ハートシステム」の運用

昭和63年10月から「ハートシステム」の名称でキャプテン通信網を通して、大学進学案内の情報提供を開始している。受験生や進路指導担当者が、大学の教育・研究内容等の情報を的確に知り、これまでの偏差値に偏重しがちな進路選択や進路指導を改善し、進学志望者の個性と志望等に即した大学を選択することや、適切な指導を行うためにこの「ハートシステム」を活用されることを期待しているものである。

平成元年10月からは、国公私立大学を通じた横断的検索を可能にしたことや、国公立大学の情報に加えて、大学入試センター試験を利用する私立大学（16大学）の個別の情報も提供を開始した。

また、「ハートシステム」の一層の改善をはかるべく、「ハートシステム」を利用している全国の高等学校の中から、合計28校に対し調査協力校（モニター校）を委嘱し、利用状況についての大学入試センターからの訪問調査、大学入試センターでの懇談会出席及びアンケートの提出を通じて、今後の改善のため貴重な意見を伺った。

## 2 「国公立大学ガイドブック（平成２年度版）」の刊行

高等学校の進路指導や入学志願者の志望大学・学部の選定に役立てるため、各国公立大学の特色、沿革、概要、個別学力検査等の概要などの情報を取りまとめたもの。国立大学協会、公立大学協会との共同編集により作成した。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ｱ) 学部・学科等の系統別一覧

(ｲ) 免許・資格を必要とする主な職業

(ｳ) 各大学・学部等の紹介

(ｴ) 平成２年度国公立大学入学者選抜のあらまし

(ｵ) 平成２年度個別学力検査等各大学の入学者選抜の概要

(ｶ) 平成元年度各大学・学部別入学志願状況

(ｷ) 国公立大学入学者選抜実施状況

（配布先）

各高等学校、各国公立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

なお、国公立大学ガイドブックは、平成元年10月25日から全国の書店で一斉に発売された。

## 3 「大学ガイダンスセミナー」の開催

大学の教員・入学広報担当者等と高等学校進学指導担当教員との意見交換をはかる場として、平成元年10月30日(月)、岡山県下で「大学ガイダンスセミナー」を試行的に開催した。セミナーでは、現在の大学の学問の動向、学生の生活状況等に関する講演を行うとともに、大学と高等学校の直接の意見交換が活発に展開され、今後各地で開催するための研鑽を積むことができた。

## 4 入学広報に関する実態調査の実施

大学情報提供事業を効果的に推進するため、大学入学志望者等のニーズや各大学における入学広報の実態を把握することにより、大学、高等学校等広く関係者の間で大学情報提供の改善・充実に活用されることを目的として、平成２年６月に、全国の国公私立大学を対象とした入学広報に関する実態調査を実施した。同年10月には実態調査報告書をまとめ、大学、高等学校等関係機関に送付した。





## 5 大学情報提供事業について（報告書）

大学入試センターにおける

# 大学情報提供事業について

## — 大学情報提供に関する調査検討委員会報告 —

平成２年３月２日

### 大学入試センターにおける大学情報提供事業について（報告）

大学入試センター
大学情報提供に関する調査検討委員会

大学情報提供に関する調査検討委員会（以下「本委員会」という。）は，大学入試センターの新しい業務である「大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」の在り方等について，平成元年８月以来，大学及び高等学校等の関係団体の意見をも求めながら，鋭意調査検討を重ねてきたところであります。このたび，別紙のとおり本委員会における調査検討結果を取りまとめたので，報告します。

今日，大学の教育研究内容や学生生活等大学に関する情報の提供は，大学進学志望者の適切な進路選択にとって極めて重要であり，大学入試センターにおいては，今後，本報告に基づき，関係機関等との連携協力を図りつつ，大学情報提供事業を継続的かつ段階的に充実させることを要望します。

別　紙

# 大学入試センターにおける大学情報提供事業について（報告）

## Ⅰ　大学情報提供に関する基本的な考え方

### 1　情報提供の必要性

近年，教育の個性化・多様化が進められているが，大学進学志望者もその能力，適性，興味・関心等において極めて多様になっている。また，大学進学志望者の中には，自己理解が不足したり，将来の進路について明確な目標をもっていないなどの傾向もみられる。更に，帰国子女，外国人など我が国以外の教育制度により教育を受けた者や社会人も加わるなど，大学進学志望者自体の多様化が進んでいる。

このような状況のなかで，進学志望者の進路選択や高等学校での進学指導が偏差値重視に偏り，不本意入学の傾向を助長しているとの指摘がなされている。このような現象を生み出している背景の一つとして，多様な進学志望者等に対し，大学の教育研究内容等に関する情報や各大学による入試に関する適切な情報等進学志望者個々人の進路選択に資するための大学に関する情報（以下「大学情報」という。）が十分与えられていないことなどが考えられる。

このため，従前にもまして，適切な進路選択やきめ細かな進路指導が重要になってきており，大学の教育研究内容等に関する正確で質の高い情報が進学志望者や高等学校等に提供され，これらの情報が適切に活用されることが必要である。

大学情報の提供は，進学志望者の志望・適性等に応じて大学を自主的に選択できるようにするため，入試に関する情報だけでなく，大学教育の内容や各大学の個性・特色についての理解を深めることを主眼とすべきである。また，この大学情報は，進学志望者にとって大学卒業後も含めた自己の将来を考える契機となり，学習の動機付けにもなるような内容であることが期待される。

更に，大学情報の提供は，ひいては各大学の教育研究等の状況を広く社会に公開することになり，その結果，社会的理解や大学自身の活性化にもつながるとともに，目的意識と意欲を持った学生の入学につながる可能性を有するなど，大学にとっても有益であると考えられる。

### 2　大学情報提供における大学入試センターの役割

(1)　大学入試センターは，昭和63年の法律改正により，従前の業務のほかに，新たに「大学情報の提供を行うこと」がその業務として加えられた国公私立大学の共同利用の機関である。したがって，大学入試センターとしては，大学情報提供の分野において，大学・高等学校関係者の理解と協力の下に，全ての国公私立の大学と高等学校との間の情報交換のための仲介機能を十分発揮し，適切な進路選択・進学指導の実現に積極的な役割を果たす必要がある。

(2)　急速な情報化社会において，大学に関する情報についても，多種多様な情報が様々な形で流されている。しかし，これらの情報はシステム化されているわけではないので，これを利用する進学志望者や高等学校にとっては，その質や量に違いがあるように感じられる。したがって，大学入試センターは，各大学の意向を尊重しつつ，進学志望者や高等学校が真に必要としている正確な大学情報を適宣適切に利用できるようにするため，情報の編集機能を持つ必要がある。

(3)　各大学が個別に提供する情報は多岐多様であり，また，大学の教育研究内容が高度化，細分化してきている状況を考慮すると，まず，大学入試センターにおいて大学単位の情報を学問分野別に再整理するなど，横断的な情報を進学志望者や高等学校に提供することが有効である。その上で，各大学が説明会やパンフレット等により提供する情報が活用されると，各大学の個性・特色についての認識が高まることになり，効果的であると考えられる。

(4)　現在，大学の教育研究内容等に関する大学と高等学校との間の意見交換の場が不足している状況が見られるが，このような状況を改善し適切な進学指導に資するため，大学入試センターは，大学・高等学校相互の意見交換の場の設定，両者の協議の場の組織化など大学と高等学校の間の意見交換のための仲介を行うことが必要である。

(5)　各大学は，大学説明会・大学公開の開催，大学紹介パンフレットの配付など，各種の入学広報活動を実施しているところであるが，これらの活動による大学情報が進学志望者や高等学校等に一層有効に活用されるため，必要に応じ，大学入試センターが，各大学の入学広報活動について協力，支援することも考えられる。

(6)　大学情報についても，情報化社会の進展等に対応した有用で効果的な情報提供の在り方について，利用者の要望等を的確に把握しつつ，継続して調査検討を行うことが必要であり，大学入試センターには，専門機関としてその役割が期待される。

## Ⅱ　提供する情報の内容

### 1　教育研究内容

各大学は，それぞれ特色ある教育研究を行っており，これらの情報は，進学志望者の進路選択に極めて重要な情報であるが，各大学の個性・特色についての認識を高めるような生きた情報が不足している現状にあると思われる。したがって，各大学の学部・学科の特色，教育課程の内容，教員の研究内容など大学の教育研究内容に関する十分な情報を提供することが重要である。

### 2　学生生活

進学志望者の興味・関心が多様化している状況や，経済的な側面も大学選択の大きな要因であることを考慮すると，課外活動，学費，奨学金，アルバイトなど学生生活に関する情報は必要である。

### 3　大学卒業後の進路

進学志望者が進路選択を行う場合，大学卒業後の進路は非常に関心の高い情報であり，大学で取得できる免許・資格に関する情報を提供するとともに，できるだけ就職状況，大学院への進学状況などに関する情報も提供することが必要である。

### 4　入学者選抜方法

各大学が特色ある多様な入学者選抜方法を推進しつつあり，進学志望者に対しては，入試に関して正確で分かり易い情報をタイムリーに提供することも必要である。

この場合，帰国子女，外国人や社会人などにも配慮する必要がある。

### 5　大学に関する総合的な情報

各大学固有の情報を効果的に仲介すると同時に，大学全体を通じた学部・学科の内容に関する情報，大学の新増設や高等教育の動向など大学を取り巻く情報を提供することも必要である。

### 6　入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学入試センター等が行っている入学者選抜方法の改善に関する調査研究情報についても，可能な限り，一般に分かり易い内容に置き換えて積極的に提供する必要がある。





## Ⅲ　情報提供の方法

### 1　対象に応じた提供方法

大学入試センターが情報を提供するに当たっては，高校生については，１年生から３年生まで進路選択の各段階に応じた分かり易い内容を提供することが肝要である。また，高等学校の教員，保護者，海外在留邦人，外国人等についても，関係機関等と連携協力しつつ，それぞれの対象に応じたきめ細かな情報を提供することが必要である。

### 2　有機的な組み合わせによる事業の実施

大学入試センターにおける情報提供は，進路選択・進学指導の改善に有効に機能するために，大学入試センターが直接実施する方法や，大学入試センターが各大学の事業を支援する方法等による各種事業を有機的に組み合わせて実施する必要がある。

### 3　大学と高等学校との意見交換

現実的で新鮮な大学情報を提供する有効な手段として，まず，大学と高等学校との意見交換が考えられる。特に，大学の教育研究内容については，その内容が高度化，細分化してきていることもあり，既存のメディアによっては伝わりにくい側面もある。したがって，正確な大学情報の普及を図るために，大学入試センターは，大学関係者と高等学校関係者との直接のコミュニケーションを図る機会をできるだけ多く設けるよう努力する必要がある。

### 4　印刷媒体

大学に関する情報が主として印刷媒体により氾濫していると言われる側面があるが，進学志望者や高等学校が必要とする的確な情報を提供するため，大学入試センターが情報の編集を行った上で，印刷媒体により提供することも必要である。

### 5　ニューメディアの活用

高度情報化社会の進展に伴い，ラジオ・テレビを利用した情報提供はもちろんのこと，進学志望者や高等学校の教員もいわゆるニューメディアと呼ばれる情報提供媒体に接したり利用する機会も多くなっており，ニューメディアを活用した情報提供は効果的な方法であると考える。

なお，既に運用しているキャプテン通信網を利用した情報提供については，更に，この通信網の特色を活かした提供方法を工夫する必要がある。

## Ⅳ　大学入試センターにおける当面の具体的事業

大学入試センターにおいては，上記のような観点に立ち，大学情報の提供を継続的かつ段階的に充実発展させていくことが必要であるが，当面次のような事業を展開することが考えられる。

### 1　ハートシステムによる大学進学案内

(1)　昭和63年10月から「ハートシステム」の名称でキャプテン通信網を通じた大学進学案内の情報提供が開始されているが，横断的な情報提供として実質的に意義のあるものとするためには，更に私立大学も含めて全ての大学の情報を提供することが不可欠である。また，大学の教育研究内容等の情報だけでなく学生生活や大学のユニークな活動に関する情報についても提供するとともに，進学志望者等からの質問に応じる質疑応答を盛り込むなど順次改善を加えつつ整備する必要がある。

(2)　ハートシステムの普及を図るためには，高等学校における情報教育の進展との連携についても考慮する必要がある。なお，ハートシステムによる大学進学案内の効果的な利活用を図るためには，効率的な使用方法，提供情報の活用例などを盛り込んだマニュアルを作成するとともに，このシステムを利用している高等学校の協力を得て，利用状況，問題点等を集中的に調査し，運用に反映させることが重要である。

### 2　ガイドブックの作成

現在，ハートシステムによる大学進学案内と併せて，国公立大学について，大学・学部の特色や個別試験の概要など，各大学の情報をとりまとめた国公立大学ガイドブックが作成されているが，これを私立大学の情報も含めたすべての大学についてのガイドブックとして改善する必要がある。この際，従来の内容に加えて，全体的に学部・学科の内容，相違点等の概要が理解できるような情報を盛り込むことが必要である。

### 3　大学と高等学校との意見交換会の開催

進学志望者の志望・適性等に応じた適切な進学指導に資するため，大学の教育研究内容の全国的な現状と展望等について，メディアを仲介せずに講演・シンポジウム・パネルディスカッション等直接的な方法で紹介し，大学関係者と高等学校関係者との直接のコミュニケーションを図る意見交換会を地区毎に開催する。なお，この意見交換会を円滑に運営するためには，大学・高等学校の連携協力が不可欠であり，そのための組織化を図ることが必要である。





### 4　ラジオ・テレビ等を利用した相談

ラジオ・テレビ等のメディアを利用した相談コーナーを設置し，進学志望者等が持っている大学の教育研究内容等についての疑問に回答したり，タイムリーな大学進学情報を伝達することにより，進学志望者が大学についての理解を深めることを援助する。

### 5　大学情報に関するレファレンスサービス

すべての国公私立大学に関する最新の情報や広報資料等を収集し，それを利用者に直接閲覧させたり，利用者の求める情報の所在に関する相談に応ずるレファレンスサービスを行う。

### 6　大学公開の支援

大学が進学志望者等にキャンパスを公開し，進学志望者等が大学を直接訪問することにより，大学の教育研究環境の一端に触れ，大学への進学意欲を高めさせるため，全国公私立大学のキャンパス公開・キャンパス見学会の積極的・効果的な推進を支援する。

### 7　大学の入学広報活動の相互協力への支援

(1)　国公私立大学の入学広報担当者を対象とし，大学における個別の情報提供の必要性を周知するとともに，進学志望者や高等学校にとって有用かつ良質な情報提供を行うよう質的な面での向上をも図るために，大学入学広報に関する連絡協議会を開催する。

(2)　大学の教育研究内容，入学者選抜等に関する大学からの情報提供について，大学関係団体，高等学校関係団体の関係者による意見交換のための協議会を地区毎に開催する。

## 大学情報提供に関する調査検討委員会名簿

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 開原成允 | 東京大学医学部教授（広報委員長） |
| 委員長代理 | 堀江湛 | 慶應義塾大学法学部長 |
| | 青木秀夫 | 埼玉県教育委員会主任指導主事 |
| | 大貫力 | 茨城県立水戸第一高等学校長 |
| | 岡本紘一 | 前全国高等学校PTA連合会進路対策常置委員長 |
| | 織田村佳之 | 横浜市立金沢高等学校長 |
| | 熊本芳朗 | 電気通信大学電気通信学部教授 |
| | 慈道裕治 | 立命館大学経営学部教授 |
| | 千石保 | ㈱日本青少年研究所長 |
| | 徳武靖 | 教育ジャーナリスト（元時事通信社内外教育編集長） |
| | 中島義博 | 東京経済大学事務局長付主任調査役（企画広報担当） |
| | 濱和廣 | 東京都立竹早高等学校長 |
| | 広瀬久美子 | NHKチーフアナウンサー |
| | 舟岡史雄 | 信州大学経済学部教授 |
| | 前田稔夫 | 駒場東邦高等学校教諭 |
| | 吉井溥 | 横浜市立大学商学部教授 |



## ○大学情報提供に関する調査検討委員会の設置について

（平成元年6月15日
所長裁定）

1　趣旨

大学入試センターが実施する「大学に入学を志願する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」の方向及び内容について調査検討するため、大学入試センター（以下「センター」という。）に「大学情報提供に関する調査検討委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員

委員会は、次の関係者20人以内で構成し、委員はセンターの所長が委嘱する。

大学関係者

高等学校関係者

教育委員会関係者

学識経験者

3　委員長等

委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員のうちからセンターの所長が委嘱する。

4　定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

5　会議

委員会の会議は、センターの所長が必要と認めたときに、委員長と協議し、委員長がこれを招集する。

6　期間

委員会を置く期間は、平成元年6月15日から平成2年3月31日までとする。

7　庶務

委員会の庶務は、企画調査室において処理する。

附　則

1　この所長裁定は、平成元年6月15日から実施する。

2　大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について（昭和62年7月31日所長裁定）は、廃止する。

# 第 4　調査研究

研究開発部においては、その設立の趣旨に沿って、大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の活動状況は、次のとおりである。

## 1　調査研究組織

| | | |
|---|---|---|
| 研究開発部長（併） | | 清　水　留三郎 |
| 情報処理研究部門 | 教　授 | 清　水　留三郎 |
| 評価・追跡研究部門 | 教　授 | 赤　木　愛　和 |
| | 助教授 | 鈴　木　規　夫 |
| | 助　手 | 岩　田　弘　三 |
| 試験方法研究部門 | 教　授 | 岩　坪　秀　一 |
| | 助教授 | 石　塚　智　一 |
| | 助　手 | 山　田　文　康 |
| 試験制度研究部門 | 教　授 | 中　島　直　忠 |
| | 助教授 | 池　田　輝　政 |
| | 助　手 | 山　村　　滋 |
| 進学適性研究部門 | 教　授 | 柳　井　晴　夫 |
| | 助教授 | 前　川　眞　一 |
| | 助　手 | 豊　田　秀　樹 |
| 特別試験研究部門 | 助　手 | 藤　芳　　衛 |

## 2　調査研究状況

### (1)　調査研究事項

研究開発部の本年度における具体的な調査研究事項は、次のとおりである。

ア　情報処理研究部門

- ○　選択科目の得点修正基準に関する開発及び調査研究
- ○　大学入試問題形式の改善に関する研究
- ○　米国における進路情報の提供情況とオーストラリアにおける大学入試処理状況の実地調査

研究

○　各大学・学部による入学者選抜の共通第１次学力試験の成績に基づく分析

イ　評価・追跡研究部門

○　高等学校の進学指導における個性尊重に関する研究

○　欧米における大学入試問題等の開発・改善に関する国際比較研究

○　大学入試問題形式の改善に関する研究

○　入試改善のための各大学との共同研究

○　国公立大学入学者選抜における第２次試験の効果に関する研究

○　入試におけるルールスペースの応用に関する研究

○　項目反応の妥当性に関する研究

○　進学準備と人間形成に関する研究

○　アメリカの大学入試の歴史的研究

○　助手制度の歴史的研究

ウ　試験方法研究部門

○　質的評定による設問の正答率推定研究

○　入試改善のための各大学との共同研究

○　大学入試問題形式の改善に関する研究

○　共通第１次学力試験の内容的妥当性の研究

○　欧米における大学入試問題等の開発・改善に関する国際比較研究

○　選択母集団における共通第１次学力試験の内容的及び予測的妥当性の研究

○　入試データ分析のための統計的方法論の基礎的研究

○　共通第１次学力試験５教科の得点形状に基づく学力類型の研究

○　大学進学情報の収集におけるマークシートの利活用の研究

○　大学入試における実技・面接・小論文等の評価に関する研究

エ　試験制度研究部門

○　大学教育と高校教育の連係並びに進学指導に関する研究

○　欧米における大学入試問題等の開発・改善に関する国際比較研究

○　入試改善のための各大学との共同研究

○　共通第１次学力試験における「良問」の定性的分析





○　高校生の学力変化と志望分野の研究

オ　進学適性研究部門

○　高等学校の進学指導における調査研究

○　進学ガイダンスシステムに関する情報収集

○　選択科目の得点修正基準に関する開発及び調査研究

○　独立に推定された項目パラメータの共通尺度上での等化法の評定研究

○　因子分析法に関する理論的研究

○　共通第１次学力試験問題のモニター調査結果の分析

○　共分散構造モデルの理論的研究

カ　特別試験研究部門

○　身体に障害のある受験生の国公立大学受験状況の分析

○　試験時間延長必要量推定のための実験的研究

○　点字試験問題作成方法の標準化と作業支援システムの研究・開発

○　視覚障害学生のための日本語文書処理支援用ソフトウェアの研究開発

キ　共同研究

○　大学入試センター試験問題のモニター調査に基づく分析

○　選択科目の得点修正基準に関する開発及び調査研究

○　米国における大学入学者選抜方法及び進学指導に関する調査研究

○　欧米における大学入試問題等の開発・改善に関する国際比較研究

### (2)　研究成果の発表

研究事項の成果は、研究紀要の発行、7回にわたる研究セミナーの開催及び国立大学入学者選抜研究連絡協議会第10回大会における研究会で発表するとともに、大学入試センター試験の実施に反映させている。

本年度の刊行物は、次のとおりである。

○　研究紀要 No. 19（4編所載）

①　共通第１次学力試験の５教科得点に基づく学力型の分析

（試験方法研究部門助手　山田　文康）

②　国公立大学入学者選抜試験の効果に関する実証的研究

（評価・追跡研究部門助教授　鈴木　規夫）

③　共通第１次学力試験モニター調査結果の分析

――昭和61年度から平成元年度までの国語・数学・英語に関する分析――

（進学適性研究部門教授　柳井　晴夫、評価・追跡研究部門助教授　鈴木　規夫、進学適性研究部門助教授　前川　眞一）

④　青年期中期の生徒の進学準備と自己概念との関係

――中学生・高校生調査結果の分析――

（試験制度研究部門助教授　池田　輝政、評価・追跡研究部門助手　岩田　弘三、試験制度研究部門教授　中島　直忠）

○　文部省科学研究費補助金研究成果報告書

米国における大学入学者選抜方法および進学指導に関する調査研究

（研究代表者　進学適性研究部門教授　柳井　晴夫）

## 3　共　同　研　究

### (1)　国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学における入学者選抜に関する研究の交流及び協力を行い、もって入学者選抜方法の改善に寄与することを目的として、各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と当センター研究開発部で組織する国立大学入学者選抜研究連絡協議会は、5月30日～31日に第10回大会を開催するとともに、「研究報告書」を刊行し、研究の交流を図り、また、大学関係者、高校関係者及び報道関係等の外部に対し、大学入試に関する研究の動向について広く周知をはかることを目的とした「大学入試研究の動向」を発行した。

（国立大学入学者選抜研究連絡協議会研究報告書第10号及び大学入試研究の動向第8号　参照）

### (2)　外部との共同研究

次の五つの研究を行った。

ア　大学入試問題形式の改善に関する研究

イ　高等学校の進学指導における個性尊重に関する研究





ウ　入試改善のための各大学との共同研究

エ　質的評定の数量化による設問正答率推定の研究

オ　大学入試における実技・面接・小論文等の評価に関する研究

## 4　調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については、共通第１次学力試験の利用方法を含め、各大学において、種々検討されているが、この調査研究には、各大学のデータと併せて、共通第１次学力試験の諸データが不可欠である。

このため、当センターでは、共通第１次学力試験に係る諸データをできるだけ各大学に提供する方向で現時点で提供できる資料として、平成元年度共通第１次学力試験受験者のうち、5教科5科目のすべてを受験した者について、共通第１次学力試験成績の　①　総得点の分布資料、②　総得点と教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料及び　③　科目得点の分布資料を作成し提供した。

今後も、それぞれの大学の研究課題に沿った資料の提供依頼があった場合には、国立大学協会の「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ」により、各大学の希望にできるだけ沿う方向で提供を進めていきたいと考えている。

# 第５　「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

## 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

### 1. 対応策の検討と策定

平成元年１月に実施された最後の共通第１次学力試験において、「理科」の選択科目間に極端な得点差が生じ、止むを得ない緊急避難的措置として、国立大学協会、公立大学協会、高等学校長協会、文部省等とも相談して、「物理」及び「生物」について得点調整を実施した。この措置に関しては、事前に予告が行われていなかったこともあり、受験者、高等学校関係者をはじめとして、社会の各方面から大きな反響を呼び、平成２年度から実施される大学入試センター試験において、同様の事態が生じた場合にどのように取り扱うかが大きな課題となった。

このため、大学入試センターにおいては、同様の事態が生じた場合の対応策をあらかじめ決定・公表することとし、次のような手順を踏みながら、調査・検討を進め、平成元年11月末には最終的な対応案の決定を得て、公表することができた。

#### (1) 大学入試センター部内における検討

各方面から寄せられた意見も踏まえ、当センター研究開発部を中心に得点調整の方法についての検討を行う一方、当センター内に設置されている各種委員会で意見交換を行うとともに、教育学、統計学、法律学等の部外の専門家の協力を仰ぎつつ、仮に得点調整を行うとした場合の具体的、技術的な問題点の整理や、対応策の策定へ向けての今後の進め方等について検討を行った。

#### (2) 調査研究委員会の設置による意見調整と調査研究

この問題は、大学入学者選抜における専門・技術的な問題であると同時に、わが国においては大学入試に対する国民の関心が極めて高い実情から一種の社会的な問題という側面も有しており、専門・技術的にも、取り扱いの公表性、妥当性においても、多くの関係者の納得の得られる対応策を策定することが求められた。また、一方では、大学入試センター試験を利活用する各大学の理解を得ることも重要な事柄であった。このため、大学入試センターにおける技術的な検討を踏まえ、大学入試センター試験協議会の了承の下に、大学、高等学校、教育委員会及び各界の

有識者の協力を得て、大学入試センター試験において著しい得点差が生じた場合の対応策に関して、具体的措置を講ずることの適否及びその具体的措置案についての審議をするため、『「大学入試センター試験」における得点調整に関する調査研究委員会』を設置し、この委員会において、各方面の意見を聴きながら、成案を取りまとめることとなった。同委員会は、平成元年9月26日に設置され、以後4回（最終会は委員長との調整）の会議において、関係各方面からの意見を聴きつつ、対応案の取りまとめを行った。（別添参照：調査審議の流れ）

### (3) 大学入試センター試験協議会における合意・了承

「調査研究委員会」は、大学入試センター試験協議会の意向を受けて調査研究を進めてきており、「大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応策」（案）を得てこれを大学入試センター試験協議会の最終的な判断に委ねた。同協議会はこの（案）について審議のうえ、今後の対応策（別添参照：「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について）として、合意了承し、発表した。

## 2. 平成2年度大学入試センター試験における具体的対応

大学入試センターにおいては、平成元年11月29日に大学入試センター試験協議会において合意・了承された「大学入試センター試験において、各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について」（以下「対応策」という。）を受けて、これを平成2年度大学入試センター試験から具体的に適用するため、次のような措置を取った。

### (1) 志願者への周知

最終的な対応策において示された「得点調整の実施基準」及び、その調整方法を平成2年度大学入試センター試験志願者に、直ちに周知する必要があった。このため、志願者に対しては、「受験者心得（追加）」として受験票とあわせて12月中旬までにその対応策を送付し、周知を図った。（別添参照：受験者心得（追加））

### (2) 大学入試センター試験成績委員会（付置専門委員会を含む）の設置

対応策において得点調整を実施する場合の手段としてその意見を聴くことが適当とされた「適





切な組織」を具体化することになり、平成元年12月20日に開催した、大学入試センター運営委員会、評議員会の了承を得て、大学入試センター内に「成績委員会」を設置した。この委員会には、専門的事項を調査、審議するために専門委員会を付置することとした。なお、成績委員会の委員は、大学入試センター試験協議会構成員の中から、それぞれの選出母体と協議のうえ、国立大学4人、公立大学2人、私立大学3人にお願いすることとなった。また、専門委員会委員については、学識経験者の中から、所長が委嘱することとなった。

### (3) 試験結果のデータ分析と成績委員会開催等

平成2年1月13日(土)、14日(日)に第1回大学入試センター試験本試験が実施された。答案の採点は、翌日から開始し、同時にデータ分析も開始された。本試験終了から3日後の1月17日午後、成績委員会専門委員会が開催され、その時点における採点結果が分析、整理され翌1月18日午後、成績委員会に分析されたデータ内容をもとに、得点調整実施の必要性の有無が諮られた。その結果、平成2年度においては、得点調整の必要がない旨の決定を得て、直ちに報道機関を通して、その旨を発表した。

# 大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会の設置について

（平成元年9月26日
所　長　裁　定）

1　趣　旨

大学入試センター試験の試験問題の難易度に格差を生じた場合の取扱い等について調査研究するため、大学入試センター（以下「センター」という。）に「得点調整に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2　委　員

委員会は、次の関係者16人以内で構成し、委員はセンターの所長が委嘱する。

大学関係者

高等学校関係者

教育委員会関係者

学識経験者

大学入試センター関係者

3　委員長等

委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員のうちからセンターの所長が委嘱する。

4　定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

5　会　議

委員会の会議は、センターの所長が必要と認めたときに、委員長と協議し、委員長がこれを招集する。

6　期　間

委員会を置く期間は、平成元年9月26日から平成2年3月31日までとする。

7　庶　務

委員会の庶務は、庶務課において処理する。

附　則

この所長裁定は、平成元年9月26日から実施する。





## 調　査　審　議　の　流　れ

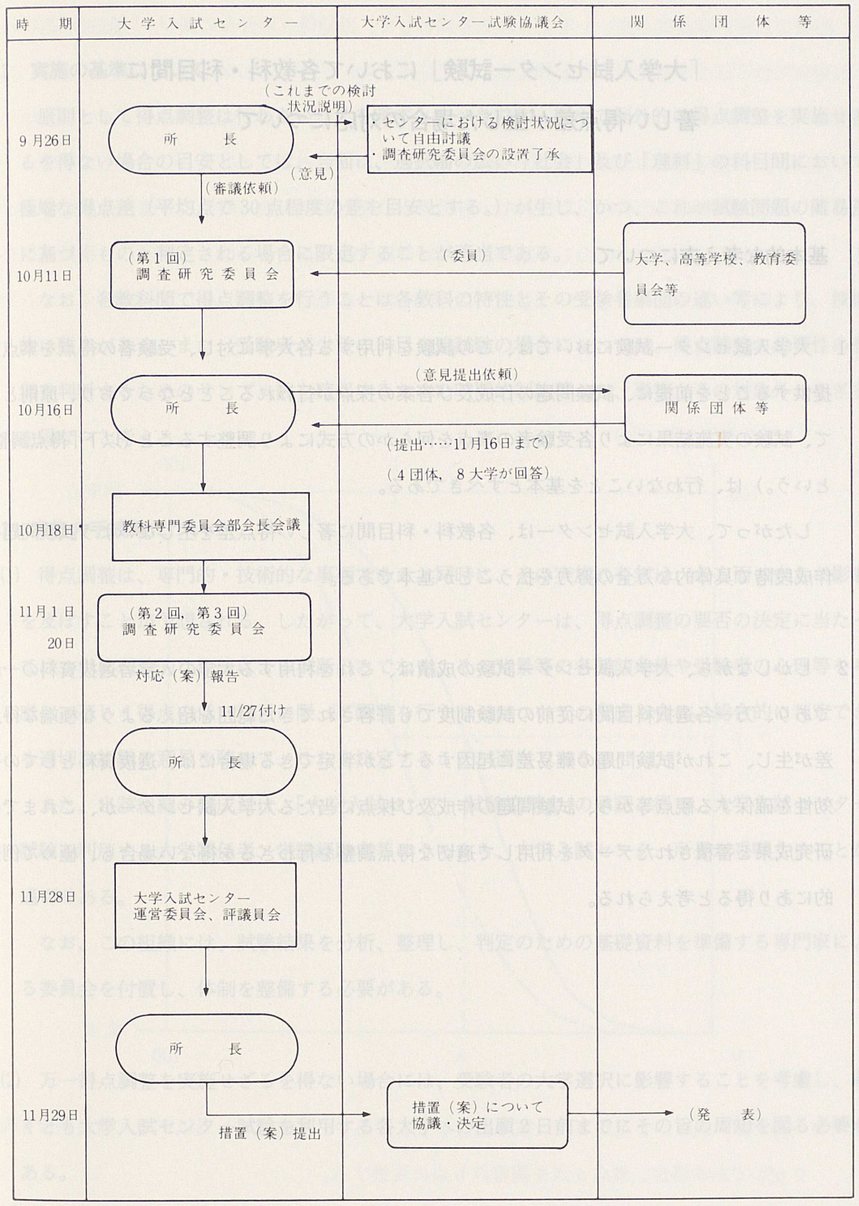

平成元年11月29日
大学入試センター試験協議会

# 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

## I　基本的な考え方について

1　大学入試センター試験においては、この試験を利用する各大学に対し、受験者の得点を素点で提供することを前提に、試験問題の作成及び答案の採点が行われることとなっており、原則として、試験の実施結果により各受験者の素点を何らかの方式により調整すること（以下「得点調整」という。）は、行わないことを基本とすべきである。

したがって、大学入試センターは、各教科・科目間に著しい得点差を生じないよう試験問題の作成段階で具体的な万全の努力を払うことが基本である。

2　しかしながら、大学入試センター試験の成績は、これを利用する大学の入学者選抜資料の一部であり、万一各選択科目間に従前の試験制度でも許容されてきた範囲を超えるような極端な得点差が生じ、これが試験問題の難易差に起因することが判定できる場合には、選抜資料としての有効性を確保する観点等から、試験問題の作成及び採点に当たる大学入試センターが、これまでの研究成果と蓄積されたデータを利用して適切な得点調整を行わざるを得ない場合も、極めて例外的にあり得ると考えられる。





## II　万一得点調整を実施せざるを得ない場合の手続、方式等について

### 1　実施の基準について

原則として得点調整は行わないことを基本とすべきでり、極めて例外的に得点調整を実施せざるを得ない場合の目安としては、当面は、選択幅の広い「社会」及び「理科」の科目間において極端な得点差（平均点で30点程度の差を目安とする。）が生じ、かつ、これが試験問題の難易差に基づくものと判定される場合に限定することが適当である。

なお、各教科間で得点調整を行うことは各教科の特性とその受験者集団の違い等により、技術的に難点がある。また、受験者が少数の科目や追試験の場合においては、得点調整の必要性の有無を判断するためのサンプル数を確保するための時間的制約等から、事実上その対象外とせざるを得ないと考える。

### 2　実施の手続等について

(1)　得点調整は、専門的・技術的な事柄であると同時に、その実施の有無は、各方面に大きな影響を及ぼすことが予想される。したがって、大学入試センターは、得点調整の要否の決定に当たっては、単に理論的な数値による判断のみでなく、その背景等の各種諸条件や受験者の心理等を考慮し、著しく得点の低い科目に限って調整を行うなどについての配慮も含め、総合的に判定できる適切な組織の意見を聴いて、これを決定することが適当である。

また、当該組織の構成員は、「大学入試センター試験協議会」の承認を得て、大学入試センター試験を利用する大学関係者、学識経験者等のうちから、大学入試センター所長が委嘱することが適切である。

なお、この組織には、試験結果を分析、整理し、判定のための基礎資料を準備する専門家による委員会を付置し、体制を整備する必要がある。

(2)　万一得点調整を実施せざるを得ない場合には、受験者の大学選択に影響することを考慮し、遅くとも大学入試センター試験を利用する各大学への出願2日前までにその旨の周知を図る必要がある。

### 3　得点調整の具体的方式について

(1)　現時点においては、大学入試センターの長年にわたる研究成果と蓄積されたデータを基に、現段階で比較的満足度が高いと考えられる方式として、回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」を用いて行うことが適当であると考える。

〔**備考**〕回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」について

対象とする教科の各科目について、科目素点の相対累積人数（科目百分位）を算定するとともに、他教科の得点も総合した基準点の相対累積人数（基準百分位）を算定し、科目素点をその（科目）百分位に最も近い（基準）百分位を持つ基準点に変換し、これを調整点とする方法である（下図）。

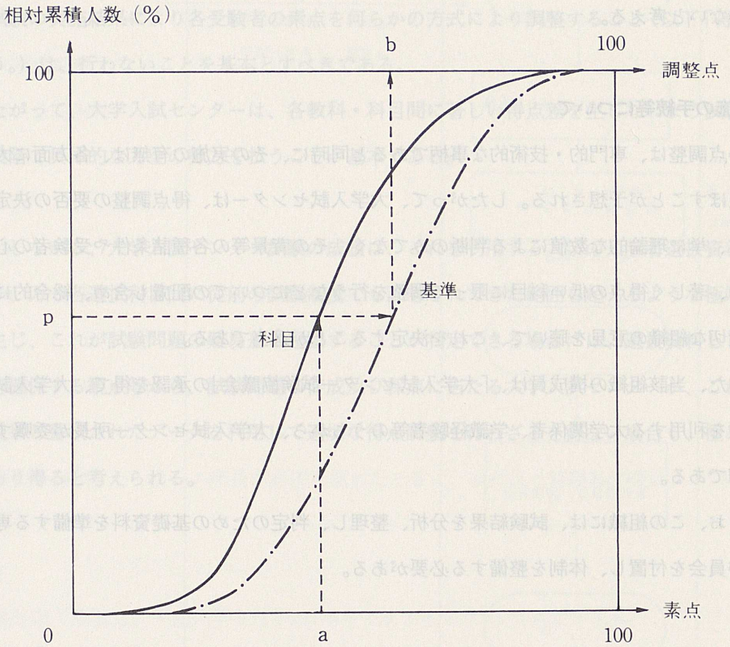


例えば、素点が a 点以下の人数の割合が p% であり、基準点が b 点以下の人数の割合も同じく p% である場合、素点 a 点を調整点 b 点に変換する。

蓄積された過去のデータとこれまでの研究成果を利用して、対象教科の得点と他教科の得点





との間の関係の回帰分析に基づき基準点を算出すれば、受験者の学力を相当程度反映させることができるとともに、等百分位点法によって素点はそれぞれに相応しい基準点にきめ細かく変換できる。

(2)　なお、試験の実施結果において万一各選択科目間に極端な得点差が生じても、これが受験者の学力差によるものか試験問題の難易差によるものかの分析が必要となる。この場合、受験者集団の学力をより正しく反映させる観点から、5 教科を受験した者の集団の成績を基礎データとすることが適当である。

## III　平成２年度大学入試センター試験へ向けての具体的対応について

平成２年度大学入試センター試験において、万一得点調整を実施せざるを得ない場合に備えて、上記Ⅰ, Ⅱの内容の要点を平成２年度大学入試センター試験の受験票を受験者に交付する際等試験実施前の適切な時期に発表し、受験者等に対して周知しておく必要がある。








## 大学入試センター試験協議会名簿

| | | |
|---|---|---|
| 座　長 | 有　馬　朗　人 | 東京大学長 |
| | 有　江　幹　男 | 大学入試センター所長 |
| | 石　川　忠　雄 | 慶應義塾塾長 |
| | 川　井　　健 | 一橋大学長 |
| | 橘　髙　重　義 | 東京理科大学理事長 |
| | 熊　谷　信　昭 | 大阪大学長 |
| | 高　井　修　道 | 横浜市立大学長 |
| | 西　島　安　則 | 京都大学長 |
| | 人　見　楠　郎 | 昭和女子大学理事長 |
| | 前　川　　正 | 群馬大学長 |
| | 行　田　良　雄 | 神戸市外国語大学長 |

平 成 2 年 度 大 学 入 試 セ ン タ ー 試 験

# 受 験 者 心 得 （追加）

〔大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について〕

1　**試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。）は，原則として行いません。**

ただし，本試験の実施結果において，万一，「社会」と「理科」の各選択科目間（ただし，「現代社会」と「理科Ⅰ」については，対象としない。）に極端な素点の差（平均点で 30 点程度の差を目安とする。）が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，大学入試センターにおいて，大学入試センター試験を利用する大学関係者，学識経験者等を構成員とする組織の審議を経て，適切な得点調整の措置を行うことがあります。

2　万一得点調整を行うこととなった場合には，平成 2 年 1 月 20 日までに，調整の対象となる選択科目名及びその科目の素点と調整後の得点の換算表等を新聞等を通じて発表します。

3　調整方式については，調整後の得点が受験者の学力を良く反映したものとなるよう，回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」という方式を用います。





〔参考〕　回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」について

対象とする教科の各科目について，科目素点の相対累積人数（科目百分位）を算定するとともに，他教科の得点も総合した基準点の相対累積人数（基準百分位）を算定し，科目素点をその（科目）百分位に最も近い（基準）百分位を持つ基準点に変換し，これを調整点とする方法である（下図）。

例えば，素点が a 点以下の人数の割合が p% であり，基準点が b 点以下の人数の割合も同じく p% である場合，素点 a 点を調整点 b 点に変換する。

蓄積された過去のデータとこれまでの研究成果を利用して，対象教科の得点と他教科の得点との間の関係の回帰分析に基づき基準点を算出すれば，受験者の学力を相当程度反映させることができるとともに，等百分位点法によって素点はそれぞれに相応しい基準点にきめ細かく変換できる。

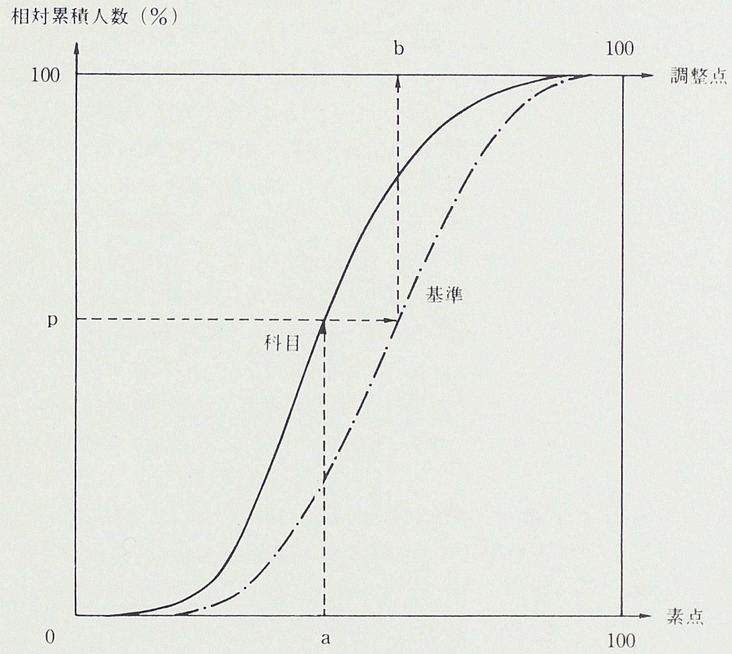

# 第6　資　　料

# 1　平成元年度業務日誌

平成元年

4月 1日　教科専門委員会新委員を委嘱

4月 5日　教科専門委員会（全体会議、部会長会議、各部会）

～7日　(1)　大学入試センター試験試験問題の作成等について

(2)　部会長及び副部会長の選出について

(3)　試験問題の作成方針及び年間日程等について

(4)　平成2年度用試験問題の最終校正等について

(5)　委員長の委嘱等について

(6)　その他

4月13日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

4月13日　（国立大学協会第2常置委員会）

4月14日　実施方法専門委員会（第54回）

(1)　平成2年度大学入試センター試験の実施について

(2)　その他

4月24日　運営委員会（第5回）

(1)　顧問について

(2)　教官選考特別委員会委員の補充について

(3)　平成2年度大学入試センター試験の実施について

(4)　大学情報の提供について

(5)　その他

5月10日　実施方法専門委員会（第55回）

(1)　平成2年度大学入試センター試験の実施について

(2)　その他

5月17日　（公立大学協会総会（第46回））

5月18日　顧問会議

5月22日　実施方法専門委員会（第56回）

(1)　平成2年度大学入試センター試験の実施について

(2)　その他

5月23日　運営委員会（第6回）

(1)　大学入試センター諸規程の改正について

(2)　教官人事について

(3)　運営委員の会議に置く特別委員会委員について

(4) 平成2年度大学入試センター試験について
(5) その他

5月23日 評議員会（第34回）
(1) 大学入試センター諸規程の改正について
(2) 平成2年度大学入試センター試験の実施について
(3) 大学情報の提供について
(4) その他

5月25日 （全国高等学校長協会総会）
・26日

5月26日 （国立大学協会第2常置委員会）

5月30日 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第10回大会
・31日

6月 1日 大学入試センター試験国公立大学入試担当課長会議

6月 7日 （国立大学協会理事会）

6月13日 （国立大学協会総会）
・14日

6月15日 （国立大学長会議）

6月16日 （国立大学協会事務連絡会議）

6月28日 運営委員会（第7回）
(1) 教官人事について
(2) 平成2年度概算要求の基本方針について
(3) その他

6月29日 大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1) 平成2年度大学入試センター試験の実施について
(2) 大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会委員について
(3) 大学情報の提供について
(4) 「大学入試とその改革の在り方について」アンケート結果の中間報告について
(5) その他

7月13日 大学入試センター試験説明協議会（全国7地区）
～21日

7月21日 （国立大学協会入試改善特別委員会）

7月31日 大学入試センター試験協議会（第4回）
(1) 平成3年度大学入試センター試験の実施について
(2) その他

8月 1日 大学情報提供に関する調査検討委員会（第1回）
(1) 大学情報提供に関する調査検討について





(2) その他

8月22日 大学入学者選抜大学入試センター試験入試担当者連絡協議会
～31日

9月 7日 大学情報提供に関する調査検討委員会（第2回）
(1) 大学情報提供に関する調査検討について
(2) その他

9月 8日 得点調整に関する専門家プロジェクト会議（第1回）
(1) 検討のとり進め方について
(2) その他

9月18日 得点調整に関する専門家プロジェクト会議（第2回）
(1) 検討のとり進め方について
(2) その他

9月19日 実施方法専門委員会（第57回）
(1) 平成2年度大学入試センター試験の実施について
(2) 受験特別措置に関する審査小委員会の設置について
(3) 平成3年度大学入試センター試験の実施について
(4) その他

9月20日 運営委員会（第8回）
(1) 副所長の選考等について
(2) 教官人事について
(3) 大学入試センター試験における「得点調整」について
(4) その他

9月25日 （国立大学協会第2常置委員会）

9月26日 評議員会（第35回）
(1) 副所長の選考について
(2) 大学入試センター試験における「得点調整」について
(3) その他

9月26日 大学入試センター試験協議会（第5回）
(1) 大学入試センター試験における「得点調整」について
(2) その他

10月 2日 大学情報提供に関する調査検討委員会（第3回）
(1) 大学情報提供に関する調査検討について
(2) その他

10月 6日 得点調整に関する専門家プロジェクト会議（第3回）
(1) 検討のとり進め方について
(2) その他

10月11日　大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会（第1回）
(1) 平成2年度大学入試センター試験における「得点調整」について
(2) 関係団体への意見提出依頼について
(3) 今後の取り進め方について
(4) その他
10月16日　大学入試センター試験の出願受付
（～27日）
10月18日　教科専門委員会部会長会議
(1) 平成2年度教科専門委員会委員の推薦について
(2) 問題作成部会の今後の日程について
(3) 得点調整について
(4) その他
10月30日　大学ガイダンスセミナー（試行）
10月30日　（国立大学協会理事会）
11月 1日　大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会（第2回）
(1) 大学入試センター試験における得点調整問題について
(2) その他
11月 6日　実施方法専門委員会　受験特別措置に関する審査小委員会（第1回）
(1) 受験特別措置に関する審査小委員会について
(2) 委員長について
(3) 平成2年度大学入試センター試験における受験特別措置の審査
(4) その他
11月 6日　大学情報提供に関する調査検討委員会（第4回）
(1) 大学情報提供に関する調査検討について
(2) その他
11月 9日　（全国普通科高等学校長会総会・研究協議会）
・10日
11月15日　（国立大学協会総会）
・16日
11月16日　（国立大学長懇談会）
11月17日　（国立大学協会事務連絡会）
11月20日　大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会（第3回）
(1) 大学入試センター試験における得点調整問題について
(2) その他
11月21日　実施方法専門委員会（第58回）





(1) 2教科以下受験者の「受験教科申告票」未提出者等の取扱いについて
(2) 答案の読み取り及び採点に関する取扱要領について
(3) 受験特別措置に関する小委員会の審査結果について
(4) 点字受験者に係わる問題訂正の「墨点字」による送付及びその伝達について
(5) 大学入試センター試験における得点調整について
(6) 試験問題「正解」発表様式について
(7) 大学入試センター大学入試センター試験実施本部員について
(8) 実施方法専門委員会臨時委員の委嘱について
(9) その他
11月28日　運営委員会（第9回）
(1) 試験問題特別専門委員会への臨時委員の配置及びこれに伴う関係規程の一部改正について
(2) 平成2年度大学入試センター試験について
(3) 試験問題特別委員会の委嘱について
(4) 大学入試センター試験における得点調整問題について
(5) その他
11月28日　評議員会（第36回）
(1) 試験問題特別専門委員会への臨時委員の配置及びこれに伴う関係規程の一部改正について
(2) 大学入試センター試験における得点調整問題について
(3) その他
11月29日　大学入試センター試験協議会（第6回）
(1) 大学入試センター試験における得点調整問題について
(2) その他
12月 1日　ハートシステムに関する調査協力校懇談会
(1) ハートシステムについて
(2) その他
12月 7日　大学情報提供に関する調査検討委員会（第5回）
(1) 大学情報提供に関する調査検討について
(2) その他
12月11日　（国立大学協会第2常置委員会）
12月18日　平成2年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第2回）
12月20日　運営委員会（第10回）
(1) 評価委員会について
(2) 大学入試センター試験における成績の取扱い等について
(3) 大学情報提供に関する調査検討委員会「中間まとめ」について

(4) その他

12月20日　評議員会（第37回）

(1) 評価委員会について

(2) 大学入試センター試験における成績の取扱い等について

(3) 大学情報提供に関する調査検討委員会「中間まとめ」について

(4) その他

**平成2年**

1月13日　大学入試センター試験・本試験

・14日

1月17日　大学入試センター試験成績委員会専門委員会

1月18日　大学入試センター試験成績委員会

1月20日　大学入試センター試験・追試験

・21日

2月 5日　試験問題特別委員会

～8日

2月15日　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会

・16日

2月19日　（国立大学協会第2常置委員会）

2月21日　運営委員会（第11回）

(1) 評価委員会について

(2) 運営委員の会議に置く特別委員会委員について

(3) 研究紀要登載論文について

(4) その他

資料公開等特別委員会

2月23日　実施方法専門委員会（第59回）

(1) 平成3年度大学入試センター試験の実施について

(2) その他

3月 2日　大学情報提供に関する調査検討委員会（第6回）

(1) 大学情報提供に関する調査検討について

(2) その他

3月 6日　評議員会（第38回）

(1) 平成2年度大学入試センター試験の成績の取扱いについて

(2) 平成2年度大学入試センター試験の実施結果に基づく主な意見について

(3) その他

3月 7日　試験問題特別委員会

～9日





3月13日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第4回）

(1) 平成2年度大学入試センター試験について

(2) 大学情報の提供について

(3) その他

3月16日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

3月16日　（国立大学協会理事会）

3月23日　顧問会議

3月27日　実施方法専門委員会

(1) 平成3年度大学入試センター試験の実施について

(2) その他

3月28日　教科専門委員会部会長会議

(1) 平成4年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(2) 平成2年度教科専門委員会試験問題作成年間計画について

(3) 平成3年度大学入試センター試験について

(4) その他

3月29日　運営委員会（第12回）

(1) 試験問題研究部門（各員部門）への併任について

(2) 平成2年度大学入試センター試験実施結果の公表について

(3) 平成3年度大学入試センター試験の実施について

(4) 平成4年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(5) 大学情報の提供について

(6) その他

資料公開等特別委員会

## 2　平成元年度大学入試センター役職員

所　　長　　有江幹男
副　所　長　　高野文彦（元.10.1から）
　　田保橋彬

**管理部**

部　　長　　諸橋輝雄（元.4.1から）

庶務課

課　　長　　宮村貞一（元.4.1から）
課長補佐　　佐藤稔（2.3.31まで）
庶務係長　　堀越幸雄（2.3.31まで）
人事係長　　根岸茂（元.4.1から）
共同利用係長　　久保田達也（元.4.1から2.3.31まで）
広報係長　　藤田廣司（2.3.31まで）

会計課

課　　長　　川本幸彦
課長補佐　　鈴木宏治
総務係長　　日野静雄（2.3.31まで）
経理係長　　原英毅（元.4.1から2.3.31まで）
用度係長　　佐々木義人（元.4.1から2.3.31まで）
施設係長　　小松武志

企画調査室

室　　長　　金田正男（2.3.31まで）
企画係長　　針貝俊彦
調査係長　　諸田清（2.3.31まで）





**事業部**

部　　長　　都賀善信（元.4.1から）

試験実施課（元.5.28まで）

事業第一課（元.5.29から）

課　　長　　保呂草弘
課長補佐　　武田一夫（2.3.31まで）
企画調整係長　　野田優明
試験実施第1係長　　佐々木充（2.3.31まで）
試験実施第2係長　　高木得二（2.3.31まで）
試験実施第3係長　　山岸正（元.4.1から）

問題作成課（元.5.28まで）

事業第二課（元.5.29から）

課　　長　　鈴木洪一
課長補佐　　片山隆二
管理係長　　後野周二
（元.5.28まで問題管理係）
問題第1係長　　山本茂行
（元.5.28まで問題作成第1係）
問題第2係長　　小野渉（2.3.31まで）
（元.5.28まで問題作成第2係）
特殊問題係長　　後野周二（兼務元.5.29から2.3.31まで）

情報処理課

課　　長　　岸継明（2.3.31まで）
課長補佐　　小杉雄二（2.3.31まで）
業務第1係長　　渕上光明（2.3.31まで）
業務第2係長　　小松俊夫（元.4.1から）
業務第3係長　　吉見日出明（元.4.1から）
情報管理係長　　丹羽政義
資料係長　　服部武雄（2.3.31まで）

研究開発部

部　　長　　清　水　留三郎（併任元.4.1から）





## 3 規　程　等

(1) 大学入試センター共通第1次学力試験実施本部規程の一部を改正する規程
（平成元年 4月 1日 規程第2号）

(2) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程
（平成元年 5月29日 規程第3号）

(3) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程
（平成元年 5月29日 規程第4号）

(4) 大学入試センター試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程
（平成元年 5月29日 規程第5号）

(5) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程
（平成元年11月28日 規程第6号）

(6) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則
（平成元年 4月12日 規則第4号）

(7) 大学入試センター共通第1次学力試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則
（平成元年 4月 1日 規則第5号）

(8) 大学入試センター共通第1次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則
（平成元年 4月 1日 規則第6号）

(9) 大学入試センター文献複写規則の一部を改正する規則（平成元年 4月 1日 規則第7号）

(10) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（平成元年 5月29日 規則第8号）

(11) 大学入試センター大学入試センター試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則
（平成元年 5月29日 規則第9号）

(12) 大学入試センター大学入試センター試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則
（平成元年 5月29日 規則第10号）

(13) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則(平成元年 5月29日 規則第11号)

(14) 大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則(平成元年 5月29日 規則第13号)

(15) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則
（平成元年 7月 5日 規則第14号）

⑯　大学入試センター試験問題特別専門委員会における臨時委員に関する細則
（平成元年11月28日　細則第1号）

⑰　大学入試センター研究開発部長の任期に関する内規（平成元年　4月　1日　内規第1号）

⑱　『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正
（平成元年　5月29日　所長裁定）

⑲　大学情報提供に関する調査検討委員会の設置について（平成元年　6月15日　所長裁定）

⑳　大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会の設置について
（平成元年　9月26日　所長裁定）

㉑　大学入試センター試験成績委員会について　（平成元年12月20日　所長裁定）

㉒　その他（掲載省略）





## (1)　大学入試センター共通第1次学力試験実施本部規程の一部を改正する規程

（平成元年4月1日
規　程　第　2　号）

大学入試センター共通第1次学力試験実施本部規程（昭和56年規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「共通第1次学力試験」を「大学入試センター試験」に改める。

第1条中「共通第1次学力試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

## (2) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程

（平成元年5月29日
規　程　第　3　号）

大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年規程第3号）の一部を次のように改正する。

第21条中「問題作成課」を「事業第二課」に、「試験実施課」を「事業第一課」に改める。

附　則

この規程は、平成元年5月29日から施行する。





## (3) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程

（平成元年5月29日
規　程　第　4　号）

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程（昭和55年規程第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「問題作成課」を「事業第二課」に改める。

附　則

この規程は、平成元年5月29日から施行する。

## (4) 大学入試センター試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程

（平成元年5月29日 規　程　第　5　号）

大学入試センター試験等連絡協議会に関する規程（昭和53年規程第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「問題作成課」を「事業第二課」に改める。

附　則

この規程は、平成元年5月29日から施行する。





## (5) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程

（平成元年11月28日 規　程　第　6　号）

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程（昭和55年規程第15号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条に改め、第7条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第8条　委員会に、委員のほか、特別な事項を処理するため、臨時委員を置くことができる。

2　臨時委員に関する事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成元年11月28日から施行する。

## (6) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則

（平成元年４月12日
規　則　第　４　号）

国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則(昭和53年規程第11号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「265円」を「273円」に改める。

附　則

この規則は、平成元年４月12日から施行し、平成元年４月１日から適用する。





## (7) 大学入試センター共通第１次学力試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則

（平成元年４月１日
規　則　第　５　号）

大学入試センター共通第１次学力試験出願書類の保存等に関する規則（昭和55年所長裁定第７号）の一部を次のように改正する。

題名中「共通第１次学力試験」を「大学入試センター試験」に改める。

第１条及び第２条第３号中「共通第１次学力試験」を「大学入試センター試験」に改める。

第２条第２号中「イ」を削り、「ウ」を「イ」に改め、「エ」を削る。

附　則

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

## ⑻　大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則

（平成元年４月１日
規　則　第　６　号）

大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則（昭和57年規則第９号）の一部を次のように改正する。

題名中「共通第１次学力試験」を「大学入試センター試験」に改める。

第１条中「共通第１次学力試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この規則は、平成元年４月１日から施行する。





## ⑼　大学入試センター文献複写規則の一部を改正する規則

（平成元年４月１日
規　則　第　７　号）

大学入試センター文献複写規則（昭和57年規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表中「45円」を「50円」に改める。

附　則

この規則は平成元年４月１日から施行する。

## ⑽　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

（平成元年5月29日
規　則　第　8　号）

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）第1項及び第2項中「試験実施課」を「事業第一課」に改める。

第5条第4項第1号中「各大学」を「国公立大学」に改め、同項第2号を削り、「第3号」を「第2号」に、「第5号」を「第3号」に改め、第4号の次に次の1号を加える。

(5)　国公立大学の入学者選抜試験に係る資料の収集及び整理・保管に関すること。

第5条第5項第3号中「各大学」を「私立大学」に改め、同号を「第4号」とし、「第2号」を「第3号」とし、「第1号」を「第2号」とし、第1号として次の1号を加える。

(1)　試験の試験場の設定等に関し、連絡調整すること。

第6条（見出しを含む。）第1項を次のように改める。

（事業第二課）

第6条　事業第二課に、次の4係を置く。

(1)　管理係

(2)　問題第1係

(3)　問題第2係

(4)　特殊問題係

第6条第2項中「問題管理係」を「管理係」に改め、同項第2号中「及び特別問題作成部会の会議」を削り、同項第3号を削り、「第4号」を「第3号」とし、「第5号」を「第4号」とし、同項第6号中「問題作成課」を「事業第二課」に改め、同号を「第5号」とし、第7号中「問題作成課」を「事業第二課」に改め、同号を「第6号」とする。





第6条第3項中「問題作成第1係」を「問題第1係」に改める。

第6条第4項中「問題作成第2係」を「問題第2係」に改める。

第6条第4項の次に次の1項を加える。

5　特殊問題係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　身体に障害のある者のための試験問題の作成事務に関すること。

(2)　身体に障害のある者のための試験問題の作成に係る教科専門委員会の会議に関すること。

(3)　身体に障害のある者のための試験問題作成に係る資料の収集及び整理・保管に関すること。

(4)　その他身体に障害のある者のための試験問題に関すること。

第7条第1項中「4係」を「5係」に改め、同項第4号を「第5号」とし、「第3号」を「第4号」とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3)　業務第3係

第7条第2項中第3号を削り、「第4号」を「第3号」とし、「第5号」を「第4号」とする。

第7条「第5項」を「第6項」とし、「第4項」を「第5項」とし、第4項として次の1項を加える。

4　業務第3係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　入学者選抜業務に係るデータ通信に関すること。

(2)　入学者選抜業務に係る情報処理の技術支援に関すること。

(3)　他省庁等における試験等に係る受託調査の情報処理に関すること。

第10条中「試験実施課、問題作成課」を「事業第一課、事業第二課」に改める。

附　則

この規則は、平成元年5月29日から施行する。

## ⑾　大学入試センター大学入試センター試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則

（平成元年5月29日
規　則　第　9　号）

大学入試センター大学入試センター試験出願書類の保存等に関する規則（昭和55年所長裁定第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「試験実施課長」を「事業第一課長」に、「試験実施課試験実施第1係長」を「事業第一課試験実施第1係長」に改める。

附　則

この規則は、平成元年5月29日から施行する。





## ⑿　大学入試センター大学入試センター試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則

（平成元年5月29日
規　則　第　10　号）

大学入試センター大学入試センター試験の答案等の保存等に関する規則（昭和57年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「問題作成課長」を「事業第二課長」に、「問題作成課課長補佐」を「事業第二課課長補佐」に改める。

附　則

この規則は、平成元年5月29日から施行する。

## ⑬　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

（平成元年5月29日
規　則　第　11　号）

大学入試センター文書管理規則（昭和56年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項表中「試験実施課」を「事業第一課」に、「問題作成課」を「事業第二課」に、「問題管理係長」を「管理係長」に改める。

第7条第1項表中

| | | |
|---|---|---|
| 試験実施課所掌の文書 | 試 | 入試セ試 |
| 問題作成課所掌の文書 | 問 | 入試セ問 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 事業第一課所掌の文書 | 事一 | 入試セ事一 |
| 事業第二課所掌の文書 | 事二 | 入試セ事二 |

に改める。

別表第2（事業関係事項）項中「試験実施課長」を「事業第一課長」に改める。

附　則

この規則は、平成元年5月29日から施行する。





## ⑭　大学入試センター防火管理規則の一部を改正する規則

（平成元年5月29日
規　則　第　13　号）

大学入試センター防火管理規則（昭和54年規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表3を次のように改める。

別表3　大学入試センター自衛消防隊編成表

(1)　本部自衛消防隊

- 隊長（管理部長）
  - 第一副隊長（庶務課長）
    - 通報・連絡班（庶務課課長補佐）……所長，副所長，各班，消防機関等への連絡及び報告にあたる（庶務係長及び係員）
    - 応急救護班（共同利用係長）……負傷者の応急救護にあたる（共同利用係員及び女子職員）
    - 搬出班（人事係長）……所長室，副所長室，庶務課の非常持出にあたる（人事係員及び広報係長及び係員）
  - 第二副隊長（会計課長）
    - 消火班（会計課課長補佐）……消火器・消火栓等による初期消火にあたる（用度係長及び係員，総務係員，経理係員，試験実施第1係員，試験実施第2係員，試験実施第3係員及び管理係員）
    - 設備安全班（施設係長）……電気・ガス設備等の安全措置にあたる（施設係員）
    - 搬出班（総務係長）……会計課の非常持出にあたる（総務係員，経理係長及び係員）
  - 第三副隊長（企画調査室長）
    - 搬出班（企画係長）……研究開発部長室，進学指導専門官室，企画調査室の非常持出にあたる（企画係員，調査係長）
  - 第四副隊長（事業第一課長）
    - 警備班（企画調整係長）……火災現場及び周辺への立入規制等の警備にあたる（企画調整係員及び試験実施第3係長）
    - 避難誘導班（試験実施第1係長）……非常口の開放及び避難器具を操作し，職員の避難誘導にあたる（試験実施第1係員）
    - 搬出班（事業第一課課長補佐）……事業第一課の非常持出にあたる（試験実施第2係長及び係員並びに試験実施第3係員）
  - 第五副隊長（事業第二課長）
    - 警備班（管理係長）……重要な場所及び搬出物の警備にあたる（管理係員）
    - 避難誘導班（問題第1係長）……部会室の委員の避難誘導にあたる（問題第1係員及び特殊問題係員）
    - 搬出班（事業第二課課長補佐）……事業第二課の非常持出にあたる（問題第2係長及び係員）

(2)　電子計算機室自衛消防隊

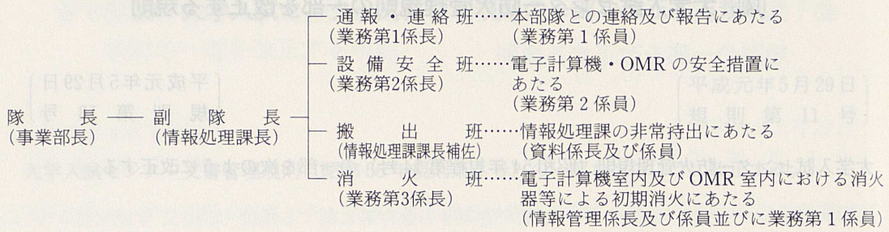


別表4を次のように改める。

別表4　火災発生時における通報連絡系統

(1)　勤務時間内

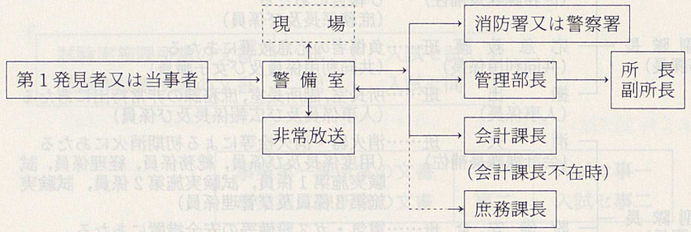


(2)　勤務時間外

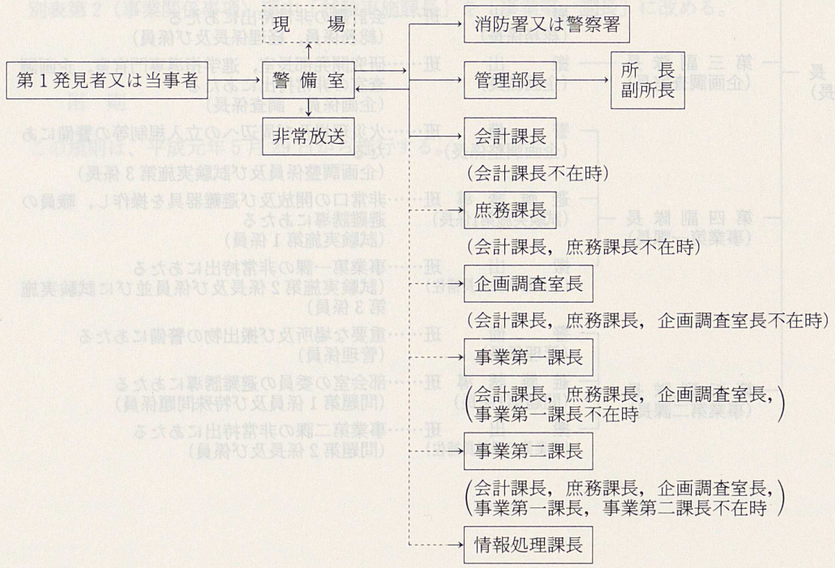






別表5表中

| | |
|---|---|
| 消　火　班 | 消火活動に必要な資材・設備の点検及び準備、防火シャッター等の閉鎖、火器使用制限及び停止等 |

を

| | |
|---|---|
| 消　火　班 | 消火活動に必要な資材・設備の点検及び準備、防火シャッター等の閉鎖、火器使用制限及び停止、排煙措置、初期消火等 |

に改める。

別表6表中

| | | |
|---|---|---|
| 発　見　者 | 1　「火事」と連呼して近隣者の応援を求め初期消火に努める。<br>2　火災報知器等で職員に通報する。 | 1　同左<br>2　火災報知器等で警備室に通報する。<br>内線　282（勤務時間内）<br>電話（468）3317（勤務時間外） |

を

| | | |
|---|---|---|
| 発　見　者 | 1　「火事」と連呼して近隣者の応援を求め初期消火に努める。<br>2　火災報知器等で職員に通報する。 | 1　同左<br>2　火災報知器等で警備室に通報する。<br>内線　1208（勤務時間内）<br>電話（5478）1208（勤務時間外） |

に改める。

附　則

この規則は、平成元年5月29日から施行する。

## ⑮　国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則

（平成元年７月５日
規　則　第　４　号）

国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則（昭和53年規程第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「共通第１次学力試験」を「大学入試センター試験」に改める。

第１条中「共通第１次学力試験」を「大学入試センター試験」に改める。

第２条第１項中「第９条」を「第９条第２項」に改め、同条第２項中「11,000円とする。」を「大学入試センター試験において、３教科以上を受験しようとする場合は、12,000円、２教科以下を受験しようとする場合は、8,000円とする。」に改める。

第４条第１項中「第13条」を「第12条」に改める。

附　則

この規則は、平成元年７月５日から施行し、平成元年６月５日から適用する。





## ⑯　大学入試センター試験問題特別専門委員会における臨時委員に関する細則

（平成元年11月28日
細　則　第　１　号）

大学入試センター試験問題特別専門委員会における臨時委員に関する細則

（趣旨）

第１条　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程（昭和55年規程第15号。以下「規程」という。）第８条第１項に定める大学入試センター試験問題特別専門委員会（以下「特別専門委員会」という。）における臨時委員については、この細則の定めるところによる。

２　当分の間、臨時委員は、外国語の出題教科・科目に関連する部会（以下「部会」という。）に置くものとする。

（臨時委員の委嘱）

第２条　臨時委員は、特別専門委員会の部会長の推薦に基づき、大学入試センターの所長が委嘱する。

（任期）

第３条　臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。

（会議）

第４条　臨時委員は、所属する部会の部会長の要請に応じて会議に出席し、必要な意見を述べることができる。

２　臨時委員は、会議開催に必要な出席者数に含まないものとする。

３　臨時委員は、議決に加わることができない。

（庶務）

第５条　臨時委員に関する庶務は、事業第二課において処理する。

附　則

この細則は、平成元年11月28日から施行する。

## ⑰ 大学入試センター研究開発部長の任期に関する内規

（平成元年4月1日
内規第1号）

大学入試センター研究開発部長の任期に関する内規

研究開発部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

附　則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。





## ⑱「大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について」の一部改正

（平成元年5月29日
所長裁定）

大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（昭和60年7月1日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第8項中「問題作成課」を「事業第二課」に改める。

附　則

この所長裁定は、平成元年5月29日から実施する。

## ⑲　大学情報提供に関する調査検討委員会の設置について

（平成元年6月15日<br>所　長　裁　定）

1　趣旨

大学入試センターが実施する「大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」の方向及び内容について調査検討するため、大学入試センター（以下「センター」という。）に「大学情報提供に関する調査検討委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員

委員会は、次の関係者20人以内で構成し、委員はセンターの所長が委嘱する。

大学関係者

高等学校関係者

教育委員会関係者

学識経験者

3　委員長等

委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員のうちからセンターの所長が委嘱する。

4　定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

5　会議

委員会の会議は、センターの所長が必要と認めたときに、委員長と協議し、委員長がこれを招集する。

6　期間

委員会を置く期間は、平成元年6月15日から平成2年3月31日までとする。





7　庶務

委員会の庶務は、企画調査室において処理する。

附　則

1　この所長裁定は、平成元年6月15日から実施する。

2　大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について（昭和62年7月31日所長裁定）は、廃止する。

## ⑳　大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会の設置について

（平成元年9月26日<br>所　長　裁　定）

1　趣旨

大学入試センター試験の試験問題の難易度に格差を生じた場合の取扱い等について調査研究するため、大学入試センター（以下「センター」という。）に「得点調整に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員

委員会は、次の関係者16人以内で構成し、委員はセンターの所長が委嘱する。

大学関係者

高等学校関係者

教育委員会関係者

学識経験者

大学入試センター関係者

3　委員長等

委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員のうちからセンターの所長が委嘱する。

4　定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

5　会議

委員会の会議は、センターの所長が必要と認めたときに、委員長と協議し、委員長がこれを招集する。





6　期間

委員会を置く期間は、平成元年9月26日から平成2年3月31日までとする。

7　庶務

委員会の庶務は、庶務課において処理する。

附　則

この所長裁定は、平成元年9月26日から実施する。

## ⑵1　大学入試センター試験成績委員会について

（平成元年12月20日<br>所　長　裁　定）

1　趣旨

本委員会は、各年度の大学入試センター試験の試験結果について、総合的かつ専門的な見地から検討・評価するものとし、所長は、「平成元年11月29日の大学入試センター試験協議会の決定」に基づく得点調整の要否の決定に当たって、本委員会の意見を聴くものとする。

2　委員

⑴　委員会は、大学入試センター試験協議会構成員のうちから所長が委嘱する者で組織する。

⑵　委員の数は、当分の間、国立大学4人、公立大学2人、私立大学3人の計9人とする。

⑶　所長は、委員の委嘱を行うに当たっては、国立大学協会、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会と協議するものとする。

3　委員長等

⑴　委員会に委員長及び副委員長を置く。

⑵　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

4　会議の招集

委員会の会議は、所長が委員長と協議してこれを招集する。

5　定足数

委員会の定足数は、委員の過半数とする。

6　専門委員会

委員会に、専門的な立場から試験結果を分析、整理し、基礎資料を準備するため、専門委員会を置くことができる。





7　庶務

委員会の庶務は、庶務課において処理する。

附　則

この所長裁定は、平成元年12月20日から実施する。

### ㉒　その他（掲載省略）

大学入試センター大学入試センター試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則





## 4　関　係　法　令

(1)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

（平成元年5月29日　文部省訓令第14号）

(2)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

（平成元年4月　1日　　文部省令第19号）

(3)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

（平成元年6月　5日　　文部省令第29号）

(4)　郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡に関する規則及び国立学校設置法に規定する共通第1次学力試験に係る費用の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

（平成元年6月　5日　　大蔵省令第52号）

(5)　郵政官署において取り扱う国庫金の受入れ及び払渡しに関する省令の一部を改正する省令

（平成元年6月20日　　郵政省令第35号）

## (1) 大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

（平成元年5月29日
文部省訓令第14号）

大学入試センターの内部組織に関する訓令（昭和52年文部省訓令第16号）の一部を次のように改正する。

「試験実施課、問題作成課」を「事業第一課、事業第二課」に改める。

附　則

この訓令は、平成元年5月29日から実施する。





## (2) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

文高学第124号
平成元年4月1日

各国立学校長
大学入試センター所長　殿

文部事務次官
阿　部　充　夫

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成元年4月1日文部省令第19号をもって、別紙のとおり、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。

その内容等は下記のとおりですが、平成元年度の入学者については、諸般の事情により、平成元年度に限り、特別の経過措置が定められていますので、その実施につき、特に遺漏のないよう願います。

また、国立の大学及び高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料並びに大学入試センターにおいて国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料に関する改正後の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号、以下「新令」という。）第13条の規定に基づく文部大臣の承認については、下記により取り扱うこととしますので、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため、申し添えます。

記

1. 国立の学校において徴収する授業料の額を改定したこと。（第2条第1項及び第5項）
2. 授業料の額は、平成元年4月1日以降に第1年次に入学する者に係るものから改定することとされているが、平成元年度に第1年次に入学した者から徴収する授業料の額及び徴収方法については、平成元年度に限り特例が定められたこと。（附則第1項、第2項、第4項及び第5項）

なお、平成元年4月1日以降に転学、編入学又は再入学をした者に係るものについては、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額としたこと。(附則第3項)

また、このことに伴い、平成元年度に第1年次に入学、転学、編入学又は再入学した者について、新令第4条、第5条及び第7条の規定を適用するときの特例が定められたこと。(附則第6項、第7項及び第8項)

3. 国立の大学及び高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料並びに大学入試センターにおいて国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料について、国立学校又は大学入試センターの長が、学則その他の規則で次のとおり定めるときは、新令第13条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

(1) 大学の研究生、専攻生、選科生及び聴講生に係る平成元年度以降の授業料の額は、研究生及び専攻生にあっては、それぞれ月額18,900円とし、選科生及び聴講生にあっては、それぞれ1単位に相当する授業について9,500円とする。

ただし、平成元年3月31日以後引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間(在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成元年4月1日以後であるものを除く。)が満了するまでの間は、従前の額とする。

(2) 上記(1)にかかわらず、平成元年度において入学した大学の研究生、専攻生、選科生及び聴講生(平成元年3月31日以後引き続き在学している者であって、学則その他の規則に定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が平成元年4月1日以後であるものを含む。)に係る授業料の額は、平成元年度に限り、前期(4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)又は後期(10月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の別に従い、それぞれ次のとおりとする。

ア 大学における研究生及び専攻生に係る授業料の額は前期にあっては、それぞれ月額18,700円とし、後期にあっては、それぞれ月額18,900円とする。

イ 大学における選科生及び聴講生に係る授業料の額は、前期にあっては、それぞれ1単位に相当する授業について9,400円とし、後期にあっては、それぞれ1単位に相当する授業について9,500円とする。

ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る選科生及び聴講生の1単位に相当する授業についての授業料の額は、前期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位に相当する授業についての授業料の





額の2分の1に相当する額とを合わせた額とする。

(3) 臨時教員養成課程に係る平成元年度以降の授業料の額は、年額33,960円とする。

ただし、平成元年度において入学した者から徴収する授業料の額は、平成元年度に限り、前期にあっては16,800円、後期にあっては、16,980円とする。

(4) 高等専門学校の研究生及び聴講生に係る平成元年度以降の授業料の額は、研究生にあっては、月額8,380円とし、聴講生にあっては、1単位に相当する授業について4,240円とする。

ただし、平成元年3月31日以後引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間(在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成元年4月1日以後であるものを除く。)が満了するまでの間は、従前の額とする。

(5) 上記(4)にかかわらず、平成元年度において入学した高等専門学校の研究生及び聴講生(平成元年3月31日以後引き続き在学している者であって、学則その他の規則に定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が平成元年4月1日以降であるものを含む。)に係る授業料の額は、平成元年度に限り、次のとおりとする。

ア 高等専門学校における研究生に係る授業料の額は、前期にあっては、月額8,300円とし、後期にあっては、月額8,380円とする。

イ 高等専門学校における聴講生に係る授業料の額は、前期にあっては、1単位に相当する授業について4,200円とし、後期にあっては、1単位に相当する授業について4,240円とする。

ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る聴講生の1単位に相当する授業についての授業料の額の定め方は、大学の聴講生に準じて行うものとする。

(6) 大学入試センターにおいて、国立大学以外の大学から、当該大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験の個人別成績の提供について徴収する成績提供手数料の額は、入学志願者1人につき273円とする。

別　紙

○　文部省令第19号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成元年4月1日

文部大臣　西　岡　武　夫

## 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

| 区分 | | 授業料 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|---|---|
| | | 年額　円 | 円 | 円 |
| 学部（夜間において授業を行う学部を除く。） | | 339,600 | 185,400 | 共通第1次学力試験 11,000<br>第2次の学力検査等 12,000 |
| 夜間において授業を行う学部 | | 169,800 | 92,700 | 共通第1次学力試験 11,000<br>第2次の学力検査等 7,000 |
| 大学院の研究科 | | 339,600 | 185,400 | 20,000 |
| 大学の専攻科 | 特殊教育特別専攻科 | 175,800 | 39,100 | 11,500 |
| | その他の専攻科（乗船実習科を含む。） | 339,600 | 111,200 | 13,000 |
| 大学の別科 | 音楽別科 | 339,600 | 55,600 | 6,800 |
| | 養護教諭特別別科 | 175,800 | 39,100 | 5,800 |
| | その他の別科 | 248,400 | 55,600 | 6,800 |
| 筑波大学理療科教員養成施設 | | 36,000 | 12,000 | 5,000 |
| 短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。） | | 248,400 | 111,200 | 13,000 |





| | | | |
|---|---|---|---|
| 短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。） | 169,800 | 92,700 | 13,000 |
| 高等専門学校 | 150,000 | 55,600 | 11,500 |
| 高等学校（専攻科を含む。） | 88,800 | 37,000 | 6,800 |
| 盲学校、聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部 | 4,800 | 2,000 | 2,500 |
| 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部 | 3,600 | 1,200 | —— |
| 幼稚園 | 56,400 | 21,600 | 1,100 |

第2条第5項中「48,000円」を「48,480円」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成元年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（以下「新令」という。）第2条第1項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行に日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新令第2条第1項及び第5項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4　平成元年度において入学した者（筑波大学理療科教員養成施設、盲学校若しくは聾学校の高等部（専攻科を含む。）又は養護学校の高等部、盲学校、聾学校若しくは養護学校の幼稚部に入学した者を除く。以下「平成元年度入学者」という。）のうち看護学校、診療放射線技師学校、臨床検査技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校、助産婦学校及び保健婦学校（次項において「看護学校等」という。）に入学した者以外のものから徴収する同年度に係る授業料の額は、新令第2条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、新令第3条第1項の規定にかかわらず、同表に定める前期又は後期の額をそれぞれの期において徴収するものとする。

| 区分 | 前期 | 後期 |
|---|---|---|
| | 円 | 円 |
| 学部（夜間において授業を行う学部を除く。） | 168,000 | 169,800 |
| 夜間において授業を行う学部 | 84,000 | 84,900 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大学院の研究科 | | 168,000 | 169,800 |
| 大学の専攻科 | 特殊教育特別専攻科 | 87,000 | 87,900 |
| | その他の専攻科（乗船実習科を含む。） | 168,000 | 169,800 |
| 大学の別科 | 音楽別科 | 168,000 | 169,800 |
| | 養護教諭特別別科 | 87,000 | 87,900 |
| | その他の別科 | 123,000 | 124,200 |
| 短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。） | | 123,000 | 124,200 |
| 短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。） | | 84,000 | 84,900 |
| 高等専門学校 | | 74,400 | 75,000 |
| 高等学校（専攻科を含む。） | | 41,400 | 44,400 |
| 幼稚園 | | 26,400 | 28,200 |

5　平成元年度において看護学校等に入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、新令第2条第5項の規定にかかわらず、48,240円とし、新令第3条第1項の規定にかかわらず、前期において徴収する額は24,000円、後期において徴収する額は24,240円とする。

6　平成元年度入学者について新令第4条の規定を適用する場合においては、平成元年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。平成元年度入学者が平成元年度において復学した場合において、新令第5条の規定を適用するときにおいても、同様とする。

7　平成元年度において転学、編入学又は再入学をした者の属する年次の在学者が平成元年度入学者である場合においては、当該転学、編入学又は再入学をした者について新令第5条の規定を適用するときは、平成元年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。

8　第4項、第5項又は前項の規定が適用される者について新令第7条の規定を適用する場合においては、平成元年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。





## (3)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

文高学第204号
平成元年6月5日

各国立学校長
大学入試センター所長　　殿

文部事務次官
阿　部　充　夫

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成元年6月5日文部省令第29号をもって、別紙のとおり、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。

その内容等は下記1、2及び3のとおりです。

また、国立の大学及び高等専門学校における研究生、聴講生等に係る入学料及び検定料に関する改正後の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号、以下「新令」という。）第12条の規定に基づく文部大臣の承認については、下記4により取り扱うこととしますので、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため、申し添えます。

記

1. 国立の学校において徴収する入学料及び検定料の額を改めること。（第2条）
2. 大学入試センター試験に係る検定料の額、徴収方法等を定めること。
3. 平成元年度に入学する者に係る入学料及び検定料の額は、従前の例によること。（附則第2項及び第3項）
4. 大学及び高等専門学校における研究生、聴講生等に係る入学料及び検定料について、大学又は高等専門学校の長が、学則その他の規則で次の表のとおりに定めるときは、新令第12条の規定に基づく

文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

ただし、平成元年度内の入学に係る入学料及び検定料の額は、従前のとおりとする。

| 区　　分 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|
| 大学の研究生・専攻生 | 61,800円 | 7,400円 |
| 大学の選科生・聴講生 | 20,600円 | 7,400円 |
| 臨時教員養成課程 | 11,300円 | 2,500円 |
| 高等専門学校の研究生 | 18,500円 | 3,700円 |
| 高等専門学校の聴講生 | 6,200円 | 3,700円 |





別　紙

○　文部省令第29号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成元年6月5日

文部大臣　西　岡　武　夫

## 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「検定料」を「検定料（第3項に規定するものを除く。）」に改め、同項の表を次のように改める。

| 区　　分 | | 授業料 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|---|---|
| | | 年額　円 | 円 | 円 |
| 学部（夜間において授業を行う学部を除く。） | | 339,600 | 206,000 | 13,000 |
| 夜間において授業を行う学部 | | 169,800 | 103,000 | 7,600 |
| 大学院の研究科 | | 339,600 | 206,000 | 22,000 |
| 大学の専攻科 | 特殊教育特別専攻科 | 175,800 | 43,300 | 12,500 |
| | その他の専攻科（乗船実習科を含む。） | 339,600 | 123,600 | 14,000 |
| 大学の別科 | 音楽別科 | 339,600 | 61,800 | 7,400 |
| | 養護教諭特別別科 | 175,800 | 43,300 | 6,300 |
| | その他の別科 | 248,400 | 61,800 | 7,400 |
| 筑波大学理療科教員養成施設 | | 36,000 | 12,000 | 5,000 |
| 短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。） | | 248,400 | 123,600 | 14,000 |
| 短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。） | | 169,800 | 103,000 | 14,000 |
| 高等専門学校 | | 150,000 | 61,800 | 12,500 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 高等学校（専攻科を含む。） | 88,800 | 41,200 | 7,400 |
| 盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部 | 4,800 | 2,000 | 2,500 |
| 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部 | 3,600 | 1,200 | —— |
| 幼稚園 | 56,400 | 23,700 | 1,200 |

第2条第2項中「における第2次の学力検査等」を削り、「10,000円」を「11,000円」に、「6,000円」を「6,600円」に改め、同条第6項中「20,000円」を「22,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の表高等学校の項中「5,600」を「6,200」に改め、同表幼稚園の項中「600」を「700」に改め、同表小学校の項中「1,600」を「1,800」に改め、同表中学校の項中「2,600」を「2,900」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の表小学校の項中「2,300」を「2,500」に改め、同表中学校の項中「3,500」を「3,800」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3　大学入試センターにおいて徴収する国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の3第1項第1号の試験（以下「大学入試センター試験」という。）に係る検定料の額は、当該試験において、3教科以上を受験しようとする場合は12,000円、2教科以下を受験しようとする場合は8,000円とする。

第9条を次のように改める。

（検定料の徴収方法）

第9条　検定料（大学入試センター試験の検定料を除く。）は、入学、転学、編入学又は再入学の出願（第2条第2項及び第5項に規定する場合を含む。）を受理するときに徴収するものとする。

2　大学入試センター試験の検定料は、当該試験の出願を受理するときに徴収するものとする。

第10条を次のように改める。

（大学入試センターにおいて徴収する費用の納付方法）

第10条　大学入試センター試験の出願を受理するときに大学入試センターにおいて徴収する費用は、国立学校設置法第9条の3に規定する試験に係る費用の納付手続の特例に関する省令（昭和53年大蔵省令第39号）に定める納付書により納付させるものとする。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附　則





1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成元年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成元年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## (4) 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡に関する規則及び国立学校設置法に規定する共通第１次学力試験に係る費用の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

（平成元年６月５日
大蔵省令第52号）

（郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡に関する規則の一部改正）

第１条　郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡に関する規則（昭和24年大蔵省令第60号）の一部を次のように改正する。

第１条第２号の２中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第９条の３に規定する試験」に改める。

（国立学校設置法に規定する共通第１次学力試験に係る費用の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第２条　国立学校設置法に規定する共通第１次学力試験に係る費用の納付手続の特例に関する省令（昭和53年大蔵省令第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立学校設置法第９条の３に規定する試験に係る費用の納付手続の特例に関する省令

本則中「共通第１次学力試験」を「試験」に改め、別紙書式中「共通第一次学力試験検定料」を「大学入試センター試験検定料（　　受験用）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。





## (5) 郵政官署において取り扱う国庫金の受入れ及び払渡しに関する省令の一部を改正する省令

（平成元年６月20日
郵政省令第35号）

郵政官署において取り扱う国庫金の受入れ及び払渡しに関する省令（昭和47年郵政省令第28号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）第９条の３に規定する試験」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 5 実 施 要 項 等

(1) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

(2) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄）

(3) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

(4) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票

(5) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験者心得

(6) 平成２年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

(7) 平成２年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について

(8) 平成２年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

(9) 平成２年度大学入試センター試験試験場一覧

(10) 平成２年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

(1) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

# 平成２年度大学入学者選抜
# 大学入試センター試験実施要項

〔平成元年６月27日入試セ事一第24号
大学入試センター所長通知〕

「平成２年度大学入学者選抜実施要項」（平成元年６月27日付け 文高大第235号文部省高等教育局長通知）の第10に基づく，大学入試センター試験の実施については，次に定めるところによるものとする。

## 1　実施の趣旨等

(1)　大学入試センター試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり，国公私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）が，それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は，この試験を利用する大学（以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施する。

## 2　実施に当たっての業務分担等

(1)　大学入試センター試験の実施に当たっての業務は，大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し，それぞれ責任をもって実施するものとする。

ア　大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送，受験案内等の作成，出願の受付，受験票等の交付，監督要領等の作成，試験場の指定，答案の採点・集計，試験成績その他資料の各大学への提供，その他関連する業務

イ　各大学

受験案内の配付，試験場の設定，試験監督者等の選出，受領試験問題等の保管・管理，試験の実施，答案の整理・返送，試験成績の請求，その他関連する業務

(2)　各大学は，大学入試センターと協力して，原則として各都道府県ごとに，各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し，試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお，連絡会議を組織するに当たっては，この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡，調整等を行う世話大学を置き，大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

## 3　出題教科・科目等

(1)　大学入試センター試験の出題は，高等学校学習指導要領に準拠して行う。

(2)　大学入試センター試験の出題教科・科目等は，別表のとおりとする。

(3)　大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式によるものとする。

## 4　受験案内の配付

大学入試センターは，出願の具体的手続，大学入試センター試験の実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し，各大学は，これを希望者に平成元年９月１日(金)から配付する。

## 5　出願資格

大学入試センター試験に出願することができる者は，各大学へ入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)であって，かつ，次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び平成２年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成２年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成２年３月31日までにこれに該当する見込みの者





## 6　出　　願

大学入試センター試験の出願は，次によるものとする。

(1)　出願の期間は，平成元年10月16日(月)から27日(金)までとする。

(2)　出願の方法は，次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校，聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)を平成２年３月卒業見込みの者は，出願に必要な書類を取りそろえ，検定料（３教科以上受験の場合は12,000円，２教科以下受験の場合は8,000円）を受験案内に定める手続により納付し，その納付書・領収証書を添えて，在学する高等学校長を経由して，大学入試センターに郵送により提出する。

イ　平成２年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）は，出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。)を取りそろえ，検定料（３教科以上受験の場合は12,000円，２教科以下受験の場合は8,000円）を受験案内に定める手続により納付し，その納付書・領収証書を添えて，直接，大学入試センターに郵送により提出する。

## 7　受験票等の交付

大学入試センターは，出願を受理した入学志願者に対し，志願票記入事項についての照会確認を求めた後，受験番号，試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入試センター試験成績請求票等を，平成元年12月中旬までに交付する。

## 8　試験場の指定

(1)　大学入試センター試験の試験場は，原則として都道府県を単位とする試験地区を設け，この試験地区（受験案内で定める地区をいう。以下同じ。)内に所在する各大学が，当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう，設定するものとする。

(2)　大学入試センターは，入学志願者に対し，原則として次により試験場を指定する。

ア　高等学校を平成２年３月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。)については，在学する高等学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者，高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者，大学入学資格検定合格者等については，居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

## 9　試験実施期日等

(1)　大学入試センター試験は，平成２年１月13日(土)，14日(日)の２日間にわたり実施する。

(2)　大学入試センター試験の時間割は，次のとおりとする。

| 試験日 | 教科・科目 | 試験時間 |
|---|---|---|
| 第１日 | 理科 (A) | 10：00 ～ 11：00 |
| | 外国語 | 12：10 ～ 13：30 |
| | 数学 (A) | 14：20 ～ 15：20 |
| | 数学 (B) | 16：10 ～ 17：10 |
| 第２日 | 理科 (B) | 10：00 ～ 11：00 |
| | 国語 | 12：10 ～ 13：30 |
| | 社会 | 14：20 ～ 15：20 |
| | 理科 (C) | 16：10 ～ 17：10 |

(3)　疾病，負傷等やむを得ない事情により，大学入試センター試験を受験できない入学志願者を対象として，全国２か所で追試験を実施する。

実施期日は，平成２年１月20日(土)，21日(日)とする。

(4)　追試験の受験者については，所定の基準により，各大学において具体的事由を審査し，許可するものとする。

## 10　再試験の実施

(1)　雪・地震等による災害その他特別の事情により，大学入試センター試験が９の(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には，実施できなかった試験分について再試験を実施する。

(2)　再試験の実施期日は，平成２年１月20日(土)，21日(日)とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(3)　再試験を10の(2)に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には，追試験も再試験と同一の期日に実施する。





## 11　資料の発表等

(1)　大学入試センターは，大学入試センター試験の試験問題，正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2)　大学入試センター試験に係る平均点，最高点，最低点，標準偏差等の統計数値は，当該年度の入学者選抜が終了した後に発表する。

## 12　成績の請求及び提供等

(1)　各大学は，当該大学の入学志願者から提出された大学入試センター試験成績請求票に基づき，入学志願者の大学入試センター試験の成績を，大学入試センターに請求するものとする。

(2)　大学入試センターは，各大学からの請求に基づき，当該大学が入学者選抜に利用すると指定した教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，速やかに提供するものとする。

(3)　大学入試センターが，各大学に提供する成績等の内容は，①個人別の科目別得点及びその合計点，②大学入試センター試験の科目別の平均点，標準偏差等とする。

(4)　大学入試センター試験の受験者の個人別成績は，上記(1)，(2)により，各大学に対してのみ提供することとし，その他に対しては提供しないものとする。

(5)　各大学への大学入試センター試験の成績提供は，平成２年１月31日から行うものとする。

(6)　各大学（国立大学を除く。）は，大学入試センターから大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては，入学志願者１人１回につき，273円の成績提供手数料を，大学入試センターへ納入するものとする。

(7)　各大学は，提供された大学入試センター試験の個人別成績は，公表されないものであることに留意し，その保管・管理等に十分配慮するものとする。

## 13　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

大学入試センター試験の実施に当たっては，身体に障害のある入学志願者に対し，障害の種類・程度に応じ，出題，解答の方法，試験場の整備等，特別の配慮を行う。

この場合，盲者の入学志願者に対しては，点字による出題，試験時間の延長，特定試験場の設定等の措置をとることとし，その他の身体に障害のある入学志願者に対し

ては，必要に応じ拡大文字による出題，試験時間の延長，マーク方式によらない文字又はチェックによる解答，手話通訳者，介助者の付与，特定試験場の設定等の措置をとることとする。

## 14　試験の実施経費

(1)　大学入試センターは，大学入試センター試験の実施に当たっての業務分担に基づき，予算の範囲内において，各大学が担当する業務に係る経費を負担する。

(2)　公立大学及び私立大学に係る試験の実施経費は，大学入試センターとの間で所要の取り決めを行い，支出するものとする。

## 15　そ　の　他

前各項に定めるもののほか，大学入試センター試験の実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，大学入試センターが別に定める。





〔別　表〕

### 平成２年度大学入試センター試験出題教科・科目等

| 教科 | グループ | 出題科目 | 試験時間（配点） | 出題方法等 | 科目選択の方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国語 | | 『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』 | 80分（200点） | | |
| 社会 | | 『「倫理」・「政治・経済」』<br>「日本史」<br>「世界史」<br>「地理」<br>「現代社会」 | 60分（100点） | | 左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| 数学 | A | 「数学Ⅰ」 | 60分（100点） | | |
| | B | 「数学Ⅱ」<br>「工業数理」<br>『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』 | 60分（100点） | 「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。<br>「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。<br>「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。 | 左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| 理科 | A | 「物理」<br>「地学」 | 60分（100点） | 「物理」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。 | 左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| | B | 「化学」<br>「理科Ⅰ」 | 60分（100点） | 「化学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。 | 左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| | C | 「生物」 | 60分（100点） | 「生物」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。 | |
| 外国語 | | 『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』<br>「ドイツ語」<br>「フランス語」 | 80分（200点） | | 左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |

平成2年度大学入学者選抜

# 大学入試センター試験

# 受験案内

大学入試センター





## この「受験案内」を手にされた皆さんへ

大学入試センター試験は，平成２年度の大学入学者選抜から，この試験を利用する国公私立大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施するものです。

この試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものです。その成績は，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに役立てるために，それぞれの大学がその判断と創意工夫により適正な方法で利用しようとするものです。

入学者の選抜において「大学入試センター試験」を利用することになっている大学（学部）（この冊子の54ページ以下に掲げられている。）に入学を志願する場合は，まず，「大学入試センター試験」を受験することになります。

この「受験案内」は，大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続等を取りまとめたものです。内容をよく読み，誤りのないよう，出願してください。

なお，各大学での，大学入試センター試験の利用方法は様々で，例えば，すべての大学が利用する国公立大学の間でも同じではありませんし，私立大学においては，志願者に大学入試センター試験を受験するか，しないかの選択を委ねている場合もあります。

**志願する各大学の学生募集要項などをよく読んで，どのように利用されるかを確認のうえ，大学入試センター試験を受験してください。**

大学入試センター試験を利用する大学が，次の選抜方法を実施する場合には，大学入試センター試験の受験を免除していることがあります。各大学の学生募集要項などでよく確認してください。

① 「推薦入学」の場合
② 帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として，一般の志願者と異なる選抜方法を実施する場合

**この「受験案内」は，次のような内容で構成されています。**


| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　志願票に記入する前に | 1　出願の手順 | 2ページ |
| | 2　出願資格と出願資格を証明する書類 | 3ページ |
| | 3　検定料の納付方法 | 7ページ |
| | 4　志願票の記入方法 | 10ページ |
| | 5　出願期間と出願方法等 | 14ページ |
| Ⅱ　志願票が受理されたら | 1　確認はがき | 16ページ |
| | 2　受験票・写真票・成績請求票 | 17ページ |
| Ⅲ　あらかじめよく読んでおく | 1　平成２年度大学入試センター試験実施日程 | 22ページ |
| | 2　試験期日・試験時間・追試験 | 23ページ |
| | 3　出題教科・科目等 | 24ページ |
| | 4　試験場の指定 | 26ページ |
| | 5　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法 | 28ページ |
| | 6　再試験の実施 | 29ページ |
| | 7　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置 | 30ページ |
| | 8　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置 | 32ページ |
| Ⅳ　大学入試センターへの問合わせ，届出等 | | 33ページ |
| Ⅴ　参考資料 | 1　高等学校等コード表 | 34ページ |
| | 2　平成２年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程 | 53ページ |
| | 3　平成２年度大学入試センター試験利用大学一覧 | 54ページ |
| | 4　平成２年度大学入試センター試験利用大学所在地等一覧 | 56ページ |


（注）　この受験案内には，**志願票を折り込んであります。**また，**検定料の納付書**（２種類）**と封筒**（個人直接出願者用）**を添付してあります**ので，確認してください。





# Ⅰ　志願票に記入する前に


1　出願の手順
2　出願資格と出願資格を証明する書類
3　検定料の納付方法
4　志願票の記入方法
5　出願期間と出願方法等

## 1　出願の手順

志願票に記入する前に，まず，**出願の手順について確認**し，必要な手続きを行ってください。

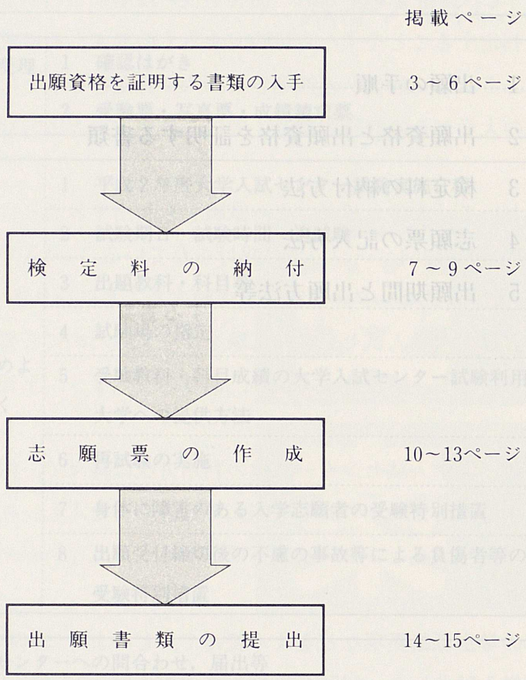






## 2　出願資格と出願資格を証明する書類

(1)　**平成２年度大学入試センター試験に出願できる者は，大学入試センター試験を利用する大学に入学を志願する者であって，次のいずれかに該当する者です。**

① 高等学校を卒業した者及び平成２年３月卒業見込みの者
② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成２年３月修了見込みの者
③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成２年３月31日までにこれに該当する見込みの者

(2)　出願資格の内訳とその出願資格を証明する書類は，次のとおりです。証明書類は，志願票に添付して提出してください。

① 高等学校を卒業した者及び平成２年３月卒業見込みの者

ア　**高等学校等卒業見込者**　（通信制の課程を含む。）

平成２年３月高等学校（盲学校・聾学校・養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者

| 証明書類 | 学校長から一括して証明されますので，志願者個人ごとには必要ありません。 |
|---|---|

イ　**高等学校卒業者**　（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）

| 証明書類 | 卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの／いつ発行されたものでもよい） |
|---|---|

② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成２年３月修了見込みの者

○ 高等専門学校第３学年修了者及び平成２年３月修了見込者

| 証明書類 | 高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの） |
|---|---|

③　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成２年３月31日までにこれに該当する見込みの者

ア　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び平成２年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（昭和56年文部省告示第153号）　〔注１〕５ページ

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 外国において学校教育の12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。Diplomaを複写(コピー)したものでもよい）<br>文部大臣の指定した者に該当するものは，当該国の検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該教育機関又は検定試験実施機関の長が発行するもの） |

イ　文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成２年３月31日までに修了見込みの者（立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園，英国暁星国際学園及び東海大学附属デンマーク校の各高等部がこれに該当する。）

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園，英国暁星国際学園及び東海大学附属デンマーク校の各高等部の長が発行するもの） |

ウ　文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）　〔注２〕６ページ

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 出身学校等を卒業又は修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの）<br>国際バカロレア資格を取得した者は，国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma）を複写（コピー）したもの |





エ　大学入学資格検定に合格した者及び平成２年３月31日までに合格見込みの者で，平成２年３月31日までに18歳に達するもの

| | |
|---|---|
| 証明書類 | (ｱ)　大学入学資格検定合格者<br>・大学入学資格検定合格証書を複写（コピー）したもの又は合格証明書<br>（注）合格証明書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に請求し入手すること。 |
| | (ｲ)　平成元年度大学入学資格検定に合格見込みの者<br>・大学入試センター試験志願用平成元年度大学入学資格検定受検出席票（受検の際に配付される。） |
| | (ｳ)　科目合格者の単位修得による平成元年度大学入学資格検定に合格見込みの者<br>大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの受検科目に相当する科目について，在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で，平成２年３月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。<br>・大学入学資格検定科目合格通知書<br>（注）科目合格通知書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に請求し入手すること。<br>・受検科目に相当する科目の単位修得見込み証明書<br>（注）単位修得見込み証明書は，在学する高等学校長に請求し入手すること。 |

オ　その他大学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 当該大学の学長が発行した認定書等　〔注３〕６ページ |

〔注１〕「文部大臣の指定したもの」は，次のとおりです。

○　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，平成２年３月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）

○　外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で，「東京外国語大学外国語学部附属日本語学校」，「国際学友会日本語学校」，「関西国際学友会日本語学校」又は「赴日留学生予備学校」において，我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し，平成２年３月31日までに18歳に達するもの

〔注２〕「文部大臣の指定した者」の主なものは，次のとおりです。

○　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第４号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で平成２年３月31日までに18歳に達するもの

○　専修学校高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び平成２年３月修了見込みの者

○　運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を卒業した者及び平成２年３月卒業見込みの者

〔注３〕この認定による大学入試センター試験受験者は，出願資格を認定された大学以外の大学への出願は認められません。

（注）　出願資格及び出願資格を証明する書類について疑問がある場合は，出願する前になるべく早く大学入試センターに照会してください。　（照会先33ページ参照）





## 3　検定料の納付方法

(1)　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります**ので，下表により十分確認して，間違いのないよう納付してください。

| | |
|---|---|
| ①　検定料の額 | ・**３教科以上　12,000円**<br>・**２教科以下　8,000円**　（別記「教科・科目の数え方について」９ページ参照） |
| ②　受験教科数別納付書の使用 | ・３教科以上を受験する場合は，納付金額 12,000円の「納付書・領収証書」（３枚１組）を使用すること。<br>・２教科以下を受験する場合は，納付金額 8,000円の「納付書・領収証書」（３枚１組）を使用すること。 |
| ③　検定料「納付書・領収証書」の記入方法 | 現住所，入学志願者の氏名（漢字，フリガナ），高等学校等コード（34～52ページ参照）を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。 |
| ④　納付場所 | ・銀行等（都市銀行，地方銀行，信託銀行，相互銀行，信用金庫等の日本銀行歳入代理店の窓口）<br>・郵便局（簡易郵便局を除く。８ページのエ参照） |
| ⑤　納付期間 | ９月１日（金）から10月27日（金）まで<br>できるだけ早い時期に納付し，出願の準備を整えること。 |
| ⑥「納付書・領収証書」の受け取り及び大学入試センターへの提出 | ・　納付場所から「納付書・領収証書」（３枚１組中の１枚目）を受け取り，領収日付印を確認すること。<br>・**「納付書・領収証書」を，志願票裏面の所定欄にはり付けて大学入試センターへ提出**すること。 |

(2)　検定料納付に当たっては，次の点に注意してください。

ア　検定料を父母等が払い込む場合でも，「納付書・領収証書」には，必ず入学志願者本人の氏名を記入すること。

誤って記入した場合（現住所，高等学校等コードを含む。）は，誤記入部分を二重線で消し，訂正すること。

イ　「納付書・領収証書」をはり付けた後に，志願票の記入の誤り等でやむを得ず新しい志願票に書き替えなければならない場合には，「納付書・領収証書」を志願票ごと切り取って，新しい志願票の裏面にはり付けること。(検定料を二重に納付しないこと。)

ウ　(ア)　検定料納付後，受け取った「納付書・領収証書」を紛失した場合は，大学入試センターに電話で連絡すること。　(連絡先33ページ参照)

(イ)　誤記入，未記入のまま提出してしまった場合は，次の事項を明記し，「速達郵便はがき」により届け出ること。　(届出先33ページ参照)

| |
|---|
| ①　誤記入，未記入の内容（正・誤がわかるように明記する） |
| ②　氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，高等学校等コード |
| ③　「納付書・領収証書」が手元にある場合には，その納付書番号 |

エ　簡易郵便局とは，地方公共団体等が郵便局の窓口業務を代行しているもので，ここでは検定料の払い込み業務は取り扱っていない。

オ　**検定料を納付せずに出願した場合，受理しない。**

カ　**検定料は，出願を受理した後は，いかなる理由があっても返還しない。**

(注)　検定料を誤って二重に納付した場合，検定料を納付したが出願しなかった場合等は，検定料の返還請求ができるので，大学入試センターに検定料の「納付書・領収証書」を添付して申し出てください。





別　記

**教科・科目の数え方について**

(1)　大学入試センター試験の出題教科・科目は，24ページのとおりですが，**検定料との関係での教科の数え方**は，下表のとおりです。

| 出題教科 | 教　科　の　数　え　方 |
|---|---|
| 国　語 | 1教科 |
| 社　会 | 1教科 |
| 数　学 | 数学(A)，数学(B)を合わせて　1教科 |
| 理　科 | 理科(A)，理科(B)，理科(C)を合わせて　1教科 |
| 外国語 | 1教科 |

(2)　3教科以上の受験として出願した場合は，24ページの出題教科・科目の中から，志望する大学が指定している教科・科目に合わせて自由な組合わせで受験できます。

(3)　2教科以下の受験として出願した場合は，具体的に受験できる教科・科目を例示すると，下表のとおりです。

| 教科・科目数 | 組　合　わ　せ　の　例 |
|---|---|
| 1教科1科目 | ・「国語」 |
| 1教科2科目 | ・数学（A）と数学（B） |
| 1教科3科目 | ・理科（A）と理科（B）と理科（C） |
| 2教科3科目 | ・「国語」及び「理科（A）と理科（B）」 |
| 2教科5科目 | ・「数学（A）と数学（B）」及び「理科（A）と理科（B）と理科（C）」 |

(注)　**2教科以下の受験として出願した者（検定料 8,000円納付者）は，3教科以上を受験することはできません。**

## 4　志願票の記入方法

(1)　**記入上の注意について**

ア　入学志願者は，志願票の記入例を参照し，**まず「志願票控」に記入**してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後に，**「志願票」（提出用）**に記入してください。

「志願票」（提出用）の用紙は，この受験案内に折り込んであるものを，丁寧に取りはずして使用してください。

イ　黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。

ウ　誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。

エ　**「高等学校等コード」欄**

(ア)　「高等学校等コード」は，34～52ページの「高等学校等コード表」により記入してください。

(イ)　高等学校等卒業者は，出身の高等学校等のコードを記入してください。

オ　**「受験教科数」欄**

2教科以下を受験（検定料 8,000円）する場合は，「2教科以下受験」の文字を○で囲んでください。（3教科以上受験する志願者は記入しないでください。）

**出願が受理された後は，受験教科数を変更することができないので十分注意してください。**

（教科・科目の数え方について9ページ参照）

カ　**「学科」欄**

高等学校卒業者及び卒業見込者は，必ず該当する文字を○で囲んでください。

キ　**「高等学校卒業者以外」欄**

該当する出願資格の文字を○で囲んでください。

専修学校の高等課程の修了（見込み）者及び海員学校の本科の卒業（見込み）者は，「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲んでください。





ク　**「現住所」欄**

(ア)　高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，**「現住所」の欄は記入しないでください。**

(イ)　高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は，次の事項に注意し，**志願票に「現住所」を必ず記入してください。**

①　「現住所」は，住民登録の有無は問いませんが，**確認はがき，受験票等の送付先となります**ので，郵便物を確実に受領できるように正しく記入してください。

②　団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入してください。
下宿等の場合は，「○○○○方」などの肩書きを必ず記入してください。
（現住所を大学入試センターの電子計算機に登録する際には「カタカナ・数字等記入」欄により行いますので，記入例に従い最後まで正しく記入してください。）

③　**試験場は，この「現住所」に基づいて指定するので注意し，記入してください。**

(2)　**「受験予定教科・科目」欄の記入について**

ア　志願票記入時点での受験予定の教科・科目の文字を○で囲んでください。

イ　この欄は，主として大学入試センターにおける試験場設定等に関する業務上の基礎資料を作成するために記入していただくものです。したがって，**志願者の試験当日における受験教科・科目の選択を拘束するものではありません。**

## (3) 志願票の記入例

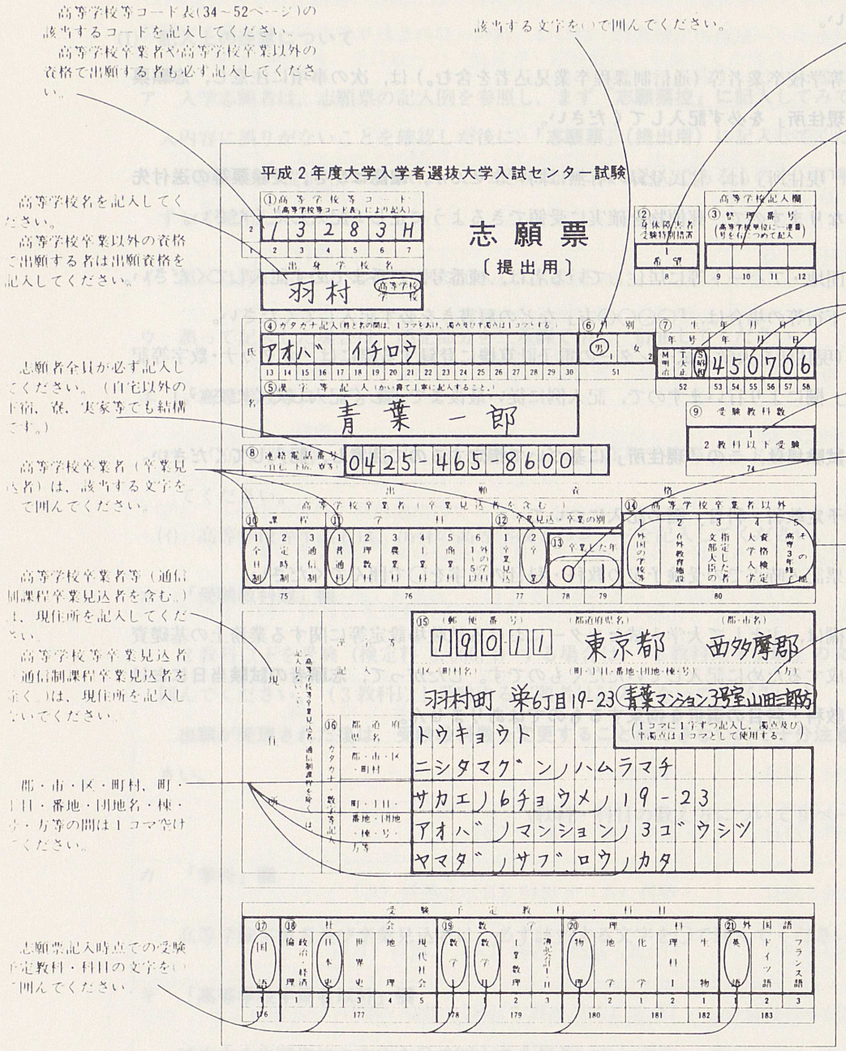




10月28日以降の消印で郵送されたものは受理しないので注意してください。

平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験

# 志願票控

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）

②身体障害者受験特別措置：1 希望

高等学校記入欄 ③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）

出身学校名：高等学校 学校

④カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）

⑤漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑥性別：男 1 女 2

⑦生年月日：年号 M 明治 T 大正 S 昭和 ／ 年 ／ 月 ／ 日

⑧連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

⑨受験教科数：1 2教科以下受験

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑩課程：1 全日制 2 定時制 3 通信制

⑪学科：1 普通科 2 理数科 3 農業科 4 工業科 5 商業科 6 1～5以外の学科

⑫卒業見込・卒業の別：1 卒業見込 2 卒業

⑬卒業した年

⑭高等学校卒業者以外：1 外国の学校等 2 在外教育施設 3 指定した者 文部大臣の 4 資格検定 大学入学 5 その他 高専3年修了

⑮（郵便番号）（都道府県名）（郡・市名）

現住所 漢字等記入 〔高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，記入しないこと〕

（区・町村名）（町・丁目・番地・団地・棟・号）（方）

⑯カタカナ・数字等記入（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

都道府県名／郡・市・区・町村／町・丁目・番地・団地・棟・号・方等

受験予定教科・科目

| ⑰ | ⑱ 社会 | | | | | ⑲ 数学 | | | | ⑳ 理科 | | | | | ㉑ 外国語 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国語 | 倫理 | 政治・経済 | 日本史 | 世界史 | 地理 | 現代社会 | 数学I | 数学II | 工業数理 | 簿記会計I・II | 物理 | 地学 | 化学 | 理科I | 生物 | 英語 | ドイツ語 | フランス語 |
| 1 | 1 | | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 176 | 177 | | | | | | 178 | 179 | | | 180 | | 181 | | 182 | 183 | | |

（注）記入に当たっては，10，11ページの記入上の注意，12ページの志願票の記入例を参照してください。

## 5　出願期間と出願方法等

### (1)　出願期間

**平成元年10月16日（月）～ 10月27日（金）　（10月27日消印有効）**

〔10月28日以降の消印のものは，いかなる理由があっても受理しません。〕

### (2)　出願方法

| 区　分 | 出願書類 | 提出方法 |
|---|---|---|
| 高等学校等卒業見込者（通信制の課程を含む。） | **志願票**<br>検定料の「納付書・領収証書」を裏面の所定欄にはり付けること。 | 入学志願者は，左記の志願票を在学している高等学校等に提出すること。<br>**（高等学校経由出願）** |
| 高等学校卒業者等 | ① **志願票**<br>・検定料の「納付書・領収証書」を裏面の所定欄にはり付けること。<br>・現住所は，正確に記入すること。<br>② **出願資格を証明する書類** | 入学志願者は，左記の志願票と証明書類を取りそろえて，この受験案内に添付してある封筒を使用して，必ず書留便で郵送すること。<br>**（個人直接出願）** |

### (3)　出願に当たっての留意事項

大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります。**

（検定料の納付方法７ページ参照）

**出願が受理された後は，受験教科数を変更することができないので，十分留意して出願してください。**





### (4)　出願後の留意事項

ア　志願票を提出した後，氏名，現住所（志願票に現住所を記入した者だけ），連絡電話番号に変更があった場合は，次の事項を明記し「速達郵便はがき」により平成２年１月12日（金）（大学入試センター試験前日）までに届け出てください。

（届出先33ページ参照）

① 変更したものの新・旧がわかるように明記する。
② 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外は出願資格）

イ　**志願票が受理された後に現住所を変更した場合は，既に試験場が指定されているため，試験場の変更は，認められません。**

ウ　受験票到着後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行が必要となります。必要な手続きを取ってください。

（受験票等の再発行18ページ参照）

エ　出願方法について疑問がある場合は，なるべく早く大学入試センターに照会してください。

（照会先33ページ参照）

# Ⅱ　志願票が受理されたら

1　確認はがき

2　受験票・写真票・成績請求票





## 1　確認はがき

大学入試センターは，**受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後，その主要事項について，入学志願者に照合確認を求める**ため，次の方法によって確認はがきを送付します。

| 区　　分 | 送　付　方　法 |
|---|---|
| 高等学校等卒業見込者<br>（通信制課程卒業見込者を除く。） | 在学している**高等学校等を経由**して送付します。 |
| 高等学校卒業者等<br>（通信制課程卒業見込者を含む。） | 本人に**直接送付**します。 |

確認はがきが到着したら，直ちに登録事項に誤りがないかどうかを確認し，次のとおり取り扱ってください。

| 区　　分 | 取　扱　い |
|---|---|
| 登録内容に誤りがある場合 | 誤った箇所を「赤」で修正し，「確認はがき」を封筒に入れて，速達郵便で，受領日を含めできる限り２日以内に返送してください。（返送先33ページ参照）<br>なお，修正した箇所について再度確認はがきは送付しません。 |
| 登録内容に誤りがない場合 | 手続きは必要ありません。 |

（注）１　この確認はがきは，11月中旬までに送付するので，11月25日（土）までに不着の場合は，大学入試センターに電話で必ず届け出てください。

（届出先33ページ参照）

２　氏名の漢字の中に，大学入試センターの電子計算機に収録されていない漢字があると，氏名は慣用の字体又はカタカナで表記されます。これは，登録の誤りではありませんので，訂正し届け出る必要はありません。

## 2　受験票・写真票・成績請求票

### (1)　受験票等の送付

大学入試センターは，志願票の記入内容を確認した後，受験票・写真票・成績請求票を「受験者心得」とともに，**12月中旬までに**，次のとおり送付します。

| 区　　分 | 送　付　方　法 |
|---|---|
| 高等学校等卒業見込者<br>（通信制課程卒業見込者を除く。） | 在学している**高等学校等を経由**して送付します。 |
| 高等学校卒業者等<br>（通信制課程卒業見込者を含む。） | 本人に**直接送付**します。 |

### (2)　受験票・写真票・成績請求票の受領後の取扱い

ア　受験票と写真票は，大学入試センター試験当日，試験場に必ず持参しなければならないので，**「受験者心得」により十分確認の上**，写真欄への写真のはり付けと自署欄へ志願者本人が氏名を記入しておいてください。

イ　成績請求票は，**大学入試センター試験を利用する大学に出願する際に必要**となるので，それまで紛失，汚損等しないよう大切に保管しておいてください。

（成績請求票の種類は20ページ参照）





### (3)　受験票・写真票・成績請求票の再発行

ア　次の場合，再発行します。

① 受験票・写真票・成績請求票が，12月22日（金）までに不着の場合
② 氏名に変更があった場合
③ 氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
④ 受験票・写真票・成績請求票を紛失，汚損した場合

（注）1　再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なるので注意してください。

2　再発行を受けた場合には，当初発行の受験票・写真票・成績請求票は無効となるので使用しないでください。必ず，再発行されたものを使用してください。

イ　再発行申請の方法

(ｱ)　大学入試センター試験受験前

「再発行申請書」（様式は自由）に次の事項を明記し，速達郵便で申請してください。

（届出方法及び届出先33ページ参照）

① 再発行申請事由（不着，氏名変更，紛失，汚損等）
② 再発行するものの種別（不着の場合は記入不要）

（受験票，写真票，成績請求票（ A前，B後，C，2募，私 ）のいずれであるか明記すること。）

（成績請求票の種類は20ページ参照）

③ 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）

(ｲ) 大学入試センター試験受験後

(ｱ)の書類のほか次のものを同封してください。

成績請求票だけの再発行の場合には(ｱ)の書類だけでかまいません。

① **写真**（写真の大きさは，縦４cm，横３cm，申請日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用した者は，眼鏡を着用して撮影したもの。当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。）
――――１枚

② **署名**（縦１cm，横4.5cmの白紙に，氏名を黒又は青のボールペンで自署したもの。）
――――１枚

(ｳ) 大学入試センターは，申請事由を審査の上，再発行し，本人に送付します。

### (4) 大学入試センター試験受験票の各大学での取扱い

ア　国公立大学の場合

入学者選抜試験受験の際，当該大学の受験票のほか，大学入試センター試験の受験票を提示しなければなりません。また，入学手続きの際にも当該大学の定める所定の書類の他に大学入試センター試験受験票を提示し，当該大学はこれに入学手続きが完了したことを示す印を押すこととなりますので，紛失，汚損等のないよう特に注意してください。

イ　私立大学の場合

大学入試センター試験を利用する私立大学における大学入試センター試験受験票の取り扱いについては，各大学の学生募集要項等により十分確認してください。





### (5) 成績請求票の大学入試センター試験利用大学への提出について

成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，**当該大学の出願書類にはり付けて提出**するものです。

成績請求票は５種類計８枚あり，それぞれの使用区分は次表のとおりです。

| 成績請求票の種類 | 枚数 | 使用区分（出願する大学） |
|---|---|---|
| A 前　平成２　センター試験成績請求票　Ａ日程・前期日程用 | １枚 | Ａ日程又は前期日程で試験を実施する国公立大学・学部及び産業医科大学 |
| B 後　平成２　センター試験成績請求票　Ｂ日程・後期日程用 | １枚 | Ｂ日程又は後期日程で試験を実施する国公立大学・学部 |
| C　平成２　センター試験成績請求票　Ｃ日程群用 | １枚 | Ｃ日程群で試験を実施する公立大学・学部 |
| 2 募　平成２　センター試験成績請求票　第２次募集用 | １枚 | 定員一部留保第２次募集又は欠員補充第２次募集を実施する国公立大学・学部 |
| 私　平成２　センター試験成績請求票　私立大学用 | ４枚 | 大学入試センター試験を利用する私立大学・学部（産業医科大学を除く。） |

（注）各国公立大学への出願に当たって成績請求票を使用する場合，**当該大学・学部の試験がいずれの試験実施日程（群）に属しているかを各大学の募集要項等により十分確認**し，誤りのないように使用してください。

国公立大学及び産業医科大学に出願する場合は，「Ａ日程の大学・学部と前期日程の大学・学部」への出願又は「Ｂ日程の大学・学部と後期日程の大学・学部」への出願はできないので注意すること。（例えば，Ａ日程の大学・学部に出願する者は，Ｂ日程の大学・学部か後期日程の大学・学部とＣ日程群の大学・学部にしか出願できない。）

### (6) 私立大学用成績請求票の追加発行

大学入試センター試験を利用する私立大学用成績請求票は，当初発行した４枚をこえて必要とする場合，希望枚数を追加発行するので，「追加発行申請書」（様式は自由）に次の事項を明記し，速達郵便で申請してください。

（届出方法及び届出先33ページ参照）

① 私立大学用成績請求票の希望枚数
② 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）





## Ⅲ あらかじめよく読んでおく

1 平成２年度大学入試センター試験実施日程
2 試験期日・試験時間・追試験
3 出題教科・科目等
4 試験場の指定
5 受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法
6 再試験の実施
7 身体に障害のある入学志願者の受験特別措置
8 出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

## 1　平成２年度大学入試センター試験実施日程

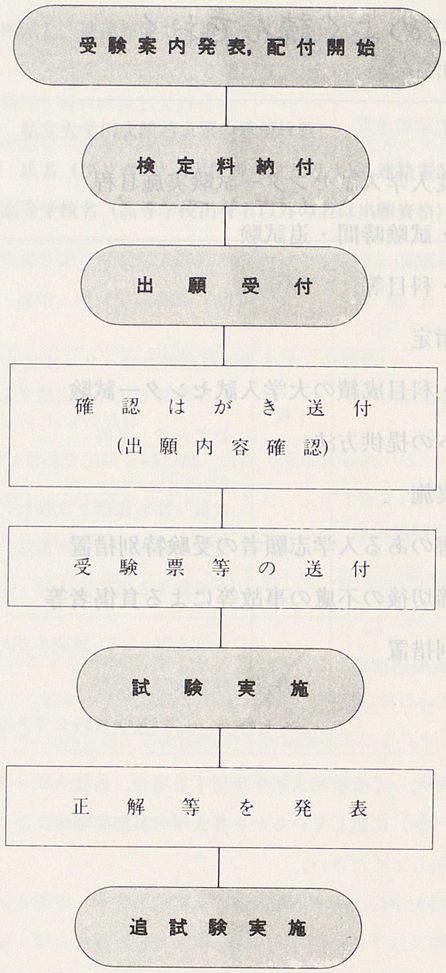






## 2　試験期日・試験時間・追試験

### (1)　試験期日・試験時間

| 期　日 | 試験教科・科目 | 試　験　時　間 |
|---|---|---|
| 平成２年<br>1月13日（土） | 理　科（A） | 10：00 ～ 11：00 |
| | 外　国　語 | 12：10 ～ 13：30 |
| | 数　学（A） | 14：20 ～ 15：20 |
| | 数　学（B） | 16：10 ～ 17：10 |
| 1月14日（日） | 理　科（B） | 10：00 ～ 11：00 |
| | 国　　語 | 12：10 ～ 13：30 |
| | 社　　会 | 14：20 ～ 15：20 |
| | 理　科（C） | 16：10 ～ 17：10 |

### (2)　追試験の実施

| | |
|---|---|
| 追試験の対象者 | ①　**疾病・負傷**により試験を受験できない者<br>②　**試験場に向かう途中の事故**により試験を受験できない者<br>③　**その他やむを得ない事由**により試験を受験できない者 |
| 追試験実施期日及び試験時間等 | ・　平成２年１月20日（土），21日（日）の２日間<br>・　試験時間及び出題教科・科目等は，(1)に準ずる。<br>ただし，29ページの再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施する。 |
| 追試験の試験場 | ・　全国を２地区に分け，地区ごとに１か所設定<br>（追試験の試験場及び受験申請の方法については，受験票を送付する際同封する「受験者心得」に明示する。） |

## 3　出題教科・科目等

(1)　出題教科・科目等は，次のとおりです。

| 教　科 | グループ | 出　題　科　目 | 試験時間<br>(配点) | 出　題　方　法　等 | 科目選択の方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国　語 | | 『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』 | 80分<br>(200点) | | |
| 社　会 | | 『「倫理」・「政治・経済」』<br>「日本史」<br>「世界史」<br>「地　理」<br>「現代社会」 | 60分<br>(100点) | | 左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| 数　学 | A | 「数学Ⅰ」 | 60分<br>(100点) | | |
| | B | 「数学Ⅱ」<br>「工業数理」<br>『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』 | 60分<br>(100点) | 「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。<br>「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。<br>「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。 | 左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| 理　科 | A | 「物　理」<br>「地　学」 | 60分<br>(100点) | 「物理」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。 | 左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| | B | 「化　学」<br>「理科Ⅰ」 | 60分<br>(100点) | 「化学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。 | 左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| | C | 「生　物」 | 60分<br>(100点) | 「生物」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。 | |
| 外国語 | | 『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』<br>「ドイツ語」<br>「フランス語」 | 80分<br>(200点) | | 左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |

(注)　1　「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（ＳＩ）に統一する。

2　数学（A）及び数学（B）においても，他の教科・科目と同様に，補助具（電子式卓上計算機，そろばん，グラフ用紙，定規等）の使用を認めない。





(2)　出題科目及び科目選択の方法は，前ページの表のとおりであり，受験者は試験室において解答科目を選択し，解答することになります。

(3)　大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方法により出題し，解答はマーク方式によります。

## 4　試験場の指定

(1)　各入学志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区区分表」に基づき，各国公私立大学が設定した試験場の中から大学入試センターが指定します。

(2)　大学入試センターが指定する試験場は，次表のとおり出願資格によって異なります。

| 出願資格 | 指定する試験場 | 備考 |
|---|---|---|
| ①　高等学校等卒業見込者<br>（通信制課程を除く。） | 在学する高等学校等が所在する試験地区内の試験場 | 「試験地区」は原則として都道府県を単位とする。<br>ただし，<br>北海道<br>埼玉県<br>神奈川県<br>大阪府<br>兵庫県<br>島根県<br>長崎県<br>鹿児島県<br>沖縄県<br>にあっては次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。 |
| ②・高等学校卒業者<br>・高等学校通信制課程卒業見込者<br>・高等専門学校第３学年修了（見込み）者<br>・大学入学資格検定合格(見込み)者<br>・文部大臣の指定した者等 | 志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場 | |

(3)　各入学志願者の試験場は，受験票に記載して通知します。

(4)　**指定された試験場以外での受験は認めません。**

(5)　**出願後の現住所変更による，試験場の変更は認めません。**





## 試験地区区分表

（試　験　地　区　名）

北海道　石狩支庁地区
〃　空知支庁地区
〃　上川・宗谷・留萌支庁地区
〃　後志支庁地区
〃　檜山・渡島支庁地区
〃　胆振・日高支庁地区
〃　十勝支庁地区
〃　根室・釧路支庁地区
〃　網走支庁地区
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
（川口市，所沢市，入間市，狭山市，飯能市，秩父市，秩父郡，新座市，和光市，富士見市，上福岡市，坂戸市，東松山市，比企郡，入間郡，草加市，越谷市を除く。）
千葉県
東京都
（**埼玉県**川口市，所沢市，入間市，狭山市，飯能市，秩父市，秩父郡，新座市，和光市，富士見市，上福岡市，坂戸市，東松山市，比企郡，入間郡，草加市，越谷市及び**神奈川県**川崎市，横浜市緑区・港北区・鶴見区・神奈川区・西区を含む。）
神奈川県
（川崎市，横浜市緑区・港北区・鶴見区・神奈川区・西区を除く。）
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
（**大阪府**枚方市，寝屋川市，交野市を含む。）
大阪府
（枚方市，寝屋川市，交野市を除く。）
兵庫県
（美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町，城崎郡香住町を除く。）
奈良県
和歌山県
鳥取県
（**兵庫県**美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町，城崎郡香住町を含む。）
島根県
（鹿足郡を除く。）
岡山県
広島県
山口県
（**島根県**鹿足郡を含む。）
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
（**長崎県**壱岐郡，対馬支庁を含む。）
佐賀県
長崎県
（壱岐郡，対馬支庁を除く。）
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
（大島郡与論町・知名町・和泊町を除く。）
沖縄県　那覇地区（注１）
（**鹿児島県**大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。）
〃　宮古地区（注２）
〃　石垣地区（注３）

（注）１　沖縄県「那覇地区」は，石川市，糸満市，浦添市，沖縄市，宜野湾市，具志川市，那覇市，名護市，国頭郡，島尻郡，中頭郡をいい，鹿児島県大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。
２　沖縄県「宮古地区」は，平良市，宮古郡をいう。
３　沖縄県「石垣地区」は，石垣市，八重山郡をいう。

## 5　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法

(1)　大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目を指定**しています。各入学志願者は，志望する大学の募集要項等によって，指定教科・科目を確認の上，受験してください。

(2)　大学入試センターは，大学入試センター試験を利用する各大学からの請求に基づき，**請求した大学が入学者選抜に利用すると指定している教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，請求した各大学に対して提供**します。

(3)　大学入試センター試験利用大学の教科・科目の指定と，この場合における成績提供を例示すると，次のとおりです。

| 志願者に対する大学の指定 | 大学入試センターから大学への成績の提供 |
|---|---|
| 「国語」，「社会」，「数学」，「外国語」の4教科から1教科選択 | 当該大学を志願した受験者が「国語」，「社会」，「外国語」を受験していれば，この3教科の全部の成績 |
| 物理，化学，生物の3科目から1科目選択 | 当該大学を志願した受験者が物理と化学を受験していれば，この2科目の成績 |

(4)　2教科以下受験者の成績提供について

ア　2教科以下受験者の成績提供についても，基本的には上記(1)～(3)のとおりです。

イ　ただし，**2教科以下受験者の成績については，受験者が申告した教科に限り，各大学の請求に基づき提供**することとします。

なお，受験教科の申告の要領は，12月中旬までに受験票と一緒に送付する「受験者心得」に明記しますので，よく読んで理解し，受験してください。

（注）各大学において，大学入試センターから提供された成績を，当該大学の入学者選抜にどのように利用するかは，各大学の募集要項で定めることになっています。





## 6　再試験の実施

(1)　再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，試験が所定の期日に実施できないか又は完了しなかった場合に実施します。

(2)　再試験の実施期日は，平成2年1月20日（土），21日（日）とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施します。

## 7　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

### (1)　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

ア　大学入試センター試験では，次表に掲げる「身体に障害のある入学志願者」のために，障害の種類・程度に応じ，点字による出題，マーク方式によらない解答の方法，試験時間の延長，特定試験室の設定等の特別措置（詳しくは「受験案内（別冊）」に掲載）を行うこととしています。

| 障害の種類 | 特別措置の対象となる者 |
|---|---|
| 視覚障害 | 1　点字による教育を受けている者<br>2　強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者<br>3　その他の視覚障害者 |
| 聴覚障害 | 1　両耳の平均聴力レベルが 100デシベル以上の者<br>2　その他の聴覚障害者 |
| 肢体不自由 | 1　体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者<br>2　両上肢の機能障害が著しい者<br>3　その他の肢体不自由者 |
| 病弱 | 慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 |
| 障害を併せもつ場合 | 障害を併せもつ者 |

なお，日常生活においては，ごく普通に使用されている補聴器，松葉杖，車椅子等を使用して受験される場合も，試験場設定や他の特別措置との関係から特別措置として申請していただくことになっていますので，ご注意ください。

イ　特別措置を希望する場合は，出願時に「身体障害者受験特別措置申請書」（「受験案内（別冊）」に折り込まれている。）等を提出してください。大学入試センターで審査の上，特別措置を決定します。

なお，出願時に申請をしないで出願締切後に申請した場合は，特別措置が認められないことがありますので十分注意してください。





ウ　**特別措置を申請するには，「受験案内（別冊）」が必要**となります。この「別冊」は，大学等では配付していませんので，次の要領により，**できるだけ早く大学入試センターに請求**してください。

| | |
|---|---|
| 請求方法 | 郵便はがき（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書）又は電話 |
| 請求先 | 〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23<br>大学入試センター事業第一課<br>問合わせ専用電話　03（465）8600<br>（平日９時30分～17時，土曜日９時30分～12時） |
| 記載を要する事項 | 氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等 |

### (2)　志望大学との事前相談

身体の障害の種類・程度によっては，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあります**ので，入学を志望する大学と連絡をとって，その大学へ出願する前に十分相談してください。

なお，**大学入試センター試験の出願の際は必要ありません。**

また，志望大学との相談の時期等については，当該大学の募集要項等で確かめてください。

## 8　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

(1)　出願受付締切後の不慮の事故等のため特別措置を希望する者にも，大学入試センターで審査の上，身体に障害のある入学志願者に準じた特別措置を行います。

(2)　不慮の事故等のため特別措置を希望する場合は，速やかに本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に行き申請してください。

なお，申請が試験開始の直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する特別措置が行えないこともあります。ご了承ください。





# Ⅳ　大学入試センターへの問合わせ，届出等

## Ⅳ　大学入試センターへの問合わせ，届出等

次の①～⑥について，問い合わせ又は届出をする場合は，参照ページをよく読んで，間違いのないよう行ってください。

| 事　由 | | 問合わせ，届出方法 | 参照ページ |
|---|---|---|---|
| ①　出願資格（証明書類）及び志願票等記入方法の問合わせ | | **電　話**　03（465）8600 | |
| ②　検定料「納付書・領収証書」 | 紛　失 | **電　話**　03（465）8600 | 8 |
| | 誤記入又は未記入 | **速達郵便はがき**<br>・はがきの表面に「納付書誤記入又は未記入届出」と朱書すること。 | |
| ③　出願後の氏名，現住所，連絡電話番号の変更届出 | | **速達郵便はがき**<br>・はがきの表面に「・・・変更届出」と朱書すること。 | 15 |
| ④　確認はがき不着届出 | | **電　話**　03（465）8600 | 16 |
| ⑤　受験票等再発行申請 | | **速達郵便（封筒）**<br>・大学入試センター宛の封筒の表面に「受験票等再発行申請」と朱書すること。<br>・返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，632円切手（書留・速達料金を含む。）をはる。）を同封すること。 | 18 |
| ⑥　私立大学用成績請求票追加発行申請 | | **速達郵便（封筒）**<br>・大学入試センター宛の封筒の表面に「私立大学用成績請求票追加発行申請」と朱書すること。<br>・返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，632円切手（書留・速達料金を含む。）をはる。）を同封すること。 | 21 |

**届出・申請先**　⇨　**大学入試センター事業第一課**
〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23

**問合わせ先**　⇨　**電話　03（465）8600**
平日９時30分から17時，土曜日９時30分から12時





平成２年度大学入学者選抜

# 大学入試センター試験

# 受験案内

別　冊

大学入試センター

目　　次


1　大学入試センター試験における受験特別措置……2

2　申請方法……6

3　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意……7

4　受験特別措置の決定通知……10

5　志望大学との事前相談……11

〔参　考〕

1　特別措置における試験時間割……12

2　文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意……13

3　チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意……15


(注)　この「受験案内（別冊）」には，**「身体障害者受験特別措置申請書」及び「診断・意見書」**が折り込んでありますので，確認してください。





## 1　大学入試センター試験における受験特別措置

(1)　大学入試センター試験においては，身体に障害のある志願者のために，〔別表１〕～〔別表５〕に掲げる特別の措置を行います。

この特別措置を希望する志願者には，通常の志願票のほかに，必要な書類を提出していただき，大学入試センターでその内容を審査の上，それぞれの障害の種類・程度に応じた特別措置を決定することになっています。

特別措置を希望する場合は，６ページ以下に記載してある申請方法等をよく読んで，諸手続きを行ってください。

〔別表１〕　視覚障害

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・点字による教育を受けている者（注１） | 点字による解答 | ＊ 1.5倍 | ＊ 別室 | ＊点字問題冊子<br>＊点字用解答用紙・下書き用紙<br>＊レーズライター | ＊点字器等の持参使用<br>＊試験室入口までの付添者の同伴<br>・点字器等の試験場での保管<br>・試験場への乗用車での入構 |
| ・強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | 文字による解答（注2） | 1.3倍 | ◎ 別室 | ◎文字解答用紙<br>◎下書き用紙（理科，数学のみ） | ・拡大文字問題冊子（注３）（一般問題冊子と併用）<br>・拡大鏡等の持参使用<br>・窓側の明るい座席の指定<br>・照明器具の準備 |
| ・上記以外の視覚障害者 | 文字による解答 | 一般志願者と同じ | ◎ 別室 | ◎文字解答用紙<br>◎下書き用紙（理科，数学のみ） | |
| | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | | |

(注１)　出題形式は，点字による出題とします。

点字による解答を認められた者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。

(注２)　「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法です(13，14ページ参照)。

文字による解答を認められた者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられます。

(注３)　「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子です。

〔別表２〕　聴覚障害

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 一般志願者と同じ | | | | ・手話通訳者の付与（注１）<br>・注意事項等の文書による伝達（注２）<br>・座席を前列に指定<br>・補聴器の持参使用 |
| ・上記以外の聴覚障害者 | | | | | ・注意事項等の文書による伝達<br>・座席を前列に指定<br>・補聴器の持参使用 |

（注１）　「手話通訳者」とは，聾（ろう）学校の教諭等で，試験室において受験者に手話通訳を行う者のことです。

（注２）　「注意事項等の文書による伝達」とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，その都度各受験者に配付するものです。

〔別表３〕　肢体不自由

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者<br>・両上肢の機能障害が著しい者 | チェックによる解答（注1） | 1.3倍 | ＊別室 | ＊チェック解答用紙<br>＊下書き用紙<br>（理科，数学のみ） | ・介助者の付与（注２）<br>・試験室を１階に設定<br>・洋式トイレに近接する試験室<br>・特製机の持参使用又は試験場側で準備<br>・車椅子の持参使用<br>・杖の持参使用<br>・試験室入口までの付添者の同伴<br>・試験場への乗用車での入構 |
| ・上記以外の肢体不自由者 | チェックによる解答 | 一般志願者と同じ | ＊別室 | ＊チェック解答用紙<br>＊下書き用紙<br>（理科，数学のみ） | |
| | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | | |

（注１）　「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に正解とする数字等をチェックすることにより解答する方法です（15，16ページ参照）。

チェックによる解答を認められた者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。

（注２）　「介助者」とは，養護学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことです。





〔別表４〕　病　弱

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 | 一般志願者と同じ | | | | ・別室の設定<br>・試験室を１階に設定<br>・杖の持参使用<br>・試験室入口までの付添者の同伴<br>・試験場への乗用車での入構 |

〔別表５〕　障害を併せもつ場合

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） |
|---|---|
| ・障害を併せもつ者 | ・障害の種類・程度に応じ，〔別表１〕～〔別表４〕のそれぞれの該当の欄に記載の事項 |

(2) 特別措置を希望する志願者の出願等日程

| 事　　項 | 日　　程 | 手　続　等 |
|---|---|---|
| 受験特別措置について疑問がある場合の問い合わせ | 出願期間前<br>10月14日(土)まで | 問い合わせ（電話）<br>志願者──→大学入試センター<br>問い合わせ専用電話<br>03（465）8600<br>平　日　9時30分～17時まで<br>土曜日　9時30分～12時まで |
| 出願書類提出 | 10月16日(月)から<br>10月27日(金)まで | 郵送<br>志願者──→大学入試センター |
| 受験票の送付 | 12月中旬まで | 郵送<br>志願者←──大学入試センター |
| 「身体障害者受験特別措置決定通知書」,「受験者心得」(身体に障害のある者用）送付 | 12月中旬まで | 郵送<br>志願者←──大学入試センター |

(注)　高等学校等卒業見込者は，在学する学校を経由して出願書類を提出してください。

また，大学入試センターから送付する「受験票」，「身体障害者受験特別措置決定通知書」等も，高等学校等卒業見込者については，在学する学校を経由して送付します。





## 2　申請方法

申請に必要な書類は，次のとおりです。

①　受験案内（本冊）にある**志願票等の所定の書類**

②　**「身体障害者受験特別措置申請書」**（この冊子に折り込んである。）

③　**医師の診断書等**

| | |
|---|---|
| 強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で試験時間の延長(1.3倍)を希望する者 | 「診断・意見書」(この冊子に折り込んであるもの) |
| 点字による解答を希望する者 | 「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写」 |
| 聴覚障害者で受験特別措置を希望する者 | 「医師の診断書」(オージオグラム等を添付したもの) |
| 上記以外の身体に障害のある者で受験特別措置を希望する者 | 「医師の診断書」 |

## 3　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意

(1)　「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は，この冊子に折り込んであるものを使用してください。

(2)　この申請書は，高等学校等卒業見込者については，在学する学校の長が志願者と相談の上，記入してください。

高等学校等卒業見込者以外の者（高等学校等を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）については，父母等が志願者と相談の上，記入してください。

ただし，志願者が成年に達している場合（点字による解答を希望する者は除く。）は，本人が記入してください。

(3)　8，9ページの「(6)　各欄の記入方法」を参照し，**黒又は青のボールペン**で丁寧に記入してください。

(4)　誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。

(5)　「身体障害の程度」欄の記入例

申請書の裏面に医師の診断書等をはり付けてください（記入方法参照）。

| 身体障害の程度 | ⑤視覚障害 | | | ⑥聴覚障害 | | ⑦肢体不自由 | | | | ⑧病弱 | ⑨ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 点字による教育を受けている者 | 強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | 左記以外の視覚障害者 | 両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 左記以外の聴覚障害者 | 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 | 上肢の機能の障害により筆記をすることができない者又は困難な者 | 下肢の機能の障害により歩行をすることができない者又は困難な者 | 左記以外の肢体不自由者 | 慢性の腎部，心臓，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者 | その他 |
| | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する（○） | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する |
| | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 |

⑩ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入するとともに，裏面に医師の診断書等をはり付けること。　身体障害者手帳交付番号：○○○○○，交付年月日：○○○○○○　障害名：○○○○○○　，等級：○○

・右耳は補聴器をつけてもほとんど聞こえない。左耳だけに補聴器をつけている。
・授業などについては、本人も支障を感じていないようで、特別な措置はしていない。





(6)　各欄の記入方法

| 区分 | | 記入方法等 |
|---|---|---|
| ①～④欄 | ①「大学入試センター記入」欄<br>②「高等学校等コード」欄<br>③「整理番号」欄<br>④「氏名」欄 | 記入しないこと。<br>「高等学校等コード表」（受験案内（本冊）34～52ページ参照）により記入すること。<br>高等学校等卒業見込者についてのみ高等学校等が記入すること。<br>整理番号は高等学校等で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入すること。<br>カタカナで記入すること。 |
| ⑤～⑩欄 | 「身体障害の程度」欄 | 該当する事項の「該当する」の文字を○で囲むとともに，⑩に症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。<br>身体障害者手帳の交付を受けている者は，手帳交付番号及び交付年月日等についても記入すること。 |
| ⑪～⑮欄 | 「受験に際して希望する措置」欄 | 該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。<br>⑪～⑬に該当する希望事項がない場合には，⑭「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み，⑮にどのような措置を希望するか詳しく記入すること。 |
| ⑯欄 | 「点字による解答を希望する者の受験科目」欄 | 点字による解答を希望する者は，あらかじめ受験しようとする科目の数字を○で囲むこと。（受験教科・科目選択の方法については，受験案内（本冊）24ページ参照）<br>〔注〕　点字による解答を希望する者の試験場は，試験地区区分表にある試験地区内に1か所設定する。<br>（受験案内（本冊）26，27ページ参照） |

| 区　　分 | | 記　入　方　法　等 |
|---|---|---|
| ⑰ 欄 | 「現住所・連絡電話番号」欄 | 緊急の連絡の場合必要となるので，高等学校等卒業見込者・卒業者等にかかわらず，必ず記入すること。<br>団地，アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで記入すること。<br>〔注〕 現住所・連絡電話番号に変更があった場合の届出方法<br>1．この届出は，平成２年１月12日㈮（大学入試センター試験前日）までとする。これ以後は届け出る必要はない。<br>2．届出先等<br>〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23<br>大学入試センター事業第一課<br>速達郵便はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書）を使用<br>3．記載事項<br>①　新・旧の現住所，連絡電話番号<br>②　氏名(フリガナ)，高等学校等コード，高等学校等名（高等学校出身者以外の者は出願資格） |
| ⑱ 欄 | 「記入者名」欄 | 1．学校長が記入した場合は，学校長名を記入し，職印を押印すること。<br>2．父母等（点字による解答を希望する者以外の者で，成年に達している場合は志願者）が記入した場合は，当該記入者が署名，押印すること。 |
| 裏　　面 | | 「医師の診断書」をはり付けること。<br>ただし，強度の弱視者及び肢体不自由者で試験時間の延長（1.3倍）を希望する者は，「医師の診断書」に代えてこの冊子に折り込んである「診断・意見書」をはり付けること。<br>なお，点字による解答を希望する者は，「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写」のいずれかをはり付けること。<br>また，聴覚障害者で特別措置を希望する者は，「医師の診断書」（オージオグラム等を添付したもの）をはり付けること。 |





## 4　受験特別措置の決定通知

決定した特別措置は，**12月中旬までに通知**（高等学校等卒業見込者は在学する学校を経由して）します。

この特別措置の決定通知は，受験票とは別に送付しますが，その際「受験者心得」（身体に障害のある者用）を同封しますのでよく読んでおいてください。

なお，この「決定通知」は，受験票・写真票と同じく試験当日試験場に持参していただくものですので，大切に保管しておいてください。

（注）通知する特別措置は，大学入試センター試験について許可されたものです。入学を志望する大学の学力検査等において，受験特別措置を希望する場合は，その大学と相談してください。(次ページ参照)

## 5　志望大学との事前相談

下表に該当する者等は，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので**，入学を志望する大学と連絡をとって，その大学へ出願する前に十分相談してください。

なお，**大学入試センター試験の出願の際は必要ありません。**

また，志望大学との相談の時期等については，当該大学の募集要項などで確かめてください。

| 区　分 | 身　体　障　害　の　程　度 |
|---|---|
| 盲　者（強度の弱視者を含む。） | 1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの<br>2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの |
| 聾（ろう）者（強度の難聴者を含む。） | 1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの<br>2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 肢体不自由者 | 1　体幹の機能の障害が，体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの<br>2　上肢の機能の障害が，筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>3　下肢の機能の障害が，歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>4　前３号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの<br>5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者（身体虚弱者を含む。） | 1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの |

（注　学校教育法施行令第22条の２の規定に準拠した。）





〔参考１〕

特別措置における試験時間割

| | 教科・科目 | 1.3倍の試験時間 | 1.5倍の試験時間 | 一般の試験時間 |
|---|---|---|---|---|
| 第一日目 | 理科（A） | 10:00～11:20（80分） | 10:00～11:30（90分） | 10:00～11:00（60分） |
| | 外国語 | 12:30～14:15(105分) | 12:30～14:30(120分) | 12:10～13:30（80分） |
| | 数学（A） | 15:00～16:20（80分） | 15:00～16:30（90分） | 14:20～15:20（60分） |
| | 数学（B） | 17:00～18:20（80分） | 17:00～18:30（90分） | 16:10～17:10（60分） |
| 第二日目 | 理科（B） | 10:00～11:20（80分） | 10:00～11:30（90分） | 10:00～11:00（60分） |
| | 国語 | 12:30～14:15(105分) | 12:30～14:30(120分) | 12:10～13:30（80分） |
| | 社会 | 15:00～16:20（80分） | 15:00～16:30（90分） | 14:20～15:20（60分） |
| | 理科（C） | 17:00～18:20（80分） | 17:00～18:30（90分） | 16:10～17:10（60分） |

〔参考２〕

## 文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① 文字解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入すること。

（原寸222㎜×279㎜以下同型）

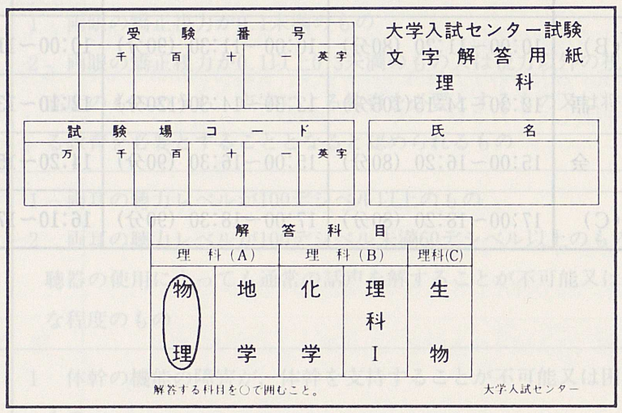


ア 受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ 氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ 解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲むこと。（各教科とも同様に行うこと。ただし，国語及び数学（A）については，あらかじめ解答科目欄に「国語」及び「数学Ⅰ」と印刷してあるので，科目名を○で囲む必要はない。）





② 文字解答用紙の２枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のように記入すること。

（国語，社会，理科及び外国語共通の文字解答用紙）

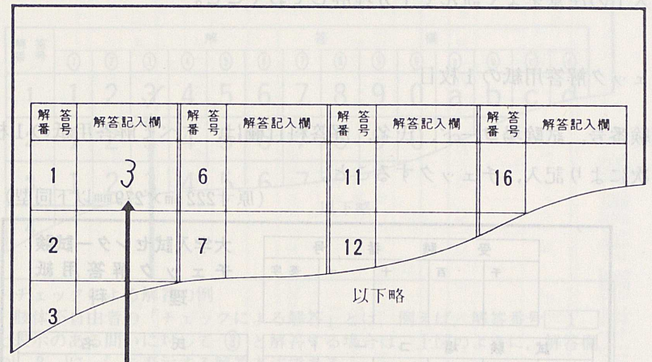


・文字による解答の例
視覚障害者の「文字による解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答記入欄に３と記入する解答方法である。

・数学（B）の「数学II」は，問題番号 1 ，2 ，3 のうちから２問選択し解答することになる。
解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号 1 の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

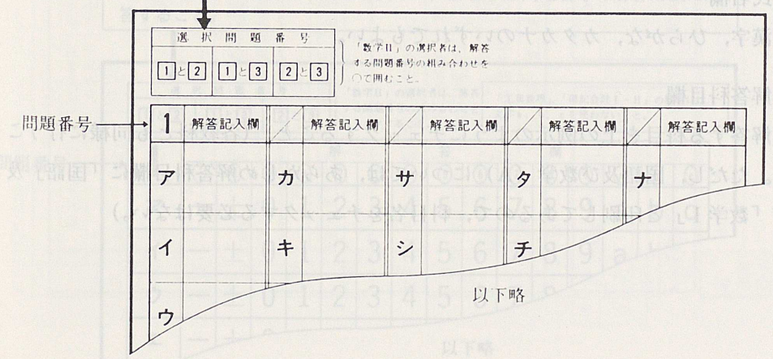

〔参考３〕

## チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェック解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法，チェック方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① チェック解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入，チェックすること。

（原寸222㎜×279㎜以下同型）

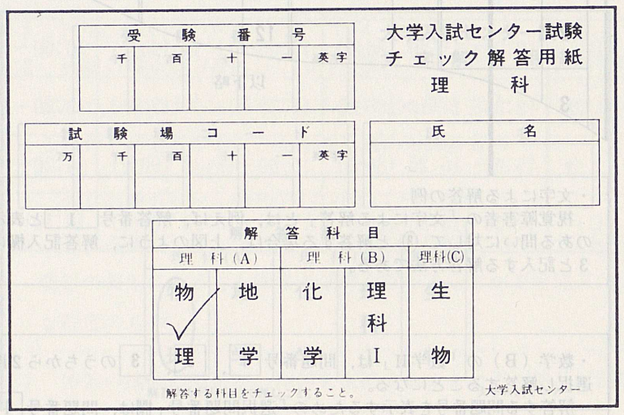


ア 受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ 氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ 解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックすること。（各教科とも同様に行うこと。ただし，国語及び数学（A）については，あらかじめ解答科目欄に「国語」及び「数学Ⅰ」と印刷してあるので，科目名をチェックする必要はない。）





② チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のようにチェックすること。

（理科(A)，(B)，(C) のチェック解答用紙）

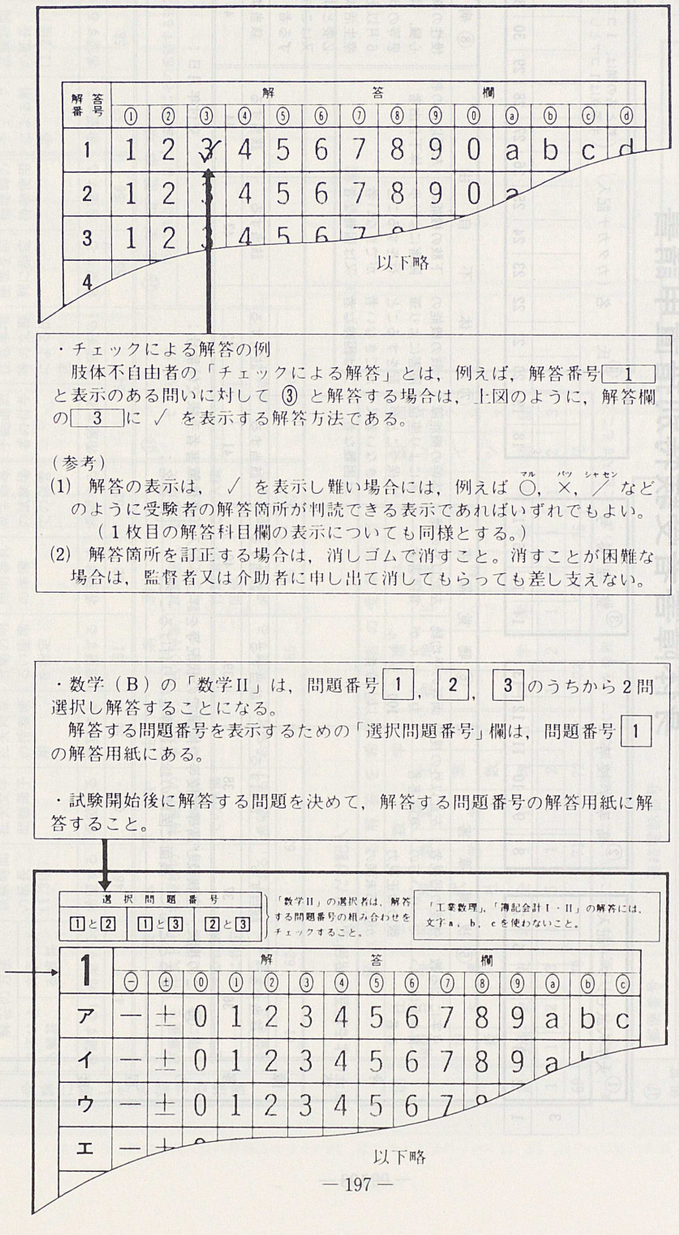


・チェックによる解答の例

肢体不自由者の「チェックによる解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答欄の 3 に ✓ を表示する解答方法である。

（参考）

(1) 解答の表示は，✓ を表示し難い場合には，例えば ○（マル），×（バツ），／（シャセン）などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもよい。（１枚目の解答科目欄の表示についても同様とする。）

(2) 解答箇所を訂正する場合は，消しゴムで消すこと。消すことが困難な場合は，監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えない。

・数学（B）の「数学Ⅱ」は，問題番号 1 ，2 ，3 のうちから２問選択し解答することになる。

解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号 1 の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

平成２年度大学入試センター試験

# 身体障害者受験特別措置申請書

| | ①大学入試センター記入 | | | | | | ②高等学校等コード | | | | | | ③整理番号 | | | | ④氏名（カタカナ記入）（姓と名の間は，１コマをあけ，濁点及び半濁点は１コマとして使用する。） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |

| 身体障害の程度 | ⑤視覚障害 | | | ⑥聴覚障害 | | ⑦肢体不自由 | | | | ⑧病弱 | ⑨ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 点字による教育を受けている者 | 強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | 左記以外の視覚障害者 | 両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 左記以外の聴覚障害者 | 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 | 上肢の機能の障害により筆記をすることができない者又は困難な者 | 下肢の機能の障害により歩行をすることができない者又は困難な者 | 左記以外の肢体不自由者 | 慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者 | その他 |
| | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する |
| | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 |

⑩ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入するとともに，裏面に医師の診断書等をはり付けること。

身体障害者手帳交付番号：　　，交付年月日：
障害名：　　，等級：

受験に際して希望する措置

試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は，必ず所定の「診断・意見書」を，この申請書の裏面にはり付けること。

| | ⑪視覚障害 | | | | | | | ⑫聴覚障害 | | | | ⑬肢体不自由・病弱 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 解答の方法 | | 試験時間の延長(1.3倍) | 拡大文字問題冊子 | 拡大鏡等の持参使用 | 窓側の明るい座席を指定 | 照明器具の準備 | 点字器等の試験場での保管 | 手話通訳者の付与 | 注意事項等の文書による伝達 | 座席を前列に指定 | 補聴器の持参使用 | チェックによる解答 | 試験時間の延長(1.3倍) | 試験室における介助者の付与 | 別室を設定 |
| | 点字による解答 | 文字による解答 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 希望する$_1$ | 希望する$_2$ | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する$_1$ | 希望する$_2$ | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する |
| | 47 | | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 |

| （肢体不自由・病弱） | | | | | | | ⑭その他 | | ⑮希望措置事項（⑭に該当する者は，この欄にその希望する措置事項を記入すること。） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 試験室を一階に設定 | 洋式トイレに近接する試験室に指定 | 特製机の持参使用 | 特製机の試験場側での準備 | 車椅子の持参使用 | 杖の持参使用 | 試験室入口までの付添者の同伴 | 試験場への乗用車での入構 | | | |
| | | | | | | | 1 | 2 | |
| 希望する | 希望する | 希望する$_1$ | 希望する$_2$ | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | | |
| 61 | 62 | 63 | | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | |

点字による解答を希望する者だけ記入

⑯点字による解答を希望する者の受験科目

| 国語 | 社会 | | | | | 数学 | | | | 理科 | | | | | 外国語 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 倫政治・経済 | 日本史 | 世界史 | 地理 | 現代社会 | 数学I | 数学II | 工業数理 | 簿記会計I・II | 物理 | 地学 | 化学 | 理科I | 生物 | 英語 | ドイツ語 | フランス語 |
| 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 69 | 70 | | | | | 71 | 72 | | | 73 | | 74 | | 75 | 76 | | |

※　受験教科・科目選択の方法については，受験案内24ページを参照し，誤りのないように記入すること。

※大学入試センター記入欄

| ⑰現住所・連絡先 電話番号 | 郵便番号　　連絡電話番号　（　　） |
|---|---|
| | |

| ⑱記入者名 | | ㊞ |
|---|---|---|

※

## (3) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

### 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験

**志願票**
〔提出用〕

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）
2 | 1 2 3 4 5 6 7
出身学校名
高等学校学校

②身体障害者受験特別措置
1 希望
8

高等学校記入欄
③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）
9 10 11 12

氏名
④カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）
13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

⑤漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑥性別 男 1 女 2 — 51

⑦生年月日
年号 M明治 T大正 S昭和 | 年 | 月 | 日
52 53 54 55 56 57 58

⑧連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

⑨受験教科数
1 2教科以下受験
74

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑩課程：1全日制 2定時制 3通信制 — 75
⑪学科：1普通科 2理数科 3農業科 4工業科 5商業科 6外の学科 1～5以外 — 76
⑫卒業見込・卒業の別：1卒業見込 2卒業 — 77
⑬卒業した年 — 78 79

⑭高等学校卒業者以外：1外国の学校等 2在外教育施設 3指定した者 文部大臣の 4大学入学資格検定 5高専3年修了 その他 — 80

現住所（高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，記入しないこと。）

漢字等記入
⑮（郵便番号）□□□-□□ （都道府県名） （都・市名）
（区・町村名） （町・丁目・番地・団地・棟・号） （方）

⑯カタカナ・数字等記入
都道府県名
郡，市，区，町村
町，丁目，番地，団地，棟，号，方等
（１コマに１字ずつ記入し，濁点及び半濁点は１コマとして使用する。）

受験予定教科科目

| ⑰国語 | ⑱社会 | | | | | ⑲数学 | | | | ⑳理科 | | | | | ㉑外国語 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 倫理 | 政治・経済 | 日本史 | 世界史 | 地理 | 現代社会 | 数学Ⅰ | 数学Ⅱ | 工業数理 | 簿記会計Ⅰ・Ⅱ | 物理 | 地学 | 化学 | 理科Ⅰ | 生物 | 英語 | ドイツ語 | フランス語 |
| 1 | 1 | | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 176 | | 177 | | | | | 178 | | 179 | | 180 | | 181 | | 182 | 183 | | |

（注）記入に当たっては，10，11ページの記入上の注意，12ページの志願票の記入例を参照してください。



## (4) 平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票

| | | |
|---|---|---|
| 試験場 | 試験場名 | 東西大学　第１試験場 |
| | 所在地 | 東京都目黒区駒場　２－１９－２３　試験当日の電話　03-465-8600 |
| | 道順 | 京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩５分。 |

受験番号 1001K
試験場コード 20001X
上履き持参
発行回数 1

羽村高等学校

見本

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13283H-010001）

写真（４cm×３cm）（あらかじめはって おいてください。）
自署欄（氏名）（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

要措置
性別 男
昭和46年10月02日生

問い合わせ大学　東西大学　電話　03-465-8600

裏面の「受験上の注意」をよく読んでください。　大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23　電話　03（465）8600

2募 平成２ センター試験成績請求票 第２次募集用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私 平成２ センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

C 平成２ センター試験成績請求票 C日程群用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私 平成２ センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

B後 平成２ センター試験成績請求票 B日程・後期日程用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私 平成２ センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

A前 平成２ センター試験成績請求票 A日程・前期日程用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私 平成２ センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

成績請求票について
1．成績請求票は，出願する際，当該大学の出願書類の所定欄にはって提出してください。
　出願するまで大切に保管してください。
2．出願に当たっては使用区分に注意してください。

平成２ 大学入試センター試験写真票（0001）　センター整理番号

写真（４cm×３cm）（あらかじめはって おいてください。）
自署欄（氏名）（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）
性別 男

1　この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。
2　この写真票は，試験時間内に回収するので，受験票と切り離して，机の上の受験番号票の上に置いてください。

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

**受 験 上 の 注 意**（下記のほかは監督者の指示に従ってください。）

1　**この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。**
2　受験者は各自の受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに試験室に到着してください。
3　試験開始時刻に遅刻した場合は，係員の指示に従ってください。**試験開始時刻20分以内**の遅刻に限り，受験を認めます。
4　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上，着席してください。受験票は常に机の上に置いてください。
5　机の上には，「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけません。
6　写真用シールは，最初に受験する教科・科目の試験開始前に配付するので，受験票の写真欄及び自署欄の上から丁寧にはってください。
7　解答用紙の所定欄に，受験番号，氏名，試験場コード，解答科目を監督者の指示に従い，必ず記入及びマークしてください。
受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。
8　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めません。各教科・科目の試験終了後に退室する際には，受験票を携帯してください。
9　受験教科数を２教科以下として出願した者（受験票に受験教科数２の表示と，しま模様がある。）は，３教科以上を受験することはできません。
10　受験教科数を２教科以下として出願した者は，最後に受験した教科の試験終了時に，「受験教科申告票」（写真票の上部にある。）に受験した教科名を記入して，答案と一緒に必ず提出してください。
11　**この受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となる場合があるので，絶対に紛失しないでください。**
12　受験票で「**上履き持参**」と表示してある試験場については，上履きを持参してください。この場合，下履きを入れる**袋等を持参**してください。

**試 験 日 程**

| 事　項 | 1月13日（土） | | | | 1月14日（日） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 理科(A) | 外国語 | 数学(A) | 数学(B) | 理科(B) | 国　語 | 社　会 | 理科(C) |
| 受験者入室 | 9:45まで | 11:55まで | 14:05まで | 15:55まで | 9:45まで | 11:55まで | 14:05まで | 15:55まで |
| 試験開始 | 10:00 | 12:10 | 14:20 | 16:10 | 10:00 | 12:10 | 14:20 | 16:10 |
| 試験終了 | 11:00 | 13:30 | 15:20 | 17:10 | 11:00 | 13:30 | 15:20 | 17:10 |

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験者心得を参照してください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

２募
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

C
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

B後
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

A前
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。





## (5)　平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験者心得

# 受　験　者　心　得

### 1　試験日程及び出題教科・科目等

| 日程 / 教科・科目 / 事項 | 平成２年１月13日（土） | | | | 平成２年１月14日（日） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 理科（A） | 外国語 | 数学（A） | 数学（B） | 理科（B） | 国　語 | 社　会 | 理科（C） |
| | 物理<br>地学 | 英語<br>ドイツ語<br>フランス語 | （数学Ⅰ） | 数学Ⅱ<br>工業数理<br>簿記会計<br>Ⅰ・Ⅱ | 化学<br>理科Ⅰ | （国語Ⅰ・Ⅱ） | 倫理，政治・経済<br>日本史<br>世界史<br>地理<br>現代社会 | （生物） |
| 受験者入室 | 9:45 まで | 11:55 まで | 14:05 まで | 15:55 まで | 9:45 まで | 11:55 まで | 14:05 まで | 15:55 まで |
| 試験開始 | 10:00 | 12:10 | 14:20 | 16:10 | 10:00 | 12:10 | 14:20 | 16:10 |
| 試験終了 | 11:00 | 13:30 | 15:20 | 17:10 | 11:00 | 13:30 | 15:20 | 17:10 |

受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

### 2　受験教科・科目

大学入試センター試験においては，大学入試センター試験を利用する大学が，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から入学志願者に解答させる教科・科目を指定しています。各入学志願者は，志望する大学の募集要項等によって，指定教科・科目を確認の上，受験してください。

### 3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（カラーでもよい）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）

(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ受験者本人が氏名を自署しておいてください。
この署名は答案の署名と照合することがあります。

(3) **試験前日までに試験場を確認しておいてください。**ただし，試験室の下見は，原則として認められません。（試験場名，所在地，道順は受験票に記載してあります。）

(4) 「受験票」「写真票」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい）」「プラスチック製の消しゴム」等，試験当日持参するものをあらかじめ確認しておいてください。

(5) **この受験者心得のほか，受験票裏面の「受験上の注意」もよく読んでおいてください。**

## 4　試験当日の注意事項

(1) 受験票及び写真票は，**試験当日必ず持参してください。**

(2) 受験票で指定した試験場で受験してください。指定した試験場以外での受験はできません。

(3) 各自が受験すべき試験室の位置，受験上の注意等については，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示するので，**早めに試験場に到着し**，確認してください。

(4) 試験場の入口で受験票の提示を求めることがあります。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがあります。

(5) 受験者は各自の受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに試験室に到着してください。

(6) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上，着席してください。

(7) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8) 試験開始時刻に遅刻した者は，係員の指示に従ってください。

**試験開始時刻20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

なお，試験当日，定期運行している交通機関の事故又は災害等が発生した場合，その状況によっては，試験時間が繰り下げられることもあるので留意してください。

(9) 受験票で**「上履き持参」**と表示してある試験場については，上履きを持参してください。この場合，下履きを入れる**袋等を持参**してください。

(10) 昼食は各自用意してください。

(11) 自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。





## 5　試験時間中の注意事項

(1) 受験票等

**試験中は，受験票を常に机の上に置いてください。**

写真票は，最初に受験する教科・科目の試験時間内に回収します。

(2) 受験番号，解答科目等のマーク，記入

ア　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。**

イ　受験番号又は解答科目等を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。

(3) 携行品の使用

ア　**解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい）」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。**

H，F，HBの黒鉛筆以外のもの及びシャープペンシルなどを使用して解答した場合には，読み取れないおそれがあります。

イ　机の上には，「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけません。

ウ　「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）」「コンパス」等の補助具の使用は一切認めません。

エ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

オ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされた上着等の着用はさけてください。）

カ　その他の携行品の措置は，監督者の指示に従ってください。なお，貴重品は身につけるなど，各自の責任で保管してください。

(4) 試験時間中の退室

**試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。**試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(5) 試験終了時の注意

**「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。**

この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

## 6　2教科以下受験者の受験教科

(1)　受験教科数を2教科以下として出願した者（「受験教科数2」の表示と，両端にしま模様がある受験票を交付されている者）は，3教科以上を受験することはできません。

(2)　受験教科数を2教科以下として出願した者は，**最後に受験した教科の試験終了時に，監督者の指示に従い，受験票等とともに送付した「受験教科申告票」（写真票の上部にある。）に，各受験者が受験した教科名を記入**（下記の〔記入例〕参照）して，**答案と一緒に必ず提出**してください。

**正しく申告していない場合や「受験教科申告票」を提出していない場合**は，答案が採点できないことがあるので，十分注意してください。

(3)　「受験教科申告票」を紛失し，又は忘れたため提出できない場合は，各試験室で「再発行受験教科申告票」を交付するので，監督者に申し出てください。

〔記入例〕

教科名記入欄には，「国語」「社会」「数学」「理科」「外国語」のいずれかを記入する。

例えば，第1日目の理科（A）と第2日目の国語，理科（C）を受験して，理科（C）の試験終了時に提出する場合

平成2　センター試験受験教科申告票
（受験票とともに必ず持参してください）

| 教科名記入欄 |
| --- |
| 理科 |
| 国語 |

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

## 7　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際に，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。





## 8　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成2年1月20日（土），1月21日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

| 地区 | 試験場名 | 所在地 | 道順 |
| --- | --- | --- | --- |
| 東日本<br>北海道，東北，<br>関東甲信越，静岡県 | 東京水産大学<br>試験場 | 東京都港区<br>港南4丁目5－7<br>電話　03-471-1251 | JR線，京浜急行線「品川駅」下車，東口（港南口）から約600m |
| 西日本<br>東海（静岡県を除く。）<br>北陸，近畿，中国，<br>四国，九州，沖縄 | 大阪大学<br>基礎工学部<br>国際棟試験場 | 大阪府豊中市<br>待兼山町1－1<br>電話　06-853-1163 | 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 |

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷**により，本試験の2日間とも又は第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

| | |
| --- | --- |
| 申請受付時間 | ・　本試験前日（1月12日）　午前9時から午後5時まで<br>・　第1日目　（1月13日）　午前8時から午前9時まで（注）<br>・　第2日目　（1月14日）　午前8時から午前9時まで |
| 申請方法 | 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 |
| 受験許可の単位 | **本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目** |

（注）　第1日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第1日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第2日目に，第1日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　**試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**（注）により，本試験の2日間とも又は第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

| | |
| --- | --- |
| 申請受付時間 | 試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで |
| 申請方法 | (ア)　本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(イ)　本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，直ちに，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡してください。 |
| 受験許可の単位 | **本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目** |

（注）「やむを得ない事由」の例

| |
|---|
| ① 親族の危篤，死亡　（親族とは，両親及び同居の親族等。） |
| ② 自宅の火災 |
| ③ 交通機関のストライキ |
| ④ 法定伝染病発生による隔離<br>（受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等。） |

9　受験特別措置の通知等

受験に際して特別の措置を申請した受験者には，次の書類を後日別途送付します。

① 「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」
（出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置については，受験案内32ページを参照してください。）

② 「受験者心得（点字問題受験者用，身体に障害のある受験者用及び試験時間延長（1.3倍程度）受験者用）」





社　会

**社　会**　（100点　60分）

**注　意　事　項**

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2 出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

| 出題科目 | ページ | 選択方法 |
|---|---|---|
| 倫理，政治・経済 | ～ | 左の5科目のうちから1科目を選択し，解答せよ。 |
| 日本史 | ～ | |
| 世界史 | ～ | |
| 地理 | ～ | |
| 現代社会 | ～ | |

3 試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークせよ。

① 受験番号欄
受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

② 氏名欄，試験場コード欄
氏名（フリガナ）及び試験場コード（数字及び英字）を記入すること。

③ 解答科目マーク欄・解答科目名欄
解答する科目に一つマークし，さらにその科目名を記入すること。

5 受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

6 解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークせよ。

（例）

| 解答番号 | 解　答　欄 |
|---|---|
| 20 | ① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ |

7 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8 試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

10　試験問題冊子の注意事項（見本）

国　語

**国　語**　（200点　80分）

**注　意　事　項**

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2 この問題冊子は，　ページある。
試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

3 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークせよ。

① 受験番号欄
受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

② 氏名欄，試験場コード欄
氏名（フリガナ）及び試験場コード（数字及び英字）を記入すること。

4 受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

5 解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークせよ。

（例）

| 解答番号 | 解　答　欄 |
|---|---|
| 20 | ① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ |

6 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

7 試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

数　学（A）〔数学Ⅰ〕

（おもて表紙）

# 数　学（A）〔数学Ⅰ〕（100点　60分）

## Ⅰ　注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　この問題冊子は，　ページある。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

3　解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　受験番号欄

受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

②　氏名欄，試験場コード欄

氏名（フリガナ）及び試験場コード（数字及び英字）を記入すること。

4　受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

5　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

6　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

## Ⅱ　解答上の注意

解答上の注意は，裏表紙に記載してあるので，この問題冊子を裏返して必ず読むこと。ただし，問題冊子を開いてはいけない。



数　学（A）〔数学Ⅰ〕

（裏表紙）

## Ⅱ　解答上の注意

問題の文中の［ア］，［イウ］などの［　］には，特に指示のないかぎり，数値または符号（－，±）が入る。これらを次の方法で解答用紙の指定欄に解答せよ。

(1)　ア，イ，ウ，…… の一つ一つは，それぞれ0から9までの数字，または，－，±，のいずれか一つに対応する。それらをア，イ，ウ，…… で示された解答欄にマークする。

〔例〕［アイ］に　－8　と答えたいとき

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ア | ● | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| イ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ● | 9 | |

(2)　分数形で解答が求められているときは，既約分数で答える。符号は分子につけ，分母につけてはならない。

〔例〕［ウエ］／［オ］に　$-\frac{4}{5}$　と答えたいとき

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ウ | ● | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| エ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | ● | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | |
| オ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | ● | 6 | 7 | 8 | 9 | |

数　学（B）〔数学Ⅱ〕

（おもて表紙）

# 数　学（B）〔数学Ⅱ〕（100点　60分）

工業数理又は簿記会計Ⅰ・Ⅱの問題冊子の配付を希望する者は，監督者が指示した時に，手を挙げて監督者に知らせること。

## Ⅰ　注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　この問題冊子は，　ページある。問題［1］，［2］，［3］のうちから2問を選択し，解答せよ。

3　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4　解答用紙は，赤色の面（第1面）を使用せよ。

解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　受験番号欄

受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

②　氏名欄，試験場コード欄

氏名（フリガナ）及び試験場コード（数字及び英字）を記入すること。

③　選択問題番号マーク欄

試験開始後，選択解答する問題を決めたあとその問題番号をマークすること。

5　受験番号及び選択問題番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

7　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

## Ⅱ　解答上の注意

解答上の注意は，裏表紙に記載してあるので，この問題冊子を裏返して必ず読むこと。ただし，問題冊子を開いてはいけない。



数　学（B）〔数学Ⅱ〕

（裏表紙）

## Ⅱ　解答上の注意

問題の文中の［ア］，［イウ］などの［　］には，特に指示のないかぎり，数値または符号（－，±）もしくは文字（a，b，c）が入る。これらを次の方法で解答用紙の指定欄に解答せよ。

(1)　ア，イ，ウ，…… の一つ一つは，それぞれ0から9までの数字，または，－，±，a，b，c，のいずれか一つに対応する。それらをア，イ，ウ，…… で示された解答欄にマークする。

〔例〕［アイ］に　$\pm a$　と答えたいとき

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ア | ⊖ | ● | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | a | b | c |
| イ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | ● | b | c |

(2)　分数形で解答が求められているときは，既約分数で答える。符号は分子につけ，分母につけてはならない。

〔例〕［ウエ］／［オ］に　$-\frac{4}{5}$　と答えたいとき

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ウ | ● | ⊖ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | a | b | c |
| エ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | ● | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | a | b | c |
| オ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | ● | 6 | 7 | 8 | 9 | a | b | c |

数　学（B）〔工業数理〕

（おもて表紙）

# 数　学（B）〔工業数理〕（100点　60分）

Ⅰ　注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　この問題冊子は，　ページある。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

3　解答用紙は，赤むらさき色の面（第2面）を使用せよ。

解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　受験番号欄

受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

②　氏名欄，試験場コード欄

氏名（フリガナ）及び試験場コード（数字及び英字）を記入すること。

③　解答科目マーク欄・解答科目名欄

解答する科目（工業数理）にマークし，さらにその科目名（工業数理）を記入すること。

4　受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

5　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

6　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

Ⅱ　解答上の注意

解答上の注意は，裏表紙に記載してあるので，この問題冊子を裏返して必ず読むこと。ただし，問題冊子を開いてはいけない。

（数学（B）の中の「工業数理」は，別冊子となっています。）



数　学（B）〔工業数理〕

（裏表紙）

Ⅱ　解答上の注意

問題の文中の［ア］，［イウ］などの［　］に数値または符号（－，±）を入れるよう指示された場合，次の方法で解答用紙の指定欄に解答せよ。

(1)　ア，イ，ウ，……の一つ一つは，それぞれ0から9までの数字，または，－，±，のいずれか一つに対応する。それらをア，イ，ウ，……で示された解答欄にマークする。

〔例〕［アイ］に　－8　と答えたいとき

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ア | ● | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| イ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ● | 8 | 9 |

(2)　分数形で解答が求められているときは，既約分数で答える。符号は分子につけ，分母につけてはならない。

〔例〕［ウエ］／［オ］に　$-\frac{4}{5}$　と答えたいとき

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ウ | ● | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| エ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | ● | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | |
| オ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | ● | 6 | 7 | 8 | 9 | |

(3)　数値で解答する場合，求められている数値の最後の桁の次の桁を四捨五入して解答せよ。

〔例〕［カキ］に　23.4　を答えたいとき

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | ● | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| キ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | ● | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |

数　学（B）〔簿記会計Ⅰ・Ⅱ〕

# 数　学（B）〔簿記会計Ⅰ・Ⅱ〕（100点　60分）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　この問題冊子は，　ページある。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

3　解答用紙は，赤むらさき色の面（第2面）を使用せよ。

解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　受験番号欄

受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

②　氏名欄，試験場コード欄

氏名（フリガナ）及び試験場コード（数字及び英字）を記入すること。

③　解答科目マーク欄・解答科目名欄

解答する科目（簿記会計Ⅰ・Ⅱ）にマークし，さらにその科目名（簿記会計Ⅰ・Ⅱ）を記入すること。

4　受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

5　解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［ウ］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答記号ウの解答欄の③にマークせよ。

（例）

| 解答記号 | 解　答　欄 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ウ | ⊖ | ⊕ | 0 | 1 | 2 | ● | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

7　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

（数学（B）の中の「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は，別冊子となっています。）



理　科（A）〔物理　地学〕

# 理　科（A）〔物理　地学〕（100点　60分）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

| 出　題　科　目 | ページ | 選　択　方　法 |
|---|---|---|
| 物　　理 | ～ | 左の2科目のうちから1科目を選択し，解答せよ。 |
| 地　　学 | ～ | |

3　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4　解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　受験番号欄

受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

②　氏名欄，試験場コード欄

氏名（フリガナ）及び試験場コード（数字及び英字）を記入すること。

③　解答科目マーク欄・解答科目名欄

解答する科目に一つマークし，さらにその科目名を記入すること。

5　受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

6　解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークせよ。

（例）

| 解答番号 | 解　答　欄 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | ① | ② | ● | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ |

7　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

外 国 語 〔英語〕

# 外 国 語〔英 語〕

(200点 80分)

ドイツ語又はフランス語の問題冊子の配付を希望する者は，監督者が指示した時に，手を挙げて監督者に知らせること。

注 意 事 項

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2 この問題冊子は，　ページある。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁，乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

3 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークせよ。

① 受験番号欄

受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

② 氏名欄，試験場コード欄

氏名(フリガナ)及び試験場コード(数字及び英字)を記入すること。

③ 解答科目マーク欄・解答科目名欄

解答する科目(英語)にマークし，さらにその科目名(英語)を記入すること。

4 受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

5 解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，20 と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の(例)のように解答番号20の解答欄の③にマークせよ。

(例)

| 解答番号 | 解答欄 |
|---|---|
| 20 | ① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ |

6 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

7 試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

〔外国語の中の「ドイツ語」，「フランス語」は，それぞれ別冊子となっています。〕





国 語 解 答 用 紙

氏名(フリガナ)，試験場コードを記入せよ。

フリガナ
氏 名
試験場コード

注意事項

1 受験番号，氏名(フリガナ)，試験場コードをマークし，記入しなさい。

2 訂正は，消しゴムできれいに消し，消しくずを残してはいけない。

3 所定欄以外にはマークしたり，記入したりしてはいけない。

4 汚したり，折り曲げたりしてはいけない。

受験番号を記入し，さらにその下のマーク欄にマークせよ。

| 受験番号 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千位 | 百位 | 十位 | 一位 | | | | |
| | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ |
| ① | ① | ① | ① | ① | ① | ① | ① |
| ② | ② | ② | ② | ② | ② | ② | ② |
| ③ | ③ | ③ | ③ | ③ | ③ | ③ | ③ |
| ④ | ④ | ④ | ④ | ④ | ④ | ④ | ④ |
| ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ |
| ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ |
| ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ |
| ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ |
| ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ |
| - | - | - | - | | | | |

(マーク例) 良い例 ● 悪い例 ⊘ ◎ ✓

| 解答番号 | 解答欄 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 2 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 3 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 4 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 5 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 6 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 7 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 8 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 9 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 10 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 11 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 12 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 13 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 14 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 15 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 16 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 17 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 18 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 19 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 20 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 21 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 22 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 23 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 24 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 25 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 26 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 27 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 28 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 29 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 30 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 31 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 32 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 33 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 34 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 35 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 36 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 37 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 38 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 39 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 40 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 41 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 42 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 43 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 44 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 45 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 46 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 47 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 48 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 49 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 50 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 51 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 52 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 53 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 54 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 55 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 56 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 57 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 58 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 59 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 60 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 61 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 62 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 63 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 64 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 65 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 66 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 67 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 68 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 69 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 70 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 71 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 72 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 73 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 74 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 75 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 76 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 77 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 78 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 79 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 80 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 81 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 82 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 83 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 84 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 85 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 86 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 87 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 88 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 89 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 90 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 91 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 92 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 93 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 94 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 95 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 96 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 97 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 98 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 99 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 100 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |

© 1989 大学入試センター No. N－1 この解答用紙の無断複製及び類似のものの作成を禁ずる。

社 会 解 答 用 紙

氏名(フリガナ)，試験場コードを記入せよ。

フリガナ
氏 名
試験場コード

解答する科目に一つマークし，さらにその科目名を記入せよ。

解答科目マーク

| | 倫理，政治・経済 | 日本史 | 世界史 | 地理 | 現代社会 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ |

解答科目名

注意事項

1 受験番号，氏名(フリガナ)，試験場コード，解答科目をマークし，記入しなさい。

2 訂正は，消しゴムできれいに消し，消しくずを残してはいけない。

3 所定欄以外にはマークしたり，記入したりしてはいけない。

4 汚したり，折り曲げたりしてはいけない。

受験番号を記入し，さらにその下のマーク欄にマークせよ。

| 受験番号 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千位 | 百位 | 十位 | 一位 | | | | |
| | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ | ⓪ |
| ① | ① | ① | ① | ① | ① | ① | ① |
| ② | ② | ② | ② | ② | ② | ② | ② |
| ③ | ③ | ③ | ③ | ③ | ③ | ③ | ③ |
| ④ | ④ | ④ | ④ | ④ | ④ | ④ | ④ |
| ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ |
| ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ |
| ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ |
| ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ |
| ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ |
| - | - | - | - | | | | |

(マーク例) 良い例 ● 悪い例 ⊘ ◎ ✓

| 解答番号 | 解答欄 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 2 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 3 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 4 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 5 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 6 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 7 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 8 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 9 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 10 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 11 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 12 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 13 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 14 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 15 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 16 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 17 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 18 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 19 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 20 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 21 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 22 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 23 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 24 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 25 | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |

© 1989 大学入試センター No. N－2 この解答用紙の無断複製及び類似のものの作成を禁ずる。

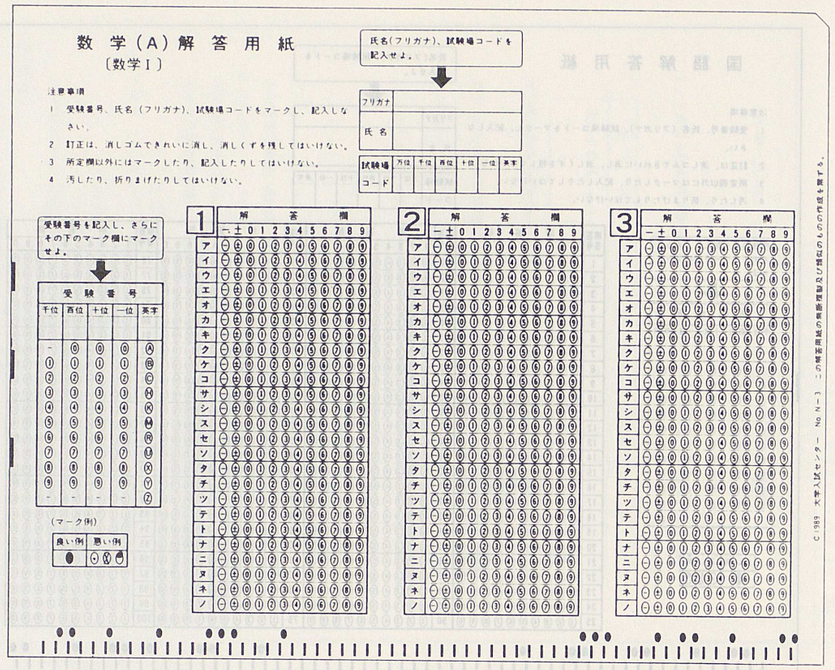
数学（A）解答用紙
〔数学Ⅰ〕
氏名（フリガナ）、試験場コードを記入せよ。
注意事項
1 受験番号、氏名（フリガナ）、試験場コードをマークし、記入しなさい。
2 訂正は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残してはいけない。
3 所定欄以外にはマークしたり、記入したりしてはいけない。
4 汚したり、折りまげたりしてはいけない。
受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークせよ。
受験番号
（マーク例）
良い例
悪い例
解答欄
1
2
3

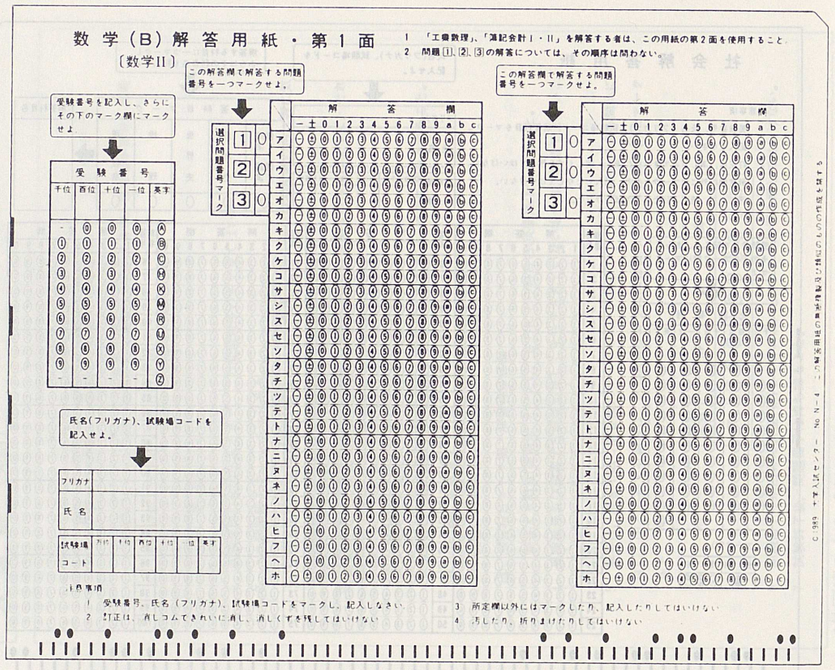
数学（B）解答用紙・第1面
〔数学Ⅱ〕
1 「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を解答する者は、この用紙の第2面を使用すること。
2 問題1、2、3の解答については、その順序は問わない。
この解答欄で解答する問題番号を一つマークせよ。
受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークせよ。
受験番号
選択問題番号マーク
氏名（フリガナ）、試験場コードを記入せよ。
注意事項
1 受験番号、氏名（フリガナ）、試験場コードをマークし、記入しなさい。
2 訂正は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残してはいけない。
3 所定欄以外にはマークしたり、記入したりしてはいけない。
4 汚したり、折りまげたりしてはいけない。





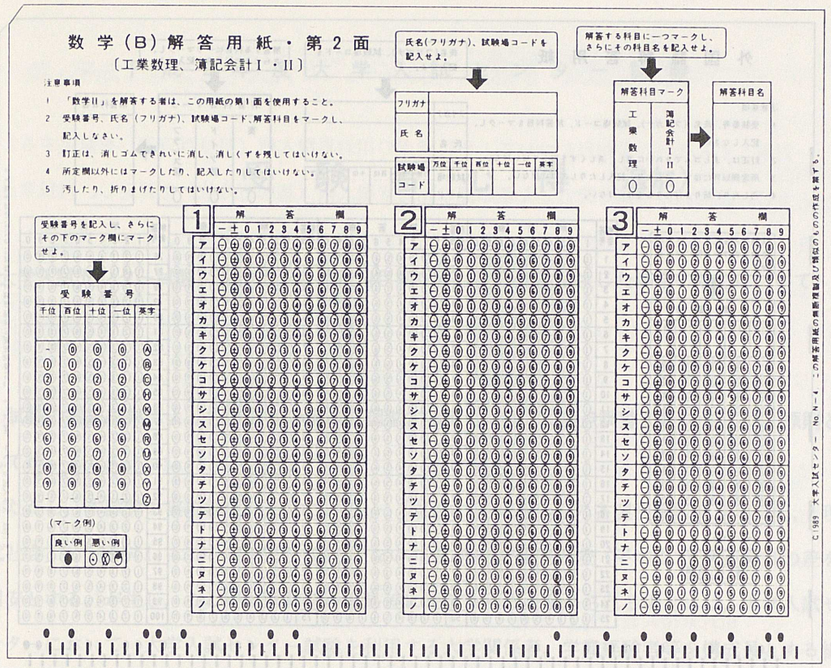
数学（B）解答用紙・第2面
〔工業数理、簿記会計Ⅰ・Ⅱ〕
氏名（フリガナ）、試験場コードを記入せよ。
解答する科目に一つマークし、さらにその科目名を記入せよ。
解答科目マーク
工業数理
簿記会計Ⅰ・Ⅱ
解答科目名
注意事項
1 「数学Ⅱ」を解答する者は、この用紙の第1面を使用すること。
2 受験番号、氏名（フリガナ）、試験場コード、解答科目をマークし、記入しなさい。
3 訂正は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残してはいけない。
4 所定欄以外にはマークしたり、記入したりしてはいけない。
5 汚したり、折りまげたりしてはいけない。
受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークせよ。
受験番号
（マーク例）
良い例
悪い例
解答欄
1
2
3

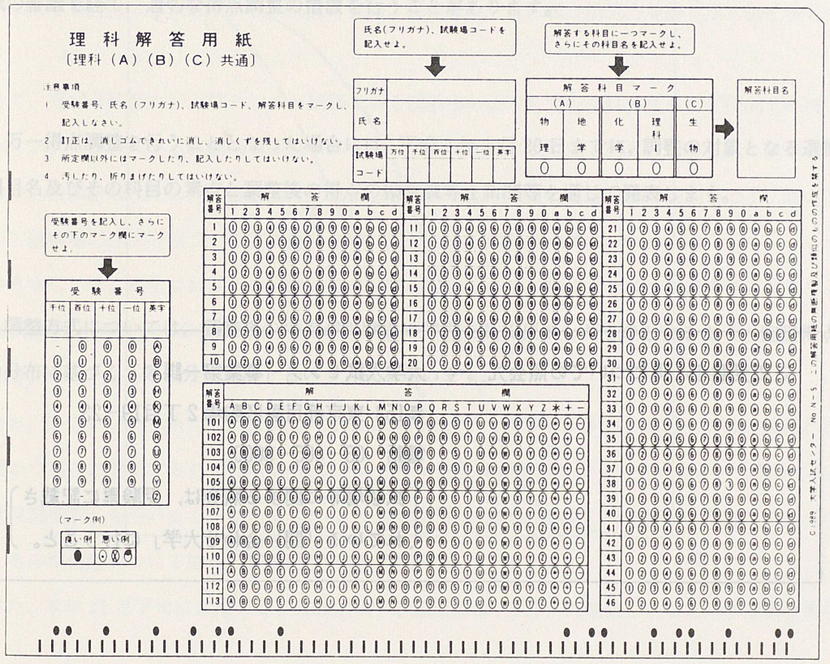
理科解答用紙
〔理科（A）（B）（C）共通〕
氏名（フリガナ）、試験場コードを記入せよ。
解答する科目に一つマークし、さらにその科目名を記入せよ。
解答科目マーク
（A）
（B）
（C）
物理
地学
化学
理科Ⅰ
生物
解答科目名
注意事項
1 受験番号、氏名（フリガナ）、試験場コード、解答科目をマークし、記入しなさい。
2 訂正は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残してはいけない。
3 所定欄以外にはマークしたり、記入したりしてはいけない。
4 汚したり、折りまげたりしてはいけない。
受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークせよ。
受験番号
（マーク例）
良い例
悪い例
解答欄
解答欄

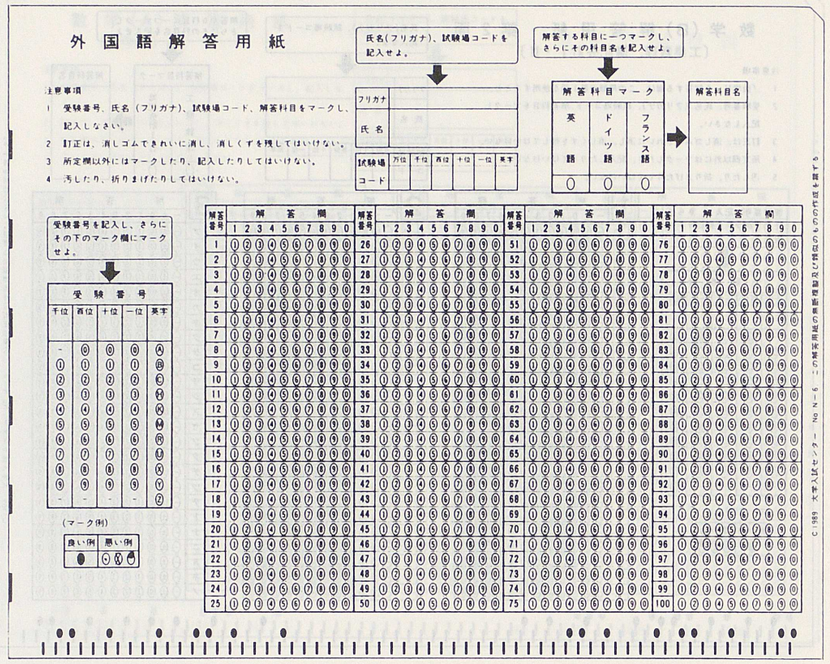
外国語解答用紙

注意事項
1 受験番号、氏名（フリガナ）、試験場コード、解答科目をマークし、記入しなさい。
2 訂正は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残してはいけない。
3 所定欄以外にはマークしたり、記入したりしてはいけない。
4 汚したり、折りまげたりしてはいけない。

氏名（フリガナ）、試験場コードを記入せよ。

フリガナ
氏名
試験場コード 万位 千位 百位 十位 一位 英字

解答する科目に一つマークし、さらにその科目名を記入せよ。

解答科目マーク：英語 ドイツ語 フランス語

解答科目名

受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークせよ。

受験番号：千位 百位 十位 一位 英字

（マーク例）
良い例 悪い例

解答番号 1〜100 解答欄

この用紙は、大学入試センター試験の問題冊子の裏面に印刷されているものです。

この受験者心得についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課
〒153 東京都目黒区駒場2丁目19−23
電話 03−465−8600
（試験場等に関する照会は，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行うこと。）





平成2年度大学入試センター試験

# 受験者心得（追加）

〔大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について〕

1 試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。）は，原則として行いません。

ただし，本試験の実施結果において，万一，「社会」と「理科」の各選択科目間（ただし，「現代社会」と「理科Ⅰ」については，対象としない。）に極端な素点の差（平均点で30点程度の差を目安とする。）が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，大学入試センターにおいて，大学入試センター試験を利用する大学関係者，学識経験者等を構成員とする組織の審議を経て，適切な得点調整の措置を行うことがあります。

2 万一得点調整を行うこととなった場合には，平成2年1月20日までに，調整の対象となる選択科目名及びその科目の素点と調整後の得点の換算表等を新聞等を通じて発表します。

3 調整方式については，調整後の得点が受験者の学力を良く反映したものとなるよう，回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」という方式を用います。

〔参考〕　　回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」について

対象とする教科の各科目について，科目素点の相対累積人数（科目百分位）を算定するとともに，他教科の得点も総合した基準点の相対累積人数（基準百分位）を算定し，科目素点をその（科目）百分位に最も近い（基準）百分位を持つ基準点に変換し，これを調整点とする方法である（下図）。

例えば，素点がａ点以下の人数の割合がｐ％であり，基準点がｂ点以下の人数の割合も同じくｐ％である場合，素点ａ点を調整点ｂ点に変換する。

蓄積された過去のデータとこれまでの研究成果を利用して，対象教科の得点と他教科の得点との間の関係の回帰分析に基づき基準点を算出すれば，受験者の学力を相当程度反映させることができるとともに，等百分位点法によって素点はそれぞれに相応しい基準点にきめ細かく変換できる。

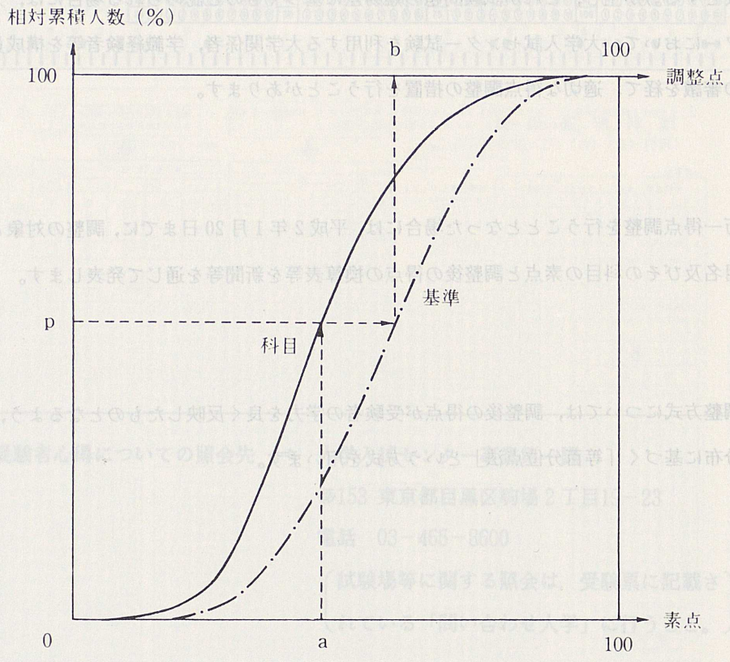






## ⑹　平成２年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

入試セ事一第22号
平成元年６月15日

各国立大学長
各公立大学長　殿
各関係私立大学長

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成２年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については，さきに「平成２年度大学入試センター試験に係る試験場の確保等について（依頼）」（平成元年３月８日付け入試セ試第55号）により、各試験地区内の入学志願者推計数をお知らせし、各地区の連絡会議で御調整の上、各大学において試験場の確保等について御準備いただいているところであります。

つきましては、貴学における試験場設定の準備状況について、別添「平成２年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（A～C）」をお取りまとめていただき、８月15日(火)までに当センターへ御提出くださるようお願いいたします。

なお、このたびの試験から、受験者の多様な選択に伴い、各教科・科目の試験における受験状況を的確かつ迅速に把握するため、各試験室ごとにあらかじめ受験番号を当センターにおいて印字した「受験状況調査票」を用いることにしましたので、別紙「試験場・試験室の設定準備の手順・日程」により、その準備等について格段の御配慮を併せてお願いいたします。

また、本年11月下旬にお知らせする確定入学志願者数は、３月に御連絡しました入学志願者推計数

に比べて増減することもありますので、試験場の確保に当たっては、このことを御留意いただき、特に、貴学で学外試験場の設定（準備）が必要となる場合には、入学志願者数が確定した時点で調整（試験場及び試験監督補助者等）ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について、あらかじめ御配慮願います。

担　当　大学入試センター
事業部事業第一課
試験実施第３係
TEL　03-468-3311（代表）
03-5478-1247（直通）
FAX　03-5478-1293～4





## (7)　平成２年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について

入試セ事一第31号
平成元年７月10日

各国立大学長
各公立大学長　殿
各関係私立大学長

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
各地区の追試験実施大学について（通知）

大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成２年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験実施大学について、当面は、共通第１次学力試験の御経験のある国立大学にお願いいたしたく、過日、国立大学協会会長に御依頼いたしましたところ、東日本地区にあっては東京水産大学、西日本地区にあっては大阪大学において担当していただけることになりましたので、このたび、両大学に追試験の実施をお願いしました。

なお、「平成２年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は、別紙のとおりでありますので、お知らせします。

入試セ事一第31号
平成元年7月10日

東京水産大学長
大阪大学長　殿

大学入試センター所長
有江幹男

平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
各地区の追試験実施大学について（依頼）

大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験実施大学について、当面は、共通第1次学力試験の経験のある国立大学にお願いいたしたく、去る2月開催の国立大学協会第2常置委員会に御相談申し上げ、過日、同協会会長に御依頼いたしましたところ、東日本地区にあっては東京水産大学、西日本地区にあっては大阪大学において担当していただける旨、御通知をいただきました。

つきましては、東（西）日本地区の追試験の実施についてよろしくお願いいたします。

なお、「平成2年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は、別紙のとおりでありますので、お知らせします。

おって、これに伴い、追試験場の設定（準備）について，別添「平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験場設定（準備）票」により、8月15日㈫までに御回答くださるようお願いします。





## 平成2年度大学入試センター試験追試験地区別大学表

| | 東日本地区（実施大学ー東京商船大学） | | 西日本地区（実施大学ー神戸大学） | |
|---|---|---|---|---|
| 国立大学 | 北海道大学 | 東京工業大学 | 富山大学 | 島根医科大学 |
| | 北海道教育大学 | 東京商船大学 | 富山医科薬科大学 | 岡山大学 |
| | 室蘭工業大学 | 東京水産大学 | 金沢大学 | 広島大学 |
| | 小樽商科大学 | お茶の水女子大学 | 福井大学 | 山口大学 |
| | 帯広畜産大学 | 電気通信大学 | 福井医科大学 | 徳島大学 |
| | 旭川医科大学 | 一橋大学 | 岐阜大学 | 鳴門教育大学 |
| | 北見工業大学 | 横浜国立大学 | 名古屋大学 | 香川大学 |
| | 弘前大学 | 新潟大学 | 愛知教育大学 | 香川医科大学 |
| | 岩手大学 | 長岡技術科学大学 | 名古屋工業大学 | 愛媛大学 |
| | 東北大学 | 上越教育大学 | 豊橋技術科学大学 | 高知大学 |
| | 宮城教育大学 | 山梨大学 | 三重大学 | 高知医科大学 |
| | 秋田大学 | 山梨医科大学 | 滋賀大学 | 福岡教育大学 |
| | 山形大学 | 信州大学 | 滋賀医科大学 | 九州大学 |
| | 福島大学 | 静岡大学 | 京都大学 | 九州芸術工科大学 |
| | 茨城大学 | 浜松医科大学 | 京都教育大学 | 九州工業大学 |
| | 図書館情報大学 | | 京都工芸繊維大学 | 佐賀大学 |
| | 筑波大学 | | 大阪大学 | 佐賀医科大学 |
| | 宇都宮大学 | | 大阪外国語大学 | 長崎大学 |
| | 群馬大学 | | 大阪教育大学 | 熊本大学 |
| | 埼玉大学 | | 兵庫教育大学 | 大分大学 |
| | 千葉大学 | | 神戸大学 | 大分医科大学 |
| | 東京大学 | | 神戸商船大学 | 宮崎大学 |
| | 東京医科歯科大学 | | 奈良教育大学 | 宮崎医科大学 |
| | 東京外国語大学 | | 奈良女子大学 | 鹿児島大学 |
| | 東京学芸大学 | | 和歌山大学 | 鹿屋体育大学 |
| | 東京農工大学 | | 鳥取大学 | 琉球大学 |
| | 東京芸術大学 | | 島根大学 | |
| 公立大学 | 札幌医科大学 | | 金沢美術工芸大学 | 奈良県立医科大学 |
| | 釧路公立大学 | | 岐阜薬科大学 | 和歌山県立医科大学 |
| | 福島県立医科大学 | | 愛知県立大学 | 広島女子大学 |
| | 群馬県立女子大学 | | 愛知県立芸術大学 | 広島県立大学 |
| | 高崎経済大学 | | 名古屋市立大学 | 下関市立大学 |
| | 東京都立大学 | | 京都市立芸術大学 | 山口女子大学 |
| | 東京都立科学技術大学 | | 京都府立大学 | 高知女子大学 |
| | 横浜市立大学 | | 京都府立医科大学 | 北九州大学 |
| | 都留文科大学 | | 大阪女子大学 | 九州歯科大学 |
| | 静岡県立大学 | | 大阪市立大学 | 福岡女子大学 |
| | | | 大阪府立大学 | 長崎県立国際経済大学 |
| | | | 神戸市外国語大学 | 熊本女子大学 |
| | | | 神戸商科大学 | 沖縄県立芸術大学 |
| | | | 姫路工業大学 | |
| 私立大学 | 八戸大学 | 昭和女子大学 | 福井工業大学 | |
| | 足利工業大学 | 東京理科大学 | 愛知工業大学 | |
| | 白鷗大学 | 東邦大学 | 松阪大学 | |
| | 桜美林大学 | 日本歯科大学 | 松蔭女子学院大学 | |
| | 慶應義塾大学 | 武蔵工業大学 | 流通科学大学 | |
| | | | 産業医科大学 | |

## (8) 平成2年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

入試セ情第18号
平成元年11月27日

北海道大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、平成2年度大学入試センター試験志願者数については、既に御連絡申しあげたとおり過去最高の430,542人となり、首都圏をはじめいくつかの試験地区・区域においては試験場・試験室の追加設定をしていただくなど、格別の御協力を賜り、誠にありがとうございました。

お蔭をもちまして、試験場別に志願者の割当てが終了しましたので、その結果を下記のとおり御送付いたします。

ついては、御多様中恐縮ですが試験場別の志願者数に基づき、試験室ごとの収容数及び割当順序を下記2に御記入のうえ、当センターへ平成元年11月29日(水)午後5時までにファクスで御回答くださるようお願いいたします。

なお、御回答いただいた事項は直ちに電算機に登録の上「試験室別入学志願者割当数一覧」を作成し、後日御連絡いたします。

おって、ファクスは、03-481-4000, 4006, 4014, 4022のいずれかを御利用願います。

記

1. 試験場別入学志願者割当数一覧　　1枚
2. 試験場別試験室一覧　　10枚

（担　当　大学入試センター事業部
情報処理課情報管理係
TEL　03-468-3311（代表）
03-5478-1266（直通））





入試セ情第20号
平成元年12月4日

北海道大学
入試担当部長　　殿

大学入試センター事業部長
都　賀　善　信

平成2年度大学入学者選抜大学入試センター
試験の試験室の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、平成元年11月27日付け入試セ情第18号により、試験場・試験室ごとの収容数及び割当順序について依頼申しあげましたところ、早速御回答いただき、ありがとうございました。

御回答に基づき試験場・試験室別に志願者の割当てを行いましたので、その結果を下記のとおり御送付いたします。

なお、記載内容について御確認いただき、割当順序及び志願者数等に誤りがある場合には、至急当センターまで御連絡願います。

記

試験室別入学志願者割当数一覧　　10枚

（担　当　大学入試センター事業部
情報処理課情報管理係
TEL　03-468-3311（代表）
03-5478-1266（直通）
FAX　03-5478-1296）

## (9) 平成２年度大学入試センター試験試験場一覧

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地<br>道順 | 電話（試験当日） | 土曜使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道大学 | 北海道大学農学部試験場 | 10101Z | 910 | 札幌市北区北９条西９丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車，徒歩１２分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学文・法学部試験場 | 10102X | 950 | 札幌市北区北１０条西７丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車，徒歩１０分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学理学部試験場 | 10103R | 670 | 札幌市北区北１０条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車，徒歩１０分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学工学部試験場 | 10104K | 890 | 札幌市北区北１３条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車，徒歩８分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学教養部Ｓ試験場 | 10105C | 700 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車，徒歩８分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学教養部Ａ試験場 | 10106A | 1,430 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車，徒歩８分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学教養部Ｂ試験場 | 10107Y | 1,060 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車，徒歩８分 | 011－716－2111 | |
| | | 代々木ゼミナール札幌校Ａ試験場 | 10108U | 980 | 札幌市北区北７条西２丁目<br>ＪＲ「札幌駅」北口下車，東へ徒歩３分 | 011－716－2111 | |
| | | 代々木ゼミナール札幌校Ｂ試験場 | 10109M | 941 | 札幌市北区北７条西２丁目<br>ＪＲ「札幌駅」北口下車，東へ徒歩３分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学水産学部試験場 | 10110Y | 500 | 函館市港町３丁目１番１号<br>ＪＲ函館駅前から函館バス七重浜行又は上磯方面行「港中学校前」下車，徒歩２分 | 0138－41－0131 | |
| | 北海道教育大学 | 札幌予備学院１号館試験場 | 10201R | 1,000 | 札幌市中央区北８条西１２丁目<br>「札幌駅」南口から西へ，徒歩１５分 | 011－272－2106 | |
| | | 北海道教育大学函館分校試験場 | 10202K | 636 | 函館市八幡町１番２号<br>函館駅前から市電「宮前町」下車，徒歩７分 | 0138－41－1121 | |
| | | 北海道教育大学旭川分校試験場 | 10203C | 800 | 旭川市北門町９丁目<br>旭川駅前から旭川電気軌道バス（５番）「旭町２条１０丁目」下車 徒歩５分 | 0166－51－6151 | |
| | | 北海道教育大学釧路分校試験場 | 10204A | 535 | 釧路市城山１丁目１５－５５<br>釧路駅前から，くしろバス武佐線・貝塚線・自衛隊線乗車「城山十字路」下車，徒歩２分 | 0154－41－6161 | |
| | | 北海道教育大学岩見沢分校試験場 | 10205Y | 791 | 岩見沢市緑が丘２丁目３４番地の１<br>岩見沢駅前から中央バスＡコース「教大前」下車 | 0126－22－1470 | |
| | 室蘭工業大学 | 室蘭工業大学試験場 | 10701X | 980 | 室蘭市水元町２７番１号<br>東室蘭駅東口から徒歩（約５分）「東町バスターミナル」から工大循環線工大方面行（約２０分）「工大」下車，徒歩１分 | 0143－47－3118 | |
| | 小樽商科大学 | 小樽商科大学試験場 | 10801K | 818 | 小樽市緑３丁目５番２１号<br>小樽駅前からバス７番（最上町行）（約１０分）「朝日通り」下車 坂道を徒歩１０分程度 | 0134－23－1101 | |
| | 帯広畜産大学 | 帯広畜産大学試験場 | 10901A | 494 | 帯広市稲田町西２線１１番地<br>根室本線「帯広駅」下車，ＪＲバス「畜大農場前行」又は十勝バス「畜大行」乗車，「畜大正門前」下車 | 0155－48－5111 | |
| | 旭川医科大学 | 旭川医科大学試験場 | 11001Y | 624 | 旭川市西神楽４線５号３番地の１１<br>ＪＲ旭川駅前から旭川電気軌道バス緑が丘線（緑東大橋経由）「医大前（終点）」下車，徒歩１０分 | 0166－65－2111 | ○ |
| | 北見工業大学 | 北見工業大学試験場 | 11101M | 530 | 北見市公園町１６５番地<br>ＪＲ石北線「北見」駅前から市内バス柏陽高校行「工大入口」下車 徒歩５分 | 0157－23－6720 | |
| | 札幌医科大学 | 札幌予備学院本館試験場 | 30101Y | 600 | 札幌市中央区北８条西１４丁目<br>ＪＲ「桑園駅」下車，徒歩５分 | 011－241－7268 | |
| 青森県 | 弘前大学 | 弘前大学試験場 | 11201B | 2,720 | 弘前市文京町１<br>ＪＲ奥羽本線「弘前駅」下車，徒歩２０分，又はバス学園町線・小栗山線「弘前駅前」から「弘前大学前」下車 | 0172－36－2111 | |
| | | 私立八戸工業大学第一高等学校試験場 | 11202Z | 825 | 八戸市白銀町右岩淵通７の１０<br>ＪＲ八戸線「陸奥湊駅」又は「白銀駅」下車，いずれも徒歩１０分 | 0172－36－2111 | ○ |
| 青森県 | 八戸大学 | 八戸大学商学部試験場 | 51701B | 411 | 八戸市美保野１３－９８<br>八戸市営バス美保野線，終点「短大前」下車，徒歩８分 | 0178－25－2711 | ○ |
| 岩手県 | 岩手大学 | 岩手大学（農・工・教育・人文社会科学部）試験場 | 11301X | 3,505 | 盛岡市上田三丁目１８－８<br>盛岡駅前から岩手県交通バス松園営業所（県立博物館または東松園三丁目経由）行「岩手大学前」下車 | 0196－23－5171 | |
| 宮城県 | 東北大学 | 東北大学教養部試験場 | 11401K | 3,786 | 仙台市青葉区川内<br>仙台駅前から市営バス工学部又は宮教大行「扇坂」下車又は交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「川内郵便局前」下車，徒歩２分 | 022－211－9610 | |
| | | 県立仙台第二高等学校試験場 | 11402C | 990 | 仙台市青葉区川内澱橋通１<br>仙台駅前から市営バス交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「二高・仙商・宮城県美術館前」下車，徒歩１分 | 022－211－9627 | ○ |
| | | 県立第一女子高等学校試験場 | 11403A | 990 | 仙台市青葉区八幡一丁目６－２<br>仙台駅前から交通公園行（大学病院前経由）「一女高前」下車，徒歩１分又は中央循環線交通公園前行「八幡一丁目」下車，徒歩５分 | 022－211－9622 | ○ |
| | | 県立仙台南高等学校試験場 | 11404Y | 990 | 仙台市太白区根岸１５－１<br>仙台駅前から市営地下鉄富沢行「長町一丁目」下車，徒歩１０分 | 022－246－3200 | ○ |
| | 宮城教育大学 | 宮城教育大学試験場 | 11501A | 1,199 | 仙台市青葉区荒巻字青葉<br>市営バス，「仙台駅前」から宮教大行，青葉台行又は成田山行「宮教大前」下車 | 022－222－1021 | |
| 秋田県 | 秋田大学 | 秋田大学試験場 | 11601U | 2,733 | 秋田市手形学園町１番１号<br>秋田駅前から秋田市営バス手形山中川地線（大学病院行）「秋田大学前」下車，徒歩１分 | 0188－33－5261 | |
| 山形県 | 山形大学 | 山形大学小白川地区試験場 | 11701H | 2,057 | 山形市小白川町１丁目４－１２<br>山形駅前からバス，千歳公園（東原経由）行「山大前」下車 | 0236－31－1421 | |
| | | 山形大学工学部試験場 | 11702B | 511 | 米沢市城南４丁目３－１６<br>米沢駅からバス，白布温泉行「山大前」下車，徒歩５分 | 0238－22－5181 | |
| | | 県立鶴岡南高等学校試験場 | 11703Z | 639 | 鶴岡市若葉町２６－３１<br>「鶴岡駅」下車，南西へ徒歩２５分，鶴岡公園北側 | 0235－23－9955 | ○ |
| 福島県 | 福島大学 | 福島大学試験場 | 11801Z | 1,674 | 福島市松川町浅川字直道２番地<br>ＪＲ「金谷川駅」下車，徒歩１０分 | 0245－48－5151 | |
| | | 県立福島高等学校試験場 | 11802X | 1,136 | 福島市森合町５番７２号<br>ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「福高前」下車，徒歩１分 | 0245－35－8831 | ○ |
| | | 県立福島北高等学校試験場 | 11803R | 741 | 福島市飯坂町字後畑１番地<br>ＪＲ福島駅から福島交通飯坂線「医王寺前駅」下車，北東へ徒歩１０分 | 0245－42－1500 | ○ |
| | 福島県立医科大学 | 福島県立医科大学試験場 | 30201M | 224 | 福島市光が丘１番地<br>ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス医大行き「医科大学」下車，北へ徒歩１分 | 0245－48－2111 | |
| | | 福島県立福島女子高等学校試験場 | 30202H | 702 | 福島市宮下町７－４１<br>ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「体育館前」下車，南西へ徒歩３分 | 0245－35－8833 | ○ |
| 茨城県 | 茨城大学 | 茨城大学本部試験場 | 11901R | 2,850 | 水戸市文京２－１－１<br>水戸駅前又は赤塚駅前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車 | 0292－21－8834 | |
| | | 茨城大学工学部試験場 | 11902K | 918 | 日立市中成沢町４－１２－１<br>日立駅前又は常陸多賀駅前から日立電鉄バス中央線「茨大前」下車 | 0294－35－5042 | |
| | 図書館情報大学 | 図書館情報大学試験場 | 12001K | 187 | つくば市春日１丁目２番地<br>常磐線「土浦駅」前から関東鉄道バス（筑波大学中央行）で「図書館情報大学」下車，徒歩２分 | 0298－52－0511 | |
| | 筑波大学 | 筑波大学第一学群試験場 | 12101A | 1,382 | つくば市天王台１丁目１番地の１<br>ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は筑波北部工業団地行「筑波大学中央」下車，徒歩５分 | 0298－53－2208 | |
| | | 筑波大学第二学群試験場 | 12102Y | 1,200 | つくば市天王台１丁目１番地の１<br>ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は筑波北部工業団地行「筑波大学中央」下車，徒歩５分 | 0298－53－2208 | |
| | | 筑波大学第三学群試験場 | 12103U | 1,000 | つくば市天王台１丁目１番地の１<br>ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は筑波北部工業団地行「筑波大学中央」下車，徒歩５分 | 0298－53－2208 | |
| 栃木県 | 宇都宮大学 | 宇都宮大学峰地区試験場 | 12201U | 3,454 | 宇都宮市峰町３５０<br>「ＪＲ東日本宇都宮駅」からＪＲ東日本バス又は「東武宇都宮駅」から東野バス「宇大前」下車 | 0286－36－1515 | |
| | 足利工業大学 | 足利工業大学試験場 | 53601R | 737 | 足利市大前町２６８番地の１<br>ＪＲ両毛線「山前駅」下車，徒歩１５分 東武伊勢崎線「足利市駅」下車，桐生天神町行きバス「大前２丁目」下車，徒歩３分 | 0284－62－0605 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 土曜使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 栃木県 | 白鴎大学 | 白鴎大学試験場 | 83201K | 751 | 小山市大行寺1117<br>JR東北本線「小山駅」西口下車、徒歩15分 | 0285-22-1111 | |
| 群馬県 | 群馬大学 | 群馬大学教育学部試験場 | 12301H | 1,220 | 前橋市荒牧町四丁目2番地<br>前橋駅前から東武バス渋川行・溝呂木行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩10分又は渋川行「荒牧群大」下車 | 0272-32-1611 | |
| | | 群馬大学教養部試験場 | 12302B | 646 | 前橋市荒牧町4丁目2番地<br>前橋駅前から東武バス渋川行・溝呂木行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩10分又は渋川行「荒牧群大」下車 | 0272-32-1611 | |
| | | 県立前橋女子高等学校試験場 | 12303Z | 937 | 前橋市紅雲町2丁目19-1<br>「前橋駅」下車、西へ徒歩10分 | 0272-23-2911 | ○ |
| | | 群馬大学工学部試験場 | 12304X | 1,460 | 桐生市天神町1丁目5-1<br>桐生駅前から東武バス天神町行又は梅田行「群大前」下車 | 0277-22-3181 | |
| | 群馬県立女子大学 | 群馬県立女子大学試験場 | 30301B | 676 | 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1395番1<br>JR前橋駅から東武バス玉村行、JR高崎駅から群馬中央バスJR伊勢崎駅行・上信バス五料行でいずれも女子大入口下車徒歩10分 | 0270-65-8511 | |
| | 高崎経済大学 | 高崎経済大学試験場 | 30401X | 1,424 | 高崎市上並榎町1300番地<br>高崎駅前より群馬バスにて約20分（本郷経由室田行、神経由箕郷行にて経済大学前下車） | 0273-43-5417 | |
| 埼玉県 | 埼玉大学 | 埼玉大学試験場 | 12401Z | 2,282 | 浦和市下大久保255<br>埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩25分又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車 | 048-852-2111 | |
| | | 県立浦和高等学校試験場 | 12402X | 1,395 | 浦和市領家5-3-3<br>京浜東北線「北浦和駅」東口下車、北東へ徒歩10分 | 048-852-2111 | ○ |
| | | 県立浦和西高等学校試験場 | 12403R | 1,260 | 浦和市木崎3-1-1<br>京浜東北線「与野駅」東口下車、東へ徒歩20分 | 048-852-2111 | ○ |
| | | 県立浦和第一女子高等学校試験場 | 12404K | 1,440 | 浦和市岸町3-8-45<br>JR「浦和駅」西口下車、南へ徒歩10分 | 048-852-2111 | ○ |
| | | 県立大宮高等学校試験場 | 12405C | 1,350 | 大宮市天沼町2-323<br>「大宮駅」東口下車、南東へ徒歩20分 | 048-852-2111 | ○ |
| | | 浦和市立高等学校試験場 | 12406A | 1,260 | 浦和市元町1-28-17<br>京浜東北線「北浦和駅」東口下車、東へ徒歩15分 | 048-852-2111 | ○ |
| | | 浦和市立南高等学校試験場 | 12407Y | 1,215 | 浦和市辻6-5-31<br>埼京線「北戸田駅」下車、北西へ徒歩8分 | 048-852-2111 | ○ |
| | | 県立川口北高等学校 | 12408U | 1,395 | 川口市木曽呂藤堤下1477<br>武蔵野線「東浦和駅」下車、東南へ徒歩15分 | 048-852-2111 | ○ |
| 千葉県 | 千葉大学 | 千葉大学第1（文学部・法経学部）試験場 | 12501R | 910 | 千葉市弥生町1-33<br>JR総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩10分 | 0472-51-1111 | |
| | | 千葉大学第2（工学部）試験場 | 12502K | 1,550 | 千葉市弥生町1-33<br>JR総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩8分 | 0472-51-1111 | |
| | | 千葉大学第3（教養部）試験場 | 12503C | 2,900 | 千葉市弥生町1-33<br>JR総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩7分 | 0472-51-1111 | |
| | | 千葉大学第4（教育学部）試験場 | 12504A | 890 | 千葉市弥生町1-33<br>JR総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩7分 | 0472-51-1111 | |
| | | 県立千葉高等学校試験場 | 12505Y | 1,260 | 千葉市葛城1-5-2<br>JR内房線「本千葉駅」下車、徒歩13分、京成千葉線「千葉中央駅」下車、徒歩15分 | 0472-51-1111 | ○ |
| | | 県立千葉東高等学校試験場 | 12506U | 1,170 | 千葉市轟町1-18-52<br>JR総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩10分 | 0472-51-1111 | ○ |
| | | 県立千葉女子高等学校試験場 | 12507M | 1,170 | 千葉市小仲台5-10-1<br>JR総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩10分 | 0472-51-1111 | ○ |
| | | 県立検見川高等学校試験場 | 12508H | 1,260 | 千葉市真砂4-17-1<br>JR京葉線「検見川浜駅」下車徒歩約7分又はJR総武線「新検見川駅」南口下車千葉海浜バスを利用「検見川浜駅」下車徒歩約7分 | 0472-51-1111 | ○ |
| | | 県立磯辺高等学校試験場 | 12509B | 1,260 | 千葉市磯辺2丁目7番1号<br>JR「稲毛駅」下車西口、千葉海浜交通バス磯辺高校行き終点 | 0472-51-1111 | ○ |
| 千葉県 | 千葉大学 | 県立千葉西高等学校試験場 | 12510M | 1,215 | 千葉市磯辺3-30-3<br>JR京葉線「検見川浜駅」から千葉海浜交通バス「海浜病院」行き磯辺8丁目下車徒歩3分又は「千葉西高校」行き終点下車徒歩1分 | 0472-51-1111 | ○ |
| | | 県立松戸馬橋高等学校試験場 | 12511H | 1,260 | 松戸市旭町1-7-1<br>JR常磐線、地下鉄千代田線「馬橋駅」西口下車、徒歩20分 | 0472-51-1111 | ○ |
| | | 市立千葉高等学校試験場 | 12512B | 1,125 | 千葉市小仲台9-46-1<br>JR総武線「稲毛駅」下車、徒歩15分 | 0472-51-1111 | ○ |
| | 東京理科大学 | 東京理科大学基礎工学部試験場 | 61801C | 362 | 千葉県野田市山崎2641<br>東武野田線「運河駅」下車、徒歩5分 | 0471-24-1501 | |
| | 東邦大学 | 東邦大学理学部試験場 | 61901Y | 330 | 船橋市三山2-2-1<br>総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス4番で乗車し「国立病院前」下車徒歩2分 又は京成成田線「京成大久保駅」下車徒歩10分 | 0474-72-1141 | |
| 東京都 | 東京大学 | 東京大学本郷試験場 | 12601C | 4,810 | 文京区本郷7-3-1<br>地下鉄丸ノ内線「本郷三丁目駅」下車、徒歩10分 又は地下鉄千代田線「根津駅」下車、徒歩10分 | 03-812-2111 | |
| | | 東京大学教養学部試験場 | 12602A | 3,977 | 目黒区駒場3-8-1<br>京王帝都電鉄井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車 | 03-812-2111 | |
| | | 都立青山高等学校試験場 | 12604U | 1,080 | 渋谷区神宮前2-1-8<br>地下鉄銀座線「外苑前駅」下車、徒歩5分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立北園高等学校試験場 | 12605M | 1,080 | 板橋区板橋4-14-1<br>JR埼京線「板橋駅」又は東武東上線「下板橋駅」下車、徒歩8分又は地下鉄三田線「新板橋駅」下車、徒歩7分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立江北高等学校試験場 | 12606H | 1,260 | 足立区西綾瀬4-14-30<br>地下鉄千代田線「綾瀬駅」西口下車、徒歩12分 又は東武鉄道伊勢崎線「五反野駅」下車、徒歩13分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立城東高等学校試験場 | 12607B | 1,215 | 江東区大島3-22-1<br>JR総武線「亀戸駅」東口下車、徒歩6分 又は都営地下鉄新宿線「西大島駅」下車、徒歩8分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立新宿高等学校試験場 | 12608Z | 1,125 | 渋谷区千駄ヶ谷6-2-1<br>JR中央線「新宿駅」南口下車、徒歩7分 又は地下鉄丸ノ内線「新宿3丁目駅」下車、徒歩5分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立杉並高等学校試験場 | 12609X | 1,350 | 杉並区成田西4-15-15<br>地下鉄丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」下車、徒歩7分 又はJR中央線及び地下鉄東西線「阿佐ヶ谷駅」下車、徒歩17分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立戸山高等学校試験場 | 12610B | 1,260 | 新宿区戸山3-19-1<br>JR山手線「高田馬場駅」又は地下鉄東西線「高田馬場駅」下車、徒歩15分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立白鴎高等学校試験場 | 12611Z | 1,080 | 台東区元浅草1-6-22<br>JR山手線「上野駅」「御徒町駅」又は地下鉄日比谷線「御徒町駅」下車、徒歩12分 又は地下鉄銀座線「稲荷町」下車、徒歩5分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立日比谷高等学校試験場 | 12612X | 1,215 | 千代田区永田町2-16-1<br>地下鉄丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」下車、徒歩5分 又は地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅」下車、徒歩5分 | 03-812-2111 | ○ |
| | | 都立向丘高等学校 | 12613R | 990 | 文京区向丘1-11-18<br>都営地下鉄三田線「白山駅」下車、徒歩5分 | 03-812-2111 | ○ |
| | 東京医科歯科大学 | 代々木ゼミナール代々木校試験場 | 12701Y | 1,368 | 渋谷区代々木1-27-16<br>JR山手線「代々木駅」西口下車、徒歩5分 | 03-379-5221 | |
| | 東京外国語大学 | 東京外国語大学試験場 | 12801M | 2,504 | 北区西ヶ原4-51-21<br>JR山手線大塚駅又は京浜東北線王子駅から都電荒川線に乗りかえ「西ヶ原4丁目」下車、徒歩3分 | 03-917-6111 | |
| | 東京学芸大学 | 東京学芸大学試験場 | 12901B | 3,920 | 小金井市貫井北町4丁目1-1<br>JR中央線「武蔵小金井駅」北口から京王帝都バス小平団地行にのり「学芸大正門前」下車、徒歩2分 | 0423-25-2111 | |
| | 東京農工大学 | 東京農工大学農学部試験場 | 13001Z | 2,183 | 府中市幸町3-5-8<br>中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅南口行「晴見町」下車 | 0423-64-3311 | |
| | | 東京農工大学工学部試験場 | 13002X | 1,550 | 小金井市中町2-24-16<br>中央線「東小金井駅」南口下車、徒歩約8分<br>中央線「武蔵小金井駅」南口下車、徒歩約13分 | 0423-81-4221 | |
| | 東京芸術大学 | 東京芸術大学美術学部試験場 | 13101R | 545 | 台東区上野公園12-8<br>JR「上野駅」下車、徒歩10分 | 03-821-9339 | |
| | | 東京芸術大学音楽学部試験場 | 13102K | 550 | 台東区上野公園12-8<br>JR「上野駅」下車、徒歩10分 | 03-821-9339 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上級使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 東京工業大学 | 東京工業大学試験場 | 13201C | 3,093 | 目黒区大岡山2丁目12－1<br>東急目蒲線又は大井町線「大岡山」南口下車、徒歩1分 | 03－727－1441 | |
| | | 東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場 | 13202A | 788 | 港区芝浦3丁目3－6<br>JR「田町」芝浦口下車、徒歩1分 | 03－727－1441 | |
| | | 東京都立大崎高等学校試験場 | 13203Y | 1,080 | 品川区豊町2丁目11－7<br>東急大井町線「戸越公園」下車、徒歩5分 | 03－727－1441 | ○ |
| | | 東京都立豊谷高等学校試験場 | 13204U | 1,080 | 大田区久が原1丁目14－1<br>東急池上線「御岳山」下車、徒歩8分又は「久が原」下車、徒歩10分 | 03－727－1441 | ○ |
| | 東京海洋大学 | 東京海洋大学試験場 | 13301Y | 1,265 | 江東区越中島2－1－6<br>地下鉄東西線「門前仲町駅」下車、徒歩10分<br>地下鉄有楽町線「月島駅」下車、徒歩10分 | 03－641－1171 | |
| | 東京水産大学 | 東京水産大学試験場 | 13401M | 1,653 | 港区港南4－5－7<br>JR線、京浜急行線「品川駅」下車、東口（港南口）から約600m | 03－471－7344 | |
| | お茶の水女子大学 | お茶の水女子大学第1（大学）試験場 | 13501B | 1,988 | 東京都文京区大塚2丁目1番1号<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分又は<br>地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分 | 03（943）3151 | |
| | | お茶の水女子大学第2（附属学校）試験場 | 13502Z | 1,033 | 東京都文京区大塚2丁目1番1号<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分又は<br>地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分 | 03（943）3151 | ○ |
| | 電気通信大学 | 電気通信大学試験場 | 13601X | 3,727 | 調布市調布ヶ丘1－5－1<br>京王線「調布駅」北口下車、徒歩7分 | 0424－83－2161 | |
| | 一橋大学 | 一橋大学国立本校試験場 | 13701K | 2,301 | 国立市2丁目1番地<br>JR中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分 | 0425－76－7713 | |
| | | 一橋大学小平分校試験場 | 13702C | 2,150 | 小平市学園西町1丁目29番1号<br>西武多摩湖線「一橋学園駅」南口下車、西へ徒歩10分 | 0423－46－1093 | |
| | | 都立国立高等学校試験場 | 13703A | 853 | 国立市東4丁目25番1号<br>JR中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩15分 | 0425－76－8288 | ○ |
| | 東京都立大学 | 東京都立大学附属高等学校試験場 | 30501K | 846 | 目黒区八雲1－1－2<br>東京急行東横線「都立大学駅」下車、徒歩7分 | 03－717－0125 | ○ |
| | | 東京都立大学目黒校舎試験場 | 30502C | 2,182 | 目黒区八雲1－1－1<br>東京急行東横線「都立大学駅」下車、徒歩7分 | 03－717－0125 | |
| | 東京都立科学技術大学 | 東京都立科学技術大学試験場 | 30601A | 531 | 日野市旭が丘六丁目6番地<br>JR中央線「豊田」駅下車、北口から平山工業団地行バス「上の原住宅」下車、バス進行方向に直進徒歩5分 | 0425－83－5111 | |
| | 桜美林大学 | 桜美林大学侍望館試験場 | 56301H | 504 | 町田市常盤町3758<br>JR横浜線「淵野辺」駅よりバス「桜美林学園前」下車歩3分又は小田急線「町田」駅よりバス「矢部」「桜美林学園前」下車歩3分 | 0427－97－2661 | |
| | 慶應義塾大学 | 慶應義塾大学三田南校舎試験場 | 57001Z | 905 | 港区三田2－15－45<br>JR山ノ手線・京浜東北線「田町駅」下車、徒歩8分 | 03－453－4511 | |
| | 昭和女子大学 | 昭和女子大学短大3号館試験場 | 58101B | 550 | 世田谷区太子堂1－7－57<br>東急新玉川線「三軒茶屋」駅下車、徒歩7分<br>渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前 | 03－411－5117 | |
| | 日本歯科大学 | 日本歯科大学歯学部試験場 | 62501Y | 222 | 千代田区富士見1－9－20<br>JR中央線及び地下鉄東西線又は地下鉄有楽町線「飯田橋」下車徒歩5分 | 03－261－8311 | |
| | 武蔵工業大学 | 武蔵工業大学工学部試験場 | 63701U | 720 | 世田谷区玉堤1－28－1<br>東急大井町線「尾山台駅」下車、南西へ徒歩12分 | 03－703－3111 | |
| 神奈川県 | 横浜国立大学 | 横浜国立大学教育学部試験場 | 13801A | 1,851 | 横浜市保土ヶ谷区常盤台156<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分 | 045－335－1451 | |
| | | 横浜国立大学経済学部・経営学部試験場 | 13802Y | 1,757 | 横浜市保土ヶ谷区常盤台156<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分 | 045－335－1451 | |
| | | 横浜国立大学工学部試験場 | 13803U | 2,858 | 横浜市保土ヶ谷区常盤台156<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分 | 045－335－1451 | |
| | | 神奈川県立新栄高等学校試験場 | 13804M | 1,440 | 横浜市港北区新栄町1－1<br>東横線「綱島駅」より東急バス（篠田折返所行）「新栄高校北口」下車、徒歩7分 | 045－593－0997 | ○ |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上級使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 神奈川県 | 横浜国立大学 | 神奈川県立大岡高等学校試験場 | 13805H | 1,620 | 横浜市南区大岡2－29－1<br>市営地下鉄線「弘明寺駅」下車、徒歩3分 | 045－711－9598 | ○ |
| | | 神奈川県立大船高等学校試験場 | 13806B | 1,620 | 鎌倉市高野8－1<br>横須賀線「北鎌倉駅」下車、大船方面へ徒歩15分 | 0467－43－4700 | ○ |
| | | 横浜市立桜丘高等学校試験場 | 13807Z | 1,125 | 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘312<br>横須賀線「保土ヶ谷駅」西口から市バス（25系統）、「桜丘高校前」下車 | 045－331－9111 | ○ |
| | | 神奈川県立七里が浜高等学校 | 13808X | 1,620 | 鎌倉市七里が浜東2－3－1<br>横須賀線「鎌倉駅」又は東海道線「藤沢駅」から江ノ電「七里ヶ浜駅」下車、徒歩3分 | 0467－32－0014 | ○ |
| | | 横浜市立大学試験場 | 30701U | 2,236 | 横浜市金沢区瀬戸22－2<br>京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分 | 045－787－2055 | |
| | | 横浜市立金沢高等学校試験場 | 30702M | 1,329 | 横浜市金沢区瀬戸22－1<br>京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩7分 | 045－787－2056 | ○ |
| 新潟県 | 新潟大学 | 新潟大学人文・法・経済学部試験場 | 13901U | 900 | 新潟市五十嵐2の町8050番地<br>新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩6分又はJR越後線「新潟大学前」下車、徒歩15分 | 025－262－6247 | |
| | | 新潟大学教養部試験場 | 13902M | 2,700 | 新潟市五十嵐2の町8050番地<br>新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩3分又はJR越後線「新潟大学前」下車、徒歩20分 | 025－262－6247 | |
| | | 新潟大学工学部試験場 | 13903H | 880 | 新潟市五十嵐2の町8050番地<br>新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩5分又はJR越後線「新潟大学前」下車、徒歩25分 | 025－262－6247 | |
| | 長岡技術科学大学 | 長岡技術科学大学試験場 | 14001M | 1,201 | 長岡市上富岡町1603－1<br>JR長岡駅大手口（西口）からバス（8番線）技大前行乗車、終点「技大前」下車 | 0258－46－6000 | |
| | 上越教育大学 | 上越教育大学試験場 | 14101B | 720 | 上越市山屋敷町1番地<br>信越本線高田駅下車、本町6丁目停留所から教育大学線のバスに乗車（約20分）「教育大学」下車 | 0255－22－2411 | |
| | 日本歯科大学 | 日本歯科大学新潟歯学部試験場 | 62502U | 122 | 新潟市浜浦町1丁目8番地<br>新潟交通バス「浜浦町1丁目」下車、徒歩1分、又はJR越後線「関屋駅」下車、西へ徒歩10分 | 025－267－1500 | |
| 富山県 | 富山大学 | 富山大学試験場 | 14201X | 4,768 | 富山市五福3190<br>富山駅前からバス高岡行「大学前」下車、徒歩1分又は市内電車大学前行「大学前」（終点）下車、徒歩5分 | 0764－41－1271 | |
| | 富山医科薬科大学 | 富山県立富山中部高等学校試験場 | 14301K | 990 | 富山市芝園町3丁目1番26号<br>「富山駅」前から南西へ徒歩15分又は市内電車富山大学前行「安野屋」下車、徒歩5分 | 0764－42－4203 | ○ |
| 石川県 | 金沢大学 | 金沢大学丸の内試験場 | 14401A | 2,355 | 金沢市丸の内1番1号<br>金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・橋場町経由東部車庫行「兼六園下」下車、徒歩5分 | 0762－62－4281 | |
| | | 金沢大学文・法・経済学部試験場 | 14402Y | 700 | 金沢市角間町<br>金沢駅前から北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学（角間）・終点」下車 | 0762－64－5455 | |
| | | 金沢大学工学部試験場 | 14403U | 1,150 | 金沢市小立野2丁目40番20号<br>金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・橋場町経由東部車庫行「工学部前」下車 | 0762－61－2101 | |
| 福井県 | 福井大学 | 福井大学試験場 | 14501U | 1,984 | 福井市文京3丁目9番1号<br>福井駅前から市内バス（8番、北部循環線）福井大学行又は経田町行「福井大学前」下車 | 0776－22－4920 | |
| | 福井医科大学 | 福井医科大学試験場 | 14601H | 270 | 吉田郡松岡町下合月23－3<br>京福バス福井医大線「福井駅前（11番乗場）」からバスで約40分「福井医大」下車 | 0776－61－3111 | |
| | 福井工業大学 | 福井工業大学工学部試験場 | 67001K | 689 | 福井市学園3－6－1<br>京福市内バス4番線、学園町行「金井学園前」下車、徒歩1分 | 0776－22－8111 | |
| 山梨県 | 山梨大学 | 山梨大学試験場 | 14701Z | 1,737 | 甲府市武田4丁目4－37<br>JR線「甲府駅」下車、北へ徒歩20分又はバス武田神社行き、積翠寺行き「山梨大学前」下車 | 0552－52－1111 | |
| | 山梨医科大学 | 山梨医科大学試験場 | 14801R | 199 | 山梨県中巨摩郡玉穂町下河東1110番地<br>JR身延線「常永駅」下車、南東へ徒歩15分 | 0552－73－6733 | |
| | 都留文科大学 | 都留文科大学試験場 | 30901Z | 400 | 都留市田原3－8－1<br>富士急行線「谷村町駅」下車、南西へ徒歩20分 | 0554－43－4341 | |
| 長野県 | 信州大学 | 信州大学人文学部試験場 | 14901C | 240 | 松本市旭3丁目1－1<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車 | 0263－35－4600 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長野県 | 信州大学 | 信州大学経済学部試験場 | 14902A | 240 | 松本市旭３丁目１−１<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車 | 0263−35−4600 | |
| | | 信州大学理学部試験場 | 14903Y | 360 | 松本市旭３丁目１−１<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車 | 0263−35−4600 | |
| | | 信州大学教養部試験場 | 14904U | 1,199 | 松本市旭３丁目１−１<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車 | 0263−35−4600 | |
| | | 信州大学教育学部試験場 | 14905M | 940 | 長野市西長野６０ロ<br>長野駅中央口前バス停１番ホームから川中島バス宇木行き，若槻団地行き又は石堤営業所行き「信大入口」下車，西へ徒歩５分 | 0262−32−8106 | |
| | | 信州大学工学部試験場 | 14906H | 1,157 | 長野市若里５００<br>「長野駅」東口下車，南へ徒歩２０分 | 0262−26−4101 | |
| | | 信州大学農学部試験場 | 14907B | 644 | 上伊那郡南箕輪村８３０４<br>ＪＲ飯田線「伊那市駅」下車，伊那バスターミナルから西箕輪線「大学前」下車 | 0265−72−1106 | |
| | | 信州大学繊維学部試験場 | 14908Z | 1,011 | 上田市常田３丁目１５−１<br>「上田駅」下車，東へ徒歩２０分 | 0268−22−1215 | ○ |
| 岐阜県 | 岐阜大学 | 岐阜大学（柳戸地区）試験場 | 15001A | 4,156 | 岐阜市柳戸１番１<br>岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」行きで「終点」下車 | 0582−30−1111 | |
| | | 県立長良高等学校試験場 | 15002Y | 1,250 | 岐阜市長良西波町１７１６−１<br>岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜バス「長良校前町」「おぶさ」又は「松福団地」行きで約２５分「長良校前町」「長良高校前」下車 | 0582−95−0089 | ○ |
| | | 県立岐阜高等学校試験場 | 15003U | 1,150 | 岐阜市大縄場３−１<br>岐阜駅前又は新岐阜駅前から名鉄市内電車の「忠節駅」又は「黒野」行きで約１０分「西野町」下車，徒歩５分 | 0582−52−3209 | |
| | 岐阜薬科大学 | 岐阜薬科大学試験場 | 31001X | 800 | 岐阜市三田洞東５丁目１６−１<br>岐阜バス：三田洞団地行，県自動車学校行に乗車，「薬大前」下車，徒歩５分　市営バス：三田洞団地行に乗車，「薬大前」下車 | 0582−37−3931 | ○ |
| 静岡県 | 静岡大学 | 静岡大学教養部試験場 | 15101U | 2,799 | 静岡市大谷８３６<br>新静岡センターバスターミナル又はＪＲ東海静岡駅北口（目通前）小鹿大谷線静岡大学行「静大前（終点）」下車 | 0542−37−1111 | |
| | | 静岡大学教育学部試験場 | 15102M | 1,000 | 静岡市大谷８３６<br>新静岡センターバスターミナル又はＪＲ東海静岡駅北口（目通前）小鹿大谷線静岡大学行「静大前（終点）」下車 | 0542−37−1111 | |
| | | 県立静岡高等学校試験場 | 15103H | 1,000 | 静岡市長谷町６６<br>新静岡センターバスターミナル又はＪＲ東海静岡駅前（北口）大原麻機線麻機行「長谷通り」下車，徒歩３分 | 0542−48−2801 | |
| | | 静岡大学工学部試験場 | 15104B | 705 | 浜松市城北３丁目５−１<br>ＪＲ東海・浜松駅前北口バスターミナル１５・１６のりば（全路線）で「工学部前」下車 | 0534−74−3351 | ○ |
| | | 県立浜松西高等学校試験場 | 15105Z | 800 | 浜松市西伊場町３−１<br>ＪＲ東海・浜松駅前北口バスターミナル５のりば「宇布見山崎行で「浜松西高」下車 | 0534−56−9426 | ○ |
| | 浜松医科大学 | 浜松医科大学試験場 | 15201H | 520 | 浜松市手田町３６００<br>ＪＲ浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス祭田山の手線又は医大循環いずれも「医科大学」下車 | 0534−35−2200 | |
| | | 私立浜松日体高等学校試験場 | 15202B | 763 | 浜松市手田町３６６０<br>ＪＲ浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス祭田山の手線又は医大循環いずれも「日体高前」下車 | 0534−35−2200 | ○ |
| | 静岡県立大学 | 静岡県立大学試験場 | 31101K | 1,600 | 静岡市谷田３９５<br>ＪＲ東海草薙駅又は静岡鉄道草薙駅・県立美術館前駅下車，徒歩１５分 | 0542−64−5007 | |
| 愛知県 | 名古屋大学 | 名古屋大学東山地区試験場 | 15301Z | 5,588 | 名古屋市千種区不老町<br>地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車 | 052−781−5111 | |
| | | 名古屋大学教育学部附属高等学校試験場 | 15302X | 636 | 名古屋市千種区不老町<br>地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車 | 052−781−5111 | ○ |
| | | 名古屋市立菊里高等学校試験場 | 15303R | 1,350 | 名古屋市千種区星ヶ丘元町１３−７<br>地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車，南へ２００ｍ | 052−781−0445 | ○ |
| | | 愛知県立明和高等学校試験場 | 15304K | 1,350 | 名古屋市東区白壁２−３２−６<br>地下鉄名城線「市役所駅」下車，東へ２００ｍ | 052−961−2551 | ○ |
| | | 愛知県立名古屋西高等学校試験場 | 15305C | 1,350 | 名古屋市西区天神山町４−７<br>地下鉄鶴舞線「浄心駅」下車，西へ８００ｍ | 052−522−2451 | ○ |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 愛知県 | 名古屋大学 | 愛知県立昭和高等学校試験場 | 15306A | 1,350 | 名古屋市瑞穂区玉水町１−１８<br>地下鉄４号線新瑞橋駅から市バス島田住宅・平針住宅行「中根」下車，北へ１００ｍ | 052−831−6326 | ○ |
| | | 愛知県立天白高等学校試験場 | 15307Y | 1,350 | 名古屋市天白区天白町植田，三七川原８−１０２<br>地下鉄鶴舞線「植田駅」下車，北東へ１２００ｍ | 052−801−1145 | ○ |
| | | 名古屋市立名東高等学校試験場 | 15308U | 1,350 | 名古屋市名東区大針１−３５１<br>地下鉄東山線「本郷駅」下車，市バス猪高緑地行「極楽」下車，徒歩５分 | 052−703−3313 | ○ |
| | 愛知教育大学 | 愛知教育大学試験場 | 15401R | 3,519 | 刈谷市井ヶ谷町広沢１<br>名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅，三好，愛知教育大学行乗車，「愛知教育大学前」下車 | 0566−36−3111 | |
| | | 愛知教育大学教育学部附属高等学校試験場 | 15402K | 810 | 刈谷市井ヶ谷町広沢１<br>名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅，三好，愛知教育大学行乗車，「愛知教育大学前」下車，徒歩５分 | 0566−36−3111 | ○ |
| | | 愛知県立刈谷高等学校試験場 | 15403C | 1,215 | 刈谷市力町５の１０１<br>ＪＲ東海東海道本線「刈谷駅」下車，南へ徒歩１５分又は名鉄三河線「刈谷市駅」下車，東へ徒歩５分 | 0566−36−6732 | ○ |
| | 名古屋工業大学 | 名古屋工業大学試験場 | 15501C | 3,900 | 名古屋市昭和区御器所町<br>ＪＲ東海中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車，東へ徒歩１０分又は市バス（５０番系統）「名大病院」下車，東へ徒歩３分 | 052−732−2111 | |
| | 豊橋技術科学大学 | 豊橋技術科学大学試験場 | 15601Y | 1,181 | 豊橋市天伯町字雲雀ヶ丘１−１<br>ＪＲ豊橋駅前バス停３番乗場から豊鉄バス細谷線「技科大前」下車 | 0532−47−0111 | |
| | | 県立時習館高等学校試験場 | 15602U | 1,350 | 豊橋市富本町<br>豊鉄渥美線「南栄駅」下車，北へ徒歩５分 | 0532−45−3171 | ○ |
| | 愛知県立大学 | 愛知県立大学試験場 | 31201A | 1,400 | 名古屋市瑞穂区高田町３丁目２８番地<br>市バス「滝子」からは南へ，「瑞道」からは東へ，「博物館」からは西へ，「大喜」からは北へ，いずれも徒歩１０分 | 052−851−2191 | |
| | 愛知県立芸術大学 | 県立千種高等学校試験場 | 31301U | 1,000 | 名古屋市名東区社台２丁目２０６<br>地下鉄東山線「一社駅」下車，北東へ徒歩約５分 | 052−773−0098 | ○ |
| | 名古屋市立大学 | 名古屋市立大学山の畑試験場 | 31401H | 1,500 | 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑１<br>金山から市バス幹線４号山下通又は池下行，８５号博物館又は名古屋大学前行，３４号神宮東門行約２０分「滝子」下車，徒歩５分 | 052−871−1336 | |
| | | 名古屋市立大学田辺通試験場 | 31402B | 560 | 名古屋市瑞穂区田辺通３の１<br>金山から市バス幹線４号山下通又は中根行，約３０分「市大薬学部」下車，徒歩１分 | 052−831−3059 | |
| | 愛知工業大学 | 愛知工業大学９号館試験場 | 68401M | 500 | 豊田市八草町八千草１２４７<br>愛知環状鉄道「八草（愛工大前）駅」下車，徒歩１０分 | 0565−48−0893 | |
| 三重県 | 三重大学 | 三重大学試験場 | 15701M | 4,966 | 津市上浜町１５１５<br>近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車，北へ徒歩１５分　又は，近鉄，ＪＲとも津駅東口からバス（４番のりば）「大学前」下車，徒歩５分 | 0592−32−1211 | |
| 滋賀県 | 滋賀大学 | 滋賀大学経済学部試験場 | 15801B | 1,471 | 彦根市馬場１丁目１−１<br>彦根駅前バスターミナル（２番のりば）から南彦根行又は長浜駅行「栄町」下車，徒歩５分 | 0749−22−5600 | |
| | | 滋賀大学教育学部試験場 | 15802Z | 1,265 | 大津市平津２丁目５−１<br>石山駅前から京阪バス大石行又は外畑行「滋賀大学前」下車，徒歩５分 | 0775−37−0081 | |
| | 滋賀医科大学 | 滋賀医科大学試験場 | 15901X | 800 | 大津市瀬田月輪町<br>ＪＲ東海道本線「瀬田駅」下車，駅前から滋賀医大行バスに乗車し，「滋賀医大西門前」下車 | 0775−48−2071 | ○ |
| 京都府 | 京都大学 | 京都大学北部構内試験場 | 16001R | 930 | 京都市左京区北白川追分町<br>市バス「百万遍」下車，東へ徒歩５分又は「農学部前」下車，西へ徒歩２分，北部構内 | 075−753−2523 | |
| | | 京都大学教養部構内試験場 | 16002K | 3,492 | 京都市左京区吉田二本松町<br>市バス「東一条」下車，東へ徒歩３分，教養部構内 | 075−753−2523 | |
| | | 京都大学本部構内試験場 | 16003C | 3,495 | 京都市左京区吉田本町<br>市バス「東一条」下車，東へ徒歩３分 | 075−753−2523 | |
| | | 京都大学南部構内（医学部・薬学部構内）試験場 | 16004A | 800 | 京都市左京区吉田近衛町<br>市バス「近衛町」下車，西へ徒歩５分，医学部構内・薬学部構内 | 075−753−2523 | |
| | 京都教育大学 | 京都教育大学試験場 | 16101C | 1,285 | 京都市伏見区深草藤森町１<br>京阪電鉄「墨染駅」下車，徒歩１０分　近鉄，地下鉄の場合は「近鉄丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える | 075−641−9281 | |
| | 京都工芸繊維大学 | 京都工芸繊維大学試験場 | 16201Y | 1,816 | 京都市左京区松ヶ崎橋上町<br>ＪＲ京都駅前から市バス（１４号系統）「工芸繊維大学前」下車 | 075−791−3211 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地／道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 京都府 | 京都市立芸術大学 | 京都市立芸術大学試験場 | 31501Z | 395 | 京都市西京区大枝沓掛町13-6<br>京都交通バス祇園から園部行（急行）又は京都駅から阪急桂駅経由亀岡行又は大原野行「芸大前」下車，徒歩1分 | 075-332-0701 | |
| | 京都府立大学 | 京都府立大学試験場 | 31601R | 620 | 京都市左京区下鴨半木町1<br>地下鉄「北大路駅」下車，東へ徒歩15分　市バス「府立大学前」下車，徒歩5分　京都バス「北園町」下車，徒歩1分 | 075-721-4672 | |
| | 京都府立医科大学 | 京都府立医科大学試験場 | 31701C | 395 | 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地<br>市バス「府立医大病院前」下車，徒歩1分 | 075-251-5215 | |
| 大阪府 | 大阪大学 | 大阪大学文・法・経済学部試験場 | 16301M | 1,000 | 豊中市待兼山町1-1<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 | 06-844-1151 | |
| | | 大阪大学理学部試験場 | 16302H | 1,000 | 豊中市待兼山町1-1<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 | 06-844-1151 | |
| | | 大阪大学基礎工学部試験場 | 16303B | 1,200 | 豊中市待兼山町1-1<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 | 06-844-1151 | |
| | | 大阪大学教養部試験場 | 16304Z | 1,200 | 豊中市待兼山町1-1<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 | 06-844-1151 | |
| | | 大阪大学人間科学部試験場 | 16305X | 450 | 吹田市山田丘1-2<br>阪急千里線「北千里駅」下車，南東へ徒歩30分 | 06-877-5111 | |
| | | 大阪大学薬学部試験場 | 16306R | 350 | 吹田市山田丘1-6<br>阪急千里線「北千里駅」下車，南東へ徒歩25分 | 06-877-5111 | |
| | | 大阪大学工学部試験場 | 16307K | 1,617 | 吹田市山田丘2-1<br>阪急千里線「北千里駅」下車，北東へ徒歩15分 | 06-877-5111 | |
| | | 府立豊中高等学校試験場 | 16308C | 990 | 豊中市上野西2-5-12<br>阪急宝塚線「豊中駅」下車，北東へ徒歩15分 | 06-854-1209 | ○ |
| | | 府立東豊中高等学校試験場 | 16309A | 990 | 豊中市新千里南町1-5-1<br>北大阪急行「千里中央駅」下車，南西へ徒歩15分 | 06-831-3022 | ○ |
| | | 大阪市立東高等学校試験場 | 16310K | 990 | 大阪市都島区東野田町4-15-14<br>JR環状線・京阪とも「京橋駅」下車，北西へ徒歩10分 | 06-354-1253 | |
| | | 府立箕面高等学校試験場 | 16311C | 990 | 箕面市牧落4-8-66<br>阪急箕面線「牧落駅」下車，南東へ徒歩10分 | 0727-21-7092 | ○ |
| | | 府立北千里高等学校試験場 | 16312A | 990 | 吹田市藤白台5-6-1<br>阪急千里線「北千里駅」下車，北へ徒歩10分 | 06-872-0536 | ○ |
| | 大阪外国語大学 | 大阪外国語大学試験場 | 16401B | 1,078 | 箕面市粟生間谷東8丁目1番1号<br>北大阪急行千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」（終点）下車又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車 | 0727-28-3111 | |
| | | 大阪府立茨木高等学校試験場 | 16402Z | 900 | 茨木市新庄町12-1<br>JR東海道本線「茨木駅」下車東へ徒歩6分，又は阪急京都線「茨木市駅」下車南西へ徒歩5分 | 0727-28-3111 | |
| | 大阪教育大学 | 大阪教育大学天王寺分校試験場 | 16501X | 1,070 | 大阪市天王寺区南河堀町4-88<br>JR・地下鉄「天王寺駅」，近鉄「阿倍野橋駅」下車，東へ徒歩約10分又はJR大阪環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約5分 | 06-772-0065 | |
| | | 大阪教育大学池田分校試験場 | 16502R | 1,740 | 池田市城南3-1-1<br>阪急宝塚線「池田駅」下車，東へ徒歩約10分 | 06-772-0065 | |
| | | 大阪教育大学平野分校試験場 | 16503K | 630 | 大阪市平野区流町1-6-7<br>地下鉄谷町線「平野駅」（5番出口）下車，東へ徒歩約5分又はJR大和路線（関西本線）「平野駅」下車，南へ徒歩約18分 | 06-772-0065 | |
| | | 大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎試験場 | 16504C | 540 | 大阪市天王寺区南河堀町4-88<br>JR大阪環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約3分又はJR・地下鉄「天王寺駅」，近鉄「阿倍野橋駅」下車，東へ徒歩約12分 | 06-772-0065 | ○ |
| | | 大阪教育大学附属高等学校平野校舎試験場 | 16505A | 405 | 大阪市平野区流町2-1-24<br>地下鉄谷町線「平野駅」（5番出口）下車，南東へ徒歩約7分 | 06-772-0065 | ○ |
| | 大阪女子大学 | 大阪女子大学試験場 | 31801Y | 693 | 堺市大仙町2-1<br>JR阪和線「百舌鳥駅」下車，徒歩西へ13分<br>南海高野線「堺東駅」下車，徒歩南へ18分 | 0722-22-4811 | |
| | 大阪市立大学 | 大阪市立大学1号館試験場 | 31901M | 1,140 | 大阪市住吉区杉本3-3-138<br>JR阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩5分 | 06-605-2131 | |
| 大阪府 | 大阪市立大学 | 大阪市立大学2号館試験場 | 31902H | 1,242 | 大阪市住吉区杉本3-3-138<br>JR阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩10分 | 06-605-2131 | |
| | | 大阪市立大学3号館試験場 | 31903B | 1,140 | 大阪市住吉区杉本3-3-138<br>JR阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩10分 | 06-605-2131 | |
| | | 府立東住吉高等学校試験場 | 31904Z | 910 | 大阪市平野区平野西2-3-77<br>近鉄南大阪線「針中野駅」下車，東へ徒歩12分 | 06-702-3838 | ○ |
| | | 府立阿倍野高等学校試験場 | 31905X | 990 | 大阪市阿倍野区阪南1-30-34<br>地下鉄御堂筋線「昭和町駅」下車，北西へ徒歩6分 | 06-628-1461 | ○ |
| | | 府立泉陽高等学校試験場 | 31906R | 790 | 堺市車之町東3-2-1<br>阪堺電気軌道阪堺線「花田口駅」下車，東へ徒歩3分 | 0722-33-0588 | ○ |
| | 大阪府立大学 | 大阪府立大学試験場 | 32001H | 4,282 | 堺市百舌鳥梅町4丁804<br>南海電鉄高野線「白鷺駅」下車，南西へ徒歩10分又は大阪市営地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車，南へ徒歩15分 | 0722-52-1161 | |
| 兵庫県 | 兵庫教育大学 | 兵庫教育大学試験場 | 16601K | 1,062 | 加東郡社町下久米942-1<br>社町駅前又は社営業所前から神姫バス生涯教育センター行「兵庫教育大学前」下車 | 0795-44-1126 | |
| | | 県立姫路西高等学校試験場 | 16602C | 1,449 | 姫路市北八代2丁目1-33<br>JR姫路駅前から神姫バス西高行「北八代」下車，徒歩1分 | 0792-81-6621 | ○ |
| | 神戸大学 | 神戸大学文学部試験場 | 16701A | 250 | 神戸市灘区六甲台町1-1<br>阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大文理農学部前」下車 | 078-881-1212 | |
| | | 神戸大学理学部試験場 | 16702Y | 550 | 神戸市灘区六甲台町1-1<br>阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大文理農学部前」下車 | 078-881-1212 | |
| | | 神戸大学教育学部試験場 | 16703U | 900 | 神戸市灘区鶴甲3丁目11<br>阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大教育学部前」下車 | 078-881-1212 | |
| | | 神戸大学法学部試験場 | 16704M | 500 | 神戸市灘区六甲台町2-1<br>阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大正門前」下車 | 078-881-1212 | |
| | | 神戸大学経営学部試験場 | 16705H | 450 | 神戸市灘区六甲台町2-1<br>阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大正門前下車」 | 078-881-1212 | |
| | | 神戸大学工学部試験場 | 16706B | 1,220 | 神戸市灘区六甲台町1-1<br>阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大本部工学部前」下車 | 078-881-1212 | |
| | | 神戸大学教養部試験場 | 16707Z | 1,900 | 神戸市灘区鶴甲1丁目2番1号<br>阪神御影駅前，JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（16系統）「神大教養部前」下車 | 078-881-1212 | |
| | | 県立神戸高等学校試験場 | 16708X | 810 | 神戸市灘区城の下通1丁目5-1<br>阪急六甲駅前又は三宮駅前から市バス（2系統）「神戸高校前」下車 | 078-881-1212 | |
| | | 神戸市立葺合高等学校試験場 | 16709R | 1,080 | 神戸市中央区野崎通1丁目1-1<br>JR「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車，北西へ徒歩約15分，市バス（2系統）青谷バス停下車，南へ徒歩約10分 | 078-881-1212 | |
| | | 県立兵庫高等学校試験場 | 16710Z | 1,170 | 神戸市長田区寺池町1丁目4-1<br>JR「兵庫駅」から北西へ徒歩25分，神戸高速鉄道「高速長田駅」から北東へ徒歩15分，地下鉄「上沢駅」から北へ徒歩10分 | 078-881-1212 | |
| | | 県立御影高等学校試験場 | 16711X | 1,080 | 神戸市東灘区御影石町4丁目1-1<br>阪神「石屋川駅」下車，北へ徒歩5分 | 078-881-1212 | |
| | 神戸商船大学 | 神戸商船大学試験場 | 16801U | 1,311 | 神戸市東灘区深江南町5-1-1<br>阪神電鉄「深江駅」下車，南西へ徒歩10分 | 078-431-3711 | |
| | 神戸市外国語大学 | 神戸市外国語大学試験場 | 32101Z | 1,814 | 神戸市西区学園東町9丁目1<br>神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車，徒歩3分 | 078-794-8121 | |
| | 神戸商科大学 | 神戸商科大学試験場 | 32201R | 1,806 | 神戸市垂水区星陵台4丁目3番3号<br>JR垂水駅前又は山陽電鉄垂水駅前から山陽電鉄バス「商大前」下車 | 078-707-6161 | |
| | 姫路工業大学 | 姫路工業大学試験場 | 32301C | 1,600 | 姫路市書写2167番地<br>姫路駅前神姫バスターミナル9番のりばより，書写西住宅行又は横関経由刀出行で「工大前」下車，徒歩5分 | 0792-66-1661 | |
| | 松蔭女子学院大学 | 松蔭女子学院大学試験場 | 76401Y | 200 | 神戸市灘区篠原伯母野山町1丁目2番1号<br>「阪急六甲駅」「JR六甲道駅」「阪神御影駅」より36系統鶴甲団地行市バス乗車，六甲台南口下車，北へ徒歩5分 | 078-882-6122 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上級使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 兵庫県 | 放送科学大学 | 放送科学大学試験場 | 85501K | 400 | 神戸市西区学園西町3丁目1番<br>神戸市営地下鉄「学園都市」駅より北へ徒歩5分 | 078−794−3555 | |
| 奈良県 | 奈良教育大学 | 奈良教育大学教育学部試験場 | 16901H | 1,683 | 奈良市高畑町<br>ＪＲ又は近鉄奈良駅から奈良交通市内循環バス東回「高畑町」下車 | 0742−26−6140 | |
| | | 奈良女子大学 | 17001B | 2,900 | 奈良市北魚屋西町<br>近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩10分 | 0742−23−1131 | |
| | | 奈良県立医科大学 | 32401Y | 600 | 奈良県橿原市四条町840番地<br>近鉄橿原線「八木西口駅」下車、南へ徒歩8分又はＪＲ桜井線「畝傍駅」下車、南へ徒歩10分 | 07442−2−1943 | |
| 和歌山県 | 和歌山大学 | 和歌山大学試験場 | 17101X | 973 | 和歌山市栄谷930番地<br>南海和歌山市駅前から和歌山バス和歌山大学行「和歌山大学」下車 | 0734−54−0361 | |
| | | 県立向陽高等学校試験場 | 17102R | 1,080 | 和歌山市太田127番地<br>ＪＲ和歌山駅より市内貴志川線「日前宮」下車、徒歩3分<br>又は、ＪＲ和歌山駅より南東へ徒歩約20分 | 0734−54−0361 | |
| | | 和歌山県立医科大学 | 県立桐蔭高等学校試験場 | 32501M | 720 | 和歌山市吹上5丁目16番18号<br>和歌山バス「小松原5丁目」下車、東へ徒歩約10分 | 0734−31−2151 |
| 鳥取県 | 鳥取大学 | 鳥取大学教養部試験場 | 17201K | 1,723 | 鳥取市湖山町南4−101<br>ＪＲ鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大行「鳥大前」下車 | 0857−28−0321 | |
| | | 鳥取大学医学部試験場 | 17202C | 494 | 米子市西町86<br>ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩20分 | 0859−33−1111 | |
| | | 鳥取大学医療技術短期大学部試験場 | 17203A | 330 | 米子市西町133−2<br>ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩25分 | 0859−33−1111 | |
| 島根県 | 島根大学 | 島根大学試験場 | 17301A | 2,290 | 松江市西川津町1060<br>ＪＲ「松江駅」前から市営バス大学・川津行「大学前」下車 | 0852−21−7106 | |
| | 島根医科大学 | 島根医科大学試験場 | 17401U | 585 | 出雲市塩冶町89−1<br>ＪＲ出雲市駅前、一畑バスターミナルから島根医大行「医大病院前」下車又は出雲須佐方面行「医大入口」下車 | 0853−23−2111 | |
| 岡山県 | 岡山大学 | 岡山大学津島地区試験場 | 17501H | 8,020 | 岡山市津島中3−1−1<br>岡山駅前から岡電バス岡山大学・妙善寺行「岡大東門」又は「岡大西門」下車、又はＪＲ津山線「法界院駅」下車、北西へ徒歩10分 | 0862−52−1111 | |
| | | 県立岡山一宮高等学校試験場 | 17502B | 1,350 | 岡山市栢津221<br>岡山駅前から、中鉄バス西方面行「栢津口」下車、<br>北西へ徒歩10分 | 0862−84−6895 | ○ |
| 広島県 | 広島大学 | 広島大学総合科学部試験場 | 17601Z | 1,750 | 広島市中区東千田町一丁目1番89号<br>ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行いずれも「広大前」下車 | 082−241−1226 | |
| | | 広島大学文学部試験場 | 17602X | 790 | 広島市中区東千田町一丁目1番89号<br>ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行いずれも「広大前」下車 | 082−241−0467 | |
| | | 広島大学法学部・経済学部試験場 | 17603R | 840 | 広島市中区東千田町一丁目1番89号<br>ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行いずれも「広大前」下車 | 082−241−1991 | |
| | | 広島大学理学部試験場 | 17604K | 1,300 | 広島市中区東千田町一丁目1番89号<br>ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行いずれも「広大前」下車 | 082−241−5471 | |
| | | 広島大学学校教育学部試験場 | 17605C | 885 | 広島市南区東雲三丁目1番33号<br>ＪＲ広島駅前からバス仁保車庫行又は西崎行「東本浦」下車、徒歩5分 | 082−281−3141 | |
| | | 広島大学附属中・高等学校試験場 | 17606A | 1,150 | 広島市南区翠一丁目1番1号<br>ＪＲ広島駅前から電車宇品行で「広大附属前」下車、又はバス広島港行、旭町行で「広大附属高校前」下車 | 082−251−0191 | |
| | | 広島県立広島皆実高等学校試験場 | 17607Y | 840 | 広島市南区出汐二丁目4番76号<br>ＪＲ広島駅前からバス大学病院行又は旭町行で「出汐町」下車、<br>徒歩5分 | 082−252−1333 | |
| | | 広島大学教育学部試験場 | 17608U | 750 | 東広島市西条町大字下見<br>ＪＲ西条駅前又はＪＲ八本松駅前からバス広島大学行、新幹線東広島駅前からバス広島大学行、ＪＲ八本松駅行で「広大北口」下車 | 0824−22−7111 | |
| | | 広島大学工学部試験場 | 17609M | 1,369 | 東広島市西条町大字下見<br>ＪＲ西条駅前又はＪＲ八本松駅前からバス広島大学行、新幹線東広島駅前からバス広島大学行、ＪＲ八本松駅行で「広大東口」下車 | 0824−22−7111 | |
| | | 広島大学附属福山中・高等学校試験場 | 17610Y | 1,101 | 福山市春日町吉田<br>ＪＲ山陽本線「東福山駅」北口下車、北東へ徒歩15分 | 0849−41−8350 | ○ |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上級使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 広島県 | 広島女子大学 | 広島女子大学試験場 | 32601B | 812 | 広島市南区宇品東一丁目1番71号<br>広島駅前から、市内電車比治山下経由宇品行「県病院前」下車、<br>東へ徒歩6分 | 082−251−5178 | |
| | 広島県立大学 | 広島県立大学試験場 | 33601U | 137 | 庄原市七塚町562<br>芸備線「備後庄原駅」下車、駅前「庄原バスセンター」から、県大スクールバス（約20分）で「広島県立大学前」下車、徒歩2分 | 08247−4−1000 | |
| 山口県 | 山口大学 | 山口大学本部試験場 | 17701R | 2,989 | 山口市大字吉田1677−1<br>ＪＲ山口線「湯田温泉駅」下車、南へ徒歩20分 | 0839−22−6139 | |
| | | 山口大学医学部試験場 | 17702K | 392 | 宇部市大字小串1144<br>宇部線「宇部新川駅」下車、徒歩10分 | 0836−22−2000 | |
| | | 山口大学工学部試験場 | 17703C | 577 | 宇部市常盤台2557<br>宇部線宇部新川駅前から市営バス風呂ヶ迫行・ひらき台行・休暇センター行（いずれも琴芝経由又は藤曲通り経由）「工学部前」下車 | 0836−31−5100 | |
| | 下関市立大学 | 下関市立大学試験場 | 32701X | 1,422 | 山口県下関市大学町二丁目1番1号<br>ＪＲ幡生駅下車徒歩17分<br>私鉄バス、サンデン交通山の田停留所下車徒歩5分 | 0832−52−0288 | |
| | 山口女子大学 | 山口女子大学試験場 | 32801K | 550 | 山口市桜品3−2−1<br>ＪＲ山口線「宮野駅」下車、徒歩5分 | 0839−28−0211 | ○ |
| 徳島県 | 徳島大学 | 徳島大学常三島地区試験場 | 17801C | 2,474 | 徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地<br>徳島駅前から市バス吉野川沿行「助任橋」下車、徒歩5分 | 0886−23−2319 | |
| | 鳴門教育大学 | 鳴門教育大学試験場 | 17901Y | 567 | 鳴門市鳴門町高島<br>ＪＲ鳴門線「鳴門駅」から市バス高島行き「鳴門教育大学前」下車<br>徒歩1分 | 0886−87−1311 | |
| 香川県 | 香川大学 | 香川大学教育学部試験場 | 18001U | 2,018 | 高松市幸町1−1<br>高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分、「幸町」下車、徒歩2分 | 0878−61−4141 | |
| | | 香川大学法学部・経済学部試験場 | 18002M | 1,100 | 高松市幸町2−1<br>高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分、「幸町」下車、徒歩3分 | 0878−61−4141 | |
| | | 香川大学農学部試験場 | 18003H | 687 | 木田郡三木町池戸2393<br>琴電長尾線（平木又は長尾行）「農学部前」下車、徒歩2分　又は<br>琴電バス引田線（田面又は引田行）「農学部前」下車、徒歩3分 | 0878−98−1411 | |
| | 香川医科大学 | 香川医科大学試験場 | 18101H | 428 | 木田郡三木町大字池戸1750−1<br>琴平電鉄長尾線「高田駅」下車、「高田駅」より「医大病院」行きバスで4分 | 0878−98−5111 | |
| 愛媛県 | 愛媛大学 | 愛媛大学城北試験場 | 18201Z | 4,755 | 松山市文京町3番<br>市内電車環状線「赤十字病院前」下車、北へ徒歩3分 | 0899−24−7111 | |
| | | 愛媛大学農学部試験場 | 18202X | 600 | 松山市樽味3丁目5番7号<br>市内バス8番線（東野経由）「農学部前」下車 | 0899−41−4171 | |
| 高知県 | 高知大学 | 高知大学試験場 | 18301R | 1,814 | 高知市塚町二丁目5番1号<br>ＪＲ土讃本線「朝倉駅」下車、東南へ徒歩5分 | 0888−44−0118 | |
| | 高知医科大学 | 高知医科大学試験場 | 18401C | 373 | 南国市岡豊町小蓮<br>高知駅前から高知県交通バス領石行・奈路行・田井行・医大前原行「医大病院」下車 | 0888−66−5492 | |
| 福岡県 | 福岡教育大学 | 福岡教育大学試験場 | 18501Y | 3,051 | 宗像市大字赤間729番地<br>ＪＲ鹿児島本線「教育大前駅」下車、徒歩約500Ｍ　又は、西鉄バス「赤間営業所」下車、徒歩約500Ｍ | 0940−32−2381 | |
| | 九州大学 | 九州大学文科系学部試験場 | 18601M | 937 | 福岡市東区箱崎6−19−1<br>地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車、徒歩3分又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩1分 | 092−641−1101 | |
| | | 九州大学理学部試験場 | 18602H | 648 | 福岡市東区箱崎6−10−1<br>地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車、徒歩3分又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩2分 | 092−641−1101 | |
| | | 九州大学工学部試験場 | 18603B | 1,893 | 福岡市東区箱崎6−10−1<br>地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車、徒歩1分又は西鉄バス「九大前」下車、徒歩2分 | 092−641−1101 | |
| | | 九州大学農学部試験場 | 18604Z | 579 | 福岡市東区箱崎6−10−1<br>地下鉄貝塚行「貝塚」下車、徒歩2分又は西鉄バス「貝塚駅」下車徒歩2分 | 092−641−1101 | |
| | | 九州大学病院地区試験場 | 18605X | 781 | 福岡市東区馬出3−1−1<br>地下鉄貝塚行「馬出九大病院前」下車、徒歩3分又は西鉄バス「県庁・九大病院前」・「警察本部前」下車、徒歩3分 | 092−641−1101 | |
| | | 九州大学教養部試験場 | 18606R | 1,686 | 福岡市中央区六本松4−2−1<br>西鉄バス「六本松」下車、徒歩1分 | 092−641−1101 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福岡県 | 九州大学 | 水城学園試験場 | 18607K | 2,400 | 福岡市中央区長垂1－3－1<br>西鉄バス「美数学館前」下車、徒歩1分 | 092－641－1101 | |
| | | 県立福岡高等学校試験場 | 18608C | 1,200 | 福岡市博多区堅粕1－29－1<br>西鉄バス「福高前」下車、徒歩1分 | 092－641－1101 | |
| | | 県立香椎高等学校試験場 | 18609A | 1,190 | 福岡市東区香椎2－9－1<br>JR九州「香椎」下車、東へ徒歩5分又は西鉄バス「香椎」下車、東へ徒歩10分 | 092－641－1101 | ○ |
| | 九州芸術工科大学 | 九州芸術工科大学試験場 | 18701B | 1,300 | 福岡市中央区鳥飼1丁目5－30<br>西鉄大牟田線「福岡駅」下車、北西へ徒歩10分 | 092－741－4166 | |
| | 九州工業大学 | 九州工業大学試験場 | 18801X | 3,004 | 北九州市戸畑区仙水町1－1<br>JR鹿児島本線「新中原駅」下車、南へ徒歩10分 | 093－871－1931 | |
| | | 県立小倉高等学校試験場 | 18802R | 495 | 北九州市小倉北区愛宕2丁目8－1<br>JR小倉駅前からバス（92・93・94）「小倉高校下」下車又はJR鹿児島本線「西小倉駅」下車、西へ徒歩15分 | 093－871－1931 | ○ |
| | 北九州大学 | 北九州大学試験場 | 33001Y | 2,500 | 北九州市小倉南区北方4丁目2番1号<br>小倉駅前からモノレール「競馬場前」下車、又は小倉駅前からバス（6・30・31・34～37系統）「北方」下車 | 093－962－4436 | |
| | 九州歯科大学 | 九州歯科大学試験場 | 33101M | 660 | 北九州市小倉北区真鶴2丁目6－1<br>JR「南小倉駅」下車西へ徒歩15分又はJR小倉駅より西鉄バス（22・43番）「歯大前」下車又は西鉄電車「歯科大学前」下車 | 093－581－6486 | ○ |
| | 福岡女子大学 | 福岡女子大学試験場 | 33201B | 509 | 福岡市東区香住ヶ丘1丁目1－1<br>JR九州「香椎」下車、北へ徒歩15分又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩2分 | 092－661－2415 | |
| | 産業医科大学 | 産業医科大学試験場 | 40101H | 780 | 北九州市八幡西区医生ヶ丘1－1<br>JR「折尾駅」下車、オリオンプラザビル前のバス停から、市営バス「光貞台（循環）」に乗車し、「産業医科大学前」で下車 | 093－603－1611 | |
| 佐賀県 | 佐賀大学 | 佐賀大学試験場 | 18901K | 2,459 | 佐賀市本庄町1<br>佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行・相応行又は佐大前行「佐大前」下車、徒歩5分 | 0952－24－5191 | |
| | 佐賀医科大学 | 佐賀医科大学試験場 | 19001C | 450 | 佐賀市鍋島町大字鍋島三本杉<br>佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園・鍋島小学校経由）行「医大」下車 | 0952－31－6511 | |
| 長崎県 | 長崎大学 | 長崎大学文教地区試験場 | 19101Y | 4,494 | 長崎市文教町1－14<br>長崎駅前から市内電車赤迫行又は長崎バスの1番系統（滑石行、時津行等）に乗り、いずれも「長崎大学前」下車 | 0958－47－1111 | |
| | | 県立佐世保北高等学校試験場 | 19102U | 897 | 佐世保市八幡町6－31<br>佐世保駅前から大野行又は矢峰行「市役所前」下車、徒歩3分 | 0956－22－5361 | ○ |
| | | 長崎大学片淵地区（経済学部）試験場 | 19103M | 700 | 長崎市片淵4－2－1<br>「長崎駅前東口」から県営バス「諏訪」、「立山」行で、「経済学部前」下車 | 0958－26－8231 | |
| | 長崎県立国際経済大学 | 長崎県立国際経済大学試験場 | 33301X | 600 | 佐世保市川下町123番地<br>JR佐世保駅前から、市営バス、西肥バスで相浦（日野経由）行「国際経済大学前」下車、徒歩2分 | 0956－47－2193 | |
| 熊本県 | 熊本大学 | 熊本大学黒髪地区試験場 | 19201M | 5,499 | 熊本市黒髪2－40－1<br>熊本駅又は交通センターから、市営バス植団地行、産交バス大津行、いずれも「熊大前」下車 | 096－344－2111 | |
| | 熊本女子大学 | 熊本女子大学試験場 | 33401K | 580 | 熊本市健軍町水汲2432－1<br>熊本交通センターから市営バス長嶺団地行「白浜前」下車、徒歩1分 | 096－383－2929 | |
| 大分県 | 大分大学 | 大分大学試験場 | 19301B | 4,289 | 大分市大字旦野原700番地<br>大分市中央通りドキハデパート前から大分バス旦野原行き「大分大学下車」 | 0975－69－3311 | |
| | 大分医科大学 | 大分医科大学試験場 | 19401X | 500 | 大分郡挾間町医大ヶ丘1丁目1番地<br>ドキハデパート前又は大分駅前から、大分医科大学行、医大病院行又は医大経由向の原行で「医大病院」下車、徒歩1分 | 0975－49－4411 | |
| 宮崎県 | 宮崎大学 | 宮崎大学教育学部試験場 | 19501K | 2,528 | 宮崎市学園木花台西1丁目1番地<br>宮崎交通バス　宮崎大学行（大学病院経由、650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由、652）「宮崎大学」下車 | 0985－58－2811 | |
| | | 宮崎大学農学部試験場 | 19502C | 970 | 宮崎市学園木花台西1丁目1番地<br>宮崎交通バス　宮崎大学行（大学病院経由、650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由、652）「宮崎大学」下車 | 0985－58－2811 | |
| | | 宮崎大学工学部試験場 | 19503A | 810 | 宮崎市学園木花台西1丁目1番地<br>宮崎交通バス　宮崎大学行（大学病院経由、650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由、652）「宮崎大学」下車 | 0985－58－2811 | |
| | 宮崎医科大学 | 宮崎医科大学試験場 | 19601A | 552 | 宮崎郡清武町大字木原5200<br>宮崎駅前宮崎交通宮崎営業所又は南宮崎駅近くの宮交シティからバス大学病院行又は大学病院・宮崎大学行いずれも「大学病院」下車 | 0985－85－1510 | |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鹿児島県 | 鹿児島大学 | 鹿児島大学教養部試験場 | 19701U | 1,302 | 鹿児島市郡元1丁目21－30<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩1分 | 0992－54－7141 | |
| | | 鹿児島大学法文学部試験場 | 19702M | 550 | 鹿児島市郡元1丁目21－30<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩2分 | 0992－54－7141 | |
| | | 鹿児島大学教育学部試験場 | 19703H | 720 | 鹿児島市郡元1丁目20－6<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩5分 | 0992－54－7141 | |
| | | 鹿児島大学理学部試験場 | 19704B | 500 | 鹿児島市郡元1丁目21－35<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩3分 | 0992－54－7141 | |
| | | 鹿児島大学工学部試験場 | 19705Z | 900 | 鹿児島市郡元1丁目21－40<br>西鹿児島駅前から市電郡元行「工学部前」下車、徒歩2分 | 0992－54－7141 | |
| | | 鹿児島大学農学部試験場 | 19706X | 1,050 | 鹿児島市郡元1丁目21－24<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「農学部前」下車、徒歩1分 | 0992－54－7141 | |
| | | 鹿児島大学水産学部試験場 | 19707R | 450 | 鹿児島市下荒田4丁目50－20<br>西鹿児島駅前から市営バス三和町行（11番）・大学病院行（18番）「体育館前」下車、徒歩5分 | 0992－54－2181 | |
| | | 鹿児島大学歯学部試験場 | 19708K | 300 | 鹿児島市宇宿町1208－1<br>西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「歯学部病院前」下車、徒歩約3分 | 0992－64－2211 | |
| | | 鹿児島大学医学部試験場 | 19709C | 300 | 鹿児島市宇宿町1208－1<br>西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「大学病院前」下車、徒歩1分 | 0992－64－2211 | |
| | | 県立大島高等学校試験場 | 19710R | 213 | 名瀬市安勝町7－1<br>名瀬港から市営バス平田町行「大島高校前」下車、徒歩約5分 | 0992－54－7141 | |
| | 鹿屋体育大学 | 鹿屋体育大学試験場 | 19801H | 656 | 鹿屋市白水町1番地<br>鹿屋バスセンターからバス垂水行、又は垂水港からバス鹿屋・志布志・高山行いずれも「白水町体育大学前」下車、徒歩3分 | 0994－46－4304 | |
| 沖縄県 | 琉球大学 | 琉球大学教養部試験場 | 19901Z | 878 | 中頭郡西原町字千原1番地<br>バス97・98・102番「琉大東口・北口」下車、徒歩15分、26・27・90番「中部商業高校前」下車、徒歩30分 | 09889－5－2221 | |
| | | 琉球大学法文学部試験場 | 19902X | 500 | 中頭郡西原町字千原1番地<br>バス97・98・102番「琉大東口・北口」下車、徒歩15分、26・27・90番「中部商業高校前」下車、徒歩30分 | 09889－5－2221 | |
| | | 県立首里高等学校試験場 | 19903R | 1,250 | 那覇市首里真和志町2丁目43番地<br>バス12・13・14・17・25・26・33・97・102番「山川」下車、徒歩3分 | 0988－85－8206 | |
| | | 県立那覇高等学校試験場 | 19904K | 1,300 | 那覇市松尾1丁目21－44番地<br>バス1～3・5（以上周回循り）12・17・31～35・38～41・45・50～55・89番「那覇高校前」下車、徒歩1分 | 0988－67－7396 | |
| | | 県立普天間高等学校試験場 | 19905C | 1,200 | 宜野湾市普天間1丁目24－1番地<br>バス21～27・31・58・59・61・75・77・90・102番「普天間」下車、徒歩3分 | 09889－3－3984 | ○ |
| | | 県立宮古高等学校試験場 | 19906A | 86 | 平良市字西里718番地<br>バス・「宮古協栄バスターミナル」下車、徒歩5分、「八千代バス本社」下車、徒歩20分 | 09807－3－3061 | ○ |
| | | 県立八重山高等学校試験場 | 19907Y | 45 | 石垣市字登野城275番地<br>バス吉原線「登野城小学校前」下車、徒歩2分 | 09808－2－0295 | |
| | 沖縄県立芸術大学 | 県立首里高等学校試験場 | 33501A | 450 | 那覇市首里石嶺町3丁目178<br>バス9・11・14・17・25・26・33・97・102番「実務学園前」下車、徒歩4分 | 0988－87－6110 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地<br>道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮城県 | 宮城教育大学 | 宮城教育大学試験場 | 11550Y | 1 | 仙台市青葉区荒巻字青葉<br>市営バス、「仙台駅前」から宮教大行、青葉台行又は成田山行「宮教大前」下車 | 022－222－1021 | |
| 東京都 | 一橋大学 | 一橋大学国立本校試験場 | 13750C | 9 | 国立市中２丁目１番地<br>ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩１０分 | 0425－76－7713 | |
| 大阪府 | 大阪外国語大学 | 大阪外国語大学試験場 | 16450Z | 1 | 箕面市粟生間谷東８丁目１番１号<br>北大阪急行千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行（「大阪外大前」（終点）下車又は間谷住宅行「間谷住宅４」下車 | 0727－28－3111 | |
| 福岡県 | 九州大学 | 九州大学実施本部試験場 | 18650H | 1 | 福岡市東区箱崎６－１０－１<br>地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車、徒歩５分又は西鉄バス「九大前」下車、徒歩５分 | 092－641－1101 | |
| 宮崎県 | 宮崎大学 | 宮崎大学教育学部試験場 | 19550C | 1 | 宮崎市学園木花台西１丁目１番地<br>宮崎交通バス　宮崎大学行（大学病院経由、６５０・６５１）又は大学病院行（宮崎大学経由、６５２）「宮崎大学」下車 | 0985－58－2811 | |
| 鹿児島県 | 鹿児島大学 | 鹿児島大学教養部（点字）試験場 | 19750M | 1 | 鹿児島市郡元１丁目２１－３０<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（１０番）・三和町行（１１番）「法文学部前」下車、徒歩１分 | 0992－54－7141 | |





## ⑽　平成２年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

文高大第２３５号
平成元年６月27日

各国公私立大学長
大学入試センター所長　殿

文部省高等教育局長
坂　元　弘　直

### 平成２年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

このたび、標記の要項について、大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜方法等に関する所要の事項を新たに加え、別紙のとおり定めましたので通知します。

大学入学者選抜方法の改善については、かねてから御努力を願ってきたところでありますが、下記の事項に留意の上、なお一層の工夫・改善を進めるよう引き続き格別の御配慮をお願いします。

記

１．各大学・学部は、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め、一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

２．入学者選抜の多様化を推進する観点から、推薦入学や帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）、社会人等に対する特別選抜の積極的導入を図るとともに、各大学が行う選抜試験においては面接、小論文、実技検査等を適切に組み合わせて行うことが望まし

いこと。

3．　身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては、従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが、この特別措置については、以下のことなどが考えられるので、必要に応じ、この例示を参考とするなど更に配慮すること。

(1)　視覚障害者

　試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙、特定試験場の設定など

(2)　聴覚障害者

　注意事項の文書による伝達、座席を前列に指定するなど

(3)　肢体不自由者

　試験時間の延長、拡大解答用紙、特定試験場の設定、介助者の付与など

4．各大学・学部は、当該大学・学部の教育、研究の内容等入学志願者の進路選択にとって参考となる情報を積極的に提供するよう配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学等単位での大学説明会の開催など大学側の情報提供の積極的促進について配慮すること。

5．大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては、大学入学者選抜実施要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが、色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられる。これらの取扱いについては、当該障害を有する者の進学の機会を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが適当であること。

6．私費外国人留学生の入学者選抜に当たっては、国際交流等の推進の観点から、当該諸外国における教育の実情等を適切に勘案して、特に当該選抜に係る学力検査等の実施に代えて（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力試験（１級）」の積極的活用方についてより一層の配慮をすることが望ましいこと。

7．高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者については、その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる場合には、入学者選抜方法を工夫するなど、その受け入れに配慮することが望ましいこと。

8．入学に要するすべての経費の納入手続等については、本要項の第９の１の(1)に定めているところであるが、入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については、受験生への配慮から可能な限りわかりやすく、かつ、十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善を図ることが望ましいこと。





9．国立大学の入学者選抜においては、特に次の諸点について留意すること。

(1)　２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしその取り止めを図るため、試験実施から採点、合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し、再検討を図るとともに、全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層の努力を行うこと。

(2)　各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）については、第10の１の(3)に記載のとおり、出題する教科・科目数の削減に引き続き努力すること。この場合、個別学力検査を行わないか、あるいは行ったとしても当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ必要な最小限度とし、小論文、面接、実技検査、外国語における聞き取り試験等を適切に組み合わせて実施することが望ましいこと。

　なお、入学者選抜に当たっては、大学入試センター試験のほか、口頭試問、面接、小論文、実技等の多様な選抜方法や調査書、自己推薦書等の資料を中心として、出題方法の工夫による限定した学力検査などを当該大学・学部の特色、専門分野等の特性に応じて適宜活用し、総合的に合否を判定する方法の導入に努めることが望ましいこと。

(3)　各大学・学部の個別学力検査等の試験期日の決定に当たっては、専門分野別・地域別の均衡に配慮し、受験生の選択の機会の拡充や入学者選抜の多様化を図るため、学部の定員を分割する入学者選抜方式を導入することが望ましいこと。

(4)　上記４による情報提供の積極的促進について一層の改善を行うとともに、特に出願期間中においては各地域での志願者数、２段階選抜の状況及び過去の入試データ等の情報を、入学手続締切り後には追加合格の状況及び第２次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

(5)　各大学・学部においては、入学定員の適切な充足を確保することとし、欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておくこと。

(6)　各大学の募集要項の作成に当たっては、個別学力検査等、推薦入学、第２次募集等の出願手続、選抜方法、入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

10．国立大学の選抜日程等に沿って入学者選抜を実施する公立大学及び私立大学につい

ても、上記９の趣旨を踏まえて適切に対処するものとすること。





# 平成２年度大学入学者選抜実施要項

（平成元年６月27日文高大第235号文部省高等教育局長通知）

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

## 第１　選　抜　方　法

１　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査・面接・小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。

この場合、スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい。

２　上記１の選抜方法によるほか、大学の意向によっては、次の選抜方法によることもできる。

(1)　入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）

ア　大学は、能力・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、これを学校長に提示して推薦を求めるものとする。

イ　大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(2)　入学定員の一部について、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の志願者と異なる選抜方法により判定する方法（帰国子女特別選抜、社会人特別選抜）

ア　大学は、帰国子女又は社会人の出願要件を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

イ　大学は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の日時の経過などにかんがみ、広く本人の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査を免除又は負担を軽減し、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適切に

組み合わせて課することが望ましい。

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法

大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法

## 第2 選抜期日

1 入学者選抜の期日は、次により適宜これを定めるものとする。

(1) 入学者選抜試験期日　　平成2年2月1日から4月15日までの間

(2) 入学願書受付期間　　入学者選抜試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表　　平成2年4月20日まで

2 推薦入学による場合は、判定結果を原則として第1の1による選抜方法の試験期日の10日前までに発表するものとし、この期日に応じて入学願書受付期間を適宜定めるものとする。

3 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法による場合の入学者選抜の期日は、上記1により定めるものとする。

4 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法による場合は、調査書を主な資料として判定した結果を原則として学力検査等の開始日の10日前までに発表するものとする。

## 第3 調査書

1 大学は、入学者選抜の資料として、出身学校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成に関する委員会の審議を経て作成した調査書を提出させるものとする。

調査書の様式、記入上の注意事項等は、別紙様式1による。

2 調査書は、入学志願者の学習成績、健康状況、特別活動の記録等が記載された重要な資料であるので、入学者の選抜に当たっては、調査書を十分活用することが望ましい。

なお、学力検査を実施する場合、入学志願者が受験する教科・科目以外の教科・科目については、特に調査書の学習成績に留意するものとする。

また、専門教育を主とする学科卒業の入学志願者について、その専門教育が当該学部・学科の教育と密接に関連すると認められる場合には、調査書の専門教育に関する科目の学習成績や取得資格などに留意することが望ましい。





3 調査書に記入される学習成績概評は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程にあっては4か年間）における各教科・科目の評定平均値の平均を表1の区分に従ってA、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を示しているものである。

（表1）学習成績概評

| 各教科・科目の評定平均値の平均 | 学習成績概評 |
|---|---|
| 5.0～4.3 | A |
| 4.2～3.5 | B |
| 3.4～2.7 | C |
| 2.6～1.9 | D |
| 1.8以下 | E |

4 大学は、高等学校長に対し学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示するよう希望することができる。

なお、この場合には「備考」欄にその理由を明示させるものとする。

5 「健康の状況」の欄は、高等学校生徒健康診断票に基づいて記載されるものであり、入学後の保健指導等の参考資料としても併せて活用することが望ましい。

6 大学は、高等学校長に対し当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」欄に記入するよう希望することができる。

7 やむを得ない事由により完全な調査書が得られない場合は、次により措置するとともに、面接によって不足を補う等の配慮が望ましい。

(1) 廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は、卒業証明書、成績通信簿その他入学志願者が提出できる書類をもってこれに代えてもよい。

(2) 本人が被災等により上記書類をも整えられない場合は、出身学校を所管する教育委員会、知事又は出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出させる。

ただし、このような証明書を受理した大学は、本人について更に調査をすることが必要である。

8　大学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている高等学校（研究開発学校）があるので留意すること。

9　高等専門学校第３学年修了者等の調査書については、次によるものとする。

(1)　高等専門学校第３学年修了者及び文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、別紙様式１の調査書に準じて作成し提出させるものとする。

(2)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び大学入学資格検定合格者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

## 第４　学　力　検　査　等

学力検査や小論文、面接、実技検査は、大学が入学志願者の能力、適性等を知る上で重要な選抜資料であるが、その実施に当たっては、次の諸点に留意しつつ、できる限り入学志願者の負担を軽減する観点から瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることなく、特色ある選抜を実施するようにし併せて入学志願者個々の個性、適性を活かした進学を助長するよう配慮することが望ましい。

### １　学　力　検　査

(1)　学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施するものとする。

(2)　大学は、学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施することができる。

(3)　大学は、学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課することができる。

(4)　学力検査は、国語、社会、数学、理科、外国語の５教科について実施することを原則とするが、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、一部の教科を除き、又は他の教科を加えて実施することができる。

(5)　各教科における学力検査実施科目は、高等学校学習指導要領に定められている科目について、国語、社会、数学、理科、外国語の各教科それぞれ１科目を解答





させることを原則として大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、社会・理科などの特定教科について３科目以上を出題し２科目を選択解答させ、若しくは特定の２科目を出題し解答させることができる。

(6)　商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等からみて適当と認められる場合には、上記(4)に掲げる教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は社会、数学若しくは理科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(7)　学力検査は、次の諸点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てるものとする。

ア　学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方式を適宜組み合わせて実施することが望ましい。

イ　原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検査できるような問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検査するような問題であってはならない。

ウ　高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のための上記(6)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、特に考慮するものとする。

### ２　小論文、面接、実技検査

(1)　小論文及び面接

大学は、入学志願者の能力・適性等をできる限り多角的に検査するため、小論文を課し、また、学部・学科の特性等に応じ面接を活用することについて配慮することが望ましい。

(2)　実　技　検　査

大学・学部の目的・性格等から主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部・学科（教員養成学部にあつては主専攻）においては、上記１の学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

(3)　上記(1)及び(2)の小論文、面接及び実技検査を課する場合、その内容が、学力検査の教科・科目の内容と重複するものにわたっても差し支えないものとする。

## 第５　健　康　診　断

１　入学志願者の健康状況の把握は、次により行うものとする。

(1)　昭和63年度高等学校卒業者及び平成２年３月卒業見込みの者については、調査

書の「健康の状況」欄の記載によるものとし、これ以外の年度の高等学校卒業者及び大学入学資格検定合格者等、調査書を提出することができない者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載事項とされている視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等について医師の作成した健康診断書（様式は特に定めない。）を提出させ、その記載による。

(2) 特定の学部・学科等が必要とする特別の事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施するものとする。

2 入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないこと、又は伝染性疾患などにより集団生活に適さないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい。

**第6 学力検査実施教科・科目等及び選抜方法等の決定・発表**

1 大学は、学力検査の実施教科・科目並びに実技検査の実施科目、面接の実施及び小論文の出題等について決定し、平成元年6月1日から7月31日までの期間内に発表するものとする。

2 大学は、次の事項に該当する場合には、それぞれ具体的な取扱いを決定し、上記1で定める期間内に発表するものとする。

(1) 推薦入学を実施する場合

(2) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法をとる場合

(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終的に判定する方法をとる場合

(5) 調査書にⒶ標示を希望する場合

(6) 調査書に能力・適性等についての推薦の記入を希望する場合

(7) 学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する場合

(8) 学力検査を第1次と第2次に分け、第1次の学力検査の合格者に対して第2次の学力検査を課する方法をとる場合

3 発表は、国立大学（国立短期大学を除く。）及び公立大学（公立短期大学を除く。）にあっては別紙様式2、別紙様式4及び別紙様式6により、大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては別紙様式3、別紙様式4、別紙様式5及び別紙様式6により、大学入試センター試験を利用しない私立大学（私立短期大学を含む。）並びに国立短期大学及び公立短期大学にあっては別紙様式3、別紙様式5及び別紙様式6により、文部省高等教育局大学課大学入試室、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知する方法によるものとする。

なお、大学入試センター試験を利用する大学にあっては、別紙様式4により、大学入試センター事業部事業第一課にも通知するものとする。





**第7 募集人員**

各大学で募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

**第8 出願資格**

大学に入学を志願することのできる者は、次のとおりである。

1 高等学校を卒業した者及び平成2年3月卒業見込みの者

2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成2年3月修了見込みの者

3 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成2年3月31日までにこれに該当する見込みの者

**第9 募集要項、出願手続等**

**1 募集要項等**

(1) 大学は、募集人員、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表するものとする。

なお、大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。

(2) 大学は、当該大学の学部・学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

(3) 大学は、平成元年12月15日までに募集要項を発表するものとする。

(4) 大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、求める学生像、学部・学科等の組織、教育研究の内容及び特色、その他学生生活の概要、諸経費、卒業後の進路状況等大学・学部等の選択の参考となる情報を提供することが望ましいこと。

2　出願の手続

(1)　入学志願者は、出願に必要な書類を取りそろえ、志願大学の定める手続により、志願大学へ提出するものとする。

この場合において、出願に必要な書類を出身学校長が取りまとめて志願大学へ提出し、又は、出願に必要な書類のうち出身学校長が作成すべき調査書等のみについて、出身学校長が直接志願大学へ提出することも差し支えない。

(2)　出願に際して提出する写真は、出願以前３か月以内に撮影したものとする。

**第10　大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜方法等**

大学入試センター試験の利用に伴う大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜（大学の学部等の定員の一部について利用する場合は、その定員に係る入学者の選抜）に関しては、「平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（昭和63年10月12日文高大第240号文部省高等教育局長通知）」に定めるもののほか、第１の１に掲げる選抜方法の基本にのっとり、原則としてこの要項の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、学力検査の実施方法、大学入試センター試験の実施期日等については、次に掲げるところによるものとする。

1　学力検査等

(1)　学力検査は、大学入試センター試験及び各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）に分け、大学入試センター試験は、各大学が大学入試センターと協力して共同で実施し、個別学力検査は、各大学が必要に応じて実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は、主として、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とするものとし、各大学は、大学入試センター試験の出題教科について、当該大学・学部に入学を志願する者に対し解答させる教科を決定し、発表するものとする。

(3)　個別学力検査等は、主として、入学志願者が、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的とするものとし、その実施に当たっては、次の諸点に配慮するものとする。

ア　個別学力検査を行う場合においても、出題する教科・科目数については、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な最小限度とし、第４の２に掲げる小論文、面接及び実技検査を適切に組み合わせて行うことが望ましい。





なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　個別学力検査の実施に当たっては、高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のため、職業に関する基礎的、基本的科目を出題し、選択解答できるよう配慮することが望ましい。

ウ　個別学力検査の出題形式については、利用する大学入試センター試験の教科・科目との関連を配慮し、記述式及び論述式により、入学志願者の記述力、考察力、表現力等が検査できるようにすることが望ましい。

(4)　個別学力検査を実施する大学における学力検査の成績の判定においては、大学入試センター試験の成績が、この試験の目的に即して、適切に評価されるよう配慮するものとする。

(5)　各大学が推薦入学に大学入試センター試験を利用する場合の学力検査の免除については、第１の２の(1)にかかわらず、個別学力検査についてのみ免除することができるものとする。

2　募集、大学入試センター試験の出願受付、実施期日等

(1)　大学入試センター試験に関する要項の発表

大学入試センターは、大学入試センター試験の実施期日、実施方法、出題教科・科目等、試験場、出願手続、検定料、経費等に関する要項を定め、平成元年７月31日までに発表するものとする。

(2)　各大学の募集要項等については、第９の１によるものとするが、第９の１の(1)及び(3)による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、大学入試センター試験で受験を要する教科等、個別学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目及びその実施期日・選抜方法等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、平成元年７月31日までに発表するものとする。

この場合、求める学生像、各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色、大学説明会等の入学志願者の進路選択上の参考資料についても別途発表することが望ましい。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、個別学力検査

等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を平成元年12月15日までに発表するものとする。

(3) 大学入試センター試験の出願受付、実施期日

ア 出願受付は、平成元年10月16日から10月27日までとする。

イ 実施期日は、平成２年１月13日及び14日とする。

**3 大学入試センター試験実施上の配慮**

(1) 試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内の大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

(2) 身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。

(3) 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

**第11 国立大学の入学者選抜方法等**

国立大学（国立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第10まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、個別学力検査の日程、特別の選抜方法等については、次に掲げるところによるものとする。

**1 出願受付、個別学力検査の日程**

(1) 出願受付は、平成２年１月22日から１月31日までとする。

(2) 個別学力検査等の日程は、それぞれ各大学・学部が定める分離・分割方式又は連続方式に応じ、次のとおりとする。

ア 分離・分割方式

同一学部を前期日程及び後期日程に分け、前期日程を平成２年２月25日から、後期日程を原則として同年３月12日以降に実施するものとする。

イ 連続方式

大学・学部をＡ日程及びＢ日程の２つのグループに分け、Ａ日程グループは平成２年２月25日から、Ｂ日程グループは原則として同年３月５日以降に実施するものとする。

（別表参照）

(3) 合格者の発表は、前期日程は平成２年３月10日まで、Ｂ日程及び後期日程は同





年３月18日から３月23日まで、Ａ日程は同年３月23日までとする。

**2 各大学に対する出願、入学手続**

(1) 入学志願者は、各大学が定める手続き・方法等により、上記１の(1)による出願に当たっては、Ａ日程又は前期日程の大学・学部等から１つ、Ｂ日程又は後期日程の大学・学部等から１つの合計２つの大学・学部等に出願することができるものとする。

(2) 入学手続は、３の(1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、前期日程は平成２年３月13日に、前期日程以外の日程は同年３月27日に締め切るものとする。ただし、３の(2)及び(3)に掲げる帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、第２次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

**3 特別の選抜方法**

(1) 推薦入学

推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するもの（推薦入学Ⅰ）については平成２年１月21日、個別学力検査についてのみ免除するもの（推薦入学Ⅱ）については同年２月10日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推薦入学Ⅱとも同年２月15日までとする。

(2) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜

ア 各大学が帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合は、大学入試センター試験を免除することが望ましい。

イ 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合の出願の方法、受付期間、判定結果の発表日等は、各大学が適宜定めることとする。

(3) 第２次募集等

ア 各大学は、入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて大学入試センター試験を受験している者で、かつ、いずれの国立大学にも入学手続を行っていない者を対象として、平成２年３月23日以降において、第２次募集を行うことができるものとする。

イ 各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、平成２年３月28日以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

(4) 2 段 階 選 抜

ア 主として調査書の内容及び大学入試センター試験の成績により第1段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方式については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、個別学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。

この方式をやむを得ず採用する場合にあっても、第1段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするようにするものとする。

イ この方式により選抜を行う大学は、第1段階の選抜の判定結果の発表を、A日程、B日程及び前期日程については、平成2年2月10日までに、後期日程については、原則として同年3月2日までにそれぞれ行うものとする。

(5) 募集要項の発表

上記(1)から(4)により特別の選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を第10の2の(2)の各大学の募集要項に明示するものとする。

**第12 公立大学の入学者選抜方法等**

公立大学（公立短期大学を除く。）の入学者の選抜に関しては、原則として第1から第11まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとする。

ただし、各大学に対する出願、個別学力検査等の日程及び入学手続等については、各大学の定めるところによる。

**第13 注 意 事 項**

1 入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者をできる限り多角的に選抜するため、学力検査のみに偏ることなく調査書の内容、学力検査以外のその他の能力・適性等に関する検査の成績、その他学部・学科の特性等に応じ適当と認める資料を活用するよう一層配慮すること。

2 身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

3 大学は、入学者選抜において出題した学力検査問題等について、支障のない限り、標準的な解答例や出題の意図等を適切な方法により明らかにするよう配慮すること。

4 大学は、選抜方法に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、入学者の選抜に当たっては、その成果を十分に反映させることが望ましいこと。

5 大学のうちには、入学定員を著しく超えて入学させている向きもあるが、学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることに十分留意すること。

6 各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色等の情報は積極的に発表するように配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学単位で地元の高校生等を対象に大学説明会を開催するなど大学側の情報の積極的提供に配慮することが望ましいこと。

7 本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に文部省と協議のうえ実施すること。

8 募集要項の発表後に、募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、事前に文部省と協議のうえ実施すること。

なお、緊急事態の生じたことにより、事前に協議できない場合には、その事態及び措置を速やかに文部省に報告すること。

**第14 備 考**

この要項は、平成2年度の大学入学者選抜に適用する。

（別　表）

# 平成２年度国立大学の個別学力検査等の試験期日について

| 区　分 | | 大　学　名 |
|---|---|---|
| 定員を分割して実施する大学 | 分離・分割方式の前期日程及び後期日程で実施する大学<br>〔前期：平成２年２月25日から<br>後期：　同年　３月12日以降〕 | 北海道大学、東北大学、東京大学、東京農工大学、東京工業大学、一橋大学、浜松医科大学、京都大学、大阪大学、神戸商船大学、奈良女子大学、徳島大学、高知大学、九州工業大学、宮崎医科大学 |
| | 分離・分割方式の前期日程及び後期日程と連続方式のＡ日程又はＢ日程若しくはＡ日程及びＢ日程で実施する大学 | 弘前大学、秋田大学、福島大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、電気通信大学、新潟大学、信州大学、金沢大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋工業大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、香川大学、九州大学 |
| | 連続方式のＡ日程及びＢ日程で実施する大学 | 室蘭工業大学、横浜国立大学、滋賀大学 |
| | 連続方式のＡ日程のみで実施する大学<br>〔平成２年２月25日から〕 | 北海道教育大学、宮城教育大学、図書館情報大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京商船大学、東京水産大学、お茶の水女子大学、長岡技術科学大学、富山医科薬科大学、福井医科大学、愛知教育大学、豊橋技術科学大学、京都教育大学、大阪外国語大学、奈良教育大学、鳴門教育大学、香川医科大学、福岡教育大学、九州芸術工科大学、長崎大学、大分医科大学、宮崎大学、琉球大学 |
| | 連続方式のＢ日程のみで実施する大学<br>〔平成２年３月５日以降〕 | 小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、岩手大学、山形大学、茨城大学、東京医科歯科大学、東京芸術大学、上越教育大学、山梨大学、山梨医科大学、富山大学、福井大学、静岡大学、三重大学、滋賀医科大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、和歌山大学、島根医科大学、愛媛大学、高知医科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、熊本大学、大分大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学 |



別紙様式１

（表）　　調　査　書　　資料（実施要項等）

| ※ | ※ | ※ | ※ |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1. ふりがな<br>氏　名 | 昭和　年　月　日生　男・女 | 現住所 | 都道府県　市区<br>町村　丁目　番　号 |
| 学校名 | 国立・公立・私立　高等学校（分　校） | 昭和・平成　年　月 | 入　学、編入学、転入学（第　学年） |
| 全・定・通 | 普通・専門（　・　） | 昭和・平成　年　月 | 卒　業<br>卒業見込 |

2. 各教科・科目の学習の記録

| 教科・科目 | 評定 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 修得単位数計 | 教科・科目 | 評定 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 修得単位数計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国語 | | | | | | 芸術 | | | | | |
| 社会 | | | | | | 外国語 | | | | | |
| 数学 | | | | | | 家庭 | | | | | |
| 理科 | | | | | | | | | | | |
| 保健体育 | | | | | | 計 | | | | | |

| 所見 | 第１学年 | 第２学年 | 第３学年 | 第４学年 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

| 3. 評定平均値 | 教科 | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 保健体育 | 芸術 | 外国語 | 家庭 | | | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均値 | | | | | | | | | | | |

| 4. 学習成績概評 | 成績段階別人数 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 段階 | A | 人 | B | 人 | C | 人 | D | 人 | E | 人 | 合計 | （　人） | 人 | | | |

（裏）

| ※ | ※ | ※ | ※ |
|---|---|---|---|

5. 出欠の記録

| 区分＼学年 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|---|---|---|---|---|
| 授業日数 | | | | |
| 出席停止・忌引き等の日数 | | | | |
| 留学中の授業日数 | | | | |
| 出席しなければならない日数 | | | | |
| 欠席日数 | | | | |
| 出席日数 | | | | |
| 備考 | | | | |

6. 健康の状況

| | | | |
|---|---|---|---|
| 視力 | 右 | ・（・） | 担当学校医所見 |
| | 左 | ・（・） | |
| 色覚 | | | |
| 聴力 | 右 | | |
| | 左 | | 担任教員所見 |
| 結核 | | | |
| その他の疾病及び異常 | | | |

7. 特別活動の記録

| 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 |
|---|---|---|---|
| 1. 活動の意欲<br>2. 集団への寄与 | 1. 活動の意欲<br>2. 集団への寄与 | 1. 活動の意欲<br>2. 集団への寄与 | 1. 活動の意欲<br>2. 集団への寄与 |

8. 行動及び性格の記録

| | |
|---|---|
| Ⅰ 所見 | |
| Ⅱ 取得資格等・趣味・特技 | |

9. 備考

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する

平成　年　月　日

学校名

所在地

校長名　　㊞　　記載責任者　　㊞





# 調査書記入上の注意事項等について

1　調査書作成の基本方針

(1)　調査書は、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。

(2)　調査書の作成に当たっては、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないようにするものとする。

(3)　調査書は、ホーム・ルーム担任教員等が記入し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出されるものとする。

2　調査書の様式、規格及び用紙

調査書は、この様式により、日本工業規格Ｂ５判（182×257 mm）上質紙（90 kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、Ｂ４縦型表判（257×364 mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。

3　記入上の注意

(1)　上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。

(2)　男女別、全日制・定時制・通信制の課程別、普通科・専門教育を主とする学科の別、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別、卒業・卒業見込みの別及び昭和・平成の別の該当事項を○で囲むこと。

なお、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　　）内に記入すること。

(3)　「各教科・科目の学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

ア　「教科・科目」欄の履修科目名は、生徒指導要録に基づいて記入すること。

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

イ　「修得単位数の計」欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

ウ　「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。

なお、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

エ　旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、次のようにすること。

「評定」は、昭和23年以前の学習成績については、教科ごとに秀、優、良、可、昭和24年度以降の分については、目標別に5、4、3、2、1、昭和31年度以降の分については、科目別に5、4、3、2、1のそれぞれの評語を用いて記入すること。

オ　卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。

カ　「所見」欄については、生徒個人について認められた各教科・科目の学習における特徴や特記すべき事項について総合的所見として記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。

(4)　「評定平均値」欄については、次のように記入すること。

なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

ア　各教科の評定平均値は、生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1)　$\frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3+3+5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$

(2)　小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3.7」となる。





| 教科・科目 | | 評定 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 修得単位数の計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 理科 | 理科Ⅰ | 3 | | | | 4 |
| | 物理 | | 3 | | | 4 |
| | 化学 | | | 5 | | 4 |

イ　評定平均値の平均は、アにより算出した各教科の評定平均値の合計数を履修教科数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

ウ　昭和33年3月以前の卒業者については、評定平均値は記入しないものとする。

(5)　「学習成績概評」及び「成績段階別人数」欄は、次のように記入すること。

ア　「学習成績概評」欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程にあっては4か年間）における各教科・科目の評定平均値の平均を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

| 各教科・科目の評定平均値の平均 | 学習成績概評 |
|---|---|
| 5.0～4.3 | A |
| 4.2～3.5 | B |
| 3.4～2.7 | C |
| 2.6～1.9 | D |
| 1.8以下 | E |

イ　大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」欄にその理由を明示しなければならないものとする。

ウ　「成績段階別人数」欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A○○人、B○○人、C○○人、D○○人、E○○人、合計○○人」のように記入すること。

なおアにより、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」欄に同一学年生徒の合計数を（　　）内に記入すること。

エ　昭和33年３月以前の卒業者については、学習成績概評及び成績段階別人数は記入しないものとする。

(6)　「出欠の記録」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。なお、旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、旧生徒指導要録における該当欄のみを記入すること。

(7)　「健康の状況」欄は、次のように記入すること。

ア　「視力」、「色覚」、「聴力」及び「担当学校医所見」の欄には、それぞれについて高等学校生徒健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記すること。

イ　「結核」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項を転記すること。

ウ　「その他の疾病及び異常」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項及び「心臓の疾病及び異常」等該当欄以外の疾病・異常、各種疾患等に関する記載事項で、特に教育上又は保健指導上必要と認められる事項があれば記入すること。

エ　「担任教員所見」欄には、高等学校在学中に教育指導上特に支障のあった疾病又は異常についてホーム・ルーム担任教員の所見を記入すること。

(8)　「特別活動の記録」欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること（例えば、特別活動への参加態度、出席状況、各種の役員としての経験などについて記入すること。）。更に、生徒の活動状況を総合的にみて、次に示す観点の趣旨に該当する場合には、欄内の観点の番号を○印で囲むこと。

1　活動の意欲……意欲をもって集団活動に参加し、熱心に自己の役割を果たした。

2　集団への寄与…所属集団の活動の発展・向上に大いに寄与した。

(9)　「行動及び性格の記録」欄は、次のように記入すること。

ア　「所見」欄には、①全体的にとらえた生徒の特徴②高等学校生徒指導要録の「Ｉ評定」欄において「＋」又は「－」と評定された項目のうち指導上特に重要





と思われるものについての所見や指導方針等について記入すること。

イ　「趣味・特技・取得資格等」欄には、生徒の興味、趣味、特技及び国家試験等を受験することにより取得した資格などについて記入すること。

(10)　「備考」欄には、生徒指導要録の学籍の記録の備考欄、進路に関する記録欄及び特記事項欄の記載事項のうち、特に必要と認められる事項等（例えば、部活動や課題研究など学校生活における生徒の諸活動、奉仕活動など学校生活以外の場における顕著な諸活動）を記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、大学の希望により当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校にあっては、その旨明示すること。

(11)　記載責任者職氏名は、必ず明記し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正か所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

別紙様式2

平成2年度○○大学入学者選抜方法等

| 選抜方法等／学部・学科名 | 個別学力検査等 | | | | | | | 推薦入学 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 個別学力検査を課する | 実技検査等 | | | 2段階選抜 | | | 入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する | | | |
| | | 実技検査を課する | 面接を行う | 小論文を課する | 主として、調査書の内容と大学入試センター試験の成績により第1段階選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う | 第1段階の選抜による合格者数 | | 個別学力検査を免除し、大学入試センター試験を課する | 個別学力検査及び大学入試センター試験を免除する | 実技検査等 | |
| | | | | | | 定員に対する倍率 | その他 | | | 実技検査を課する | 面接を行う |
| | | | | | | | | | | | |

記入上の注意

1. 「学部・学科名」欄には、同一の選抜方法等を実施する学部・学科名を列記すること。
   同一学部・学科であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には、分
2. 各欄は、該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。ただし、募集人員等は具体的
3. 「2段階選抜」欄の「その他」の欄は、2段階選抜を実施する場合の前提となる条件等を具体的に記入す
4. 「個別学力検査等の日程」欄には、試験実施日を具体的に記入すること。試験の日程が同一学部・学科等
5. 大学入試センター試験と個別学力検査との総合評価の方法（両者の配点比率等）を発表する場合は、別紙
6. 「備考」欄には、欠員が生じた場合のその補充の方法について具体的取扱いを定めた場合には、例えば、
7. 本様式に該当する欄がない場合には、本様式に準じて適宜の様式により作成し、添付すること。



学入学者選抜方法等

| 学の推薦に基づき、して判定する | | 推薦入学募集人員（又は比率） | 帰国子女、社会人等のための特別選抜 | | | 定員一部留保第2次募集 | | | | | 個別学力検査等の日程 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 査等 | | | | | | 入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて第2次募集を行う | | | | | | |
| 小論文を課する | その他 | | 帰国子女 | 中国引揚者等子女 | 社会人 | 個別学力検査を課する | 実技検査等 | | | 第2次募集人員（又は比率） | | （欠員補充の方法等） |
| | | | | | | | 実技検査を課する | 面接を行う | 小論文を課する | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

けて記入すること。
に記入すること。
ること。
のうちで異なる場合はその旨を明示すること。
として添付すること。
欠員補充第2次募集、追加合格などと記入すること。

別紙様式３

# 平成２年度○○大学入学者選抜方法等

| 選抜方法等 ＼ 学部(学科・専攻・課程)名 | | ○　○　学　部<br>○○学部(○○学科) | ○　○　学　部<br>○　科　系 | ○　○　学　部<br>○　科　系 | ○○学部<br>○○学部 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ア　推　薦　入　学 | | | | | | |
| イ　帰国子女、社会人のための特別の選抜 | 帰　国　子　女 | | | | | |
| | 社　会　人 | | | | | |
| ウ　学力検査を課さないで、調査書を主な資料として判定する | | | | | | |
| エ　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対して学力検査等を課して最終的に判定する | | | | | | |
| オ　調査書にⒶ標示を希望する | | | | | | |
| カ　調査書に能力・適性等に関する推薦の記入を希望する | | | | | | |
| キ　学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する | | | | | | |
| ク　学力検査を第１次と第２次に分け、第１次学力検査の合格者に対して第２次学力検査を課する | | | | | | |
| ケ　実技検査を課する | | | | | | |
| コ　面接を行う | | | | | | |
| サ　小論文を課する | | | | | | |

記入上の注意

1. 大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式４に記入することとし、本様式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2. 「学部(学科・専攻・課程)名」欄には、同一の選抜方法等を実施する学部(学科・専攻・課程)名を列記すること。同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には分けて記入すること。
3. 該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。
4. 「備考」欄には、推薦入学募集人員（又は比率）、推薦要件、学力検査等に先立つ調査書による判定の合格予定数（又は比率）、その他受験者の参考となる事項を具体的に記入すること。
   なお、「備考」欄が不足する場合は、適宜紙をはり足すなど工夫すること。
5. ケ、コ及びサの備考欄には、例えば、「推薦入学志望者について面接を実施する。」等の実施対象等について記入すること。
6. 本表に該当する事項が全くない場合は、別紙様式５にその旨注を付すること。
7. なお、本表に記載されない事項で特記事項がある場合には適宜の様式により本様式に添付すること。

平成２年度入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について

| 入学志願者に解答させる教科・科目名等 ／ 利用する学部（学科、課程、専攻等）名 | 利用する選抜の対象 | 入学志願者に解答させる教科・科目名 |
|---|---|---|
| | | |

記入上の注意

1. 「利用する学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等位ごとに分けて記入すること。
2. 「利用する選抜の対象」欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般選抜の全験を課す選抜の対象を記入すること。
   この場合、一般選抜や推薦入学等の定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部
3. 「入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答さ数Ⅱ、工、簿）、理（物、化、生、地学、理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入すること。なお、
4. 「個別学力検査等の教科・科目等」欄には、「利用する選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力する全ての教科・科目名を記入し、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。
5. 「大学入試センター試験の利用方法」欄には、当該選抜における大学入試センター試験の評価方法を具体
6. 「その他」欄には、大学入試センター試験の教科・科目を選択受験する場合等の方法及び個別学力検査等受験者の参考となる事項等を記入すること。





○○大学

| 個別学力検査等の教科・科目等 | 大学入試センター試験の利用方法 | その他 |
|---|---|---|
| | | |

であっても、学科等ごとに、又は前期日程及び後期日程で異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単

部又は一部について利用、推薦入学について利用、第２次募集による選抜について利用等、大学入試センター試

の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、横に「入学定員○○人中○○人」と記入すること。
せる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、
職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。
検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、高等学校学習指導要領に準拠して実施

的に（例えば、大学入試センター試験と個別学力検査等の配点比率の表示等）記入すること。
の出題範囲、出題方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内に解答させるなど）その他

別紙様式５

平成２年度○○大学入学者

| 出題教科・科目名 ＼ 学部（学科・専攻・課程）名 | | ○　○　学　部　（○○学科） | | | ○　科 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 科目数等 | 出題科目 | 受験科目数 | 摘　要 | 出題科目 | 受験科目数 |
| （教科名） | （科目名） | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | |

記入上の注意

1. 大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっ
式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2. 「出題教科・科目名」欄には、学力検査（実技検査を課す場合は、これを含む。）として当該大学にお
連して理論を課す場合においても、教科・科目の名称を実技検査とは別に記入すること。
3. 「学部（学科・専攻・課程）名」欄には、同一教科・科目で学力検査を行う学部（学科・専攻・課程）
同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が教科・科目を異にする場合には分けて記入
4. 「出題科目」欄には、各学部（学科・専攻・課程）の出題科目に○印をつけるものとし、受験者が必ず
5. 「受験科目数」欄には、大学が出題した科目のうち、受験すべき科目の数を教科別に記入すること。
6. 「摘要」欄には、出題範囲、出題の方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内
7. 「合計」欄には、大学において出題した科目の数及び受験者が受験すべき科目の数の合計を記入するこ
8. 学力検査を第１次と第２次に分けて実施する場合には、それぞれ分けて記入すること。なお、その際、
旨を記入すること。
9. なお、本表には、小論文及び面接を課すこととしている場合についても同様に記入すること。





選抜学力検査実施教科・科目

| ○　学　部 | | | | ○　○　学　部 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 系 | ○　科 | | 系 | ○　○　学　部 | | |
| 摘　要 | 出題科目 | 受験科目数 | 摘　要 | 出題科目 | 受験科目数 | 摘　要 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

ては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式４に記入することとし、本様

いて出題するすべての教科・科目の名称を高等学校学習指導要領に準拠して列記すること。なお実技検査に関

名を列記すること。
すること。
受験しなければならない科目については◎印とすること。

に解答させることなど）、その他受験者の参考となる事項を教科別に記入すること。
と。
第１次と第２次とで出題方針や出題方式（例えば客観式、記述式など）等が異なる場合には、「摘要」欄にその

別紙様式６（Ｂ５判）

特別選抜方法（○○○○○○○）

○ ○ 大 学

| | |
|---|---|
| 実施学部・学科名 | |
| 募 集 人 員 | |
| 選 抜 期 日 | |
| 選 抜 方 法 | |
| 出 願 期 間 | |
| 出 願 要 件 | |
| そ の 他 | |

記入上の注意

1. 本表は、推薦入学、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜及び社会人特別選抜ごとに別々に作成し、（ ）内にそれぞれの特別選抜の区分を記入すること。
   また、それぞれの特別選抜において、例えば、推薦を求める学校を指定する推薦入学や指定しない推薦入学など出願要件が異なる複数の選抜を行っている場合には、それぞれの選抜ごとに別々に作成すること。
2. 「実施学部・学科名」及び「募集人員」の各欄には、選抜方法、出願要件等が同一の場合は、学部・学科名等を列記すること。また、異なる場合には、別々に作成すること。
3. 「その他」欄には、入学者選抜上の具体的必要事項、留意点、その他受験者の参考となる事項を記入すること。





（参考）

# 平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（昭和63年10月12日文高大第 240号文部省高等教育局長通知）

平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

## 第１　実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の各大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする.

## 第２　出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

## 第３　各大学における利用

１　各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。

２　なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること及び高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならない

ようにすることに配慮し、特定の１出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。

第４　利用する教科・科目等の予告

１　平成２年度大学入学者選抜において大学入試センター試験を利用する旨の予告を行った大学（大学の一部の学部等について利用する旨の予告を行った大学を含む。以下同じ。）は、昭和６３年１０月３１日までに、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を予告するものとする。なお、当該予告がやむを得ない事情により昭和６３年１１月１日以降となる大学においても、昭和６３年度中に予告を行うものとする。

２　上記の入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告については、別紙様式により、文部省、大学入試センター、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知することによって行うこととする。

第５　実施期日等

１　平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施期日は、平成２年１月１３日（土）及び１４日（日）とする。

２　各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに当該大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。





第６　実施上の配慮事項等

１　大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

２　身体に障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。

３　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供等に関する要項を定め、平成元年７月３１日までに発表するものとする。

（備　考）

やむを得ない事情により平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する旨の予告を行っていない大学が同試験を利用しようとする場合も、第４の規定の例により、入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告を行うものとする。

（別表）

# 出題教科・科目等

1　出題教科・科目

| 教　科 | 出　題　科　目 |
|---|---|
| 国　語 | 「国語Ⅰ・国語Ⅱ」 |
| 社　会 | 「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」 |
| 数　学 | 「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」 |
| 理　科 | 「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「理科Ⅰ」 |
| 外国語 | 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」 |

（注）「　　」内記載のものを１出題科目とする。

2　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

| 教　科 | グループ | 試験時間 | 出　題　科　目 |
|---|---|---|---|
| 国　語 | | ８０分 | 「国語Ⅰ・国語Ⅱ」 |
| 社　会 | | ６０分 | 「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」 |
| 数　学 | A | ６０分 | 「数学Ⅰ」 |
| | B | ６０分 | 「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」 |
| 理　科 | A | ６０分 | 「物理」、「地学」 |
| | B | ６０分 | 「化学」、「理科Ⅰ」 |
| | C | ６０分 | 「生物」 |
| 外国語 | | ８０分 | 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」 |

（注１）　国語、社会及び外国語は、１教科について１試験時間とし、数学及び理科は、それぞれA、B及びA、B、Cの出題科目のグループごとに１試験時間とする。

（注２）　出題科目が複数用意されている教科（教科内にグループが設定されている場合は、グループ）については、入学志願者は各大学の指定に従い、１出題科目を選択して解答する。





別　紙　様　式

平成２年度入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について

○　○　大　学

| 利用する学部（学科、課程、専攻等）名 ＼ 入学志願者に解答させる教科科目名等 | 利用する選抜の対象 | 入学志願者に解答させる教科・科目名 | 個別学力検査等の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ○○学部<br>○○学科<br>○○課程<br>（前期日程）<br>（後期日程）<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・ | | | | |

（記入上の注意）

1　「利用する学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入してください。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに、又は前期日程及び後期日程で異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入してください。

2　「利用する選抜の対象」欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部について利用、推薦入学について利用、第２次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入してください。

　この場合、一般選抜や推薦入学等の定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、備考欄に、例えば、「入学定員○○人中○○人」、「入学定員○○人中○○人程度（又は○割程度）」と記入してください。

3　「入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入してください。教科・科目名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、数Ⅱ、簿、工）、理（物、化、生、地学、理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入してください。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入してください。

（記入例）

［例１］国、社（日、世、地理から１）、数Ⅰ、理（物、化、生から１）、外（英）

［例２］数Ⅰ、数Ⅱ、理（物、化）、外（英、独、仏から１）

4　「個別学力検査等の概要」欄には、「利用する選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入してください。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し（上記３の略のあるものは略して記入してください。）、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入してください。

（記入例）

［例１］社（日、世から１）、外（英、独、仏から１）、面接

［例２］理（物、化から１）、外（英）、小論文、実技検査

# 6　国公立大学入学者選抜関係統計資料

(1)　平成２年度国公（私）立大学入学者選抜実施状況

(2)　平成２年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

(3)　平成２年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

## (1)　平成２年度国公(私)立大学入学者選抜実施状況

### Ⅰ. 総括表

| 区　分 | 入学定員 A | 入学志願者数 B | 志願倍率 B/A | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 C | 過△欠員 C-A |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | (97,064)<br>97,789 | (469,523)<br>502,581 | (4.8)<br>5.1 | (426,924)<br>425,425 | (139,697)<br>126,951 | (98,831)<br>100,493 | (1,767)<br>2,704 |
| 公立大学 | (11,754)<br>11,974 | (103,237)<br>128,215 | (8.8)<br>10.7 | (83,796)<br>95,127 | (22,741)<br>21,924 | (12,606)<br>13,562 | (852)<br>1,588 |
| 私立大学 | (100)<br>100 | (918)<br>734 | (9.2)<br>7.3 | (870)<br>698 | (126)<br>105 | (100)<br>100 | (0)<br>0 |
| 合　計 | (108,918)<br>109,863 | (573,678)<br>631,530 | (5.3)<br>5.7 | (511,590)<br>521,250 | (162,564)<br>148,980 | (111,537)<br>114,155 | (2,619)<br>4,292 |

（注）1.　東京外国語大学外国語学部日本語学科（入学定員45名）のうち外国人留学生を対象とする30名に係るものを除く（以下、各表において同じ）。
2.　私立大学は産業医科大学のみの数である（以下、各表において同じ）。
3.　（　）書きは前年度示す（以下、各表において同じ）。

（備　考）

1. 入学手続等の状況

| 区　分 | 2.3.23までの合格発表分 | | | | 2.3.24以降の合格発表分 | | | 当初合格者計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 A | 当初合格者数 B | Bのうち手続完了者数 C | 当初合格者手続後の過△欠員数 (C−A) | 入学定員 D | 当初合格者数 E | Eのうち手続完了者数 F | 入学定員 (A+D) G | 当初合格者数 (B+E) H | Hのうち手続完了者数 (C+F) I |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | (95,481)<br>96,992 | (126,885)<br>119,292 | (88,079)<br>94,055 | (△ 7,402)<br>△ 2,937 | (340)<br>80 | (383)<br>85 | (357)<br>71 | (95,821)<br>97,072 | (127,268)<br>119,377 | (88,436)<br>94,126 |
| 公立大学 | (11,694)<br>11,914 | (20,871)<br>20,949 | (11,135)<br>12,734 | (△ 559)<br>820 | (0)<br>0 | (0)<br>0 | (0)<br>0 | (11,694)<br>11,914 | (20,871)<br>20,949 | (11,135)<br>12,734 |
| 私立大学 | (100)<br>100 | (117)<br>104 | (92)<br>99 | (△ 8)<br>△ 1 | (0)<br>0 | (0)<br>0 | (0)<br>0 | (100)<br>100 | (117)<br>104 | (92)<br>99 |
| 合　計 | (107,275)<br>109,006 | (147,873)<br>140,345 | (99,306)<br>106,888 | (△ 7,969)<br>△ 2,118 | (340)<br>80 | (383)<br>85 | (357)<br>71 | (107,615)<br>109,086 | (148,256)<br>140,430 | (99,663)<br>106,959 |

| 追加合格者 | | 第２次募集 | | | | 合　　計 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 追加合格者数 J | Jのうち手続完了者数 K | 合格者数 入学定員 L | 合格者数 M | うち追加合格者 | Mのうち手続完了者数 N | 入学定員 (G+L) O | 合格者数 (H+J+M) P | うち追加合格者 | 手続完了者数 (I+K+N) Q | 入学者の過△欠員数 (Q-O) |
| 人 | 人 | 人 | 人 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (10,280) | (8,776) | (1,243) | (2,149) | (204) | (1,619) | (97,064) | (139,697) | (10,484) | (98,831) | (1,767) |
| 6,418 | 5,454 | 717 | 1,156 | 58 | 913 | 97,789 | 126,951 | 6,476 | 100,493 | 2,704 |
| (1,710) | (1,365) | (60) | (160) | (0) | (106) | (11,754) | (22,741) | (1,710) | (12,606) | (852) |
| 747 | 662 | 60 | 228 | 0 | 166 | 11,974 | 21,924 | 747 | 13,562 | 1,588 |
| (9) | (8) | (0) | (0) | (0) | (0) | (100) | (126) | (9) | (100) | (0) |
| 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | 105 | 1 | 100 | 0 |
| (11,999) | (10,149) | (1,303) | (2,309) | (204) | (1,725) | (108,918) | (162,564) | (12,203) | (111,537) | (2,619) |
| 7,166 | 6,117 | 777 | 1,384 | 58 | 1,079 | 109,863 | 148,980 | 7,224 | 114,155 | 4,292 |

2．第２次募集実施状況

| 区　分 | | 実施大学・学部数（延数） | | 募集人員 | 入学志願者数 | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 定員留保 | (24) | (33) | (1,243) | (8,431) | (7,971) | (2,110) | (1,586) |
| | | 14 | 18 | 717 | 8,014 | 7,693 | 1,112 | 876 |
| | 欠員補充 | (2) | (2) | (35) | (279) | (279) | (39) | (33) |
| | | 2 | 3 | 31 | 439 | 439 | 44 | 37 |
| | 計 | (26) | (35) | (1,278) | (8,710) | (8,250) | (2,149) | (1,619) |
| | | 16 | 21 | 748 | 8,453 | 8,132 | 1,156 | 913 |
| 公立大学 | 定員留保 | (1) | (1) | (60) | (827) | (826) | (160) | (106) |
| | | 1 | 1 | 60 | 1,488 | 1,488 | 228 | 166 |
| 合　計 | 定員留保 | (25) | (34) | (1,303) | (9,258) | (8,797) | (2,270) | (1,692) |
| | | 15 | 19 | 777 | 9,502 | 9,181 | 1,340 | 1,042 |
| | 欠員補充 | (2) | (2) | (35) | (279) | (279) | (39) | (33) |
| | | 2 | 3 | 31 | 439 | 439 | 44 | 37 |
| | 計 | (27) | (36) | (1,338) | (9,537) | (9,076) | (2,309) | (1,725) |
| | | 17 | 22 | 808 | 9,941 | 9,620 | 1,384 | 1,079 |





3．２段階選抜実施状況

| 区　分 | 実施予告大学・学部数 | | 実施大学・学部数 | | 入学定員 A | 入学志願者数 B | 倍率 B/A | 第１段階選抜 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 合格者数 | 不合格者数 |
| | 大学 | 学部 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 |
| 国立大学 | (53) | (184) | (21) | (49) | (9,302) | (47,744) | (5.1) | (39,679) | (8,065) |
| | 58 | 199 | 31 | 77 | 11,032 | 80,915 | 7.3 | 54,959 | 24,179 ※ |
| 公立大学 | (20) | (52) | (8) | (15) | (2,003) | (21,963) | (11.0) | (16,343) | (5,620) |
| | 19 | 50 | 9 | 19 | 2,233 | 30,642 | 13.7 | 17,861 | 12,781 |
| 合　計 | (73) | (236) | (29) | (64) | (11,305) | (69,707) | (6.2) | (56,022) | (13,685) |
| | 77 | 249 | 40 | 96 | 13,265 | 111,557 | 8.4 | 72,820 | 36,960 ※ |

※東京大学前期合格者１,777名を含まない。

（参考）　出願校の全てが不合格となった者 12,683 人

（内訳）　１校不合格 9,647 人
２校不合格 3,032 人
３校不合格　　4 人

## II．特色ある多様な入学者選抜の推進状況

(1)　一般選抜における選抜方法の改善状況

| 区　分 | | 平成２年度 | | 平成元年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 大学 | 学部 | 大学 | 学部 |
| 小　論　文 | 国　立 | 74 | 178 | 63 | 117 |
| | 公　立 | 18 | 26 | 17 | 28 |
| | 私　立 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 | 93 | 205 | 81 | 146 |
| 面　　接 | 国　立 | 54 | 95 | 45 | 60 |
| | 公　立 | 11 | 12 | 10 | 11 |
| | 私　立 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 | 66 | 108 | 56 | 72 |
| 実　技　検　査 | 国　立 | 56 | 62 | 55 | 61 |
| | 公　立 | 6 | 8 | 6 | 8 |
| | 計 | 62 | 70 | 61 | 69 |
| ヒ　ア　リ　ン　グ | 国　立 | 33 | 43 | 32 | 42 |
| | 公　立 | 6 | 9 | 6 | 9 |
| | 私　立 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 | 40 | 53 | 39 | 52 |
| 個別学力検査を課さず小論文、面接等のみで選抜 | 国　立 | 64 | 167 | 50 | 91 |
| | 公　立 | 15 | 20 | 13 | 18 |
| | 計 | 79 | 187 | 63 | 109 |

(2) 特別選抜の実施状況

① 推薦入試

| 区分 | 大学入試センター試験を課す・免除の別 | 平成2年度 実施大学・学部数（延数） | | 平成2年度 入学志願者数 | 平成2年度 合格者数 | 平成2年度 入学者数 | 平成元年度 実施大学・学部数（延数） | | 平成元年度 入学志願者数 | 平成元年度 合格者数 | 平成元年度 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 課す | 48 | 97 | 6,013 | 2,239 | 2,236 | 48 | 93 | 4,990 | 1,890 | 1,887 |
| | 免除 | 56 | 109 | 15,686 | 3,628 | 3,616 | 52 | 90 | 12,508 | 2,909 | 2,894 |
| | 計 | 104 | 206 | 21,699 | 5,867 | 5,852 | 100 | 183 | 17,498 | 4,799 | 4,781 |
| 公立大学 | 課す | 7 | 10 | 480 | 179 | 179 | 6 | 7 | 249 | 127 | 127 |
| | 免除 | 20 | 30 | 3,361 | 986 | 983 | 17 | 25 | 2,867 | 844 | 840 |
| | 計 | 27 | 40 | 3,841 | 1,165 | 1,162 | 23 | 32 | 3,116 | 971 | 967 |
| 私立大学 | 課す | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 免除 | 1 | 1 | 84 | 29 | 29 | 1 | 1 | 100 | 20 | 19 |
| | 計 | 1 | 1 | 84 | 29 | 29 | 1 | 1 | 100 | 20 | 19 |
| 合計 | 課す | 55 | 107 | 6,493 | 2,418 | 2,415 | 54 | 100 | 5,239 | 2,017 | 2,014 |
| | 免除 | 77 | 140 | 19,131 | 4,643 | 4,628 | 70 | 116 | 15,475 | 3,773 | 3,753 |
| | 計 | 132 | 247 | 25,624 | 7,061 | 7,043 | 124 | 216 | 20,714 | 5,790 | 5,767 |

② 帰国子女入試

| 区分 | 平成2年度 実施大学・学部数 | | 平成2年度 入学志願者数 | 平成2年度 合格者数 | 平成2年度 入学者数 | 平成元年度 実施子学・学部数 | | 平成元年度 入学志願者数 | 平成元年度 合格者数 | 平成元年度 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 55 | 127 | 708 | 234 | 157 | 47 | 113 | 536 | 194 | 151 |
| 公立大学 | 14 | 34 | 73 | 29 | 13 | 13 | 32 | 42 | 16 | 14 |
| 合計 | 69 | 161 | 781 | 263 | 170 | 60 | 145 | 578 | 210 | 165 |





③ 中国引揚者等子女入試

| 区分 | 平成2年度 実施大学・学部数 | | 平成2年度 入学志願者数 | 平成2年度 合格者数 | 平成2年度 入学者数 | 平成元年度 実施大学・学部数 | | 平成元年度 入学志願者数 | 平成元年度 合格者数 | 平成元年度 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 12 | 21 | 51 | 15 | 12 | 7 | 14 | 31 | 15 | 15 |
| 公立大学 | 2 | 9 | 28 | 10 | 10 | 1 | 8 | 18 | 4 | 4 |
| 合計 | 14 | 30 | 79 | 25 | 22 | 8 | 22 | 49 | 19 | 19 |

④ 社会人入試

| 区分 | 平成2年度 実施大学・学部数 | | 平成2年度 入学志願者数 | 平成2年度 合格者数 | 平成2年度 入学者数 | 平成元年度 実施大学・学部数 | | 平成元年度 入学志願者数 | 平成元年度 合格者数 | 平成元年度 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 19 | 26 | 595 | 313 | 297 | 19 | 26 | 474 | 283 | 262 |
| 公立大学 | 9 | 11 | 388 | 148 | 126 | 8 | 10 | 342 | 145 | 130 |
| 合計 | 28 | 37 | 983 | 461 | 423 | 27 | 36 | 816 | 428 | 392 |

## (2) 平成2年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

| 都道府県名 | 試験場数 | 志願者 合計 | 志願者 県内高校出身者 計 | 志願者 県内高校出身者 卒業見込者 | 志願者 県内高校出身者 卒業者 | 志願者 他県高校出身者等 | 受験者（全教科，一部教科） | 受験率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 会場 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | % |
| 合計 | 336 | 430,542 | 390,418 | 265,125 | 125,293 | 40,124 | 408,350 | 94.85 |
| 北海道 | 21 | 16,839 | 14,516 | 10,440 | 4,076 | 2,323 | 16,009 | 95.07 |
| 青森 | 3 | 3,956 | 3,878 | 3,261 | 617 | 78 | 3,760 | 95.05 |
| 岩手 | 1 | 3,505 | 3,451 | 3,026 | 425 | 54 | 3,330 | 95.01 |
| 宮城 | 6 | 7,956 | 6,042 | 3,411 | 2,631 | 1,914 | 7,593 | 95.44 |
| 秋田 | 1 | 2,733 | 2,695 | 2,162 | 533 | 38 | 2,578 | 94.33 |
| 山形 | 3 | 3,207 | 3,148 | 2,683 | 465 | 59 | 3,086 | 96.23 |
| 福島 | 5 | 4,477 | 4,416 | 3,557 | 859 | 61 | 4,103 | 91.65 |
| 茨城 | 6 | 7,537 | 7,141 | 5,020 | 2,121 | 396 | 7,150 | 94.87 |
| 栃木 | 3 | 4,942 | 4,877 | 3,926 | 951 | 65 | 4,678 | 94.66 |
| 群馬 | 6 | 6,363 | 6,188 | 3,925 | 2,263 | 175 | 5,922 | 93.07 |
| 埼玉 | 8 | 11,597 | 9,933 | 6,248 | 3,685 | 1,664 | 10,975 | 94.64 |
| 千葉 | 14 | 16,662 | 14,294 | 7,652 | 6,642 | 2,368 | 15,834 | 95.03 |
| 東京 | 40 | 60,542 | 48,012 | 25,668 | 22,344 | 12,530 | 56,812 | 93.84 |
| 神奈川 | 10 | 17,456 | 15,539 | 7,939 | 7,600 | 1,917 | 16,581 | 94.99 |
| 新潟 | 6 | 6,523 | 6,389 | 4,228 | 2,161 | 134 | 6,091 | 93.38 |
| 富山 | 2 | 5,758 | 5,701 | 4,775 | 926 | 57 | 5,553 | 96.44 |
| 石川 | 3 | 4,205 | 4,094 | 3,395 | 699 | 111 | 4,025 | 95.72 |
| 福井 | 3 | 2,943 | 2,911 | 2,584 | 327 | 32 | 2,823 | 95.92 |
| 山梨 | 3 | 2,336 | 2,276 | 1,799 | 477 | 60 | 2,158 | 92.38 |
| 長野 | 8 | 5,791 | 5,679 | 3,938 | 1,741 | 112 | 5,291 | 91.37 |
| 岐阜 | 4 | 7,356 | 7,217 | 5,855 | 1,362 | 139 | 6,984 | 94.94 |
| 静岡 | 8 | 9,187 | 9,059 | 7,350 | 1,709 | 128 | 8,508 | 92.61 |
| 愛知 | 19 | 31,259 | 29,142 | 20,828 | 8,314 | 2,117 | 30,102 | 96.30 |
| 三重 | 1 | 4,966 | 4,835 | 3,680 | 1,155 | 131 | 4,600 | 92.63 |
| 滋賀 | 3 | 3,536 | 3,322 | 2,148 | 1,174 | 214 | 3,361 | 95.05 |
| 京都 | 9 | 13,228 | 10,543 | 5,902 | 4,641 | 2,685 | 12,612 | 95.34 |
| 大阪 | 28 | 29,318 | 26,662 | 15,146 | 11,516 | 2,656 | 28,135 | 95.96 |
| 兵庫 | 19 | 19,552 | 18,609 | 12,601 | 6,008 | 943 | 18,557 | 94.91 |
| 奈良 | 3 | 5,183 | 4,463 | 2,952 | 1,511 | 720 | 4,978 | 96.04 |
| 和歌山 | 3 | 2,773 | 2,681 | 1,824 | 857 | 92 | 2,567 | 92.57 |
| 鳥取 | 3 | 2,547 | 2,515 | 1,848 | 667 | 32 | 2,453 | 96.31 |
| 島根 | 2 | 2,875 | 2,830 | 2,368 | 462 | 45 | 2,763 | 96.10 |
| 岡山 | 2 | 9,370 | 9,136 | 7,617 | 1,519 | 234 | 8,901 | 94.99 |
| 広島 | 12 | 11,724 | 10,530 | 7,358 | 3,172 | 1,194 | 10,986 | 93.71 |
| 山口 | 5 | 5,930 | 5,819 | 4,469 | 1,350 | 111 | 5,540 | 93.42 |
| 徳島 | 2 | 3,041 | 2,950 | 2,474 | 476 | 91 | 2,808 | 92.34 |
| 香川 | 4 | 4,233 | 3,930 | 3,004 | 926 | 303 | 3,983 | 94.09 |
| 愛媛 | 2 | 5,355 | 5,286 | 4,973 | 313 | 69 | 5,144 | 96.06 |
| 高知 | 2 | 2,187 | 2,100 | 1,545 | 555 | 87 | 2,040 | 93.28 |
| 福岡 | 18 | 23,614 | 20,396 | 12,765 | 7,631 | 3,218 | 22,583 | 95.63 |
| 佐賀 | 2 | 2,909 | 2,824 | 2,271 | 553 | 85 | 2,785 | 95.74 |
| 長崎 | 4 | 6,691 | 6,604 | 5,606 | 998 | 87 | 6,484 | 96.91 |
| 熊本 | 2 | 6,079 | 5,941 | 4,092 | 1,849 | 138 | 5,835 | 95.99 |
| 大分 | 2 | 4,789 | 4,738 | 4,139 | 599 | 51 | 4,562 | 95.26 |
| 宮崎 | 5 | 4,861 | 4,808 | 4,307 | 501 | 53 | 4,712 | 96.93 |
| 鹿児島 | 12 | 6,942 | 6,800 | 5,586 | 1,214 | 142 | 6,581 | 94.80 |
| 沖縄 | 8 | 5,709 | 5,498 | 2,780 | 2,718 | 211 | 5,434 | 95.18 |

（注）志願者は、試験地区別（受験地別）のものである。





## (3) 平成2年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

| 教科名 | | 科目名 | 受験者数 | 平均点 | 最高点 | 最低点 | 標準偏差 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国語（200点） | | 国語 | 400,078 | 133.11（66.55） | 200（100） | 0（0） | 29.75（14.87） |
| 社会（100点） | | 倫理，政治・経済 | 29,603 | 71.88 | 100 | 0 | 13.83 |
| | | 日本史 | 121,260 | 73.93 | 100 | 7 | 16.74 |
| | | 世界史 | 115,112 | 64.54 | 100 | 0 | 18.13 |
| | | 地理 | 118,064 | 65.86 | 100 | 2 | 13.19 |
| | | 現代社会 | 3,371 | 60.80 | 98 | 13 | 13.33 |
| 数学 | A（100点） | 数学I | 353,010 | 73.37 | 100 | 0 | 23.43 |
| | B（100点） | 数学II | 327,034 | 64.27 | 100 | 0 | 22.62 |
| | | 工業数理 | 52 | 40.87 | 91 | 0 | 23.69 |
| | | 簿記会計I・II | 457 | 62.42 | 99 | 11 | 17.84 |
| 理科 | A（100点） | 物理 | 132,123 | 74.12 | 100 | 0 | 17.08 |
| | | 地学 | 21,148 | 66.06 | 100 | 0 | 17.79 |
| | | ＊不明 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | B（100点） | 化学 | 164,026 | 67.84 | 100 | 0 | 18.13 |
| | | 理科I | 3,124 | 51.64 | 97 | 2 | 14.59 |
| | C（100点） | 生物 | 122,073 | 62.06 | 100 | 0 | 16.10 |
| 外国語（200点） | | 英語 | 406,532 | 137.63（68.81） | 200（100） | 0（0） | 36.29（18.14） |
| | | ドイツ語 | 177 | 117.44（58.72） | 200（100） | 34（17） | 47.32（23.66） |
| | | フランス語 | 145 | 156.77（78.38） | 200（100） | 41（20） | 45.00（22.50） |

（注）1 平均点，最高点，最低点，標準偏差欄の（ ）内は、100点満点に換算した点数。
2 「不明」とは、解答科目を特定できないもので、いずれも0点とした。

## 7　入学広報に関する実態調査報告書

# 入学広報に関する実態調査報告書

平 成 元 年 10 月

大学入試センター

# ま え が き

今日，臨時教育審議会の答申にもみられるように，大学選択における偏差値偏重の弊害が指摘され，個々人の志望・適性等に応じた適切な大学選択が実現できるよう，様々な施策の実施が求められています。その一環として，大学は高等学校及び大学入学志望者に対し，大学の教育・研究内容や学生生活等に関する十分な情報を提供することが，社会的に強く要請されています。

大学入試センターは，このような要請もあり，昨年５月の国立学校設置法の改正により，①大学入試センター試験に係る一括処理業務，②大学入試の改善に関する調査研究，に加えて新たに③「大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」の業務を行うことになりました。

この大学情報提供事業を効果的に推進するためには，大学入学志望者等のニーズや各大学における入学広報の実態を的確に捉える必要がありますが，大学の入学広報に関する組織や活動状況の実態は必ずしも明確でない状況です。このため，当センターでは，各大学における入学広報の実態を把握し，今後の大学情報提供事業の基礎資料とするとともに，各大学の入学広報の改善に活用されることを目的として，本年６月，全国の国公私立大学を対象とした入学広報に関する実態調査を実施しました。

今回の調査は，大学の入学広報の実態に関する始めての全国的な調査であり，入学広報の組織や活動状況全般について，広くその実態を把握することに力点を置いたため，各事項の詳細や事項ごとの関連等については，十分なものとなっていない点については御承知願います。

本報告書は，前述のとおり，各大学において入学広報の改善のための基礎資料として役立てられるとともに，高等学校等広く関係者の間で大学情報提供の改善・充実に十分活用されることを期待するものです。

最後に，この調査に貴重な回答をいただくとともに，入学広報資料を御送付いただいた各大学の関係者に対して，深く感謝の意を表する次第であります。

平成元年10月

大学入試センター所長
有　江　幹　男





# 目　　次

調査の目的，対象等 …… 1

主要な調査結果
1．入学広報の組織 …… 2
2．入学広報に関する他大学との共同事業 …… 2
3．進学相談会・説明会 …… 2
4．大学公開・大学見学会 …… 3
5．高等学校への訪問 …… 3
6．高等学校との意見交換 …… 4
7．各種メディアの利用状況 …… 4
8．入学広報資料 …… 4

統　計　表
Ⅰ　調査対象校の内訳
表Ⅰ－1　所在地別調査対象校 …… 7
表Ⅰ－2　設置学部数別調査対象校 …… 7
Ⅱ　入学広報の組織
表Ⅱ－1　入学広報に関する委員会の設置状況（設置者別） …… 8
表Ⅱ－2　入学広報に関する委員会の設置状況（設置学部数別） …… 8
表Ⅱ－3　入学広報の担当部課の設置状況（設置者別） …… 9
表Ⅱ－4　入学広報の担当部課の設置状況（設置学部数別） …… 9
Ⅲ　入学広報と入学者選抜及び大学広報との関係
表Ⅲ－1　入学者選抜の担当部課との異同（設置者別） …… 10
表Ⅲ－2　入学者選抜の担当部課との異同（設置学部数別） …… 10
表Ⅲ－3　大学広報の担当部課との異同（設置者別） …… 11
表Ⅲ－4　大学広報の担当部課との異同（設置学部数別） …… 11
Ⅳ　入学広報に関する他大学との共同事業
表Ⅳ－1　実施の有無（設置者別） …… 12
表Ⅳ－2　実施の有無（設置学部数別） …… 12
表Ⅳ－3　実施の有無（所在地別） …… 12
表Ⅳ－4　実施内容 …… 13

Ⅴ　進学相談会・説明会
表Ⅴ－1　実施状況（設置者別）…… 13
表Ⅴ－2　進学相談会・説明会の種類 …… 14
表Ⅴ－3　実施状況（設置学部数別）…… 15
表Ⅴ－4　大学独自の進学相談会・説明会（実施単位）…… 15
図Ⅴ　全学レベルでの開催・参加回数 …… 15
Ⅵ　大学公開・大学見学会
表Ⅵ－1　実施の有無（設置者別）…… 17
表Ⅵ－2　実施の有無（設置学部数別）…… 17
表Ⅵ－3　実施の有無（所在地別）…… 18
図Ⅵ－1　全学レベルでの実施回数 …… 18
表Ⅵ－4　実施単位のレベル …… 18
表Ⅵ－5　実施内容 …… 19
図Ⅵ－2　実施時期 …… 19
Ⅶ　高等学校への訪問
表Ⅶ－1　訪問状況（設置者別）…… 20
表Ⅶ－2　訪問状況（設置学部数別）…… 20
表Ⅶ－3　訪問状況（所在地別）…… 20
図Ⅶ　年間の訪問校数 …… 20
Ⅷ　高等学校との意見交換
表Ⅷ－1　校長会との懇談（実施の有無）…… 21
表Ⅷ－2　校長会との懇談（実施内容）…… 21
表Ⅷ－3　進路指導担当教員等との懇談（実施の有無）…… 22
表Ⅷ－4　進路指導担当教員等との懇談（実施内容）…… 22
Ⅸ　各種メディアの利用状況
表Ⅸ－1　設置者別利用状況 …… 23
表Ⅸ－2　設置学部数別利用状況 …… 23
Ⅹ　入学広報資料
表Ⅹ　入学広報資料の配布状況 …… 24
図Ⅹ－1　配布資料の種類 …… 24
図Ⅹ－2　配布資料の種別 …… 25

付　録
調査票





## 調査の目的，対象等

**1．目　的**

この調査は，各大学の入学広報の実態を把握し，大学入試センターの新しい事業である大学情報提供事業の基礎資料として活用するとともに，各大学の入学広報の改善に資することを目的とする。

**2．調査対象**

昭和63年度の全国公私立大学487大学（内訳　国立95大学，公立36大学，私立356大学）

**3．調査実施時期**

平成元年６月

**4．主な調査事項**

(1)　昭和63年度における入学広報の組織及び活動状況

〔組織〕

①　入学広報の組織

ア　入学広報に関する委員会

イ　入学広報の担当部課

ウ　入学広報と入学者選抜及び大学広報との関係

②　入学広報に関する他大学との共同事業

〔活動状況〕

①　進学相談会・説明会

②　大学公開・大学見学会

③　高等学校への訪問

④　高等学校との意見交換

ア　校長会との懇談

イ　進路指導担当教員等との懇談

⑤　各種メディアの利用状況

⑥　入学広報資料

(2)　入学広報の改善点等

**5．調査方法**

大学単位に調査票を作成し，郵送により調査を行った。

**6．回収率**

| | 調査票発送数 | 調査票回収数 | 回　収　率 |
|---|---|---|---|
| 国　立　大　学 | ９５ | ９５ | １００％ |
| 公　立　大　学 | ３６ | ３６ | １００％ |
| 私　立　大　学 | ３５６ | ３５６ | １００％ |
| 計 | ４８７ | ４８７ | １００％ |

## 主要な調査結果

### 1．入学広報の組織

⑴　委員会の設置状況

入学広報に関する事項を審議するための委員会を置いているのは，487大学のうち，309大学（63%）である。これを設置者別にみると，国立が64%，公立が44%，私立が65%と，国立及び私立に比べ公立の設置率がやや低くなっている。

また，委員会は，全学レベルで置いている大学が圧倒的に多く，学部等のレベルで置いている大学は僅かである。（表Ⅱ－１）

⑵　担当部課の設置状況と関係部課との異同

大部分の大学が全学レベルの入学広報の担当部課を設置している。国立大学においては，全学レベルに加えて，学部等のレベルでも設置している場合がみられる。（表Ⅱ－３）

入学者選抜の担当部課との関係をみると，国公立では入学広報と入学者選抜を同じ部課で担当している場合が大部分であるが，私立では約$^1/_3$の大学が別の組織となっている。（表Ⅲ－１）

次に大学広報の担当部課との関係をみると，国立では別の事務組織となっている場合が多くなっているが，私立は同じ組織となっている場合がやや多く，入学者選抜の担当部課との関係と異なっている。また，国・公・私立大学を含め１学部及び２学部を有する大学では，同じ組織が担当しているところと別組織との割合が相半ばしており，３学部以上の大学になると事務組織が異なる場合が多い。（表Ⅲ－３，Ⅲ－４）

### 2．入学広報に関する他大学との共同事業

他大学と共同して入学広報に関する事業を実施している大学は，国公立にはあまりみられないが，私立では約半数の大学が実施している。また，地域別にみると，近畿，中部に所在する大学にこうした共同事業を実施する場合が多い。（表Ⅳ－１，Ⅳ－３）

共同で実施する内容としては，進学相談会の開催や情報交換が多いが，担当者の研修やPR誌の作成も少なからずみられる。（表Ⅳ－４）

### 3．進学相談会・説明会

全体として８割以上の大学が進学相談会・説明会を実施しており，入学広報活動を展開するうえで，これらの事業が重視されていることがうかがえる。（表Ⅴ－１）

実施の形態別にみると，「①大学独自で開催するもの」が全大学の67%と最も多く，次いで「②新聞社・出版社等の主催する会に参加」（66%），「③高等学校主催の会に





参加」（43%），「④他大学と合同で開催」（30%），「⑤予備校主催の会に参加」（27%）の順となっている。「①大学独自の開催」状況を設置者別にみると，私立は75%，国立は50%，公立は33%とかなりの開きがあり，この特徴は②～⑤の項目についても同じ様にみられる。（表Ⅴ－１）

また，私立は，大学独自の開催から予備校主催の会への参加まで，いろいろな機会を利用して，幅広く進学相談会・説明会を実施している。（表Ⅴ－２）

全学レベルについて年間の開催・参加回数の分布をみると，例えば，大学独自の開催は１回が34%と最も多いが，10回以上開催する大学も17%ある。また，新聞社等の主催する会への参加回数は，５回以下が29%，50回を超える大学が22%を占めているなど，大学間で大きな差がみられる。（図Ⅴ）

### 4．大学公開・大学見学会

キャンパスのなかで受験生等を対象に，大学紹介や施設見学などを行う大学公開・大学見学会の広報活動も，最近では盛んになってきている。全体としては，実施している大学が47%と半数弱である。

これを設置者別にみると，国立及び私立は全体の比率とほぼ同じであるが，公立の比率は31%と低くなっている。（表Ⅵ－１）

学部数の規模でみると，２学部以上の大学はいずれも半数以上が実施しているのに比べ，１学部の大学が実施している比率は39%と相当低くなっている。（表Ⅵ－２）

地域別にみると，特に中部や四国に所在する大学で実施する比率が高く，それぞれ62%となっている。（表Ⅵ－３）

大学公開・見学会の実施内容をみると，最も多いのは教育研究施設等の見学(80%)，次いでビデオによる紹介(55%)，教員の講演(39%)，先輩・教員等との懇談会(38%)となっている。実際の授業見学や授業体験はいずれも10%未満と少数である。（表Ⅵ－５）

全学レベルの実施回数は，205校中１回が47%，２回が27%と大半が２回以内であるが，10回以上というケースも少ないながらみられる。実施時期では，５月上旬から次第に増えて７月下旬にピークに達する。その後減少するが，８，９，10，11月上旬まではかなりの回数が実施されている。（図Ⅵ－１，Ⅵ－２）

### 5．高等学校への訪問

大学公開・見学会等とは逆に，大学側が個々の高等学校に直接出向くのも広報活動の重要な手段になっている。全体的には，約半数の236大学が高等学校訪問を行っているが，このうち９割以上が私立である。また，設置者別では，私立の62%が高等学校訪問を行っているが，国公立では僅かである。（表Ⅶ－１）

学部数の規模でみると，5学部以上の大学が訪問するのは33％と最も低い。(表Ⅶ－2)

大学が所在する地域別にみると，中部，九州・沖縄，北海道，中国，東北の各地域がそれぞれ6割と比較的高い比率を示している。(表Ⅶ－3)

年間の訪問校数は，50校以下が236校中33％と最も多いが，200校以上を訪問している大学も，かなりの数に上っている。(図Ⅶ)

### 6．高等学校との意見交換

高等学校関係者との意見・情報交換を図る上で，校長会や進路指導担当教員等との懇談も入学広報の重要な活動となっている。

校長会との懇談についてみると，実施している大学は85大学（18％）に過ぎない。全体としてはそれほど実施されていないが，国立の場合は39％が実施しており，公立及び私立に比べると高い比率となっている。(表Ⅷ－1(1))

次に，進路指導担当教員等との懇談については，278大学（57％）が実施しており，校長会との懇談より多くなっている。これを設置者別にみると，国公立に比べて私立の実施率の高いことが目立っている。(表Ⅷ－3(1))

また，懇談の内容をみると，校長会及び進路指導担当教員等の双方とも，入試方法に関することが最も多くなっている。(表Ⅷ－2，Ⅷ－4)

### 7．各種メディアの利用状況

今日，メディアの利用は効果的な広報活動にとって不可欠のものになっている。全体的には，受験雑誌の広告や新聞広告がそれぞれ76％，70％とかなり利用されており，次いで，利用の度合いは低くなるが，一般雑誌の広告（38％）となっている。ただし，国公立ではテレホンサービスを除き，他のメディアはあまり利用されておらず，こうした全体の利用状況は私立の実態を反映したものといえる。(表Ⅸ－1)

### 8．入学広報資料

パンフレット等の入学広報資料を高等学校等に配布している大学は，全体では452大学（93％)にのぼるが，設置者別にみると，私立（98％)，国立（83％)，公立（72％）とその差は開いている。(表Ⅹ)

何種類の資料を配布しているかについては，1種類及び2種類がそれぞれ23％，3種類が19％となっており，4種類以内に79％が集まっている。(図Ⅹ－1)

配布資料の種別をみると，大学案内・学部案内，学生生活ガイド，入学案内・入試ガイドが多い。なお，在学生用に作成している大学要覧・学部要覧や講義要項・履修案内についても，相当数の大学が配布している。(図Ⅹ－2)





# 統　計　表

## Ⅰ　調査対象校の内訳

表Ⅰ－1　所在地別調査対象校

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 北　海　道 | 7 | 2 | 14 | 23 |
| 東　　北 | 7 | 1 | 19 | 27 |
| 関　　東 | 8 | 3 | 55 | 66 |
| 東　　京 | 12 | 2 | 91 | 105 |
| 北　　陸 | 8 | 1 | 8 | 17 |
| 中　　部 | 11 | 6 | 38 | 55 |
| 近　　畿 | 14 | 11 | 74 | 99 |
| 中　　国 | 6 | 3 | 19 | 28 |
| 四　　国 | 7 | 1 | 5 | 13 |
| 九州・沖縄 | 15 | 6 | 33 | 54 |
| 計 | 95 | 36 | 356 | 487 |

（注）1．学生の募集を停止している大学及び学部を設置しない大学は除く。
2．所在地の区分
北海道（北海道），東北（青森，秋田，岩手，山形，宮城，福島），関東（茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川），東京（東京），北陸（新潟，富山，石川，福井），中部（山梨，長野，岐阜，静岡，愛知，三重），近畿（滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山），中国（鳥取，島根，岡山，広島，山口），四国（香川，徳島，愛媛，高知），九州・沖縄（福岡，佐賀，長崎，大分，熊本，宮崎，鹿児島，沖縄）

表Ⅰ－2　設置学部数別調査対象校

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1　学　部 | 38 | 19 | 207 | 264 |
| 2　学　部 | 11 | 8 | 70 | 89 |
| 3　学　部 | 8 | 4 | 25 | 37 |
| 4　学　部 | 9 | 1 | 15 | 25 |
| 5学部以上 | 29 | 4 | 39 | 72 |
| 計 | 95 | 36 | 356 | 487 |

（注）夜間部を除く。





## Ⅱ　入学広報の組織

表Ⅱ－1　入学広報に関する委員会の設置状況（設置者別）

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 設置している | 61( 64.2)% | 16( 44.4)% | 232( 65.2)% | 309( 63.4)% |
| 内訳 | | | | |
| 全学レベル | 55 | 16 | 223 | 294 |
| 学部レベル | 11 | 1 | 11 | 23 |
| その他 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 設置していない | 34( 35.8) | 20( 55.6) | 124( 34.8) | 178( 36.6) |
| 計 | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

（注）1．この調査において，入学広報に関する委員会は，入学広報を専門に担当する委員会のみでなく，その委員会の担当する業務の一つとして，入学広報に関して審議する場合も含まれる。
2．設置している場合の内訳については複数回答である。

表Ⅱ－2　入学広報に関する委員会の設置状況（設置学部数別）

| | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 設置している | 173( 65.5)% | 63( 70.8)% | 23( 62.2)% | 16( 64.0)% | 34( 47.2)% | 309( 63.4)% |
| 内訳 | | | | | | |
| 全学レベル | 171 | 58 | 19 | 15 | 31 | 294 |
| 学部レベル | 1 | 7 | 3 | 3 | 9 | 23 |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 設置していない | 91( 34.5) | 26( 29.2) | 14( 37.8) | 9( 36.0) | 38( 52.8) | 178( 36.6) |
| 計 | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |

（注）設置している場合の内訳については複数回答である。

表Ⅱ－3　入学広報の担当部課の設置状況（設置者別）

（複数回答，N：実数）

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 全学レベル | 95(100.0)% | 36(100.0)% | 352( 98.9)% | 483( 99.2)% |
| 学部レベル | 23( 24.2) | 3( 8.3) | 7( 2.0) | 33( 6.8) |
| その他 | 1( 1.1) | 0( 0.0) | 0( 0.0) | 1( 0.2) |
| N | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

（注）この調査において，入学広報の担当部課は，入学広報に関する事務を専門に担当する部課のみでなく，その部課の業務の一つとして，入学広報に関する事務を担当する場合も含まれる。

表Ⅱ－4　入学広報の担当部課の設置状況（設置学部数別）

（複数回答，N：実数）

| | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全学レベル | 264(100.0)% | 86( 96.6)% | 36( 97.3)% | 25(100.0)% | 72(100.0)% | 483( 99.2)% |
| 学部レベル | 1( 0.4) | 4( 4.5) | 6( 16.2) | 3( 12.0) | 19( 26.4) | 33( 6.8) |
| その他 | 0( 0.0) | 0( 0.0) | 0( 0.0) | 0( 0.0) | 1( 1.4) | 1( 0.2) |
| N | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |





## Ⅲ　入学広報と入学者選抜及び大学広報との関係

表Ⅲ－1　入学者選抜の担当部課との異同（設置者別）

（複数回答，N：実数）

| | | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全学レベル | 同じ | 92( 96.8)% | 36(100.0)% | 232( 65.2)% | 360( 73.9)% |
| | 異なる | 3( 3.2) | 0( 0.0) | 120( 33.7) | 123( 25.3) |
| 学部レベル等 | 同じ | 22( 23.2) | 3( 8.3) | 5( 1.4) | 30( 6.2) |
| | 異なる | 2( 2.1) | 0( 0.0) | 2( 0.6) | 4( 0.8) |
| N | | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

表Ⅲ－2　入学者選抜の担当部課との異同（設置学部数別）

（複数回答，N：実数）

| | | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全学レベル | 同じ | 192( 72.7)% | 63( 70.8)% | 29( 78.4)% | 25(100.0)% | 51( 70.8)% | 360( 73.9)% |
| | 異なる | 72( 27.3) | 23( 25.8) | 7( 18.9) | 0( 0.0) | 21( 29.2) | 123( 25.3) |
| 学部レベル等 | 同じ | 1( 0.4) | 2( 2.2) | 5( 13.5) | 3( 12.0) | 19( 26.4) | 30( 6.2) |
| | 異なる | 0( 0.0) | 2( 2.2) | 1( 2.7) | 0( 0.0) | 1( 1.4) | 4( 0.8) |
| N | | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |

表Ⅲ－3　大学広報の担当部課との異同（設置者別）

（複数回答，N：実数）

| | | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全学レベル | 同じ | % 17( 17.9) | % 15( 41.7) | % 183( 51.4) | % 215( 44.1) |
| | 異なる | 78( 82.1) | 21( 58.3) | 169( 47.5) | 268( 55.0) |
| 学部レベル等 | 同じ | 3( 3.2) | 1( 2.8) | 5( 1.4) | 9( 1.8) |
| | 異なる | 21( 22.1) | 2( 5.6) | 2( 0.6) | 25( 5.1) |
| N | | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

（注）この調査において，入学広報は受験生及び高等学校等を対象とし，大学広報は学内及び社会一般等を対象とするものとして扱っています。

表Ⅲ－4　大学広報の担当部課との異同（設置学部数別）

（複数回答，N：実数）

| | | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全学レベル | 同じ | % 130( 49.2) | % 44( 49.4) | % 11( 29.7) | % 6( 24.0) | % 24( 33.3) | % 215( 44.1) |
| | 異なる | 134( 50.8) | 42( 47.2) | 25( 67.6) | 19( 76.0) | 48( 66.7) | 268( 55.0) |
| 学部レベル等 | 同じ | 1( 0.4) | 2( 2.2) | 1( 2.7) | 0( 0.0) | 5( 6.9) | 9( 1.8) |
| | 異なる | 0( 0.0) | 2( 2.2) | 5( 13.5) | 3( 12.0) | 15( 20.8) | 25( 5.1) |
| N | | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |





## Ⅳ　入学広報に関する他大学との共同事業

表Ⅳ－1　実施の有無（設置者別）

| | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 実施している | % 14( 14.7) | % 0( 0.0) | % 168( 47.2) | % 182( 37.4) |
| 実施していない | 81( 85.3) | 36(100.0) | 188( 52.8) | 305( 62.6) |
| 計 | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

表Ⅳ－2　実施の有無（設置学部数別）

| | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施している | % 82( 31.1) | % 39( 43.8) | % 13( 35.1) | % 12( 48.0) | % 36( 50.0) | % 182( 37.4) |
| 実施していない | 182( 68.9) | 50( 56.2) | 24( 64.9) | 13( 52.0) | 36( 50.0) | 305( 62.6) |
| 計 | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |

表Ⅳ－3　実施の有無（所在地別）

| | 北海道 | 東北 | 関東 | 東京 | 北陸 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州・沖縄 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施している | 3 % ( 13.0) | 2 % ( 7.4) | 20 % ( 30.3) | 46 % ( 43.8) | 1 % ( 5.9) | 31 % ( 56.4) | 56 % ( 56.6) | 3 % ( 10.7) | 3 % ( 23.1) | 17 % ( 31.5) | 182 % ( 37.4) |
| 実施していない | 20 ( 87.0) | 25 ( 92.6) | 46 ( 69.7) | 59 ( 56.2) | 16 ( 94.1) | 24 ( 43.6) | 43 ( 43.4) | 25 ( 89.3) | 10 ( 76.9) | 37 ( 68.5) | 305 ( 62.6) |
| 計 | 23 (100.0) | 27 (100.0) | 66 (100.0) | 105 (100.0) | 17 (100.0) | 55 (100.0) | 99 (100.0) | 28 (100.0) | 13 (100.0) | 54 (100.0) | 487 (100.0) |

表Ⅳ－4　実施内容

（複数回答）

| | 国　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|
| 進学相談会の開催 | 1( 7.1)% | 141( 83.9)% | 142( 78.0)% |
| 高校長の団体との懇談 | 11( 78.6) | 25( 14.9) | 36( 19.8) |
| 担当者の研修 | 0( 0.0) | 68( 40.5) | 68( 37.4) |
| ＰＲ誌の作成 | 0( 0.0) | 66( 39.3) | 66( 36.3) |
| 情報交換 | 5( 35.7) | 123( 73.2) | 128( 70.3) |
| その他 | 0( 0.0) | 13( 7.7) | 13( 7.1) |
| 実施大学数 | 14(100.0) | 168(100.0) | 182(100.0) |

## Ⅴ　進学相談会・説明会

表Ⅴ－1　実施状況（設置者別）

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 実施している | 66( 69.5)% | 19( 52.8)% | 326( 91.6)% | 411( 84.4)% |
| 内訳 | | | | |
| (1) 大学独自 | 47( 49.5) | 12( 33.3) | 268( 75.3) | 327( 67.1) |
| (2) 他大学と合同 | 2( 2.1) | 1( 2.8) | 145( 40.7) | 148( 30.4) |
| (3) 高等学校 | 29( 30.5) | 3( 8.3) | 179( 50.3) | 211( 43.3) |
| (4) 新聞社・出版社等 | 15( 15.8) | 6( 16.7) | 298( 83.7) | 319( 65.5) |
| (5) 予備校 | 10( 10.5) | 3( 8.3) | 116( 32.6) | 129( 26.5) |
| 実施していない | 29( 30.5) | 17( 47.2) | 30( 8.4) | 76( 15.6) |
| 計 | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

（注）1．実施している大学数は，全学レベル，学部レベルの合計である。
2．実施している場合の内訳については複数回答である。





表Ⅴ－2　進学相談会・説明会の種類

| | | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1種類 | ① | 19 | 7 | 19 | 45 |
| | ② | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | ③ | 10 | 2 | 0 | 12 |
| | ④ | 3 | 3 | 19 | 25 |
| | ⑤ | 3 | 2 | 1 | 6 |
| | 小　計 | 35( 36.8%) | 14( 38.9%) | 40( 11.2%) | 89( 18.3%) |
| 2種類 | ①・② | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | ①・③ | 13 | 0 | 2 | 15 |
| | ①・④ | 7 | 3 | 53 | 63 |
| | ①・⑤ | 3 | 1 | 1 | 5 |
| | ②・③ | 1 | 0 | 1 | 2 |
| | ②・④ | 0 | 0 | 10 | 10 |
| | ②・⑤ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ③・④ | 1 | 0 | 9 | 10 |
| | ③・⑤ | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | ④・⑤ | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | 小　計 | 26( 27.4) | 4( 11.1) | 80( 22.5) | 110( 22.6) |
| 3種類 | ①・②・③ | 0 | 1 | 1 | 2 |
| | ①・②・④ | 0 | 0 | 19 | 19 |
| | ①・②・⑤ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ①・③・④ | 1 | 0 | 31 | 32 |
| | ①・③・⑤ | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | ①・④・⑤ | 2 | 0 | 11 | 13 |
| | ②・③・④ | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | ②・③・⑤ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②・④・⑤ | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | ③・④・⑤ | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | 小　計 | 4( 4.2) | 1( 2.8) | 71( 19.9) | 76( 15.6) |
| 4種類 | ①・②・③・④ | 1 | 0 | 41 | 42 |
| | ①・②・③・⑤ | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | ①・②・④・⑤ | 0 | 0 | 6 | 6 |
| | ①・③・④・⑤ | 0 | 0 | 29 | 29 |
| | ②・③・④・⑤ | 0 | 0 | 5 | 5 |
| | 小　計 | 1( 1.1) | 0( 0.0) | 82( 23.0) | 83( 17.0) |
| 5種類 | ①・②・③・④・⑤ | 0 | 0 | 53 | 53 |
| | 小　計 | 0( 0.0) | 0( 0.0) | 53( 14.9) | 53( 10.9) |
| 実施していない | | 29( 30.5) | 17( 47.2) | 30( 8.4) | 76( 15.6) |
| 計 | | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

（注）①大学独自の進学相談会・説明会
②他大学と合同の進学相談会・説明会
③高等学校の主催する進学相談会・説明会
④新聞社・出版社等の主催する進学相談会・説明会
⑤予備校の主催する進学相談会・説明会

表Ｖ－３　実施状況（設置学部数別）

（複数回答，Ｎ：実数）

| | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大学独自 | 158( 59.8)% | 69( 77.5)% | 26( 70.3)% | 20( 80.0)% | 54( 75.0)% | 327( 67.1)% |
| 他大学と合同 | 62( 23.5) | 36( 40.4) | 12( 32.4) | 8( 32.0) | 30( 41.7) | 148( 30.4) |
| 高等学校 | 97( 36.7) | 39( 43.8) | 22( 59.5) | 16( 64.0) | 37( 51.4) | 211( 43.3) |
| 新聞社・出版社等 | 166( 62.9) | 69( 77.5) | 24( 64.9) | 17( 68.0) | 43( 59.7) | 319( 65.5) |
| 予備校 | 47( 17.8) | 27( 30.3) | 16( 43.2) | 10( 40.0) | 32( 44.4) | 129( 26.5) |
| Ｎ | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |

表Ｖ－４　大学独自の進学相談会・説明会（実施単位）

（複数回答）

| | | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全学レベル | | 31( 66.0)% | 12(100.0)% | 265( 98.9)% | 308( 94.2)% |
| 学部レベル | 全ての学部 | 8( 17.0) | 0( 0.0) | 4( 1.5) | 12( 3.7) |
| | 特定の学部 | 14( 29.8) | 0( 0.0) | 6( 2.2) | 20( 6.1) |
| 実施大学数 | | 47(100.0) | 12(100.0) | 268(100.0) | 327(100.0) |

図Ｖ　全学レベルでの開催・参加回数

(1)　大学独自の進学相談会・説明会

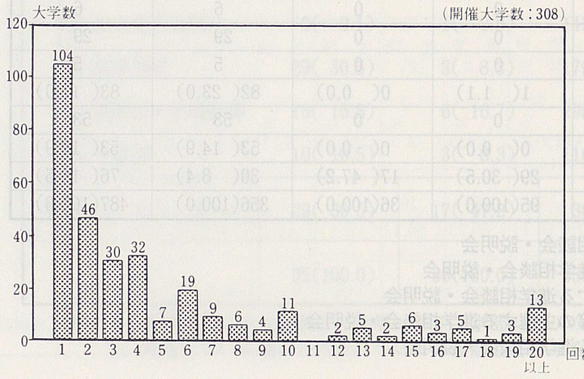






(2)　他大学と共同で実施

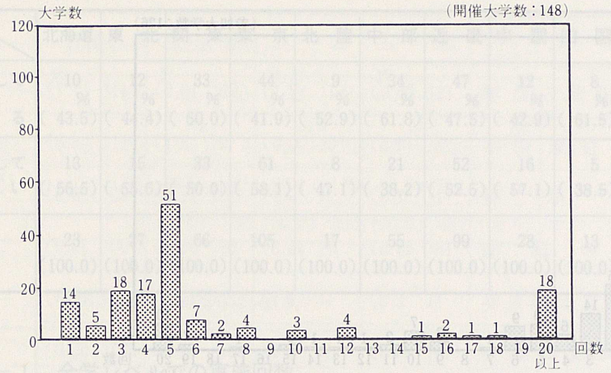


(3)　高等学校の主催する進学相談会等に参加

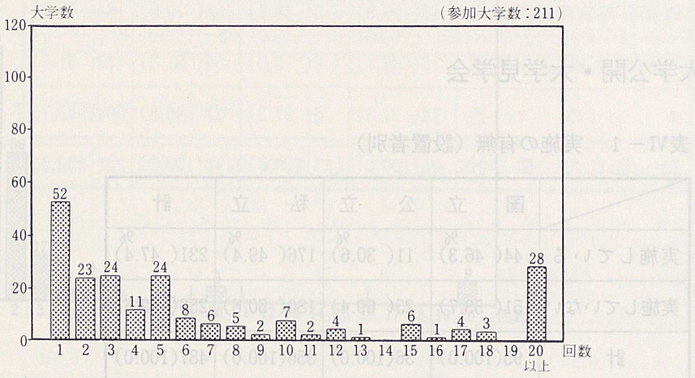


(4)　新聞社等の主催する進学相談会等に参加

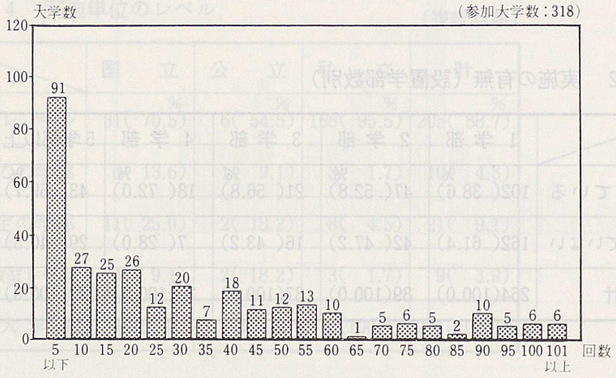

(5) 予備校の主催する進学相談会等に参加

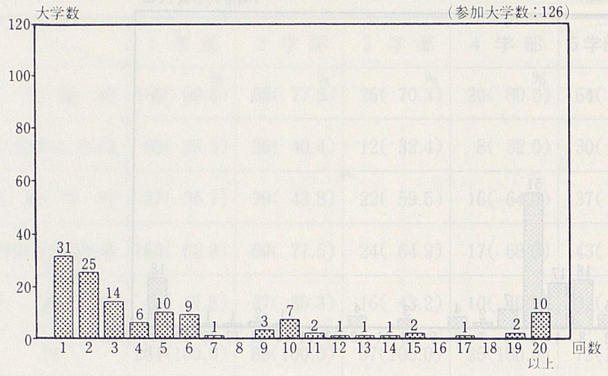


## VI 大学公開・大学見学会

表VI－1 実施の有無（設置者別）

| | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 実施している | 44( 46.3%) | 11( 30.6%) | 176( 49.4%) | 231( 47.4%) |
| 実施していない | 51( 53.7) | 25( 69.4) | 180( 50.6) | 256( 52.6) |
| 計 | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

（注）実施している大学数は，全学レベル，学部等レベルの合計である。

表VI－2 実施の有無（設置学部数別）

| | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施している | 102( 38.6%) | 47( 52.8%) | 21( 56.8%) | 18( 72.0%) | 43( 59.7%) | 231( 47.4%) |
| 実施していない | 162( 61.4) | 42( 47.2) | 16( 43.2) | 7( 28.0) | 29( 40.3) | 256( 52.6) |
| 計 | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |





表VI－3 実施の有無（所在地別）

| | 北海道 | 東北 | 関東 | 東京 | 北陸 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州･沖縄 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施している | 10 % ( 43.5) | 12 % ( 44.4) | 33 % ( 50.0) | 44 % ( 41.9) | 9 % ( 52.9) | 34 % ( 61.8) | 47 % ( 47.5) | 12 % ( 42.9) | 8 % ( 61.5) | 22 % ( 40.7) | 231 % ( 47.4) |
| 実施していない | 13 ( 56.5) | 15 ( 55.6) | 33 ( 50.0) | 61 ( 58.1) | 8 ( 47.1) | 21 ( 38.2) | 52 ( 52.5) | 16 ( 57.1) | 5 ( 38.5) | 32 ( 59.3) | 256 ( 52.6) |
| 計 | 23 (100.0) | 27 (100.0) | 66 (100.0) | 105 (100.0) | 17 (100.0) | 55 (100.0) | 99 (100.0) | 28 (100.0) | 13 (100.0) | 54 (100.0) | 487 (100.0) |

図VI－1 全学レベルでの実施回数

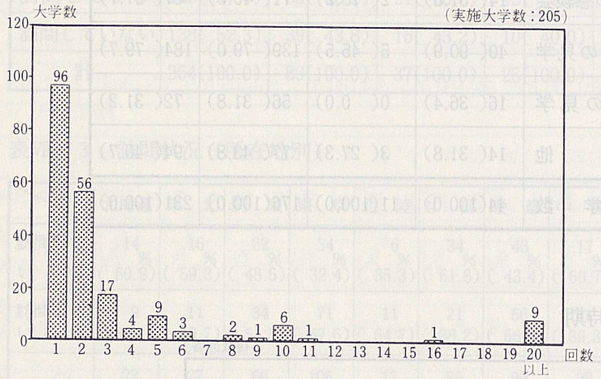


表VI－4 実施単位のレベル

（複数回答）

| | | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全学レベル | | 31( 70.5%) | 6( 54.5%) | 168( 95.5%) | 205( 88.7%) |
| 学部レベル | 全ての学部 | 6( 13.6) | 1( 9.1) | 3( 1.7) | 10( 4.3) |
| | 特定の学部 | 11( 25.0) | 2( 18.2) | 8( 4.5) | 21( 9.1) |
| 学科･教室レベル | | 4( 9.1) | 2( 18.2) | 3( 1.7) | 9( 3.9) |
| 実施大学数 | | 44(100.0) | 11(100.0) | 176(100.0) | 231(100.0) |

表Ⅵ－5　実施内容

（複数回答）

| | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 実験・実習の見学 | 11( 25.0) | 1( 9.1) | 29( 16.5) | 41( 17.7) |
| 実際の授業見学 | 2( 4.5) | 0( 0.0) | 9( 5.1) | 11( 4.8) |
| 授業体験 | 1( 2.3) | 1( 9.1) | 20( 11.4) | 22( 9.5) |
| 教員の講演 | 18( 40.9) | 5( 45.5) | 67( 38.1) | 90( 39.0) |
| 課外活動などの見学 | 1( 2.3) | 1( 9.1) | 22( 12.5) | 24( 10.4) |
| ビデオによる紹介 | 18( 40.9) | 0( 0.0) | 109( 61.9) | 127( 55.0) |
| 先輩・教員等との懇談会 | 14( 31.8) | 2( 18.2) | 71( 40.3) | 87( 37.7) |
| 教育研究施設等の見学 | 40( 90.9) | 5( 45.5) | 139( 79.0) | 184( 79.7) |
| 福利厚生施設の見学 | 16( 36.4) | 0( 0.0) | 56( 31.8) | 72( 31.2) |
| その他 | 14( 31.8) | 3( 27.3) | 77( 43.8) | 94( 40.7) |
| 実施大学数 | 44(100.0) | 11(100.0) | 176(100.0) | 231(100.0) |

図Ⅵ－2　実施時期

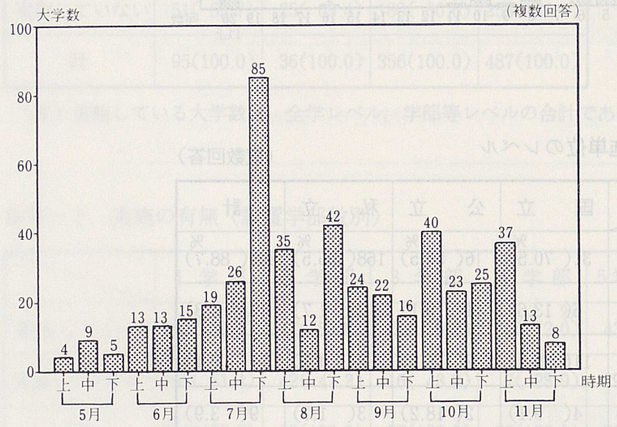






## Ⅶ　高等学校への訪問

表Ⅶ－1　訪問状況（設置者別）

| | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 訪問している | 10( 10.5) | 5( 13.9) | 221( 62.1) | 236( 48.5) |
| 訪問していない | 85( 89.5) | 31( 86.1) | 135( 37.9) | 251( 51.5) |
| 計 | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

表Ⅶ－2　訪問状況（設置学部数別）

| | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % |
| 訪問している | 126( 47.7) | 50( 56.2) | 21( 56.8) | 15( 60.0) | 24( 33.3) | 236( 48.5) |
| 訪問していない | 138( 52.3) | 39( 43.8) | 16( 43.2) | 10( 40.0) | 48( 66.7) | 251( 51.5) |
| 計 | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |

表Ⅶ－3　訪問状況（所在地別）

| | 北海道 | 東北 | 関東 | 東京 | 北陸 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州・沖縄 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 訪問している | 14 % ( 60.9) | 16 % ( 59.3) | 32 % ( 48.5) | 34 % ( 32.4) | 6 % ( 35.3) | 34 % ( 61.8) | 43 % ( 43.4) | 17 % ( 60.7) | 7 % ( 53.8) | 33 % ( 61.1) | 236 % ( 48.5) |
| 訪問していない | 9 ( 39.1) | 11 ( 40.7) | 34 ( 51.5) | 71 ( 67.6) | 11 ( 64.7) | 21 ( 38.2) | 56 ( 56.6) | 11 ( 39.3) | 6 ( 46.2) | 21 ( 38.9) | 251 ( 51.5) |
| 計 | 23 (100.0) | 27 (100.0) | 66 (100.0) | 105 (100.0) | 17 (100.0) | 55 (100.0) | 99 (100.0) | 28 (100.0) | 13 (100.0) | 54 (100.0) | 487 (100.0) |

図Ⅶ　年間の訪問校数

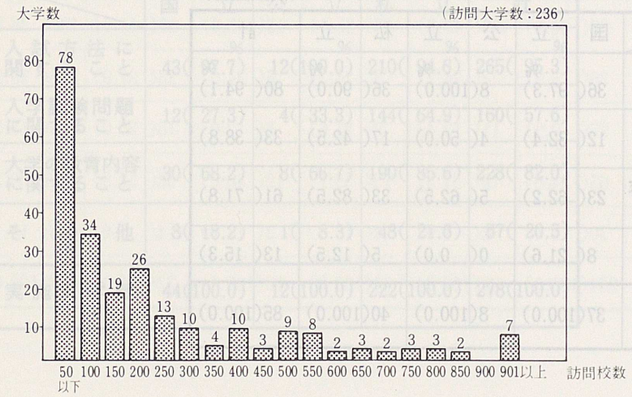

# Ⅷ　高等学校との意見交換

## 表Ⅷ－１　校長会との懇談（実施の有無）

(1)　設置者別

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 実施している | 37( 38.9) | 8( 22.2) | 40( 11.2) | 85( 17.5) |
| 実施していない | 58( 61.1) | 28( 77.8) | 316( 88.8) | 402( 82.5) |
| 計 | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

(2)　設置学部数別

| | 1 学 部 | 2 学 部 | 3 学 部 | 4 学 部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % |
| 実施している | 36( 13.6) | 15( 16.9) | 6( 16.2) | 6( 24.0) | 22( 30.6) | 85( 17.5) |
| 実施していない | 228( 86.4) | 74( 83.1) | 31( 83.8) | 19( 76.0) | 50( 69.4) | 402( 82.5) |
| 計 | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |

(3)　所在地別

| | 北海道 | 東　北 | 関　東 | 東　京 | 北　陸 | 中　部 | 近　畿 | 中　国 | 四　国 | 九州･沖縄 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施している | 1 % ( 4.3) | 7 % ( 25.9) | 10 % ( 15.2) | 3 % ( 2.9) | 6 % ( 35.3) | 24 % ( 43.6) | 15 % ( 15.2) | 4 % ( 14.3) | 5 % ( 38.5) | 10 % ( 18.5) | 85 % ( 17.5) |
| 実施していない | 22 ( 95.7) | 20 ( 74.1) | 56 ( 84.8) | 102 ( 97.1) | 11 ( 64.7) | 31 ( 56.4) | 84 ( 84.8) | 24 ( 85.7) | 8 ( 61.5) | 44 ( 81.5) | 402 ( 82.5) |
| 計 | 23 (100.0) | 27 (100.0) | 66 (100.0) | 105 (100.0) | 17 (100.0) | 55 (100.0) | 99 (100.0) | 28 (100.0) | 13 (100.0) | 54 (100.0) | 487 (100.0) |

## 表Ⅷ－２　校長会との懇談（実施内容）

（複数回答）

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 入試方法に関すること | 36( 97.3) | 8(100.0) | 36( 90.0) | 80( 94.1) |
| 入学試験問題に関すること | 12( 32.4) | 4( 50.0) | 17( 42.5) | 33( 38.8) |
| 大学の教育内容に関すること | 23( 62.2) | 5( 62.5) | 33( 82.5) | 61( 71.8) |
| そ　の　他 | 8( 21.6) | 0( 0.0) | 5( 12.5) | 13( 15.3) |
| 実施大学数 | 37(100.0) | 8(100.0) | 40(100.0) | 85(100.0) |





## 表Ⅷ－３　進路指導担当教員等との懇談（実施の有無）

(1)　設置者別

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 実施している | 44( 46.3) | 12( 33.3) | 222( 62.4) | 278( 57.1) |
| 実施していない | 51( 53.7) | 24( 66.7) | 134( 37.6) | 209( 42.9) |
| 計 | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

(2)　設置学部数別

| | 1 学 部 | 2 学 部 | 3 学 部 | 4 学 部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % |
| 実施している | 131( 49.6) | 58( 65.2) | 25( 67.6) | 21( 84.0) | 43( 59.7) | 278( 57.1) |
| 実施していない | 133( 50.4) | 31( 34.8) | 12( 32.4) | 4( 16.0) | 29( 40.3) | 209( 42.9) |
| 計 | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |

(3)　所在地別

| | 北海道 | 東　北 | 関　東 | 東　京 | 北　陸 | 中　部 | 近　畿 | 中　国 | 四　国 | 九州･沖縄 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施している | 12 % ( 52.2) | 18 % ( 66.7) | 36 % ( 54.5) | 46 % ( 43.8) | 11 % ( 64.7) | 37 % ( 67.3) | 55 % ( 55.6) | 19 % ( 67.9) | 10 % ( 76.9) | 34 % ( 63.0) | 278 % ( 57.1) |
| 実施していない | 11 ( 47.8) | 9 ( 33.3) | 30 ( 45.5) | 59 ( 56.2) | 6 ( 35.3) | 18 ( 32.7) | 44 ( 44.4) | 9 ( 32.1) | 3 ( 23.1) | 20 ( 37.0) | 209 ( 42.9) |
| 計 | 23 (100.0) | 27 (100.0) | 66 (100.0) | 105 (100.0) | 17 (100.0) | 55 (100.0) | 99 (100.0) | 28 (100.0) | 13 (100.0) | 54 (100.0) | 487 (100.0) |

## 表Ⅷ－４　進路指導担当教員等との懇談（実施内容）

（複数回答）

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 入試方法に関すること | 43( 97.7) | 12(100.0) | 210( 94.6) | 265( 95.3) |
| 入学試験問題に関すること | 12( 27.3) | 4( 33.3) | 144( 64.9) | 160( 57.6) |
| 大学の教育内容に関すること | 30( 68.2) | 8( 66.7) | 190( 85.6) | 228( 82.0) |
| そ　の　他 | 8( 18.2) | 1( 8.3) | 48( 21.6) | 57( 20.5) |
| 実施大学数 | 44(100.0) | 12(100.0) | 222(100.0) | 278(100.0) |

## Ⅸ　各種メディアの利用状況

表Ⅸ－１　設置者別利用状況

（複数回答，N：実数）

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 新聞広告 | 6( 6.3) | 3( 8.3) | 334( 93.8) | 343( 70.4) |
| 受験雑誌の広告 | 18( 18.9) | 6( 16.7) | 345( 96.9) | 369( 75.8) |
| 一般雑誌の広告 | 0( 0.0) | 2( 5.6) | 184( 51.7) | 186( 38.2) |
| ラジオ広告 | 0( 0.0) | 1( 2.8) | 94( 26.4) | 95( 19.5) |
| テレビ広告 | 0( 0.0) | 0( 0.0) | 65( 18.3) | 65( 13.3) |
| テレホンサービス | 65( 68.4) | 15( 41.7) | 67( 18.8) | 147( 30.2) |
| その他 | 4( 4.2) | 2( 5.6) | 43( 12.1) | 49( 10.1) |
| N | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

（注）記事広告，提供番組も含む。

表Ⅸ－２　設置学部数別利用状況

（複数回答，N：実数）

| | 1学部 | 2学部 | 3学部 | 4学部 | 5学部以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % |
| 新聞広告 | 189( 71.6) | 70( 78.7) | 25( 67.6) | 18( 72.0) | 41( 56.9) | 343( 70.4) |
| 受験雑誌の広告 | 208( 78.8) | 71( 79.8) | 28( 75.7) | 18( 72.0) | 44( 61.1) | 369( 75.8) |
| 一般雑誌の広告 | 92( 34.8) | 39( 43.8) | 13( 35.1) | 12( 48.0) | 30( 41.7) | 186( 38.2) |
| ラジオ広告 | 35( 13.3) | 22( 24.7) | 9( 24.3) | 6( 24.0) | 23( 31.9) | 95( 19.5) |
| テレビ広告 | 25( 9.5) | 11( 12.4) | 8( 21.6) | 3( 12.0) | 18( 25.0) | 65( 13.3) |
| テレホンサービス | 65( 24.6) | 19( 21.3) | 13( 35.1) | 12( 48.0) | 38( 52.8) | 147( 30.2) |
| その他 | 30( 11.4) | 8( 9.0) | 4( 10.8) | 3( 12.0) | 4( 5.6) | 49( 10.1) |
| N | 264(100.0) | 89(100.0) | 37(100.0) | 25(100.0) | 72(100.0) | 487(100.0) |





## Ⅹ　入学広報資料

表Ⅹ　入学広報資料の配布状況

| | 国　立 | 公　立 | 私　立 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 配布している | 79( 83.2) | 26( 72.2) | 347( 97.5) | 452( 92.8) |
| 配布していない | 16( 16.8) | 10( 27.8) | 9( 2.5) | 35( 7.2) |
| 計 | 95(100.0) | 36(100.0) | 356(100.0) | 487(100.0) |

（注）１．大学数には学部レベルの数を含む
　　２．入学広報資料には，募集要項を含まない。

図Ⅹ－１　配布資料の種類

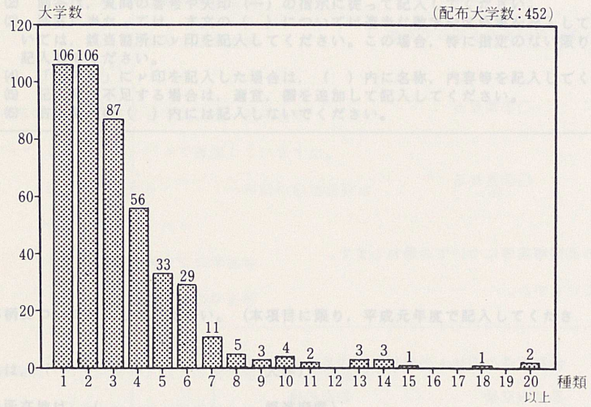

図Ｘ－２　配布資料の種別

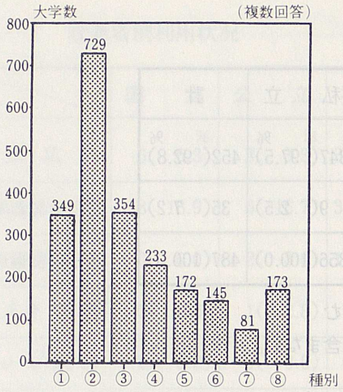


（注）＜種別＞

①入学案内・入試ガイド
②大学案内・学部案内
③学生生活ガイド
④入学試験問題集
⑤大学要覧・学部要覧
⑥講義要項・履修案内
⑦大学新聞
⑧その他



# 付　録

資料（入学広報に関する実態調査報告書）

| 大学名 | 大学 |
|---|---|

| 担当所属部課名 | 担当者名 | 電話（内線） |
|---|---|---|
| | | |

## 入学広報に関する実態調査票

大学入試センター

（調査の実施要領）

1．目　的
　この調査は，各大学における入学広報の実態を把握し，大学入試センターの新規事業である大学情報の提供事業の基礎資料として活用するとともに，各大学の入学広報の改善に資するために実施するものです。
2．調査の対象
　全国公私立大学（短期大学を除く）
3．調査事項
　昭和63年度における入学広報の組織及び活動状況等
4．調査結果の取扱い
　調査の結果は全体として集計しますので，個別の大学名が公表されることはありません。

〈記入上の留意点〉

(1)　活動状況については，全学レベルのみならず学部レベルについても，すべて記入してください。
(2)　回答は，質問の番号や矢印（→）の指示に従って記入してください。
(3)　回答に当たっては，本文の（　）については適当な数字や名称等を記入してください。また，□については，該当箇所にレ印を記入してください。この場合，特に指定のない限り該当箇所すべてにレ印を記入してください。
(4)　「その他」にレ印を記入した場合は，（　）内に名称，内容等を記入してください。
(5)　記入欄が不足する場合は，適宜，欄を追加して記入してください。
(6)　右の欄外の（　）内には記入しないでください。

この欄は，当センターで記入しますので，各大学で記入する必要はありません。
以下のページについても同様です。

Ⅰ　以下の事柄について記入してください。（本項目に限り，平成元年度で記入してください。）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 大学名は，（　　大学） | 1（　　） |
| 2 | 本部の所在地は，（　　都道府県） | 2（　　） |
| 3 | 設置者は　□(1)国立　□(2)公立　□(3)私立 | 3（　　） |
| 4 | 設置学部数（教養部を除く）は，（　　学部） | 4（　　） |
| 5 | 入学定員は，（　　人） | 5（　　） |

Ⅱ　入学広報の組織についてお尋ねします。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 入学広報に関する委員会について，該当するものに必要事項を記入してください。 | |
| | □(1)全学レベルで設置 | 6（　　） |
| | →a　その名称は，（　　） | 7（　　） |
| | →b　構成員数は，（教員　　人），（事務職員　　人） | 8（　　）9（　　） |
| | □(2)学部レベルで設置 | 10（　　） |
| | □(3)その他（　　） | 11（　　） |

2　入学広報の担当部課について，該当するものに必要事項を記入してください。

□(1)全学レベル　12(　)

└→　その名称は，（　　）　13(　)

（記入例：広報部広報課入試広報係　）

□(2)学部レベル　14(　)

□(3)その他（　　）　15(　)

Ⅲ　入学広報と入学者選抜及び大学広報の関係についてお尋ねします。

（　この調査において，入学広報は受験生及び高等学校等を対象とし，大学広報は学内及び社会一般等を対象とするものです。）

1　入学者選抜の担当部課は，入学広報の場合と同じですか。

□(1)全学レベル　16(　)

└→□①同じである　□②異なる　17(　)

□(2)学部等のレベル　18(　)

└→□①同じである　□②異なる　19(　)

2　大学広報の担当部課は，入学広報の場合と同じですか。

□(1)全学レベル　20(　)

└→□①同じである　□②異なる　21(　)

□(2)学部等のレベル　22(　)

└→□①同じである　□②異なる　23(　)

Ⅳ　入学広報に関する他大学との共同事業等についてお尋ねします。

下記の共同事業等を実施していますか。

| | | |
|---|---|---|
| ①進学相談会の開催 | ②高校長の団体との懇談 | ③担当者の研修 |
| ④ＰＲ誌の作成 | ⑤情報交換 | ⑥その他 |

┌□(1)実施している　24(　)

□(2)実施していない

└→　上記①～⑥のうち，実施している内容の番号を記入し，その団体名，大学名等を記入してください。

| 実施内容 | 団体名・大学名等 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

25(　) 26(　)

27(　) 28(　)

29(　) 30(　)

31(　) 32(　)

33(　) 34(　)





Ⅴ　進学相談会・説明会等についてお尋ねします。

以下に挙げたもののうち，実施・参加しているものについて必要事項を記入してください。

□(1)大学独自の進学相談会・説明会等　35(　)

└→　以下のどのレベルで実施していますか。

□①全学レベル　→年間の開催回数は，（　回）　36(　) 37(　)

┌□②学部等のレベル　38(　)

└→□(a)全ての学部等　39(　)

□(b)特定の学部等

□(2)他大学と合同の進学相談会・説明会等　40(　)

└→　以下のどのレベルで実施していますか。

□①全学レベル　→年間の開催回数は，（　回）　41(　) 42(　)

┌□②学部等のレベル　43(　)

└→□(a)全ての学部等　44(　)

□(b)特定の学部等

□(3)高等学校の主催する進学相談会・説明会等　45(　)

└→　以下のどのレベルで参加していますか。

□①全学レベル　→年間の参加回数は，（　回）　46(　) 47(　)

┌□②学部等のレベル　48(　)

└→□(a)全ての学部等　49(　)

□(b)特定の学部等

□(4)新聞社・出版社等の主催する進学相談会・説明会等　50(　)

└→　以下のどのレベルで参加していますか。

□①全学レベル　→年間の参加回数は，（　回）　51(　) 52(　)

┌□②学部等のレベル　53(　)

└→□(a)全ての学部等　54(　)

□(b)特定の学部等

□(5)予備校の主催する進学相談会・説明会等　55(　)

└→　以下のどのレベルで参加していますか。

□①全学レベル　→年間の参加回数は，（　回）　56(　) 57(　)

┌□②学部等のレベル　58(　)

└→□(a)全ての学部等　59(　)

□(b)特定の学部等

Ⅵ　大学公開・大学見学会等についてお尋ねします。

特別の行事として，大学公開・大学見学会等を実施していますか。

□(1)実施している　60(　　)

□(2)実施していない

→ a　どのレベルで実施していますか。

□①全学レベル　→年間の実施回数は，（　　回）　61(　　) 62(　　)

□②学部レベル　63(　　)

□③学科・教室レベル　64(　　)

→ □(a)全ての学部　65(　　)

□(b)特定の学部

→ b　実施している内容は何ですか。該当するものを選んでください。

| | | |
|---|---|---|
| □①実験・実習の見学 | □②実際の授業見学 | 66(　　) 67(　　) |
| □③授業体験 | □④教員の講演 | 68(　　) 69(　　) |
| □⑤課外活動などの見学 | □⑥ビデオによる紹介 | 70(　　) 71(　　) |
| □⑦先輩，教員等との懇談会 | □⑧教育研究施設等の見学 | 72(　　) 73(　　) |
| □⑨福利厚生施設の見学 | | 74(　　) |
| □⑩その他 | | 75(　　) |

→

| |
|---|
| (a) |
| (b) |
| (c) |
| (d) |
| (e) |

→ c　実施時期を，以下の欄に回答してください。

| | 実施時期 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5月 | □初旬 | □中旬 | □下旬 | 76(　　) 77(　　) 78(　　) |
| 6月 | □初旬 | □中旬 | □下旬 | 79(　　) 80(　　) 81(　　) |
| 7月 | □初旬 | □中旬 | □下旬 | 82(　　) 83(　　) 84(　　) |
| 8月 | □初旬 | □中旬 | □下旬 | 85(　　) 86(　　) 87(　　) |
| 9月 | □初旬 | □中旬 | □下旬 | 88(　　) 89(　　) 90(　　) |
| 10月 | □初旬 | □中旬 | □下旬 | 91(　　) 92(　　) 93(　　) |
| 11月 | □初旬 | □中旬 | □下旬 | 94(　　) 95(　　) 96(　　) |
| 12月 | □初旬 | □中旬 | □下旬 | 97(　　) 98(　　) 99(　　) |



Ⅶ　高等学校への訪問についてお尋ねします。

□(1)訪問している　100(　　)

□(2)訪問していない

→ a　年間の訪問校数（実数）は，（　　校）　101(　　)

→ b　訪問地域は，どこですか。該当するものを選んでください。

□①地元の都道府県内　102(　　)

□②地元の都道府県外　103(　　)

→ □(a)北海道　□(b)東北　104(　　) 105(　　)

□(c)関東甲信越　□(d)東海・北陸　106(　　) 107(　　)

□(e)近畿　□(f)中国・四国　108(　　) 109(　　)

□(g)九州・沖縄　110(　　)

Ⅷ　高等学校との意見交換の場についてお尋ねします。

1　校長会との懇談

□(1)実施している　111(　　)

□(2)実施していない

→ この内容は次のうち，どれですか。該当するものを選んでください。

□①入試方法に関すること　112(　　)

□②入学試験問題に関すること　113(　　)

□③大学の教育内容に関すること　114(　　)

□④その他（　　）　115(　　)

2　進路指導担当教員等との懇談

□(1)実施している　116(　　)

□(2)実施していない

→ この内容は次のうち，どれですか。該当するものを選んでください。

□①入試方法に関すること　117(　　)

□②入学試験問題に関すること　118(　　)

□③大学の教育内容に関すること　119(　　)

□④その他（　　）　120(　　)

Ⅸ　各種メディアの利用状況についてお尋ねします。
以下に挙げたもののうち，利用しているものを選んでください。
なお，記事広告，提供番組も含めてください。

□(1)新聞広告を利用　121(　　)

□(2)受験雑誌の広告を利用　122(　　)

□(3)一般雑誌の広告を利用　123(　　)

□(4)ラジオ広告を利用　124(　　)

□(5)テレビ広告を利用　125(　　)

□(6)テレホンサービスを利用　126(　　)

□(7)その他（　　）　127(　　)

X　入学広報資料（募集要項は除く）についてお尋ねします。

冊子，パンフレット，ビデオ類を配布していますか。

128（　　）

□(1)配布している

□(2)配布していない

→ a　何種類の資料を配布していますか。（　　種類）　129（　　）

→ b　冊子，パンフレット，ビデオ類の名称及び種別を記入してください。
なお，種別については，下記①～⑧のうち，その番号を記入してください。

| | |
|---|---|
| ① 入学案内・入試ガイド | ② 大学案内・学部案内 |
| ③ 学生生活ガイド | ④ 入学試験問題集 |
| ⑤ 大学要覧・学部要覧 | ⑥ 講義要項・履修案内 |
| ⑦ 大学新聞 | ⑧ その他 |

| 資料名 | 種別 | |
|---|---|---|
| 例　キャンパスガイド | ②，③ | |
| (1) | | 130（　） |
| (2) | | 131（　） |
| (3) | | 132（　） |
| (4) | | 133（　） |
| (5) | | 134（　） |
| (6) | | 135（　） |
| (7) | | 136（　） |
| (8) | | 137（　） |
| (9) | | 138（　） |
| (10) | | 139（　） |
| (11) | | 140（　） |
| (12) | | 141（　） |
| (13) | | 142（　） |
| (14) | | 143（　） |
| (15) | | 144（　） |
| (16) | | 145（　） |
| (17) | | 146（　） |

お願い：1．上記に記載したものについては，各1部ご提供ください。
2．在学生用に配布している⑤，⑥及び⑦の資料について，入学広報資料として配布していない場合でもご提供ください。
3．予備のないものについては，コピーでも結構です。
4．その他入学広報資料に準ずるものがある場合には，合わせてご提供ください。





XⅠ　ここ2～3年で入学広報の組織，活動等で変更・改善した事項がある場合は，その内容を記入してください。（今後，変更する予定がある場合についても記入してください。）

XⅡ　その他，御意見等がございましたら自由に述べてください。

御協力ありがとうございました。

○山本正和君　もう少しこの問題を議論していきたいのでありますが余り時間がありませんから、ひとつぜひ、中教審というものがどういう歴史的経緯でもって生まれてきたか。これはまさに戦後教育といいましょうか、あるいは新しい憲法、教育基本法の中で生まれてきた、もともとは。その一番初めの出発点の思想を大切にしていく中教審であっていただきたい、こういうことを特にこれは要請しておきまして、審議会行政の問題についてはもっとまた別の機会に議論をしていきたいと思います。

そこで、教免法で地歴と公民になったということでいろいろ言われるわけですが、しかし従来もいろいろと、例えば高等学校における単位教科も三単位を四単位にとかあるいは五単位を三単位にとか、今までもいろいろな変更があっただけです。そして中学校でも今度は高等学校の単位に合わせていろいろ変わっていく、教育課程の変更がどんどん行われるわけですね。

しかしそういうものについて、確かに理屈は、子供の発達段階に応じてとか時代の進歩に伴ってとかいういろんなきれいな言葉をつけるんですが、ところが実際は必ずしもそうじゃない部分がある。特に私が心配するのは、今の日本の教育の画一性だとか、あるいは何か知らないけれども子供たちが本当に生き生きと楽しい学習ができないというその一番根本原因は、今、親が見てもあるいは子供たちが見ても、簡単に言えば、私は大学入試制度というものが非常に大きな影響をしているんです。

この大学入試制度も、これは随分昔から議論しているんです。例えば昭和四十七年の段階で中教審の答申にも出ていますし、それから永井文部大臣が随分苦労して考えられたあの統一テストの問題とか、さまざまな取り組みはしてきているんです。ところが依然としてこの大学入試問題が解決しない。この解決しない最大の理由はどこにあるということですね。

私も高校の教師をしておったのでよくわかります。やっぱり東大に何人か入ったら、そうか、こ

としの学年から五人入ったかというようなことでみんなで祝杯を上げたりする。まことにこれはけっこうなことでございます。大体この二つぐらいに大別できるのではないかというふうに考えております。

ただ、後者の方法をとるフランス、西ドイツにおきましても、最近、大学進学の希望者が大変増加してきておりますので、大学入学資格者が志望する大学・学部への入学が困難になりまして大学機関による調整等が行われておるということで、統一テストによって即入学資格を付与して希望する大学あるいは学部に入学させるという従来の方法を再検討しようという動きが出ているところでございます。

日本において、例えばフランス、西ドイツと同じように大学入学に係る資格試験制度を導入するということにつきましては、我が国の実情から見て果たしてどうだろうか。

一つの問題点は、例えば、今のような情報化社会でございますので高校別の合格者数というのがはっきり出てくるわけでございます。そしますと、高校間の格差というのがいわゆる大学入学資格試験に合格した数によって顕在化してしまう。言いかえれば、一〇〇%合格した高校と、五千数百の高校がその入学者数で画然として高校間格差が顕在化してくるのではないかということ。

あるいは、資格試験に合格しなかった者は一切進学の機会が閉ざされているわけでございますが、これに対する不満というのもこれまた社会から出てくるのではなかろうかというようなこと。

それからさらに、これは技術的な問題なのですが、合格点をどういうふうに設定するか、言いかえれば七割を合格させるか六割を合格させるかあるいは五割を合格させるかというようなことが、資格試験を実施する機関、この場合はそれぞれの国家になるわけでありますが、国がその合格率を、大学進学の率を決めてしまうということが大変難しいのではなかろうかという気がするわけでございます。

細かく各国ごとの様子につきまして御説明しますと時間が足りませんので省略させていただきますけれども、それぞれ、特にフランスのバカロレア、それからドイツのアビツール試験などで、かつては合格した場合に自由に自分の行きたい大学、学部に行けたわけですが、ところが、例えばフランスのバカロレアですとパリの大学に集中してしまう、その結果、収容し切れなくなるというようなこと。

あるいはドイツのアビツール試験ですと、合格者が医学部あるいは歯学部に集中してしまう、そのために、かつては合格すれば大体、医学部に行きたいと思えばそれぞれの大学の医学部に入れたわけですが、そこに集中してしまって定員よりオーバーしてしまうということで、試験を合格してもニ年あるいは三年を待機するというようなこともございまして、むしろアビツールの試験と同時に個々の大学あるいは学部で個別の試験もやるべきではないかというような動きも一部に出てきておりまして、統一試験によって処理していくということもいろいろな難しい問題を抱えているんだないというようなことを私どもも感じているところでございます。

○山本正和君　私も外国の大学入試制度についてはいろいろ問題点があることはよく知っておるんです。だから我が国にそのまま持ってこいなんということを言うつもりはないんですね。

ただ、日本とヨーロッパ、アメリカとの発想の違いが一つある。というのは、日本の場合は偏差値で上のいい方からずっと何番までと採っていくわけですね。ところが、少なくともアメリカでほとんどの州がやっているのは、ある点数まで取った者から上、そこから上は全部平等なんです。六十点なら六十点、七十点なら七十点、全体を平均して、そこから上はみんな平等なんです。そしてそれに対して、例えばボランティア活動をやったとかクラブ活動をやったとか、その生徒の生活体験あるいはその生徒の勉学意欲というふうなものをプラスしていって学校がそこで選考する。点数はもう言わないんです。日本のように、百点取ったら確実に九十九点より優位に立つということ



はならないんですよ。

だから、問題はどこで見るかということなんです。今のようにやったら、いやでも応でも偏差値の順番に揉もうになってくるんです。そういう問題が一つあるだろうと思うんです、違いが。これは我が国で直し得ないかといえば、直し得ないことはないと思う。ただ、大学の先生は大変ですよ、面接せずに選んでいますから大変だけれども、しかしそれぐらいの労苦をいとっているんだったら大学の教員はやめてもらったらどうかというぐらい、私は本当にこの問題は大変だと思うんです、今の状況を見たら。

それから、この大学入試改革の問題では文部省も大学入試改革協議会といういわゆる私的諮問機関を設置されて議論しておられるわけですが、しかしそこでどんなに議論しても煮詰まらないのは、大学が本気になって、今の教育の根本問題についてこれなんだということで取り組まないことなんです。これは高等教育局長は、それこそ蛮勇を振るってでもやっぱり大学側に対して話し合いをしてやってもらわなければ困ると私は思うんですね。

そして、この教免法の改定の問題、学習指導要領の問題、その背景にある教育課程の今までの流れ、そういうものを全部含めて、現場で子供たちを教えている者あるいは親たちの気持ちからいえば、一体何をやっているのかさっぱりわからないとしか思えない。ですから私は、文教行政の一番基本は、親や教師や教育に関係する者が一番困っている問題に、障害があろうとぶつかっていくことだというふうに思うんです。そういう意味で、ひとつこれは、特に石橋大臣はいろいろ教育の問題について御見識をお持ちでございます。私も論文も拝見いたしましたが、ひとつ大臣の、とにかくおれの決意でこの問題には取り組むというぐらいのきょうは答弁をいただきたい。

私どもは教免法のこんなつまらぬことでちょこちょこするというのが実はおかしいと思うんです、教育という問題は。そういう意味で、教免法の問題はこれはもう簡々と随分長い間論議しました。参議院では特に長い時間をかけて論議しました。これは私どもは反対ですけれども、もう時間が切れますからやむを得ません。しかし私どものくる変えられてしまっては、入試する本人も、御家族も、あるいはまた高校の先生方もこれは大変なことだな、そんなには変えられないなと。しかし、今言ったような社会全体あるいは大学全体が変わりつつあるわけでありますから、これからも中長期的な観点から大学審議会において研究を今させている最中でありますから、この結論を見てから対処していきたい、こう考えます。

○高木健太郎君　社会党委員から大変いい質問がございました。私も大学で教育に携わっておった者の一人として大変感銘深く お伺いしたわけでございます。

きょうここにお見えの傍聴人の方々は、大抵、高等学校の先生方だと思いますが、大学の先生は一人も来ておられないというのはまことに残念なことでございます。もしできれば、大変いいお話でございますし、大臣のお耳もございますから、大学の評議会あるいは評議委員会あるいは学部長会にこういう官報といいますかそういう記録を送りつけて、よく研究するようにというようなことはされてはいかがでしょうか。私は大学在職中、余りこの委員会の記録というようなものは読んだことがございませんので、自分の反省を込めて、ひとつ文部省の方でもそういう働きかけも必要じゃないか、こう思います。これは余談でございますが、少し感じたことを申し上げたまでございます。

本題に入りますが、今回の改正に対しまして大学を含む教員養成機関の中には今もなお、反対あるいはこの改革に対して疑問視している大学もあると思います。そうしますと、そういう反対している大学の中では、地歴の教師の養成に対して本気で熱意を持って取り組むようなことを渋る、あるいはひとりでにそうなる、そういうことがあるかもしれない。そういう意味では、この養成機関に対して本気で取り組むような何か体制をおつくりになるとか、財政の援助をするとか、その他のきめ細かい配慮が私は大切であると思います。そうでなければ仏つくって魂入れずでありまして、かえってこの再編成によりまして悪い結果をもたらすことになるのではないかと憂えるものでございます。

従来の社会科教育のよい面はやはり私はとっておくべきだ。この間の参考人のお話を聞きましても、分離しろというのではなくて、それを統合し融合しながら地歴を教えるということを強調しておられたように思いますので、地歴のみが分離しないように、他科目との連携についても十分な配慮が必要であると思います。この点について、まず御意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員（菱村幸彦君）　私の方は高等学校の指導の観点から申し上げたいと思いますが、地歴、公民に再編成いたしましてもその相互の関連は十分それは図って、教育としては、学校教育全体がそうでございますが、教科・科目に分けて教えておりますけれどもそれらは相互にやはり密接な関連がございますので、当然一体として子供たちに確実な力として身につくように教えるのが必要であろうと思います。

特に今回のこの社会科の再編に伴います地歴科、公民科の指導に当たりましては、その点につきまして学習指導要領の「内容の取扱い」というところで、「地理歴史科の目標を達成するため、教科全体として調和のとれた指導が行われるよう、適切に留意する」という規定とともに、これは中学校の社会科とかそれから高等学校の公民科との関連にも十分配慮して指導するということを、特にそういう記述を置いているわけでございます。

ですから、御指摘のように、教科はもちろんそれぞれ専門性の観点から分けておりますけれども、学校教育の当然の一つの指導の問題として、相互関連して一体的なものとなるように指導していただきたいと思っております。

に追い込まれれば、それが中学、小学校といって日本全体が大変な受験地獄の中にさらされている今日の青年や児童の姿になっているということをお互いに確認して、二十一世紀もこれでいいんだなんというようなのんきな話ではなくて、本気になって今の日本の――人材を養成するという意味で競争が必要なことを私は一つも否定しません。我々も昔はみんな競争の中で旧制の高等学校やらみんな試験を受けてきたのですから。

だからそういうことと、これだけ高学歴になってたくさんの人間が高等教育を受けようという時代になった今日の状況の中で、今の受験制度のあり方で、選抜、選抜でやっていくような方式を維持していくのかどうかというのは、もう本気になって国大協も考えてもらわなければいけませんし、文部省の側も大学に対する指導助言という観点からして検討しなければならぬ時期だと思う。僕は、出てきたときは大学自治防衛の立場からいろいろな立論をしてきましたけれども、このごろは大学自治という名のもとに大学自身が改革を怠っているのではないかという気がしてなりません。そういう観点からも、文部省としては、何も管理法をつくれという話ではなくて、もう少し大学改革に刺激を与えるような方式というものはどうするのかとか、いろいろなことを考える時期に来ているのではないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、もう一度初心に返って、我々が五十二年にこの制度を発足するに当たって文教委員会では長い議論をしました。最近のように法案を上げるのに一国会なんてそんなことはやりません。あの当時は与野党伯仲時代ですから、もう重要法案は三国会、こういうテーマは小委員会をつくってここでフリー討議をやって、そうしてがんがんやりながらみんなでコンセンサスを得て、小委員会の委員会決議などをやって事態に対応してきた。そのときにも、大学自治問題だから国会としては限界があるというところで議論をしたけれども、我々野党も賛成に回って今日までまいりました。それだけに、もう一度原点に返って、今日の現状のあり方と日本の教育のあり方について再検討すべき時期に来ている、こういうふうに思うのです。

そこで、これからの対応の課題としてお聞きしますが、まず第一に、入試センターのあり方。

私がここでかつて五十二年の段階で議論したときに、こう言ったのです。入試センターというのは二つの側面がある。当面は第一次テスト、共通テストというものをやるための評価の仕方とか方法みたいなものを議論しなければだめですよ。それをやらなければならぬ。

もう一つは何か。イギリスに学びなさい。英国では大学入試の問題を、五年、七年、十年タームで生徒の基礎調査をやるのです。その基礎調査というのは、高等学校の生徒が大学というものをどういうふうに選ぼうとしているのか、現実はどうなっているのかということについてのアンケートをきちっとるとか、教師の側から見た、今の受験の仕組みが高等学校教育にどんな影響が出て、それはどうあるべきかというような調査。さらには、高等学校の生徒が将来の人生進路というものを決めていくときには社会観、人生観と関係してくるのですから、その社会観や人生観というものをこの期にはどういうふうに育成されるのか、そして彼らはどういうふうにして大学を選択しようとするのか、その際に今の学校制度並びに入試制度というのはどういう意味を持っているのか、この調査をやっているんですよ。実施するには十年もかかって基礎調査をやるんです。

そのときにイングランドとウェールスにある十のエグザマイニングボードのリポートを皆さんに示して、こういうことをきちんと一方でやりながら、現実に進行している共通一次というものに対応しつつ常に全体を見ていかなければだめよ、そういうセンターにしなさいと私は言ったのです。そのとき、佐野局長も参考人も、みんなその制度をつくりましょうと言ったんですよ。

さあ大学入試センターの省令を見ますと、六十二年から六十三年に省令の改正が抜本的に行われています。これは国会では議論していませんでしょう。いかがですか。国会で議論しているかどうかということだけです。この省令の変更は何もかけてないでしょう。みんなに相談してないでしょう。

**○坂元政府委員**　はい。しておりません。

**○嶋崎委員**　この省令は、改正の時期を見ますと六十二年、六十三年です。いよいよA、Bグループ等々の制度に変わってきた時期、この時期に合わせて六十二年から六十三年にかけて第一条、第二条が変わっています。研究開発部、これが入ったのかな、よくわからぬが変わった。それから第三条が六十二年、六十三年に変わっています。それから、四条が六十二年、六十三年に変わっています。五条が六十三年はかなり重要な部門であります。これに変わっています。そして、六条が同じく六十三年に変わっています。それから、第七条が同じく六十三年に変わっております。

文部省が省令で独自に改革をされた六十二年、六十三年の改革の細かな個別は、これを見て前のものと比較すれば見当がつきますけれども、僕はそれを調べてきておりませんが、この時期にやったポイントは何の省令改正でありますか。どこにねらいがあったと思いますか。

**○坂元政府委員**　先生御指摘の六十二年の改正は、一つは研究開発機能を充実するために新たに進学適性研究部門を設置するということと、研究部を単に分析、追跡研究だけに限らず広く入試の方法、あり方等を含めまして研究を行うということで研究部の名称を研究開発部に改めたわけでございます。

それから、昭和六十三年度においては二回の改正を行っておりますが、最初の第一回目の改正は、副所長を従来の一名から、二名置きまして組織運営体制を強化するということと、新たに研究開発部の中に特別試験研究部門と試験問題研究部門を設置したわけでございます。特別試験研究部門というのは、社会人入学あるいは身障者の入試をどういうふうに行っていくかということを研究する部門でございます。

それから、第二回目の改正は、大学入試センター試験の実施が近くなりましたので、大学入試センター試験の実施に伴うセンターの所掌事務の変更等を内容とするものでございまして、新たに大学に関する情報の提供を管理部の仕事として行うということと、大学入試センター試験の内容その他これに関連する事項について、所長の諮問に応じて評価し、または所長に助言する評価委員を新たに置くという内容、その他に、私立大学も大学入試センター試験に参加してくるという可能性もあるわけでございまして、先ほど先生が御指摘になりました評議員あるいはセンターの運営委員等の人数を若干ふやしまして、私立大学の方々にも入れる道を開いた改正を行ったわけでございます。

**○嶋崎委員**　要するに大学入試センターは、今進行してきた大学入試の技術的並びにその内容についての検討をやるためのみに規模や制度が統一されているというふうに理解してよろしいですね。例えばこれに関連してリポートを聞きましょうか。いっぱいリポートが出ているはずですね。そのリポートの中に、私が申し上げたようなイギリスのエグザマイニングボードなんかでやったような基礎資料に関する研究データという調査報告が出たことがありますか。

**○坂元政府委員**　お答えいたします。

先生が御指摘のイギリスの機関の基礎資料と同じであるかどうかというのはまた判断が分かれるところかもしれませんが、昭和六十三年の二月に、大学入試センターは、高校二年生約十万人、高等学校約千六百校を対象といたしまして、進路選択と大学情報に関する調査ということで進路に関する悩みあるいは志望大学の選定に当たって重視する要因など、かなりの項目についてアンケート調査を行ったことがございます。

それから、本年度の予算で高等学校の進路指導における個性尊重に関する共同研究というものを、これは高等学校の先生を含めた共同研究の予算を計上いたしておりますが、その研究の中で高等学校約三千校を対象としたアンケート調査を実施しているところでございます。この三千校というのは高等学校が対象でありますが、さらにそれだけではなくて、高校一、二年生を対象にした進路選択の実態に関する調査も現在計画しているところでございます。

**○嶋崎委員**　六十三年、六十四年に少し傾向が出ているけれども、それはあくまで現実に行われている入試の構造を前提にした上で問題になさっているのですね。極端に言いますと、私は、それと切り離して、今のような仕組みでいいのか、今の学校制度でいいのか、進路選択のやり方に今のような入試のあり方でいいのかということを含めてのそういう観点からの調査というふうにしたら恐らく調査のデータのとり方は違うだろうと思う。昨年行ったもののデータ、ちょっと後でそのレポート下さい。レポートが、ありますね。六十三年度のデータは後で見せていただきます。

そこで、十二年前のここの委員会は最終的に詰めて、佐野文一郎局長も文部大臣も、私が申し上げたような研究部門、これを国立学校設置法でいうと三番目の研究云々というもの、これでいくといい。そして、検討すべき課題だということで終わったのだが、六十三年に上がったとすれば、それは今日まで本当に何にもやっていなかったということと同じことだ。そういう意味でもう一度改めて入試センターのあり方について検討してみる必要があるということをまず提言申し上げておきたい。これが一つ。

もう時間もなくなってきましたが、この十二年前の議論、これがスタートするとき何が問題になったかというと、学歴社会に対して「十八歳の春の一日」ということを、ＯＥＣＤの報告をどう考えたらいいか。そこで議論になったのはバイパスなんですよ。国道一本だから、十八歳のときに将来の人生を決めるのです。バイパスが甦つかあれば、働きながら高等教育の資格を取る、そういうバイパスができさえすればいいのであるから、西欧先進国がやっているようないわばバイパスコース問題を大学制度の改革、生涯学習権の問題として検討すべきであるということをお互いに了承し合いました。

さあ、そこで聞きます。放送大学、これは一つのいいテーマとして動いていると私は思う。しかし、放送大学というのは通信の大学ですね。これは、時間がありませんから後で聞きます。そういう意味で、放送大学とも一つ、大学で行ってきた通信教育、これがこの十何年の間に広がっているのか広がっていないのか。これが第二番目。

第三番目、通信教育と放送大学との間の相互交流、例えば学習指導センターを一緒に借りるような便宜を図るとか、各大学でやっているビデオみたいなものをどんなふうに、横断的に使うとか、そういう通信教育に相当するようなものと、それが拡大しているのかどうかに関連して、放送大学とこれとの関連について検討中か、検討していることがあるのか。

この三つをまずちょっと聞きます。あと数分しかありませんので……。

　そこでその前に、その当時ありました一期校、二期校というものをなくさぬといかぬ。一期校、二期校をなくするためには入試期日を一元化していくという方針が必要なんだ。つまり、過度に集中しないためには、生徒がどこを選択するか慎重に選択して、おれの能力ならここだなと一発で決められるような選択をするという意味では入試期日の一元化という方針をとることがいいということで事を進めた。
　これが第一のメリットだというふうに理解しますが、さて、平成二年度に行われる入試はかつてのような一期校と二期校の亡霊が復活していませんか。
○坂元政府委員　過去の一期校、二期校の分け方というのは、いわゆる入るのが比較的難しい大学が一期校に集中しておって、すべてがそうじゃありませんが、比較的易しい大学が二期校に集中しておったというようなこともございまして一期校と二期校の大学人の間で若干のそういう問題があったわけでございます。
　確かに、来年度のA日程、B日程の方を見ますと、B日程をとるところは比較的入りやすい大学が、相対論でございますけれども多いというような傾向は見られますけれども、かなりの大学が分離分割に踏み切ったこともございますので、前期と後期という分け方をすると、必ずしも前半が一期校で後半がかつての二期校というような形にはなっていないのではないかと私ども理解いたしております。
　いずれにしましても、分離分割が来年度これだけふえるわけでございますので、一、二年、現実の受験生の動向等を見守らないと、最終的になかなか判断ができないんじゃないかと考えております。
○嶋崎委員　当時これを実施したら受験産業というのは物すごく発達しまして、第一次共通テストを公にしないといったって各高等学校のランクはみんな決まってくるし、同時に受験産業はその予測をするためにコンピューターを使ってあらゆる対応をする時代になっちゃう。そうすると、どんなに共通一次試験のあり方を、例えば秘密にするとか公にしないとかそういうことを言ってみたってだめだということを私は当時強く言ったわけであります。
　しかし今おっしゃるように、確かにBグループの中には分割された、いわゆるいい大学と言われる大学の後期試験というのがあることは間違いありませんよ。しかし、BグループからAグループにだあっと流れていって、Bグループの立場を堅持したところというのは非常にけなげだと私は思うのです。立派だと思うのですよ。ところが実際は、予備校による調査によれば、そのBグループはかつての二期校的性格が浮き彫りになったなあ、こう言っているわけです。そういう情報が受験者たちに流れるわけですから、それがみんな選択の基準になっていくわけです。
　だから、これは新聞だったか週刊誌だったか記憶がありませんけれども、今や変化した、新たな段階における一期校、二期校の亡霊が復活したというふうに皮肉られるような構造になっているのではないかというふうに私は判断をします。つまり、格差是正とか集中を排除するとかいうようなことは、技術的に何ぼ対処してみても、少しは是正にはなっても事の根本的な治療にはならぬということを証明していると私は思うのです。これが第一点の私の結論です。
　さて二番目に、今の新テストは二段階選抜になっているのですか、なっていないのですか。
○坂元政府委員　ある一定の倍率以上の応募者があった場合に共通一次試験を使って一定の倍率に抑えるということ、先生が御指摘になりましたいわゆる二段階選抜については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回って、その結果、採点能力とか人員とか試験場の確保等の面から一定期間に個別学力検査あるいは面接試験、実技試験――各大学では二次試験で試験の多様化に努力しているわけですが、そういうことを適切に実施することが困難である場合に限って、ごく限定的に二段階選抜を行うようにということを私どもとしては指導しておりますし、仮に入学志願者が予告した倍率を上回ったとしても、先ほど申し上げましたような条件がクリアできれば、可能な限りすべての受験者に二次試験を受けさせるようにという指導をしているわけでございます。
　ただ、先ほど先生から御指摘がありましたように、昭和六十二年に、久しぶりにと申しますか、複数受験の機会を与えたということ、それから試験の始まる前に各学校の受験の応募をさせたということもございまして、各大学の倍率が相当に上がりまして、その結果九万九千何がしの数字の二段階選抜で落とされた人がおりまして、本文教委員会でも先生方から大変おしかりを受けたということがございました。
　その後、共通一次試験の結果を見てからという意味で試験が終わってから受験の志願を出させる、それからその志願を出す期日もなるたけ長くとるということ、あるいは各大学がテレホンサービスなどで現段階での倍率を常時受験生にお知らせするというようなこともございまして、一万五千人、それから平成元年度が一万三千人というような足切り、いわゆる二段階選抜で落とされた人数で、漸減してきております。
　ちなみに、平成元年度の一万三千人のうち、すべての国公立大学で足切りされたという人は四千人でございまして、どこかの大学で二段階選抜で落とされたけれどもどこかの国公立大学は受けることが可能だったという人は九千人でございます。
　来年度、平成二年度の状況でございますが、本年度、平成元年度の足切り、あらかじめ一定の倍率になったら二段階選抜をするという大学の数、学部の数よりもそういう予告をしている大学が若干ふえている状況でございます。
　これは新しく大学入試センター試験になったということと、それから先ほど申し上げましたとおりに科目数等が、五教科の原則が若干弾力化されたというようなこと、それから分離分割ということとでかなり分離分割に移っていった、あるいはA日程の方に移っていったというようなこともございまして、各大学が自分のところにどのぐらいの倍数の志願者がいるかということの予測がなかなか難しいということもございまして、念のために倍率が高くなった場合には二段階選抜をするという予告をしているんだろう、そういうことで若干ふえたんだろうと思っておりますが、私どもとしましては、現実に二段階選抜を行うというふうに予告していても、先ほど申し上げましたようないろいろな条件をクリアしてできるだけ二段階選抜をしないで二次試験を受けさせるように努力を願いたいというふうに各大学にお願いしているところでございます。
○嶋崎委員　だから、いずれにしろ客観的には二段階選抜になっているということですね。現に六十三年度に向けても足切り五七％、大学の五七％が予定していたりしているわけですから、共通一次というのは、もう足切りを前提にして一定程度の人間が被害を受けるという意味で二段階選抜の構造として客観化されているというふうに見なければならぬと思うのです。
　そこで問題になるのは、この法律をつくったときに法律事項で起こしたんです。国立学校設置法の第三章の四、大学入試センターを設立する際に、第九条の三で大学入試センターというものを設けた上で行うこれからの試験の重要な位置づけとして、大学に入学を志望する者の高等学校の段階における基礎的な学習の到達の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと、法律事項としてこの場合に起こして大議論をしたわけでありまして、ここで後期中等教育のあり方と大学入試の関係が非常に重要だ。したがって、第九条の三の一項では「高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度」、これをいわば高校の到達度ということで委員会では随分いろいろな議論が行われました。
　さて、今のような二段階選抜の場合に、既にもう客観的にそうなっているわけですけれども、その最初の段階で行われますところの全国共通テスト、大学入試テストですね、この入試テストがこの法律で言った高等学校の到達度という観点から見て今妥当だというふうに判断してよろしいですか。
○坂元政府委員　もう先生も十分御承知で私から説明するまでもないわけでございますが、いわゆる共通一次試験は今先生が申されましたような趣旨、目的で試験を行う、そしてその試験の内容を前提として各大学あるいは各学部の二次試験においては科目数を極力限定して、当該学部にふさわしい人であるかどうかということを、単に教科だけではなくて高等学校の活動歴あるいは面接、小論文などを課して、それとの組み合わせで適切な選抜に当たるというねらいが二次試験の方にあったわけでございます。
　したがいまして、二次試験を多様化する、これが非常に難しいところでございますけれども、面接を入れ、論文を入れ、二次試験を多様化すればするほど、当然当該大学あるいは学部の教職員の数に、あるいは会場などに物理的な限界があるわけでございますので、多様化すればするほど二次試験を受けさせる人数については、その限界の範囲内で実施する人数に絞らざるを得ないという矛盾もあるわけでございます。そういう意味で、私どもはそういう場合に限ってごく限定的に足切りと申しますか二段階選抜に使うこともやむを得ないというような指導をいたしてはおりますけれども、そういう二次試験の多様化に伴う問題点も限界もあるんだということも御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。
　ただ、例えば元年度で申し上げますと、先生、先ほど来年度は五七％の大学で二段階選抜を予告しているではないかという御指摘で、数字は全くそのとおりでございます。本年度、元年度の入試の始まる前の足切りの実施予告をしておった大学はやはり五五％、学部で五三％の数ではございましたけれども、先ほど申し上げましたような努力等あるいは倍率がそこまで至らなかったというようなものを含めまして、現実に二段階選抜を行ったという大学は二十九、二二％で、学部で六十四で一四％でございます。数字的には大学で二割、学部で一五％ぐらいの数字になっております。
○嶋崎委員　したがって、二段階選抜問題というのは、後期中等教育における到達度というものをどう理解し、その共通一次試験をどう位置づけるかという問題なんです。現に平成元年度で実際の学力差以上に差ができたということで理科について修正方式を出したでしょう。これはいかに到達度という観点で行われた試験という意味とかけ離れてきているかの一つの証左だと思うのです。大体平均したらもっといいはずだと思ったのに、問題はかなり難しかった。したがって、それは到達度をはるかに超えるがゆえに実際の学力よりも差があるから修正したわけでしょう。
　ここに象徴的に出ているように、法律で起こした大学の入試センターの行う試験というものは後期中等教育の到達度という観点から見ろというふうに論じ、我々委員会の場ではどんな議論を当時したかというと、これは内申書的性格の試験というふうな言葉が当時の委員会で議論されたわけであります。つまり後期中等教育の基礎的な学習を終えておればほとんどパスできる可能性を秘めている試験というふうに位置づけなければならぬ。もちろんそれは時代の変化、科学技術の発達、そういうものによって相対的に動いていくものであることは間違いありません。
　しかし、難しさ、難度という観点からいえば一定程度平準化するわけでありまして、到達度という観点をそういうふうに位置づけるから二段階選抜でないんだ、二段階選抜にしてはいけないんだ、それが当時の委員会における結論であったから、大学入試、これは藤波さんが委員長ですが、藤波委員長の入試問題に対する委員会決議でも二段階選抜はあってはならぬ、到達度というのはそういう性格のものだということを改めて一項目起こしたのです。そして法律が通ったときに私が附帯を全部書きまして、この委員会の結論に基づいて、二度繰り返す必要のないことだが、またわざわざ附帯でそれを強調して滑り込んだわけであります。
　ところが、今日、もう十二年たって何回かやってみたけれども、まさにこの到達度というものは、そもそも最初の大学の共通試験というものがキャパシティーが少ないところに受験者が多いのですから選抜にならざるを得ぬ、選抜という条件がある限りはどう見たって内申書にはならないよ、ここから選抜になるよ、したがって二段階選抜になるという意味で生徒は負担になるのよ。高等学校教育はそのために性格が変わらざるを得ないのよ。
　これを我々が議論した結果、この附帯にも、委員会決議にもそういう問題を入れたにもかかわらず、今日の姿は、残念ながら二段階であるのみならず、その到達度となるものについて大学入試センター、国大協を含んでいますけれども、いわばその判断が去年とことしではまさに違うというような判定をせざるを得ない。また、来年度に向けても、去年のような過ちを犯してはならぬという形で、また修正せざるを得ない、こういうことになっているという意味で、発足当時のあり方とは相当矛盾をしているというふうに思います。
　本当はここで初中局長の立場から、高等学校における到達度というものと今の共通一次の関係については少し議論をしたいなと思うが、余り時間もないので一言、今度は大学入試センター試験ですけれども、いわゆる共通一次に示される後期中等教育の基礎的な学習の到達度の程度をやるという試験、この法律で起こした精神と、今行われている入試センターとの間にギャップはないか、今日どういうふうにお考えですか。初中局長の意見を聞きたいと思います。
○菱村政府委員　高等学校の到達度は国の基準としての学習指導要領が基準になると思います。ただ、指導要領自体はかなり抽象的な大綱的な基準が多うございますから、具体的には教科書などがその基準の目安になるのだろうと思います。
　ただ、実際上の共通一次等の試験の問題と今学習指導要領ないし教科書で行っている基準との間の問題につきましては、恐縮でございますが、私はちょっと内容を承知しておりませんので、コメントを差し控えさせていただきます。
○嶋崎委員　少なくとも平成元年度の理科の試験でこの到達度という判断に基づいて行われたことが、試験そのものの修正をしなければ、修正方式というものを出さざるを得なかったという事実を見ても、これはやはり科目によって変化が出ていたことの何よりの証拠であるということだけを申し上げておきます。
　さて、共通一次が行われてからもう大分時間がたってしまいました。もう十年近くになるわけですから、この間に高等学校教育というのは相当な変化をしたと僕は思っております。今ここ三、四年をとってみれば大して変化はないように見えるけれども、この間に大学入試というもののあり方をめぐって、後期中等教育はまさにかつてよりもさらに受験地獄が激化する。というのは、キャパシティーに対して受験者はどんどん多くなって進学率は高くなってくる。そこへもってきて受け入れる人数は少ないのですから、選抜をやらざるを得ない。学歴が高くなることはいいことですし、いい専門を学ぶことは国民としての要求ですから、それはいいことです。ですけれども、残念ながらこの二段階選抜による試験をやっていることによって、今まで以上に競争体制がより受験者も負担になり、生徒も負担になり、同時に競争は激化していくという側面が拡大してきた。その証拠に、受験産業の肥大化はこの十年の間にすごいものです。これはデータを挙げたらもうびっくりされるほどの拡大であります。
　こういうことからして、残念ながら、現行の大学入試の進行していく過程でどんなに技術的に修正しても学歴社会にメスが入らないことは言うまでもない。デメリットに対してメスが入らないばかりでなく、後期中等教育がそういう受験体制

度、言いかえれば平成元年度入学者の場合には九大学四十四学部でございますが、来年度は四十大学百五十八学部にふえております。したがいまして、連続方式をとる大学が昨年度A日程が六十八大学百八十七学部、B日程が七十三大学二百十三学部でございましたが、A日程六十六大学百五十二学部、B日程五十五大学百四十一学部というように連続方式をとる大学が減りまして、その分、分離分割方式がふえているということでございます。

○嶋崎委員　つまり、分離分割が行われたことによって、去年に比べて大体四倍ですね。分離分割を選んだ大学は、去年に比べて四倍ぐらいふえているというふうに判断していいと思います。

同時に、前回のBグループに属していた大学がこぞってだあっとAグループに流れていったというのが、またこれは非常に重要な来年度の受験に当たっての特徴だと思います。なぜそうなったと思いますか。

○坂元政府委員　必ずしもその辺の理由というのは私どももつまびらかにはしてないわけでございますが、連続方式でA日程にシフトした大学というのは、なるたけ早くいい学生を確保したいというお気持ちが強かったんじゃなかろうかと思っております。

ただ、ちなみに分離分割方式とA日程、前期日程の、言いかえれば前半、後半に分かれる学生数の比率というのは、平成二年度の場合は五・四対四・六、言いかえれば前半の方に試験を行うのが五四％、後半が四六％でございます。平成元年度の場合は八八％対一二％ということで、人数だけで見れば全体として半々ぐらいが前半、あるいは半分が後半というような数字になっております。

○嶋崎委員　これは要するに複数受験、複数の機会を与えるという判断が、かつての共通一次当時と違ってA、Bに分かれたり、分離分割というような形になって、今度は分離分割とA、Bグループに分類しますと、Cグループは別としまして大体三回のチャンスがあるわけですね。Aの最初の日程、Bグループ、それから分離分割の後期という、それは行き方はそれぞれ願書の届け出の仕組みが違いますから、流れはイコールになりませんけれどもね。そういう形をとったのは、結局受験機会の複数化ということが問題になったからではありませんか。

○坂元政府委員　いずれにしましても、連続方式、六十二年にスタートし、それから元年度から分離分割も導入されたわけですが、その導入した理由というのは、先生御指摘のとおり複数受験を可能にするということからでございます。

○嶋崎委員　そこで、経過を見ますと、私の調べたのが正しいかどうかちょっと確認しますが、最初に国大協がかつての共通一次テスト当時に比べて複数化問題というのを決定したのは昭和六十一年五月二十三日の国大協総会、こういうふうに私は理解しております。この昭和六十一年五月二十三日の国大協総会で国立大学の受験の複数化を六十二年度から実施するという方針を決めたのですが、そこでA、Bの二つのグループ分けの実施要領というものを決めた。これが六十一年の五月ぐらいなんですが、その前にそれと前後して、その一年前ですが、やはり臨教審の中で共通テストが問題になりまして、それで六十年の臨教審の第一次答申で受験機会の複数化という提言が出てきている。それを受けて、一年後に国大協が六十二年度から複数化をやるという方針を決めた。これが第一の経過、スタートはここからではないか。そういう意味で、昭和六十年、六十一年の時期に変化があらわれた。

複数化によって、これをやったものですから、たしか六十二年のときですか、先に出願をやって、そして共通二次をやって二次試験をやるというような仕組みをとった。ところが、これはいかんというので、六十三年になって今度は前段の共通一次をやってから出願の手続をとるというふうに変更したのが、これは六十二年だったと思います。その六十二年の段階でAグループ、Bグループ、それからC日程グループという大体三つのグループ分けというものが決まった。このときに足切りが問題になりまして、足切りが相当出たんじゃなかったですか。あれは十万人くらいだった。だから、たしか六十二年の大学入試で足切り十万人が社会問題になりました。ここで、共通一次のありがたさというものが再び問われてきたわけであります。

しかし、片一方、受験の複数化ということでA、B、C——Cはまあ、あとのA、Bが重立ったところですが、分ければ三つになった。そして、今度は、六十二年度が問題になって、六十二年に国大協が、これは十一月十二日ですか、六十四年度はA、Bグループ、分割方式併用の方針というものを確認していますね、平成元年の試験はそれでいこうと。そして、六十四年、去年はAグループが五十大学百五十学部、Bグループが五十二大学百六十八学部、分割方式が九大学四十四だったのです。したがって、六十四年、平成元年でこのいわゆる複数化というものの三回チャンスの仕組みがここで具体化した、Cを入れれば四回になりますけれどもね。そして、今年度は、分離分割が昨年度の場合にはさっきおっしゃったように九大学四十四学部だったのに対して、今度は三十八大学百五十二学部に変わったということです。

したがって、今までのこの経過は、六十年の臨教審の第一次答申、それで国大協がそれを受けてA、Bグループという方針を決め、その複数化がA、Bから私立大学が参加していくという仕組みに変化してきた、こういうふうに理解してよろしいですね。

○坂元政府委員　先生御指摘のとおりでございます。

ただ、Cグループというのは公立大学が主でございます。

○嶋崎委員　こういう形をとったことによって、来年度の入試にあらわれる受験者の傾向にどんな特徴が出ると思いますか。

○坂元政府委員　ちょっとにわかに私ども予測が立たないわけでございますが、分離分割方式というのがA九大学から四十大学、先ほど先生、三十八大学とおっしゃいましたが、私どもの四十大学というのは公立大学も含めておりますので、国立だけですと三十八大学でございますが、ふえております。

受験の複数化というのが、ほかの大学を受けるという形の人ももちろん複数でございますが、むしろ、ある大学にどうしても入りたい、その大学を分離分割の場合には前期も受けるし後期も受けるというような人たちがかなりふえていくのではないか。新しい傾向としてはそういう傾向があらわれるのじゃないかというふうに予想しておりますが、全体の受験生の動きとしてどうというダイナミックな動きをするのかというのは私どももちょっと、恐縮でございますが、予測が立たないところでございます。

○嶋崎委員　大学の受験産業は早く早く手を打って各高等学校にいろいろな情報を提供します。そういうところの分析によると、非常に特徴になるのが私大の志望者がふえてくるということ。つまり、国立の方は、ある意味では回数は二回のチャンスがある。例えば前期で落っこちても、後期は少ないけれどもも一遍受けられるというようなことがあるにしても、分割方式の二度目の大体一〇％程度とる大学というのは非常に難しい試験になると僕は思うのです。ですから、それだけに第一段階で入れない人で第二段階でというときには、もっと倍率が激しい中で出てきますから、例えば私立大学のトップクラスぐらいをねらっている人が今度は東京や京都やいわゆるそういうかつての大きい大学の後期の方に、こっちも受けてみようかというような形で受ける場合も僕はあり得ると思うのです。

いずれにしても、受験産業全体の予測は、こんなふうにAにどんと、かつてA、Bでパラレルだったものが、Bグループだった大学がだっとAグループに入っていく、早くいい生徒をとりたい、こうなるわけですね。Bグループに残っていると半に多くて後半に少なくて後半に少ないというのが九大学から四十大学、先ほど先生、三十八大学とおっしゃいましたが、私どもの四十大学というのは公立大学も含めておりますので、国立だけですと三十八大学でございますが、ふえております。





いのもある。大変複雑な構造ですね。こういう複雑な構造なるがゆえに、しかも今度は共通一次五教科全部すぱんととって全体の平均でいくというような話じゃなくて、それぞれの大学に応じて、おれのところは共通一次ではこのうちでここに力点が置かれるよとか、おれのところは共通一次の中でここに力点を置くよというような、今度新たな大学における共通一次テストの選別枠とでもいいますか、そんなものを提起してくるわけですから、受験者は、さて自分が志望していく場合に、Aを受ける、自分の一般的な能力だけでA一発で決まればいいけれども、決まらぬ場合はBを選ばなければならぬ。また同時に、A一決まらない人がAの分割方式のところに、二回目は物すごい競争になりますから、これは難しいなと判断をするわけですね。

そうしますと、受験者の側から言うと複雑怪奇になった試験の仕組みというのは、どうしても私立の方に流れるという傾向がふえるであろうという予測をするのと同時に、今度は私立大学の方もレベルが高くなる。というのは共通一次に参加する大学が出てきておりますし、同時に全体として私立に流れる傾向が出てくればそこでまた競争が激化しますから、私立の方がいい学生が集まるかもしれないが、受験者が非常に多くなって競争が激化する、倍率が非常に高くなる、こういう予測をしているわけですが、私も大体そんな傾向になるんじゃないかなというふうに見ております。

確かに最近ハイテクブームで理工系は試験が難しくなってきていますから、理工系よりも財テクブームの方に動いて法系、文科系に動いていくという傾向もこれまた一方に出てきております。ですから、そういういわば社会全体の変化、そして将来自分の生涯の職業選択というものを考えたときに、社会の変化もあり、そして与えられた今の新テストと大学の選択の複数化に伴う、僕は複数化に伴うことから始まっていると思うのですけれども、この複雑な構造が受験者にとっては大変な新しい悩みになっているのではないかというふうに想定しますが、いかがですか。

○坂元政府委員　先生の今の御指摘が予備校の子想ということでございまして、全体の傾向としてはよく理解ができます。ただ、それともう一つは、先ほど申し上げました共通一次試験と違って大学入試センター試験というのが各大学で、例えば五教科が原則であったものがある程度自由に教科数を選択できるという道を開いたわけでございますので、国立大学などでも四教科でもいい、あるいは三教科でもいいという大学も出てきております。

そうなりますと、おのずから文科系で三教科というふうになりますと、私学が大体三教科ですが、私学の三教科と大体教科・科目数はダブるというようなこともございまして、国立大学も受けられるし、かつまた私学を受ける場合も教科・科目数が違わないので受けられるというような受験層がふえてまいりますので、確かに先生御指摘のとおりに、私学と国立を両方同じような条件で受けられる人が多くなりますので、私学にかなりの人が流れていくと申しますか、受験する人もふえていくだろうという気もいたします。

○嶋崎委員　とにかくですね、六十三年から平成元年ですか、この傾向は東大と京大の競争だったということは認めますか。

○坂元政府委員　東大と京大の競争ということになるかどうかは別といたしまして、六十二年度に私学を選択した人もおりますし、東大を選択した人の方が圧倒的に多かったというようなこともございまして、京都大学が御承知のように学内でいろいろ議論がございまして平成元年度から分離分割方式を導入した。そういう経緯を見ますと、京都大学としては東大に負けずに優秀な学生を確保したいという気持ちが働いておったのは事実であろうかと思います。

○嶋崎委員　要するに、京都大学が分離分割やって、そして平成元年度には東大よりもより点数の高い人が行っちゃった。そこで東大は、ことしはこれはいかんというわけでAグループに入り、同時に分離分割をやって、以後方針を決めた瞬間にだあっと全国に波及しまして分離分割というのが急激にふえたきっかけになり、同時に、早くやっていい学生をとりたいというのだあっとB日程からA日程に移ってしまった。これが事実の真相だと私は理解しますが、どうですか。

○坂元政府委員　国立大学の大学入の立場からの気持ちをおもんばかるとそういうようなことじゃなかろうかというふうに思います。

○嶋崎委員　それが困るんだな。これは一種の大学の教育支配ですよ。エリート大学が自分らの大学にいい生徒をとりたいということのために採用した分離分割が全部に波及していくというのは、チャンスがふえるとか後にやればいい生徒が来るであろうというような、それは後で解釈するのであって、きっかけはまさに競争を激化させていくという構造の中であらわれた現象形態だと私は思うのです。

そこで、もとに返りましょう。私がこの大学入試問題を議論したのは昭和五十二年でございます。昭和五十二年三月十四日の議事録はかなり詳細に、当時の共通一次テストというものを導入する際のいわばメリット・デメリットをどんなふうに理解するのかということを当時の佐野文一郎局長と詳細な議論を展開いたしました。自分が忘れてしまっておりますから、その議事録を改めて今度読んでみまして、さて、ここで言ってきた当時の文部省の考え方と現実に進行した来年度にあらわれたこの複雑な構造とがどんな関連があるかということについて基本的な議論をしてみたいと思います。

まず、何のために共通一次というものをやるのかということについて、つまり全国共通二次テストというのはなぜ必要かということについて、当時文部省はどういう判断をされていたかというのを、お聞きしていると時間をとりますから、当時は文部大臣は海部さんです。そして大学局長は佐野文一郎さんです。共通一次というものを適用することが大学入試が社会問題化している現状に対する是正策としてい方法なんだというふうに国大協が意見が一致した。文部省もそう思っていた、したがって、文部省と国大協が意見が一致したので、これに踏み切るのだということで議論がそれられたわけであります。

そのときの理由は、大学入試というものが非常に社会問題化しておるのは大きく言って二つだ。一つは何かというと、過度の集中、学歴社会、大学の格差というものを前提にして過度に集中していくという傾向、その過度の集中の中にも技術的には難問奇問という問題が出てくるわけです。難しい問題で高等学校の到達度ではとても試験には間に合わないというようなことでだんだん難問奇問になってくる。そういう意味で過度の集中というものを分散させるのが第一、そういう方向に持っていくべきだ、そういう意味で受験競争の激化をなるべくチェックしていくという役割を果たそうということですね。これは当然学歴社会から来るのであって、その学歴社会というものをどういうふうに今後——その中にはメリットもあればデメリットもある、そういう学歴社会のあり方について今後どのように改革を進めていくかということについても、大学入試に共通一次というのを導入していくことは過度の集中を避けていくという意味で後期中等教育も大切にされるし、同時に過度の集中の是正になる、これが第一の理由でありました。

もう一つは、大学入試というのはまさに、OECDの当時の教育調査団の報告にありますように、「十八歳の春の一日」で人生が決まってしまうというあり方、こういう問題も検討すべき課題になってくるけれども、基本はやはり過度の集中、難問奇問などをなくしていく。

う考えているのが基本的な立場でありますが、円滑な実施、その定着、そして各大学が受験生の能力、適性等を多面的に判定する方向で、今の考えに方に即して改善をしていくことを期待いたしております。

○田沢智治君　来年の平成二年の通知はもう既に出してしまって、足切りも予告しているから、これを私は変更せよと言っているわけじゃないわけですね。平成三年度の足切りはこれは原則としてやらぬと、やらないように指導しているのだから、それを私は徹底してくれということなんですよ。

文部省が指導も何もしないでそういう問題を甘やかして認めているというんなら、やれというこれとは言いませんよ。やってはならないと言って通知も毎年出しているんです。毎年出して、毎年やらしておいて、しかもそれがどんどんどんふえているような実態というものはこれはよくないと思うんです。やっぱり通知を出すということは、その通知の精神にのっとってどんどん緩和をしていかなきゃそれはおかしいですよ。

昭和六十二年には九万九千六百二十一名が足切り、六十三年にはこれがうんと減って一万五千四百十五名、平成元年には一万三千六百八十五人になっている。公立と国立大学合わせると百三十二校あるわけだから、各大学が百名ずつ足切りをやめてしまえば全部足切りせずに済んじまうわけですよ。大した人数じゃないでしょう。

おれはひょっとしたら行けるというような若者の活力をそういう制度の中でちょん切らないでやはり生かしていくというのが教育じゃないですか。文部省はそういうことをやらにゃだめですよ。そういうことをやれば文部省はいい文部省だと言われるんですよ。やらないから文句を言われるわけでしょう。だからひとつ局長、腹を決めてびしゃっとその辺のところをやってください、あなたの方で通知を出しているんだから。

○政府委員（坂元弘直君）　ちょっと数字だけ簡単に申し上げますと、先生御指摘のとおりに、五十四年から六十一年までは非常に安定的と申しますか数は大変少なかったという経緯がございます。

ただ、昭和六十二年に一挙に足切りの学校がふえたということがございまして、その年は足切りされた人数が九万九千人ということで、本委員会でも十万人に及ぶ人間を足切りするとは何事かということで強くおしかりをいただいたことを記憶いたしております。昭和六十二年度から、高等学校側からのいろいろな御要望もあって、国立大学の受験できる数を複数受験できる体制にしたということ、共通一次試験の実施前に各大学の二次試験への出願を行うように変更したために、ある限られた大学、学部に急激に学生数の応募が集中したというような経緯がございます。

そこで、昭和六十三年度以降におきましては、二次試験の出願を共通一次試験の実施後に変更するということ、二次試験への出願期間を延長したということ、各時点に応じた情報について各大学がテレホンサービスを行って倍率の情報を提供するということ、それから各大学に対して二段階選抜の実施倍率の緩和等の要請を行って今日に来ているわけでございます。

ちなみに、先ほど先生が平成元年の数字について一万三千六百八十五人という御指摘でございましたが、昭和六十二年前から比べますとそういうような指導の結果かなり数字が落ちてまいりまして、一万三千六百八十五人のうち、二つあるいは三つの国立、公立大学に願書を出しまして全部足切られて二次試験のチャンスがなかったという人の方は、一つの大学では足切られたけれどもほかの大学は受験が可能だった、そういう数字でございます。

それで、全部やめたらどうかという御指摘でございますが、私どもは、大学入試センター試験でまず統一的に高校生としての学力到達度を一般的に見て、二次試験は非常に多様なやり方を導入したらどうか。言いかえれば、面接をやったりあるいは小論文を実施したりというような形、あるいは教員養成学部では実技を取り入れたりというような指導をしているわけでして、その方向で各大学も二次試験に多様な方法を取り入れることを考えているわけでございます。

そういたしますと、仮にかなり倍率が高く参りますと、当該大学の学部の教職員の数だけで申しますと、答案の採点あるいは試験監督の要員、試験場の確保等の状況によりましてはその二次試験の志願者について丁寧な試験を、十倍も二十倍も来たらなかなかできないというような現実もあるわけでございます。したがって、特色ある多様な入学選抜方法を導入しようとすればするほどこういう問題を解決しなければならないということで、絶対に足切りはだめだという指導は現実問題としてなかなか難しいのではないか。

ただ、私どもは、極力教職員全体を入試に動員して今言ったような問題を克服いたしまして、極力足切りを行わないように、仮に行う場合としても足切りの倍率は高く緩和するようにということを指導しているところでございます。今後ともそういう指導を徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田沢智治君　最後に。

今の局長の考えは私はあえて反対はしません。しかし、もう足切りは原則としてしないと。そのためにはいろいろ情報を流したり環境整備を一生懸命やるという努力をしながら、さっきの話のように受験生が多くてどうにもならぬというような例外が生ずる場合はこれは放置するわけにいかないから当然そういう行政措置が出たっていいと思うのですが、原則はやはり原則として貫いていく。文部省の通達の精神はそういう精神なんだから、それを守ってやりますということぐらいは言ったらいかがですか。

通達の精神にのっとって足切りというものはできる限りせずに済むように努力したいということを言ってもいいのじゃないですか。

○政府委員（坂元弘直君）　まさに私も、先生が今、御指摘の趣旨でお答えしたつもりでございますけれども、確かに私どもが通達を出している線に沿いまして極力足切りは行わない、緩和するという方向でさらに指導を徹底したいと思います。





○嶋崎委員　入学試験の時期がいよいよ参りましたので、来春の大学入試の現状と大学入試問題について改めて議論をさせていただきたいと思います。

最初にお伺いしますが、大学入試制度、大学の入試の方式の決定はどこが行うのですか。

○坂元政府委員　お答えいたします。

大学入試の方法、内容等を最終的に決定するのはそれぞれ各大学でございます。

○嶋崎委員　各大学の意向を反映して国立大学協会が例年、次の年の大学入試について一定の方向づけをしてきたという経過がありますが、その場合の各大学の最終決定の判断と誘導するという、誘導するというのか次の年に向かって大体前の年の五、六月ごろに入試の方向づけをやりますね、それとの関係で、今日の大学内部での世論が国大協などを経由して忠実に反映しているのだろうかという気がいたしますが、いい悪いの判断は別として、どうも国大協と各大学の判断との間に、形式的な決定は常に一致していますけれども、運営ないし入学試験のあり方などについてはかなり御議論があるのではないかと思いますが、いかがですか。

○坂元政府委員　国大協は、御承知のとおりに各大学の学長が集まっておりますけれども、私どもが承知しているところでは、学長が入試の問題について議論をする場合には、それぞれの大学の大まかなコンセンサスを得て、そしてその大学の意見を持って国大協の総会に臨んでおるというふうに私ども理解をいたしております。

事実、分離方式から分離分割に移行するというようなときも、かなりそれぞれの大学で議論があって、そしてその大学の決定を持ち寄って国大協の最終決定に臨んでおるという審議会でもやや中長期的な観点でいろいろと御検討をいただいておるということでございます。

○嶋崎委員　大学審議会とか中教審等、文部省とか大学入試に関連する問題は一番最後に今後の対応のところでまたまとめてやることにします。

今の局長の御説明で、文部大臣並びに文部省は大学入試について指導助言ということの権限を持っているという、この点は今後の議論に際して文部省側の対応などについての一つの重要なかかわり方になると理解をいたしまして、問題の中身に入っていこうと思います。

さて、来春の大学入試は今までの共通一次と言われてきたようなテストの方式から新テストという言葉が一時使われ、来年度は大学入試センター試験というふうに変わるというふうに理解してよろしいですね。

○坂元政府委員　そのとおりでございます。

○嶋崎委員　大学入試センター試験に改めるが、何をどのように改めたからそう呼んだのですか。

○坂元政府委員　もう御説明するまでもないことでございますが、共通一次試験というのは国公立大学が共通で一次試験を実施するということでスタートして、平成元年度まで行われたものでございます。

大学入試センター試験というのは、単に国公立だけではなくて、私学を含めて共通試験を実施するということが共通一次試験と違う第一番目の点でございます。

それから、これは形式的な問題よりもむしろ実質的な問題と言えるかもしれませんが、共通一次試験は、原則として各国立大学あるいは公立大学の申し合わせで五教科を各大学が行うという考え方でございましたけれども、大学入試センター試験につきましては、各大学がどのような科目・教科を実施するかということは原則としては各大学の判断に任せるということでございまして、それが二番目の違いかというふうに理解いたしております。

○嶋崎委員　そこで、今までと同じように全国共通のテスト、第一回をやって、そして第二次、それぞれ各大学の試験に入るという意味では今までと同じだと思いますけれども、来年度、来春の入試に際して、ここ数年非常に入試制度が変わってきているために、入試制度というか大学の受験の仕方、選択の仕方などについての仕組みが変化してきているために、幾つか戸惑った経過があったと思いますけれども、来春の場合にどんな傾向が特徴ですか。

○坂元政府委員　まず、大枠と申しますか、人数全体の問題で申し上げますと、大学入試センター試験の受験者が四十二万人という受験希望者になっておりまして、これは今までで一番人数の多い受験数でございます。ただし、これは国公立大学へ進学志望者がふえたという数字ではございますけれども、十八歳人口、高等学校卒業生も同時にふえておるということもございまして四十三万人の受験者がおるということが第一点でございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、入試センター試験になりまして私学もこれを利用するという道が開かれたわけでございますが、私立学校の参加数が十六大学十九学部ということが第二点でございます。大体、大枠としてはそういうような傾向ではないかというふうに思っております。

○嶋崎委員　その第一点の、受験者は上昇しているということですけれども、倍率でいきますと去年もことしもそんなにふえてませんね。つまり、収容に対して受験者というふうに見れば倍率は三・数%、ちょっと下がっているくらいの割合じゃなかったかと思いますね。あれは共通二次をやっていたおととし、昭和六十一年くらいまでの倍率はどのぐらいでしたか。六十年前後ぐらいまでだな。――いや、それは後で……。最近の傾向として、国立大学から私立大学の方向に移っていく志望者が全体的にふえていく傾向が強くなっておりますから、倍率は下がっていると私は見ているのですが、数字はいいです。

今局長は二つの点を言われましたが、もう一つ大きな特徴は、私の見る限り、連続の方式と分離分割という方式を昨年度から実施したわけですね。その場合に、分離分割とA、Bのグループ分けのいわば仕組みの中でどんな傾向が出ていますか。

○坂元政府委員　お答えいたします。

分離分割方式をとっておりましたのは、前年

○田沢智治君　説明を聞くとわからないでもないけれども、すっきりしない。しかし、それはそれで皆さん方が苦労していることは十分わかりますので、もしつくるとするならば、わかりやすく効果のある制度を研究して早急に手当してもらいたいということを要望いたします。

次に、大学入試の問題について二、三触れさせていただきたいと思います。

昭和五十四年度から続いてきた国公立大学の共通一次試験制度がここで終了し、新たなる大元で大学入試センター試験が登場するわけですが、私は大学の入学者選抜も、大学教育の入り口部分では大切な教育の一つと思うのです。ですから、大学入試というものは大学教育にとって大切な要素なのだという認識に立ってこの問題に取り組まなければならないのじゃないだろうか。

特に来年度から実施される大学入試センター試験については、志願者が四十三万人を超えて、まことにこれは期待感あふれる高まりを持っているという意味での評価が一応できるのではないかと思うのですが、共通一次試験の反省の上に立って、今度の入試センター試験についての特色をひとつ具体的にお話しいただきたいと思います。

○政府委員（坂元弘直君）　先生も御承知のとおりに、共通第一次学力試験は国公立大学の入学者選抜の第一次試験として実施されまして、利用方法も五教科を原則とする、そういう形で実施されてきたところでございます。

この共通一次試験につきまして高校関係者等の積極的な評価は、難問奇問を排したい問題によって高等学校教育の基礎的な到達度を判定することが可能になった。さらに、この試験を利用する各大学における二次試験についても、学力検査以外に面接、小論文、あるいは推薦入学、帰国子女、社会人等の特別選抜の導入が増加するなど選抜方法の特色ある多様化が図られてきたというようなことが共通一次試験の積極的な評価でございました。

ところが、反面、消極的な評価といたしまして、共通一次学力試験が五教科利用を原則としたことに伴いまして、いわゆる国公立大学の序列化と申しますか、共通一次試験の成績が何点以上の者がどこの大学の何々学部に入れるということが計量的に出てきたというようなこともございまして、大学の序列化が顕在化したのじゃないかという御指摘と、それから、この改革は国公立大学だけを視点に置いた改革じゃなかったかというようなことが指摘されているわけでございます。

さらに、国立大学につきましては共通一次試験を導入する前には一期校、二期校という形でチャレンジするチャンスが二回あったわけでありますが、共通一次試験を導入したとき二期校、二期校を廃止した結果、せっかく五教科という勉強をしていながら国立大学を一校だけしか受けられないというのはどう見ても受験生には気の毒だというような指摘も高等学校関係者からあったところでございます。この複数化の問題につきましては、国立大学協会がいろいろ話し合いまして、昭和六十二年度から複数受験の道を開いてきたわけでございます。

先生が御指摘の来年度から導入します大学入試センター試験でございますが、これは国公立大学だけではなくて私立大学も利用できるというような仕組みにしたわけでございます。ただ、なかなかこの辺の大学入試センター試験についての趣旨、それから、従来、各私立大学が個々に入学試験を行ってきたというような経緯、あるいは入学試験料が私立大学の学納金納入においてかなりのウエートを占めるというようないろいろな問題もございまして、私立大学については来年度の入試センター試験を利用するのは、現在のところ、十六大学、十九学部にとどまっているわけでございます。

それから二番目は、共通一次試験は五教科が原則でありましたが、各大学の判断と創意工夫によって利用教科・科目数などについては自由に各大学が判断していいというふうになっておりまして、それだけに特色のある各大学の利用方法が期待できるのではないかというように考えているところでございます。以上、私立まで含めたものであるということ、各大学の判断と創意工夫で利用教科・科目数などが自由に利用できるということでございます。

○田沢智治君　かなり改善してきたと私も思いますし、期待もいたしたいと存じますが、私学の参加というものは多少時間をかけながらなじませるという努力を続けていくならば私はいいものになるだろうと思うのです。

ただ、一つ、足切り問題について問題点がちっとも解決されていない。これは昭和五十四年度よりの問題点として残っておったのでございますが、昨年は生物と物理が平均よりも点数が低いということでかさ上げをやって調整したという中で、文部省として足切り等については一つひとつ再検討しようという局長通知を出している。これは平成元年二月六日に国公立高等教育局長が「二段階選抜について」の通知ということで、可能な限り当該倍率の緩和に努力するよう努めろということを出しております。

これは新テストを実行する前の通知といたしまして、足切り等については例外を除いて、例えば受験者の収容施設がないとか職員が足らぬとかというような場合はやむを得ぬが、原則としては足切りはしないように努めろという通知であるように聞いておりますが、現実にこの五十四年の実数から平成元年の実態を見ると、足切りする学部が倍になっているんですね。

足切り子告をしているのは、五十四年は大学が五十二大学、学部にして百三十八。六十一年はこれは割合と少なくて大学数が三十七、学部が百ですが、六十二年から六十三年、六十三年、平成元年においては倍々になっているわけです。足切り子告しているのは大学数にして七十三、学部にして二百三十六学部ということで、だんだんだんだん生徒が減ってきているにもかかわらず、足切りがどんどんどんどん進んでいくということになると、一体この足切り状況というものをどこの時点でどのように克服するか。

これはそれこそ教育の機会均等、あるいは、能力のみならずその個性と努力というものにかけてあるということ、各大学の判断と創意工夫で利用教科・科目数などが自由に利用できるということでございます。

○田沢智治君　かなり改善してきたと私も思いますし、期待もいたしたいと存じますが、私学の参加というものは多少時間をかけながらなじませるという努力を続けていくならば私はいいものになるだろうと思うのです。

ただ、一つ、足切り問題について問題点がちっとも解決されていない。これは昭和五十四年度よりの問題点として残っておったのでございますが、昨年は生物と物理が平均よりも点数が低いということでかさ上げをやって調整したという中で、文部省として足切り等については一つひとつ再検討しようという局長通知を出している。これは平成元年二月六日に国公立高等教育局長が「二段階選抜について」の通知ということで、可能な限り当該倍率の緩和に努力するよう努めろということを出しております。

これは新テストを実行する前の通知といたしまして、足切り等については例外を除いて、例えば受験者の収容施設がないとか職員が足らぬとかというような場合はやむを得ぬが、原則としては足切りはしないように努めろという通知であるように聞いておりますが、現実にこの五十四年の実数から平成元年の実態を見ると、足切りする学部が倍になっているんですね。

足切り子告をしているのは、五十四年は大学が五十二大学、学部にして百三十八。六十一年はこれは割合と少なくて大学数が三十七、学部が百ですが、六十一年から六十二年、六十三年、平成元年においては倍々になっているわけです。足切り子告しているのは大学数にして七十三、学部にして二百三十六学部ということで、だんだんだんだん生徒が減ってきているにもかかわらず、足切りがどんどんどんどん進んでいくということになると、一体この足切り状況というものをどこの時点でどのように克服するか。

これはそれこそ教育の機会均等、あるいは、能力のみならずその個性と努力というものにかけて活力ある青少年を生み出すという教育上の大きな効果というものを阻害する実態があるということ。おれはこの程度の実力だからこの学校に入れればまあまあいいんだというようなことになったら、日本の若者から気力が失われていきますよ。

おれはここで努力すればこの学校へ入れそうだから受けるんだと、そういう脈々とした活力を出させる制度というものが青少年を育成する制度であり、それが日本の文化的な力を支えていく青少年を育成する制度になると思うんです。おまえはこの学校は受けてもだめだからあっちへ行けというように安易な形で追いやっていくから、おれは合わないといって中途退学者が出ていっちゃうんですよ。

だから、せっかくこういういいテストをつくるとするならば、おれは努力すればひょっとしたらここへ入れそうだと言える可能性というものを生徒の中に残しておく。そして足切りはやめなさいと文部省は言っているんだから、平成三年次においては足切りはしてはならぬという通知を出しているんだから、今言うように、収容能力がなかったり円滑なる受験が遂行できない場合は例外にしますよと言って原則を廃止するのでなく、新しい入試センターによる衣がえをするのならば、活力ある青少年を可能性というものにチャレンジさせるような制度に変革する時期が私は来ていると思うんです。

ひとつこの決意、これは文部大臣にお願いしたいと思う。

○国務大臣（石橋一弥君）　この大学入試問題、大変今でも論議をされたところであります。そして私は基本的に言って、そう毎年のように変えていくのはいかがなものか。高等学校あるいは受験生の立場になって考えてみますと、そう毎年のように変えていくものはいかがなものかなと、これを基本に考えております。

でも、来年の三月に行いわゆる大学入試センター試験、これは既に決定をして高校、受験生に周知をしたわけであります。ですからこの決定線に沿ってきちっとやっていかねばならないなと、こういうふうに思います。





○鍛冶委員　私の方が質問にして余り読んでなかったのでそういうことになったのかもわかりませんが、今後ひとつそういう方向はどんどんおやりをいただきたい。バックアップする方向でやっていただきたいし、もしそこの中でいいところがあればどんどん褒めてあげる、表彰するというような形もあっていいのではないかなというふうにも思っておりまして、これは御要望を申し上げておきます。

それから、さっきの「学校教育の諸問題」の中で受験競争の過熱化ということです。教師、生徒、保護者が「精神的にゆとりのない状況に追い込まれている。」こういうことの中で受験ということが挙げられているわけです。

ここで、これに関連してちょっとお尋ねをいたしたいのですが、大学入試の問題というのは随分と議論されてまいりました。共通一次試験に始まっていろいろな問題があったわけでございますけれども、どうやら今度は大学入試センター試験ですか、いわゆる新テストということで、これが今までこの数年ころころ毎年のように変わってきたのが、どうやら落ちついてこれから入試が行われるという方向の流れになってきておるように思うわけです。

前大臣のときに、大学入試のことで大学審議会の方にこの入試の問題ももまた変えなければいかぬからということで諮問するという発言があって、私どもはちょっと前の質疑のときにも若干御質問は申し上げたのですが、どうも大学入試センター試験ということでせっかく方向がひとつまず落ちついてきたのに、またちょっと手直ししてころころ変えるというようなことはよろしくない、こう思うのですけれども、そういう点についての石橋大臣の大学入試に対する考え方、どういうお考えをお持ちなのか、これから先のことを含めてお考えを伺わせていただきたいと思います。

○石橋国務大臣　お答えいたします。

結論から申し上げますと、制度はいじらないようにしようという考え方、ただ来年行う入試は既に大学入試センター試験ということで決まっているわけであります。その決まっている中においてどのような形をとっていったらいいかということについての創意工夫、こうしたことでやっていく、そして受験生の能力、適性等を多面的に判定する方向でやっていただきたいな、こう考えております。

もう一遍申し上げますが、決まっておる来年三月のものは決まっているとおりでやりますよ、その中でできる限り受験生のことを考えてやってほしいということです。

○鍛冶委員　前大臣も必ずしもころころ変えるという思いでおっしゃったのではないように受け取れましたのですけれども、やはり大学入試センター試験もせっかく実施されるのに、もうそれもとりも変えなきゃいかぬというような印象で聞こえてなりまして、今度石橋大臣になりましたら、入試のことに触れられておる中で今おっしゃったようなニュアンスでちょっと言われたので、実は私はこれはよかったと安心したのですけれども、大臣がまた変わってそんなにころころ違った発言してもらっても困る。特に受験生の方からいえば、本当にこれは不安でしようがない。だから、少なくとも最低は三年以上は、入試を一遍実施したら変えるというのはよくない、むしろ前大臣もころころ変えるということよりも抜本的にというところに真意があったのだろうと私は善意に解釈しておるのですけれども、表面的に聞きますと前大臣と石橋大臣とは真反対のことをおっしゃっているみたいなんで非常に気にかかったのです。

それはそれとして、せっかく新しい入試制度を導入しての試験が始まるわけですから、これはしばらく様子を見ながら、特にまた受験生の立場にたちながら、いろいろと窓口を多様化するとかいろいろ個性を見る中でいろいろな工夫をしろというようなことは文部省も指摘されておるようでもありますし、しばらく様子を見ながら、また入試制度についてよりよいものの改革をすべき点が出てきたならばまた検討しながら、受験生の立場としてはどういうようなお考えでどういう対応をなさる方向でお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

特に、中曽根総理時代に、どうも完全な試験制度をつくらにゃいかぬみたいな発言があったようにに聞いておりますけれども、私はそういう試験制度ができるむしろ困るんじゃないか、そういう試験制度ができて落っこちると、もう絶対だめだという烙印を押されることになりますから、少し抜け穴ができた方が、まあここはできなくてもそれは五教科の問題である、ほかはすばらしいものがあるんだというようなところがあっていいと思いますし、そういう意味では入試で完全なものというのは、よりよいものはしなければなりませんけれども、完全なものというのは望むべくしてできないのだろう、しかし改善すべき点は十分、考えられる点は多々ありますので、前大臣とのやりとりの中でも多少は私なりの考えを申し上げておったんですが、そういうことをひとつ勘案していただきながら、この入試問題については軽々にやることがないように、今大臣の御答弁の線で、またよりよいものを考えるときにはじっくり考えるという方向でやっていただきたいと思います。

事務当局の方も、せっかくお座りをいただいたので、この点で一言御答弁をいただきたいと思います。

○坂元政府委員　大臣がただいま御説明したとおりでございます。ただ、先生も、よりよいものについては常に検討するというようなその種の趣旨の御発言がございましたが、私どもも完全なものは、百人が満足する入試制度というのはなかなか開発できないだろうと思いますが、よりよい入試制度のための不断の研究は必要だろうというふうに考えております。

そういう意味で、現在中長期的な、すぐ来年あるいは再来年あるいはその次にこう変えるのだということではございませんで、中長期的な観点から大学入試の改善の方向につきまして大学審議会で現在御研究をいただいている最中でございます。ただ、これはあくまで中長期的な観点からの研究でございますし、仮にその研究の成果がまとまったといたしましても、実施するというのは相当の猶予期間を置いて実施しなければならない問題だろうというふうに認識いたしております。

○鍛冶委員　あとはもう御要望、御参考にと思うのですが、やはり一人一人の持っている特色、特性というものを、いい方の個性ですが、それを生かしながらやるということになると、入試の考え方もいろいろあるのだろうと思います。その一つで大切なのは、高校時代の三年間のすべての教科にわたる成績というようなものは、じっくりとそれを参考にして入試の際に使うという方向、これは何らかの形でぜひやっていただきたいなというふうに私は思っております。私どもの方も多少そういった点について今検討しておりますので、具体的になればまたいろいろと質疑を交わす機会があると思いますけれども、ぜひそういう方向の考え方も取り入れながら、ペーパーテストだけでというのはちょっと厳しい面があります。これから一人一人を大切にして、二十一世紀の日本を背負ってもらわなければならない子供さんたちですから、入試制度については、ひとつ今まで申し上げたようなことを留意しながらお取り組みをいただきたい。御要望を申し上げておきます。

大分時間が来ましたので、一般質疑の時間はきょうだけではなくてこの法案審議が終わった後に設けようという方向もございますから、またその折にいろいろと細かく御質問申し上げたいと思います。

先ほどから申し上げている続きとしまして、「学校教育の諸問題」の中に、三番目として登校拒否と高校中退問題が深刻化しているという指摘があると思っております。私どもは、これは大変な問題であると思っておりますが、白書の中にもいろいろと書かれてはありますが、この登校拒否、高校中退問題が深刻化していることについて、当局としてはどういうようなお考えでどういう対応をなさる方向でお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○大矢委員

そこで、時間が余りございませんが、多くの問題をお尋ねするわけですけれども、大学の入試制度の沿革ですが、昭和五十二年に大学入試センターの設置がなされましてから、五十四年の共通一次、そして六十二年には教科と課目の減、そしてまた六十三年に大学入試センターの所管事務が改正になりまして、そしてまた来年度から大学入試センターの新しい試験が行われるようでありますけれども、これは、実際に受験をする者、そして受験をする子供を持っていらっしゃる親としては、そうしょっちゅうぐるぐる変わってきたのではどうしていいかわからない。そのために、逆に言うと進学のための産業が盛んになってくる。一体だれのための試験なのか。私学を今度加えたということでございますけれども、実際は、私学はもう既に推薦入学という形で四割までもが入学が決まっているのだという状態。受験者が高等学校で一生懸命勉学しながら受験ができるというふうに持っていくんだと言いながら、ますます逆の方向に行ってしまうという今の制度。そしてまたぶち当たるとまた変更、また来年やって、またその次に変更ということになってくると、一体何のための受験かわかりません。

そこで、これまでの経過は経過として、一体これからどうなるのかということも含めてお答えを願いたいと思います。

○石橋国務大臣　お答えいたします。

委員御指摘のように、猫の目の変わるようなことになりますと、まことに子供たち、高校生あるいは親御さんたち、大変なことだな、こう私も考えております。

そこで、この問題につきましては、当面は現行制度のもとで改善をやっていく、すなわち今決まっていることですね、国公私立大学を通じた大学入試センター試験について、来年度入学者選抜からということ、この問題は既に決まっているわけであります。そこで、その決められてある中において来年度はやっていきたいな、こう考えております。

また、国立大学につきましては、受験機会の複数化でありますとか学部定員を分割して試験を二回実施する、いわゆる分離分割方式でありますとか、こんなものをとってやっていきたい。

考え方の基本は、今決まっていること、来年度のことについて既に決まっていることは実施していくという考え方でございますけれども、そんなに何度も何度も変えていく考え方は基本的に持っておりません。

○大矢委員　やはり、当人はもちろんですけれども、そういう受験生を持つ親としたら、理解をしている間にもう制度が変わってしまう。だから、大臣そのものも、もしお子さんなり支持者の方、お孫さんなりに聞かれた場合に、今の制度がどうだということをはっきり理解できるように説明できるのかというと、たまたま大臣に就任されたからできますけれども、なかなか難しいと思うのですね。それがころころと変わっていくのですから、これはもう一体どうなるのか。当事者が一生懸命自分でそのことを勉強して、どれが一番いいんだという方法で対処していくしかないわけであります。当初の目的とは違う意味でぐるぐる変わっているような感じがしますので、これからもその点十二分に御検討願って、完全なものでこれがいいというならいいで結構ですから、それはやはり続けていくなら続けていく、そういうことでないと、先ほど申しましたように、だれかの仕事をつくるためにそういうセンターをつくっているんだということになったらこれはちょっと本末転倒だと思いますので、その点よろしく御検討願いたいと思います。





ンシステムを利用した大学情報を行うということで、ぜひ障害学生に役立つ情報を入れてもらいたいというふうにお願いしたことがございましたけれども、その後どうなりましたでしょうか。

○政府委員（坂元弘直君）　確かに昨年五月でしたか、先生からそういう御指摘がございまして、その後、私ども早速大学入試センターと検討いたしまして、本年度の入学者選抜の概要について、言いかえればことしの四月に入学した者でございますが、昨年十月からキャプテンシステムによる情報提供を新たに実施することといたしました。

この中で、特に身体障害者に関しては国公立大学の第二次試験において、一つは点字等による試験の方法、それから試験時間等の特例がどうなっておるか、あるいは補聴器等の用具の使用等がどういうふうになっておるか、それから、介護者の付き添いなどの実施などをどうするかというような、試験を実際に受けるに当たって配慮した内容につきまして情報を提供しているところでございます。

それからなお、来年度入学者選抜に係る分については現在準備の段階でございまして、さらに充実したそのソフトを入れたいというふうに考えているところでございます。

身体に障害のある入学志願者について、私どもとしましてはその能力、適性等に応じた学部等への進学の機会を広げ、受験の機会を確保するため今後ともこの大学入試センターにおける進路情報提供事業の充実にいろいろと工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

○下村泰君　大変これはありがたいことでございまして、この場で何度も何度もお願いをしてきたことなんですけれども、さまざまな障害を持った学生の受験への配慮については、少しずつではありますけれども改善されます。この流れは速くはございませんが、逆に流れるということはないように思えております。しかし、何でしたか、漢方薬のコマーシャルにありましたな、急には効きません、頂紙をはがすようにと、頂紙でも何でもいいから、とにかく前に進んでくれればいいと思っていますけれども、ここに至る障害学生の努力を思うと感無量の思いがします。

無論大学とかあるいは文部省の理解にも心から感謝をいたすものではありますけれども、例えば今、大臣目をつぶって目の前にある書かれているる文字が読めるかと言ったら、これ読めるわけありませんわな。ところが、現在我が国のやっておる――障害学生を入学させますね、入学させるまでは結構なんですよ。ところが、入学したその子供たちに対する態度がこれにやや近い態度なんですね。ですから、これでは何にもならない。目が見えない、耳が聞こえないなどの障害を越えて合格しても学ぶことができないというのは、これはもうこんなむごいことはないわけですわね。見えないのに読めと。私らだって目をつぶっていて読めったってそれは無理です。それと等しいことを学生たちに強いている。

ウ　第114回国会　　参議院文教委員会会議録（抄）　　元．6.20　　林　寛子（自）・下村　泰（二）

○林寛子君　先ほど大臣のお話の中にも、改革をし続けることによって、それが果たしていいのだろうか、また、時代によって改革していかなければいけないというお話もございました。で、私はきょういろんな立場の皆さん方、それから今改革というお言葉の中にございましたように、入試問題、いわゆる入試制度のあり方ということだけに絞ってちょっと伺いたいと思います。

　と申しますのも、戦後国立大学の入試というものに関して、御存じのとおり昭和二十二年から二十九年までは進学適性検査、私はこの組でございますけれども、三十八年から四十三年までが能検テスト、それから五十四年から本平成元年までが共通一次試験、そして平成二年から新テストいわゆる大学入試センター試験、共通試験だけでもこれだけ変遷してきたわけですね。そして、各大学の試験におきますと、昭和五十四年までは一、二期校制いわゆる二校受験でございます。そして五十四年から六十二年までが一校のみの受験。平成元年までがA、Bグループ分け、いわゆる二校受験。そして平成元年からA、Bグループ分けと分離分括方式の二本立て、いわゆる二校受験。そのように入学の共通試験というものも主婦から見れば、あるいは子供から見ればくるくる猫の目のように変わる。こうおっしゃるんですね。変わるのはいいけれども、その変わるときは大学の立場が先に立って、入学者をいかに間違いなく選ぶかということばかりに気をとられている。あるいは逆に受験生それぞれが自分の志を遂げたいという仕組みを考えてくれないという御不満もあるわけでございます。

　また、私どもはこの問題と裏腹に、全国に五千五百の高校があって、そして四千ぐらいの学校から共通一次試験を受けていたわけですね。けれども、その生徒というのはいわば全体の学生の一五%ぐらいなんです。短大では六割あるいは私大で四分の一の学生はいわゆる推薦入学しているんです。そうしますと、高校生全部がねじり鉢巻で勉強しているというわけではないんです。国公立の入試に関心が集中し過ぎているんではないんだろうか。また、この一五%のことばかりをやたら議論しているんではないか。そしてこの先一九九二年からは十八歳の人口が激減するわけです。長い目で問題を考えていかなければ、競争したくても一九九二年からは競争しなくてもどんどん大学に入れるという時代が来るんですね。そうなったときには逆に学生の学力の低下という方が今度は心配になるんじゃないか。そういう長期の問題というものもぜひ示していただきたい。

　それと、現在三十六万人と言われる浪人学生の問題。もっと大学をつくればいいという意見もありますけれども、なぜ浪人をするのかといえば、それは日本の社会の中でよりよい大学を選択したいという問題がある。また半面、定員割れの大学も出ている。

　国公立、私立を問わず、大学とは、あるいは入試とはという根本をもう一度文部省は考え直していかなければいけないんじゃないか。また、共通一次の導入のとき、あるいは複数化のときでも国立大学協会が教師の意見を吸い上げる機会がほとんどなかったという声も一部には聞かれるわけでございます。そのように入学制度のあり方一つとってみても、一般の学生、父兄の間には、なぜ国立大学は一つしか受けさせないのか、あるいはいや二つだと。そういうことばかりなぜ言っているんだろうかという率直な意見もあるということをぜひお考えいただいて、今後の文教行政の中の大きな柱を出すとともに国民の声を聞いていただきたい。

　そして私は最後になりますので、先日大臣が再任をされましたときに、近く大学入試制度の抜本改革案を諮問したい、その中で大学入試制度の抜本的改革を諮問する前にアンケート調査結果をまず発表するが、その結果を十分省内で協議し、追加諮問したい、こうおっしゃっているんです。私はそれを大変ありがたいと思いまして、入試制度などについて高校生、父母、教師に対するアンケート調査を実施、その結果を見て両審議会に改めて諮問する、こうおっしゃった。それは大変ありがたいことだと思いまして、大臣の姿勢として、いわゆる生徒、両親、学校、教師、それらの意見をすべてアンケート調査をとってからとおっしゃったことに対するお答えもいただき、将来への希望を伺いながら質問を終えたいと思います。

○国務大臣（西岡武夫君）　お答え申し上げます。

　委員御指摘のとおり、大学入試の問題がなぜ問題なのかということは、一つは委員も御指摘がございましたように、大学へ進学しない子供たちも巻き添えにした形で大学入試の問題が大きな問題となっているというところが一つの大きな問題点であると思います。

　もう一つは、大学の入試制度というものが高等学校、中学校、小学校、極端な場合には幼稚園における教育まで大きな影響を与えている。このことは実は先日行われました国立大学協会の、国大協の全国の国立大学の学長の皆さん方の会議の場でもお話を申し上げたわけでございますが、大学の入試というものは今日まで大学側の立場から、これは当然大学の自治であるという範疇の中で議論をされてきた。しかし今日、大学入試がどこに問題があるかといいますと、今申し上げましたように、大学の自治とはいっても、大学が行っているところの入試制度というものが高等学校から幼稚園に至るまでのそれぞれの教育というものまでを巻き込んでしまった形でいろいろと大きな社会的な問題になってきている、ここに問題があるんだと思います。

　もちろん、この入試の制度につきましては、これは大学のいろいろな個性のある大学がたくさんできなければいけないわけでございますし、それぞれのレベルというものも、当然格差も現実には存在するという中で、最終的な究極の入試制度はこうであるというようなものはもちろん永遠の課題であろうというふうに私は思っているわけでございますけれども、少なくとも今指摘をしました問題について、文部省としてもきちっとした答えを少なくとも国民の皆様方の前にお示しする必要があるのではないか、よりよい改革の、改善の努力を進めていくという努力をしていかなければいけないのではないか、このように考えているわけでございます。

　ただいま数字的には専門の皆さん方の機関にお任せをいたしまして集計を急いでいただいているわけでございますが、大体今月中には最終的な数字が明らかになろうかと思いますが、初めての試みとしまして、高等学校の生徒二万人、父兄五千人、進学指導の先生方三千人、合計二万八千人の方々を対象とした問題意識についての意識調査というものを世論調査という形で今実行しているところでございますが、そうしたものも非常に大きな参考として、大学入試の改革についての具体的な御議論を中教審そして大学審議会、両審議会においてやっていただきたい、このように考えているわけでざいます。

　さらに加えて申し上げますと、その際に高等学校、中学校、小学校、幼稚園、それぞれの学校段階の皆様方の御意見も十分承れるような、例えば専門委員というような形でお願いをするというような形で参画をしていただくとか、そういうような工夫もこれから両審議会の会長とも御相談を申し上げながら進めさせていただきたいと考えているわけでございまして、大学入試の問題は、確かに特にここ三年ばかりの間いろいろな御批判が強く寄せられているということを文部省としても責任を痛感しているわけでございますので、特に焦ってここ一、二年でどうしようということではなくて、少なくともきちっとした今考えられる最善の方向というものを、文部省としても答えを出していく責任があるのではないか、このように考えまして取り組んでいるところでございますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

〜（略）〜

○下村泰君　ただいま審議中の法案は各委員の方が質問なさっていらっしゃいますから、私は障害児の教育問題に限ってお尋ねしたいと思います。

　前に、大学入試センターの改正の折にキャプテ





についての素材を御提供申し上げているところまではまだ至っていないわけでございます。

　中教審におきましては、まさにこれからでございますが、その前提としまして、今委員から余り世論調査などはそう重要視されるべきではないというお話がございましたけれども、これまで文部省として具体的な受験生がどういうふうに考えているのかということについての基礎的な調査が全くなかったということもございまして、一応二万人の高校生、それと五千人の父兄、三千人の進路指導、進学指導の高校の先生を対象とした、二万八千人を対象とした調査を行うということを決めまして、これは民間の調査機関に委託をいたしまして今その集計を急いでいるところでございます。

　したがいまして、私が今この段階で、これまでも文部大臣に就任をいたしましてから資格試験にするとか、あるいは今の共通一次、来年、平成元年の予算の中で御審議をいただきました入試センター試験等について、これを廃止するというようなことを文部大臣という立場では今まで一度も発言をしたことはございませんで、これから大学審議会、中央教育審議会にどういう内容の大学入学の入試制度をやるべきであるかということを文部省としても一つの考え方を取りまとめたい、それはその素材として先ほど御説明申し上げました世調調査を一つの参考にいたしたいということで作業を進めているわけでございまして、委員御質問の資格試験というようなことを前提とした考え方で私は申し上げているわけではないわけでございます。

○高木健太郎君　私は、大学本来のもとの入試に戻してはということを言われたと、これ何かで読んでそう思ったんですが、そういうことは言った覚えはない、これはまあ大変失礼しました。

　ところで、そういうアンケートというものは私はあくまでも参考である。それで衆知を集めていくというのは、学識経験者を集めて審議会なんかをおつくりになっているわけでございましょうが、同じような顔ぶれだと同じような結論しか出てこないんじゃないか。

　これは一つ提案でございますけれども、学術会議あたりも一度ひとつ頭の中へ入れられてはどうか。学術会議は御存じのように一部から七部まであるわけでして、あらゆる学科を含んでおるわけで、学会等から推薦されて出てくるように変わったわけですね。だからもとの学術会議とは随分姿が違っている。そこなんかは私一応意見を聞くとすればいい場所ではないかと思うわけです。だからアンケートもあるけれども、いつでも審議会審議会というんでは、我々の意見ももちろん聞かなければいかぬのですけれども、最終的には我々の意見でだんだん決まっていくわけでしょうけれども、アンケートはその一つの参考になる。審議会も悪いけれどもちょっと使い古したのじゃないかなと。もし同じメンバーであれば私は余り期待はできないのではないか。それならば学術会議ということも一度頭の中に置いていただいてはどうか。こういうことを提案しておきたいと思います。

〜（略）〜

○勝木健司君　次に、大学入試改革などでありますけれども、高木先生からもありましたけれども、文部省が高校生とかあるいは父兄、先生を対象にアンケート調査をされているということでありますが、ただでさえやっぱり猫の目の改革だということで批判されている中で、また来年から大学入試センター試験が実施される、スタートするというときに、こういう制度が変更されるんじゃないかというような、そういう懸念を抱かせるような調査というものはいかがなものかというふうに思うわけでありますし、またこのアンケートの中の具体的な改革案を問う質問の中にも、資格試験などに限定されておるんじゃないか、あるいは選択の幅が極めて狭く、言ってみれば誘導であるとの批判が聞かれるわけでありますけれども、見解をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣（西岡武夫君）　お答え申し上げます。

　大学入試の問題につきましてはこれまでもたびたび申し上げてきておりますけれども、やはり制度というものはできるだけこれは動かさない方がいいというのも一つの考え方でございます。しかし、一方におきまして、大変入試の現状を考えますと、なかなかこれこそきわめつけの入試制度であるというものを確立し得ない以上、それに近づく不断の努力をしていかなければいけないというふうに考えております。猫の目のように変わると申しますのは、それぞれの国立大学の対応にここ両三年の間いろいろな方策がとられたためにかなり煩雑になり、わかりにくい制度になったという意味で、大変受験生の皆さん方に迷惑をかけたということは私も率直に認めざるを得ないと考えております。しかし一方におきまして、今回大学入試の改革ということを踏まえてアンケート調査を行ったと申しますのは、前提としてこれはもうたびたびそのことをまくら言葉として申し上げているわけでございますが、少なくとも高校に入学をした時点でその生徒たちが大学を受験するときにはこういう制度であるんだということがあらかじめはっきりわかるというだけの余裕を持った上で改革をするとすれば改革をしたいということを再三、今委員から御指摘のとおりの問題があると考えますので申し上げてきているところでございまして、それを前提として、なおかつ率直に申し上げまして、今回のアンケート調査は大学入試の問題を中心として、それだけでアンケート調査を実施しようとしたわけでございますが、何分にも直接高校生の意識調査を文部省としていたします。しかも二万人、そして父兄五千人、進学指導の先生三千人という二万八千人を対象とする調査でございますので、せっかくの機会と申しますと必ずしも言葉が適切ではないと思いますが、高等学校のいろいろな学習活動等についてもこの際一緒にいろいろ問題も調査したいと考えまして、かなり広範囲にわたる調査になったわけでございます。

　委員御指摘の非常に誘導的なというのは、これは確かに一部報道でそういう批判の記事が出ているのを私も拝見したわけでございますが、これはアンケート全体を見ていただければ御理解をいただけると思うのでございますが、専門の調査機関に私どもがいろいろ項目を一応挙げまして、そして専門のアンケート調査を実施する機関の皆様方の目から適切な形にこれを組みかえを多分いただいていると思うのでございますけれども、そういう形でこの調査が行われているわけでございまして、それを見ていただければただいまの御批判にお答えすることはできるのではないか、このように考えております。

私がかつて十年前にこしらえた文教委員会の決議、附帯決議、これの三点を改めて検討しておいていただきたいと思うのです。

第一点、共通一次の実施時期の問題。これはいまだにもめたもたしている。十二月と言ってみたり、下旬と言ってみたり、後期中等教育軽視も甚だしい。そういう意味で、共通一次の実施時期の問題、この問題について六十五年度に対応する際にどうするのか。あそこの附帯決議で言った重要な課題が守られないまま、今日ますますずるずると後期中等教育は骨抜きになっておるのですから、それが一。

第二番目は、あの決議で言ったように、二段階選抜方式の実施は避けるべきだという我々の主張に対して、今や新テストは共通テストと個々の大学の入試とをさらにリンクさして二段階選抜方式となってしまっている。こういう事実についてどうするんだ。これが二。

そして第三番目、共通テストは後期中等教育の到達度の判定試験として国公私立全部が参加できることに努力すべきであると十年前から言ってきた。ところが、私立の方は、今や十年見たらこのおかげで国公の序列化がはっきりしてしまった。こんなものに参加しようものなら私立大学がまた序列化されてしまうという懸念が現にある。そしてまた、経営の上でも入学金というものは大変重要なもので、受験のいろいろな手続は大変大事ですから、皆さんが考えているほど私立大学の方はアクティブにはならない。したがって、到達度という観点から見直せと言った我々の主張は今日まで生きている。

現に私なんか附帯決議の全文を書いたのですから、このとおりに検討しなかったら、こんなものやっても大変なことになるよというのが我々の主張であったわけですが、まさにそのとおりになっておりますだけに、今の大臣の、当面は六十五年に複数化だとかなんとかで対応し、中長期的には抜本的に、何のことかよくわかりません。今言った具体的な国会の中の長い審議があるのですから、その審議の原点に返ってもう一度共通一次というものを検討する大事な時期に来ているという意味で、この問題についての大臣の所信をお聞きして私の質問を終わります。

○西岡国務大臣　お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおりに、十年前のただいまお挙げになりました三点の問題は私も十分承知をしているところでございます。ただ、先般所信の表明の中で述べさせていただきましたのは、ここ数年間余りにも共通一次、大学入試の問題をめぐって受験生に猫の目のようにやり方が変わるではないかという厳しい批判があり、また事実受験生の皆さん方には大変御迷惑をかけてきたということもあるわけでございまして、私といたしましては、この段階で、例えば来年どうするかというような形でまた変わるのではないかという印象を受験生の皆さん方に持たれるということについて、これは慎重に申し上げなければいけないという意味で中長期ということを申し上げましたようでございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、少なくとも三年間の余裕を持って新しい制度を導入するとすればすべきであろうということを前提として、この際基本的な改革に取り組まなければいけないのではないかというふうに考えている次第でございまして、そのための世論調査等も現在実施をし、その結果を踏まえてさらに大学審議会また中教審等で抜本的など申しましょうか、きわめつけというわけにはまいりませんけれども、よりよい大学入試の制度というものをこの際確立すべきであろうと考え、そういう方向でできるだけ早い時期に具体的な検討に入りたいということを考えている次第でございます。

○嶋崎委員　これで質問を終わりますが、三年間待っていたら三年間の生徒はえらい目に遭う、今のままいくのですから。だから、ある時期に判断しなければいかぬけれども、その間途中で、特に六十二年から六十五年、平成二年ですけれども、その間の生徒たちというのは大変な迷惑をしているわけです。

それから、私たちが最初大学入試センターをつくったときに、こんなことをやる前に、後期中等教育における進学について、どういう職業を選ぼうとしているのか、そういうイギリスや何かでやっているようなちゃんとした調査をやりなさいと言ってきたのに何もやらぬ。だから、もう一度我々がかつて議論した原点に返って、議事録でもみんな検討してもらって、そしてもとに返れば解決の道は私はあると思う。それだけに、新たな課題、新たな課題と言わずに問題は古くて新しいですから、きちっと原則に返ったことをやらないと、世論調査をやったくらいで事は処理できるほど甘いものじゃないということだけは申し上げておきたいと思います。

終わります。

～

（略）

～

○中野委員　余り手法のみばかり申しております中身に入れませんから少し内容に入りたいのですが、今の大学入試制度のことなんですが、これも先ほど御原委員が質問されました。大臣は御答弁で、猫の目のようにくるくる変わるということで受験生の皆さんにも随分御迷惑をおかけしましたということをおっしゃられました。その猫の目のように変わるという言葉は確かにただただ使われていることであって、私も実感としてそう思います。

私もよく申し上げるのですが、親が子に、兄が弟や妹に自分の受験体験を話しすることができない。親子の間の、また兄弟の間のコミュニケーションさえもとりにくい。受験という人生の中で一番悩み多い事柄について家族で話ができない。学校も当てにならない。結局予備校か塾に頼っているということが指摘されるし、我々も実感としてそう思うのですね。やはりそこころ、もうここまで来ると制度の中身よりも変わることに問題があるとさえ極論して言う人もいるわけです。こういうことについて、先ほど今後の見通し、計画等について大臣はおっしゃられましたけれども、本当に長続きする制度を、しかも早急につくらなければいけないと思うのです。

これについては、やはり受験生はもとよりのこと、いろいろな関係者の方々に幅広く意見を聞くことも大事、決めた限りはそう簡単には変えないということも必要、こういうことについて私はもうここで内容をどうすべきだと言いません。そんなにしょっちゅう変わらない案をつくってください、入試制度をつくってください、その一言に今の受験生や親の気持ちは集約されると思うのです。この気持ちにどうおこたえになるか、一点だけ大臣にお聞きしたい。

○西岡国務大臣　お答え申し上げます。

委員まさに御指摘のとおりで、文部省といたしましてもただいまの御指摘については一言もないと申し上げざるを得ないわけでございまして、ただ、あえて申し上げますと、文部省がいろいろな入試制度を考えますときに、これを実施していただく大学側のお考えと必ずしも一致しなかったという点がいろいろな問題を招いたということも、これは大変言いにくいことでございますけれども事実でございまして、一方、高等学校側のお立場からいたしますと、大学入試の問題が高等学校以下中学校、小学校、幼稚園まで影響を与えているということを考えると、大学の皆様方は大学の入試とはまさに大学の自治の一部であるというふうに規定をなさいますけれども、やはり高等学校の皆様方の御意見も十分踏まえてこれからの大学入試のあり方については検討しなければいけないのではないかと文部省としても考えているところでございまして、委員御指摘のとおりに、とにかくこれから検討をしてまいります制度は、少なくとも次の世紀までたえ得る入試の制度であるべきである、このように考えている次第でございます。





○高木健太郎君　お答えにくいことだと思いますが、大変我々としては関心の深いことでもあり、憂慮することでもございます。何もこれは医学と限らず、すべての科学部門においていろいろ心配している筋もあると思いますので、その点十分、これは何も学問だけではなくて、すべての問題に関係するわけでございますから、慎重にひとつ取り計らっていただきたい、このように思います。

次に、きょう西岡文部大臣から所信表明がございました。大臣は、元来教育、文教ということに対して関心が非常に深く、また造詣も深い方であると聞いております。その大臣が、先般から学制改革、特にいわゆる高校、中等高等教育あるいは入試改革、あるいは大学への入学時期等に対しても一定の見解を持っておられると思います。また、昨日、NHKの放送でございましたけれども、大学の学長会議におきまして、大学の入試というものは何も大学だけの問題ではなくて、高校以下の教育に非常に大きな影響を及ぼしているのであるから、大学の御都合だけで考えないで、ぜひ広く考えて、できるだけ早く結論を出していただきたい、こういうふうに言われたことに対しては、大変私敬意を表したいと思います。ただ、大学には自治がありまして、そういう意味で大変やりにくい面もございますが、一方では大学の自治に隠れて大変結論が出にくい、あるいは大学自体のエゴがある、こういうことも批判されている向きもあるわけでございまして、そういうことを含んで大臣はいろいろな行動あるいは言動を起こしておられる、こういうふうに思います。

そこで、お聞きいたしたいことでございますが、ことしの三月には大学審議会、それから四月には中央教育審議会に諮問をされました、五月に入試の改革も含めた教育現場の高校生や教師に対するアンケートもお出しになったようでございます。今後、その結果を踏まえて中教審あるいは大学審に対して追加審議というように動いていかれる予定と聞いております。

そこで、一つ二つお聞きしたいわけでございますが、国立大学協会あるいは公立私立大学協会等にお聞きしていろいろ議論を重ねて、大学の改革あるいは入試の改革に取り組んできて、やっと今度は試験、テストですか、いわゆる新テストが行われようとしている。あるいはその準備をしているようなことではかえって混乱を起こすのじゃないかと考えるわけでございますが、大体いつごろまでにそのような結論を待ち望んでおられるのか。あるいは大臣とそういう審議会等の答申との間に食い違いがあったというようなことも考えられるわけでございますし、大臣の意向というものはかなり強くそういう審議会等に反映するのではないかと考えるわけでございます。そういうことをいろいろお考えになっていると思いますので、そのことにつきまして大臣の御所見といいますか、御所感といいますかを伺いたいと思います。

○国務大臣（西岡武夫君）　お答え申し上げます。

大学入試の問題は長い年月かかって議論を尽くされてきたところでございますが、今なお多くの問題を抱えているということについては、国民の皆様方、また関係者皆様方もひとしく認めておられるところであろうと思います。文部省といたしましても、その責任を痛感しているところでございます。

ただ、大学入試の問題は、究極の入試制度というものを確立するということは、これはもうほとんど不可能に近いことでありまして、できるだけよりよいものに不断の努力を続けて近づけていくということが必要である。そういう意味から申しますと、現在の大学の入試制度というものが高等学校、中学校、小学校、幼稚園にまで大きな影響を与えているという現実を踏まえて考えますと、やはりこのままではいけないかということを強く感ずるわけでございまして、そうは申しましても、ここ数年の間、猫の目のように入試制度が変わるということについての御批判が、それぞれの大学で御努力をいただいている点は十分私どもとしてもわかるわけでございますけれども、現実の問題としてあるわけでございまして、今回、今委員御質問のございました大学審議会あるいは中教審等にこれから御審議をお願いするということにいたしております大前提といたしまして、私としては、やはり新しい入学試験制度を導入するときには、現在の高等学校一年生が少なくとも自分が大学の入学試験を受けるときにはこういう制度であるのだということがわかるぐらいの余裕を持って大学入試の制度は変更されるべきである、このように考えております。それを前提としてこれから大学審議会、中央教育審議会等においても御審議をいただきたいと考えているわけでございまして、その答え自身はできるだけ早く出していただきたいなと。しかし、その実施については、今申し上げたような時間の余裕を持って国民の皆様方にお示しをする必要がある、このような考えで今後取り組んでいきたいと考えております。

なお、私自身いろいろ大学入試の問題についての私案というものをこれまで発表したこともございますし、また与党自民党の立場から、自民党の文教部会としての考え方を取りまとめさせていただいたということも過去にあったわけでございますけれども、今回やはり文部省といたしまして新たな視点に立って、すなわち大学審議会、中教審で御審議をいただくに当たっては、文部省は今までのいろいろな数々の試みというものを十分踏まえた上で、いろいろな案がこれまでもございましたけれども、そういうことにとらわれることなく、かなり具体的な案を大学審議会、中教審等に提示いたしまして、その肯定、否定、改善も含めて御審議をいただきたいという考え方で今後進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○高木健太郎君　一部新聞のこれは誤り伝えたところだと思いますが、何か来年からでも入試改革なんかをやっていきたいというふうに西岡文部大臣は考えておるようなことが載っておりました。前に大臣は少なくとも実施までに三年の期間は置くべきであると。それと矛盾すると思っておりましたが、今のお答えで、答申はいただいても実施というものはまあ三年、少なくとも三年は置く、そういうお考えでございますね。

○国務大臣（西岡武夫君）　基本的にそのように考えております。

○高木健太郎君　もう一つは、大臣は入試について二つの何か提案を出して、あるいはお考えを示しておられるようですが、入試というものは一応資格試験にしたらどうだということですね。もう一つは、いわゆるもう入試センターによる共通入試というものはやめて、大学本来の入試だけにしたらどうだと。アンケートの中にもそういうことは盛られておったようでございますが、アンケートの成績を余り信用するというのは私問題だと思うわけですね。二万人という大きな数でございますが、その中には高等学校、お母さん方がどういうお母さん方か知りませんけれども、そう身についまされて考えるというようなことでもない、あるいは責任を持って考えているわけではないと思うので、それを余り、私取り上げるとしても注意深く周到な用意を持って取り上げるというようにすべきじゃないかと思いますが、とにかく資格試験というものを導入、資格試験に変えたい、あるいはもう一つは大学本来の入学試験だけにとどめたい、こういうお話があるようなんですね。

ただ、資格試験にした場合には、これはもう私学を含めた全部の試験になるというふうに思うわけです。その点はどういうような順序でそこまで持っていこうとされるのか、あるいは大学の本来の試験ということになれば、もう昔やっておりましたように二期校、二期校になる、あるいは難問、奇問が出る、こういうことから入試改革という問題が起こったわけでありまして、またそこへ戻るというようなことにもなりかねない。その点について一応大臣のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣（西岡武夫君）　お答えいたします。

今回の大学入試の改革につきましては大学審議会に既に御審議をいただきたいということを申し上げているわけでございますが、具体的な方法等

○鍛冶委員　何の資格がなくてもやれるのが大学の教師でございまして、これはいい面、悪い面、両方あるわけですが、悪い面というのが最近だんだん出過ぎているような気もするわけですね。したがって、今大臣がいみじくもおっしゃいましたように、評価というものは行政サイドでやるべきではない、これは私も全く同意見です。しかし、評価は多面的にやる必要があるでありましょうし、その中心はやはり学者が据わってなさるべきであろうというふうに思います。したがって、大臣御答弁の方向は私も大変いいのではないかなというふうに思っておりますので、こういった点の導入を含めて、評価制度の導入ということについてひとつ今後御検討、御推進をいただきたいなというふうに御要望を申し上げておきます。

では、ちょっと時間がありますから、もう一つだけお尋ねをしておきます。

大臣は、大学入試についてちょっとまた大学審議会に諮問なさいました。私は、実は個人的、率直に申し上げると、もう入試の問題は、大学入試センター試験ということに変わりますが、それでしばらく置いておいてもらった方がいいのではないかな。ただ、ほっておいて永久に変えないという意味ではございませんで、今までの議論よりももっと深めた、大学自体の利益になるとかならないとか、優秀な学生をとるとかとらぬとかいうふうなこと、これも大学にとっては大切な視点でございましょうけれども、それより何よりも受験生というものを見ながらもっと深い立場から入試問題というものを検討していく必要があるのではないかな。大臣がおっしゃったのがそこの点でおっしゃっておれば私も同感なんですけれども、どうも諮問の言葉をずっと読んでみまして、またすぐにでも大学入試制度はいらって変えるんだというふうなニュアンスに聞こえるわけでございまして、それだとこれはもう論外の話である、私はそう思うのです。

特に受験生や父母の方々に聞くとやはりそこらあたりを強くおっしゃるわけです。だから、もうあれこれいろいろなことが細かく変わることはしばらく置いておいて、それでしばらく押してみる。私は、その中で本当に入試のあり方というものは、深い視点からの資料を集め、調査をし、あるいは通った人たちの高校時代の成績を含めていろいろな追跡調査を、例えば理科系、文科系いろいろあるでしょうが、大学に入ってからそれがどういうふうな関連性があるのかとか、そういう大きな立場で少ししっかり腰を据えて、こういう試験のあり方でいいのか、ないしはもっと抜本的に、例えば高校生時代の成績まで内申の形で見ながら加味していくのがいいのかということを見ながら、抜本的に時間をかけておやりいただくという方向で、これはぜひやっていただきたいな。

四六答申なんか見ていますと、入試の資料がいろいろ添えられておりますけれども、大体入試というのはそのとき、そのときでいろいろな議論が出てきて、ある一つの形でやりますと、内申重視といってこれをやると、それはよろしくない、情実が入っていかぬとかいってまた変わる。そうすると、今度はペーパーテスト中心になると、またそれがよろしくないといって変わるというようなことで、結局こう見てみると、何か一定のサイクルで同じことを繰り返しておるというふうなことの連続であるような気がするのです。

したがって、これは私はもう少し違った観点からこう深い意味で入試制度というものはもっと、文部省サイドでひとつそこらあたり、また大学とタイアップしながら、大学協会ともタイアップしながらやりますとスタッフもメンバーもそうだろうと思いますから、そういう意味で、深く深く検討なさった上で改めて皆さんにいろいろ御意見を伺って、そして入試制度もつくり上げていくという形にぜひしていただきたい、こう思うわけでございますが、この点について大臣のお考えを伺いたいと思います。

○西岡国務大臣　お答えいたします。

委員御指摘のとおりに、大学入試の改革の問題につきましては、これまでも猫の目のように制度が変わるというようないろいろな御批判もいただいているところでございまして、また、これまで行われました共通一次の試験にいたしましても、文部省が当初意図をいたしておりましたものとはかなり違ったものになったというようなうらみもございまして、なかなか大学と文部省との関係の中でどうも一致したものができないできた。それぞれ考え方がすれ違って今日に至って、大変受験生の皆さん方に御迷惑をかけたということについては、文部省としても非常に責任を感じているところであります。

そこで大学入試については、今委員も御指摘がございましたように、これぞきわめつけの大学入試制度であるというものは到底望むべくもないわけでございまして、ただしかし、現に大学入試が高等学校以下のそれぞれの教育段階に与えている大きな影響というものを考えますと、このままではいけないということは言えるのではないであろうか。したがって、不断の努力をしていかなければいけないと考えておりますので、大学審議会、また中教審におきましても、最近、高等学校あるいは中学校、それぞれの立場からの大学入試についての御意見もいろいろと寄せられているわけでございまして、文部省といたしましては、少なくとも高等学校の一年生に入学した時点で、その生徒が自分が大学を受けるときの大学の入試制度はこういうものであるというものがわかるぐらいの、事前の十分な時間を置いた上での改革が望ましいのではないかというふうに考えております。

そこで現在、近く結果が明らかになると思いますが、文部省といたしまして初めての試みでございますが、高等学校の生徒、また父兄、高等学校の進路指導の先生方を対象といたしました大学入試についての世論調査を今実施しているところでございまして、来月の半ばごろまでには具体的なその分析結果が出るというふうに考えておりまして、そうしたものも参考にしながら、今委員御指摘のとおりに、そう急がずに、じっくり腰を据えて入試のあり方についてよりよき姿を探求してまいりたい、このように考えている次第でございます。

～　（略）　～

○嶋崎委員　あと一分しかないのですが、共通一次についてちょっと質問をしたかったのですけれども、大臣の所信表明を見ますと、五ページと八ページの二つにわたって提起しています。大臣の所信表明の五ページで言っているのは、「相当の時間をかけた準備期間をおいて改革を行うことが必要であるとの認識を前提としつつ、さらに、中長期的な課題としてより抜本的な改善方策を模索し、探究する必要があると考えております。」その際に、生涯学習との関連も重要です、こう言っている。よくわかったようなわからぬような漠然としたことを言っていますね。

今度は具体的にはどうなってくるかというと、当面はどうなるかというと、八ページでは「大学入試については、当面、大学入試センター試験の円滑な実施や国立大学の受験機会の複数化など、関係者の格段の努力を促しつつ、改善に向けて着実な推進を図ってまいります。」こう言っているわけです。片や中長期的判断、片や当面は六十五年の新テスト、これについても複数化その他を考えて是正しなければいかぬ、こう言っているわけですね。

こう言っていますが、六十五年度の新テストについては、今までの十年間の経験から見て、一番複雑になっちゃった。二つのグループはある、分割方式はある、そして連続も加味する、もうこんなになったら高校生も複雑でどうもならぬです。そして、やっていることは明確に二段階選抜、第一次と学部のテストがリンクされているという制度として集約されてきました。だから、もう百も承知ですからこれ以上言いませんが、今の共通一次の六十五年度新テスト方式では何の解決策にもならぬということだけを明確にさせて、もう一度

## 8　国会における大学入試に関する質疑

| | | | |
|---|---|---|---|
| ア | 第 114 回国会　衆議院文教委員会会議録（抄） | 元. 5.24 | 鍛　冶　　清(公) |
| | | | 嶋　崎　　譲(社) |
| | | | 中　野　寛　成(民) |
| イ | 第 114 回国会　参議院文教委員会会議録(抄) | 元. 6.16 | 高　木　健太郎(公) |
| | | | 勝　木　健　司(民) |
| ウ | 第 114 回国会　参議院文教委員会会議録（抄） | 元. 6.20 | 林　　寛　子(自) |
| | | | 下　村　　泰(二) |
| エ | 第 116 回国会　衆議院決算委員会会議録（抄） | 元.11.10 | 大　矢　卓　史(民) |
| オ | 第 116 回国会　衆議院文教委員会会議録（抄） | 元.11.17 | 鍛　冶　　清(公) |
| カ | 第 116 回国会　参議院文教委員会会議録（抄） | 元.12. 5 | 田　沢　智　治(自) |
| キ | 第 116 回国会　衆議院文教委員会会議録（抄） | 元.12. 6 | 嶋　崎　　譲(社) |
| ク | 第 116 回国会　参議院文教委員会会議録（抄） | 元.12.14 | 山　本　正　和(社) |
| | | | 高　木　健太郎(公) |





## 9　平成元年度大学入試に関する新聞論調等一覧

| | | | |
|---|---|---|---|
| 元. 4. 4 | 毎　日 | （社説） | 改めて入試の改革を求める |
| 4.13 | 毎　日 | （記者の目） | 名ばかりの複数受験 |
| 5.12 | 朝　日 | （論壇） | 大学独自の記述　併用の入試に |
| 5.21 | 読　売 | （教育） | 新テスト前に混乱招く — 入試改革　受験生アンケート — |
| 6.14 | 産　経 | （正論） | 大学は水増し率のアップを |
| 6.20 | 東　京 | （社説） | 大学の入試改革をあまり急ぐな |
| 6.30 | 読　売 | （論点） | 入試には時間をかけ人物評価に重点を |
| 7.10 | 東　京 | （解説） | せっかちな大学入試改革論議 |
| 7.16 | 読　売 | （教育） | 共通１次得点かさ上げ事件　その後 |
| 7.16 | 産　経 | （主張） | 入試改革の民意をどう読むか |
| 7.22 | 東　京 | （社説） | “入試アンケート”の示すもの |
| 8. 8 | 毎　日 | （社説） | 緩和が必要な大学の入学枠 |
| 8.11 | 日　経 | （社説） | 質量の両面で緊急課題の大学改革 |
| 8.14 | 産　経 | （主張） | 大学は急増期の門を広げよ |
| 8.15 | 東　京 | （社説） | 大学生 200 万人時代の明と暗 |
| 8.17 | 毎　日 | （社説） | 逃走する国公立大入試改革 |
| 8.18 | 読　売 | （社説） | 入試の多様化は進んだが |
| 8.24 | 産　経 | （主張） | 来年の大学入試と改革の方向 |
| 8.24 | 読　売 | （社説） | 大学志願急増をどう乗り切る |
| 8.27 | 読　売 | （解説） | 注目される適性重視 — 国公立大入試 — |
| 9. 2 | 産　経 | （正論） | 入試の改革は着実に前進 |
| 9.19 | 東　京 | （社説） | “教科書通り”の入試も困る |
| 10.22 | 毎　日 | （社説） | 国立大の入学定員を増やせ |
| 12.1 | 読　売 | （論点） | 受験慣れの高校生制度いじりは迷惑 |
| 12.22 | 産　経 | （正論） | 一つでない理想的受験生像 |
| 2. 1. 7 | 読　売 | （教育） | “乱戦入試”に受験生悲鳴 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1.12 | 東　京 | （社説） | 新テスト元年 ― 大学に望む |
| 1.13 | 読　売 | （社説） | 「新テスト元年」に望むこと |
| 1.13 | 産　経 | （主張） | 受験生ラッシュに門を広げよ |
| 1.15 | 朝　日 | （時時刻刻） | チャンス増えた　選択校複雑に |
| 1.16 | 朝　日 | （社説） | 新テスト，このふしぎなもの |
| 1.17 | 毎　日 | （社説） | 新テストは実施されたが |
| 1.20 | 読　売 | （解説） | 新テスト　平均点上昇，足切り不安 |
| 1.21 | 読　売 | （教育） | 私大を意識，新テスト |
| 2. 2 | 産　経 | （主張） | 高い大学入試競争率の虚と実 |
| 2.23 | 東　京 | （社説） | 割り切れない二段階選抜 |
| 2.26 | 毎　日 | （社説） | センター試験でもよくない |
| 3.24 | 読　売 | （解説） | 国公立大学の私大型成功で採用増加も |
| 3.25 | 日　経 | （社説） | 入試の多様化は進んだが |
| 3.25 | 読　売 | （教育） | ロングラン国公立大学入試 |
| 3.26 | 朝　日 | （社説） | 若者 40 余万人のため息 |
| 3.29 | 読　売 | （社説） | 宿題残した「新テスト元年」 |
| 3.29 | 東　京 | （社説） | おごる国立大は久しからず |
| 3.31 | 日　経 | （教育） | 新テスト　塗り替わる入試地図 |



**大学入試センター年報**（平成元年度）

発 行 日　　平 成 3 年 3 月
発　　行　　大学入試センター（管理部庶務課）
（〒 153）東京都目黒区駒場 2 丁目 19―23
電　話　03（3468）3 3 1 1